

高圧ガス保安法逐条解説 —その解釈と運用—

(高圧ガス保安法)
(高圧ガス保安法施行令)

注) 本解説の引用に参考文献がいくつか用いられているが、頻繁に用いられている参考文献に関しては、以下の表のように記号で表している。

表 参考文献を表す記号一覧

記号	文献等名称	発行年月	発行所
A－1	高压ガス取締法の解説	昭和 27 年 2 月	(有)一橋書房（発売所は「高压ガス協会」）
A－2	高压ガス取締法逐条解説 —その解釈と運用—	昭和 42 年 5 月	高压ガス保安協会
A－3	改正高压ガス取締法 —逐条解説—	昭和 51 年 7 月	(株)石油産業新聞社
A－4	改正高压ガス取締法 逐条解説	平成 4 年 5 月	高压ガス保安協会
A－5	高压ガス取締法 政・省令解説	平成 4 年 5 月	高压ガス保安協会
A－6	行政機関向け 高压ガス保安法令勉強会テキスト Ⅰ 高压ガス保安法令の歴史 Ⅱ 高压ガス保安法の制定と改正の概要	平成 25 年 7 月	高压ガス保安協会
B	高压ガス・液化石油ガス法令用語解説 第 3 次改訂版	平成 26 年 1 月	高压ガス保安協会
C	高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	20140625 商局第 1 号 平成 26 年 7 月 14 日	

第1編 総論

第1章 高压ガス取締りの沿革

第一次世界大戦（1914年（大正3年）から1918年（大正7年））を契機として、日本の工業は未曾有の飛躍を成し遂げたが、それ以前から既に諸外国においては「高压ガス工業」と呼ばれる分野が開拓されており、日本においても国内化学工業の急激な進展と相まって、高压ガスの需要面で新たな分野が開拓され始めていた。こうしてこの頃から、日本の高压ガス工業は急速に発展する気運となったのである。

歴史的にみれば、1895年（明治28年）にドイツでリンデが、これまで永久ガスと考えられていた空気を液化して酸素と窒素に分離する実験に成功した。その後、フランスのクロード、レピー、エルプロネー、ピクテ等が、相次いで工業化が可能であることを示した。一方、既に18世紀の末頃から、空中の窒素を固定して実用的に利用しようとする研究がされており、理論的にはある程度完成していたが、1902年（明治35年）にアメリカのナイアガラにおいて、ブラドレー及びラヴジョイが、また1904年（明治37年）にはノルウェーでピルケランド及びアイデが、空気中で高压放電を行い酸化窒素を生成し、硝酸から硝酸塩を作ることに成功し、さらに1905年（明治38年）には、ドイツでフランクとカラーが偶然石炭窒素の製造方法を発見し、1908年（明治41年）には、ドイツで60数年間の研究課題であったアンモニアの工業的合成法を完成しハーバーの特許として発表され、翌1909年（明治42年）にはボッシュとの協力により、ほぼ完全なアンモニア合成法として世に知られるようになっていた。

一方、日本でも、圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法（以下「圧縮法」という。）の公布の1922年（大正11年）までに操業を開始した高压ガスの種類別に歴史的なものを取り上げてみると、1907年（明治40年）に兵庫県平野で日本麦酒釀造が天然炭酸ガスを原料とする液化炭酸ガスの製造を開始したのをはじまりとして、1910年（明治43年）に日本窒素工業の日本における将来性に着目して窒素ガスの操業を開始し、1911年（明治44年）には日本酸素（現・大陽日酸株）大崎工場が酸素ガスを、1912年（明治45年）には東京電気川崎工場が水素ガスを、1918年（大正7年）には保土谷化学（現・保土谷化学工業株）保土谷工場が塩素ガスを、1912年（明治45年）には大日本アガガス（現・大日本アガ株）が溶解アセチレンを製造しており、ここまでに合計6種類のガスが製造されていたことになる。

この他にも、官庁関係の製造所は圧縮法の規制の対象外であったが、名古屋には陸軍の砲兵工廠が酸素を、横浜には燈台局が溶解アセチレンを製造していたようであり、また目黒の臨時窒素研究所、渡辺研究所がアンモニア合成の研究を行い、神田多町には株式会社電解工業が水素の製造を行っていた記録がある。

なお1922年（大正11年）までに操業を始めた製造所を列記すると、上記の他に、1915年（大正4年）には液体空気（現・日本エア・リキード株）兵庫工場、1916年（大正5年）には合同油脂グリセリン（現・日油株）兵庫工場（酸素）、電気化学（現・デンカ株）（石灰窒素）、

1917年（大正6年）には横浜コークス酸素、名古屋酸素（現・名古屋酸素㈱）、日本炭酸（現・日本炭酸瓦斯㈱）、1918年（大正7年）には日本酸素、名古屋・広島両工場、液体空気神奈川工場、1919年（大正8年）には日本酸素亀戸工場、田辺酸素（現・田邊工業㈱）、大阪酸水素（現・日本理化㈱）、液体空気大阪・水俣両工場、三菱造船（現・三菱重工業㈱）兵庫工場、大日本ビール（現・アサヒグループホールディングス㈱、サッポロホールディングス㈱）目黒工場、平野鉱泉（現・アサヒ飲料㈱）多田工場、1920年（大正9年）には函館酸素、東洋酸素（現・太陽日酸㈱）、帝国製薬（現・帝國製薬㈱）四国酸素工場、筑豊酸素、宇島酸水素（現・伊藤忠工業ガス㈱）、日本麦酒鉱泉（現・アサヒグループホールディングス㈱、サッポロホールディングス㈱）多岐工場、保土谷化学保土谷工場（酸素）、1921年（大正10年）には日本酸素小倉工場、豊崎酸素（現・太陽日酸㈱）、三菱造船長崎工場、1922年（大正11年）には大日本人造肥料（現・日産化学工業㈱）王子工場（塩素）、小松川酸素、平野炭酸、帝国炭酸有馬工場等がそれぞれ操業している。

また、圧縮法公布以後ではあるが、1923年（大正12年）10月には、日本のアンモニア合成の先端を切って日本窒素延岡工場（現・旭化成㈱延岡工場）がカザレー法で操業を開始したことは、歴史的な事業であろう。

以上のような状態で、国内の高圧ガスに関する工業が発展する半面、それに伴う災害事故も逐次発生している。1917年（大正6年）－2件、1918年（大正7年）－3件、1920年（大正9年）－6件、1921年（大正10年）－3件、1922年（大正11年）－3件と増加し、死者23名、傷者36名を数えるまでになり、このままこの状態が推移するのであれば、保安上の観点からみても、高圧ガス業界の健全な発達という面からみても、問題点が多いと考えられる結果となったので、政府はこの産業の取締りについて研究を進め、当時の帝国議会に「圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法」案として提出したのであった。同法は、1922年（大正11年）4月11日付け法律第31号として公布され、翌1923年（大正12年）4月12日付け勅令第177号によって同年6月1日から施行された。

同法の施行命令として、1923年（大正12年）4月12日付け内務省第12号で「圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法施行令」が法律第5条の委任を受けて公布された。この内容は、ガスの圧縮、液化を業とするいわゆる製造業者、販売業者及び貯蔵業者の許可申請（1～3条）、それらの業者の施設の変更、継承の場合の許可又は届出（4～5条）、設備の完成検査（6条）、化学主任者及び圧縮機取扱主任者の選任、その選考及び免状の返納（7～9条）、ガスの充填及び授受の際の帳簿（10～11条）、ガスの製造設備（12条）、製造の方法（13条）、貯蔵所（14条）、制限距離、保有距離及びその緩和（15～16条）、容器の規格（17～19条）、容器製造業者、販売業者の帳簿（20～21条）、充填、容器再検査及び表示（22～23条）、移動（24条）、適用除外（25条）、罰則（26～27条）、附則からなっており、現在の高圧ガス保安法の基礎的事項を一応網羅しているものである。

その後、この施行令についての改正が数回にわたり発議されたが、当初のものがその後改正された点を以下に取り上げてみた。

第1点は作業主任者制度に関することである。例えば、化学主任者免状と圧縮機取扱主任者

免状が、その後化学（甲乙）、機械（甲、乙、及び丙）の作業主任者免状となり、庁府県長官が選考して交付するものが全国に適用させるため、主務大臣の選考（高圧ガス取締法では国家試験）になったこと等である。

第2点は容器及び容器証明書に関することである。容器については大きさに応じた格別の規格を定めず一律であり、かつ、アセチレン、アンモニアガス容器については外国の使用実例によるものであったようであるが、特に継目無し容器とは限定していないこと、また当時の実情によるものであったようであるが、液化ガスの種類は7つだけが掲名してある等のこと、また容器証明書については単に圧かい延伸試験を実施し、合格した旨の証明書が要求され（外国製の容器については、当該国でこの施行令に準じた試験を行い、これに合格したものであることの証明書で代替できた。）かつ、その証明書は一般に誰でも発行できることになっていたこと等の点である。

以上の2点が当初の施行令からその後に改正された大きなものであり、その他については大まかにはさほど変化がないようにみえるが、参考までにその後の省令改正について、順を追って若干説明を加えたい。

まず第1回目の改正は、1936年（昭和11年）7月20日公布、8月1日施行の内務省令第23号による改正である。全条にわたり改正が加えられ、形式的にも非常に進歩したものとなった。全文45条を9章に分けて第1章を「総則」とし、高圧ガスの定義ともいうべき適用範囲、ガス容積の換算基準、容器の分類等を、第2章を「製造、貯蔵、販売」とし諸手続き規定を、第3章を「作業主任者」として主任者を置かなければならない製造所の区分、免状の種類、選考の方法、免状の返納命令、主任者の変更命令等を、第4章は「作業上の制限」として完成検査、帳簿、製造設備、製造の方法、貯蔵所、距離制限、充填作業、容器の表示、移動等を、第5章は「容器」として容器の製造方法、規格、検査、容器証明書、容器の製造、輸入、販売届と帳簿、輸入、高圧ガスの取扱い等を、第6章は「手数料」として主任者免状と容器証明書の手数料について規定し、第7章は「雑則」として災害事故届、適用除外、主務大臣の特別権限等を、第8章は「罰則」、第9章は「附則」として諸経過規定を盛り込み、表現も近代的な感じのものになった。

この第1回目の施行令改正の内容は、前述の作業主任者制度と容器、容器証明書に関する変化と共に、当時、飛躍的に成長を続ける高圧ガス業界に足並みを揃え条文の整備が完成されたことは特筆すべきであろう。つまり、冷凍関係業界における高圧ガスの占める地位に照らし合わせれば、種々な点にその規制がはっきりとしてきたこと、また諸手続規定が整備され、加えて、災害事故の漸増傾向を防止するための参考資料整備のために、災害事故の届出規定が新たに設けられた。さらに特筆すべきは、日進月歩の高圧ガス業界と法令改正のタイムラグを補うために、施行令中に主務大臣の特別権限規定が設けられたことである。これは、いわゆる「第37条」による命令といわれ、高圧ガス取締法（以下「高取法」という。）の施行まで、この規定がよく活用されてきたものである。

第2回目の改正は、1943年（昭和18年）11月4日内務省令第70号で行われたものである。手数料の改正だけなので、説明を省略する。

第3回目の改正は、1944年（昭和19年）7月28日内務省令第30号で行われたものである。これはかなり内容の濃いものである。高压ガスの定義については実際の危険性を基準として考えて常用圧力10気圧以上のものに拡張し、圧力の測定はゲージ圧力であることを明らかにした。また、製造許可申請の必要な範囲を3立方メートルから30立方メートルに引上げ、諸研究機関への便宜を計り、製造許可申請書の内容については最も重要な強さ、安全装置等の項目が追加され、作業主任者については特に規定の要求するところが必要最少限度になるように機械主任者のみでよいところが拡大される等のほか、当時の主任者の不足の事情に対処するための特例措置を設け、容器については、熱処理と溶接容器に関する考え方を明らかにしたほか、容器の規格について重要な進歩を規定する変化がみられた。そのほか容器に関して液化ガス名の追加が7種類についてあり、容器再検査の期間が理論的に定められ、刻印の内容が整備される等、当時の高压ガス業界の状況に対応する態勢が完成された。

引き続いて第4回目の改正は、同じく1944年（昭和19年）11月13日内務省令第37号で、高取法の規定でいうならば特別充填許可に関する事項がその手続きと共に追加されこれまでの制度が補充されたが、これは前述の「第37条」による命令の一部の規定化ということとなる。

その間、ますます激化した第二次世界大戦（1939年（昭和14年）から1945年（昭和20年））の様相に対応し、また、万一の場合の通信手段の困難が予想され、1945年（昭和20年）7月2日には、内務省令第16号「内務省関係許可等臨時措置令並戦時行政職権特例」により内務大臣の権限を全部地方長官に委譲したが終戦後の1946年（昭和21年）4月2日には再び元に戻した。また新憲法の制定に伴って省令中の罰則はその効力を失うこととなり、この頃から既に法律の全面改正の様相が漂い始めていた。なお、1947年（昭和22年）12月には内務省解体のため、この事務は商工省（経済産業省の前身）に移管された。

第5回目の改正は当時の物価水準の変化に伴う手数料改正で、1950年（昭和25年）4月1日通商産業省令第20号で実施した。またそれに引き続き、同年4月20日地方公共団体手数料令の一部を改正する政令により、各種許可手数料、容器検査の手数料が新たに加えられた。

第6回目の改正が圧縮法令としての最後の改正であるが、1950年（昭和25年）12月28日の通商産業省令第111号により、フロン11ガス、シアン化水素ガス、塩化ビニルガスを液化ガスの種類に追加し、その取扱いの基準を規定したものである。¹⁾

第2章 高压ガス取締法制定の理由及び経過

第1節 高压ガス取締法制定の理由

高压ガスに関する取締りは、第1章において述べたように、これまでも圧縮法に基づいて実施されてきたのであって、第10国会で成立した高取法は、圧縮法の全面改正法の性格をもつものである。即ち高压ガス取締法制定の理由は、圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法が大正11年の立法であって、制定以来既に約30年を経過し、次のような点で全面改正の必要に迫られていた

からである。

第1点として、圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法は、大日本帝国憲法下における内務省による警察行政の一環として制定された関係上、行政の裁量の余地を相当残しており、戦後制定された日本国憲法下の法律としてふさわしくないということである。

つまり圧縮法は、圧縮ガス、液化ガスという広範囲な業種にわたる対象を取り締る法律として、わずかに本文5か条、計12か条という簡単なもので、実質的な取締り規定は、ほとんど施行令（省令）に委任している広範な委任立法であり、また施行令においても、取締りの実質的な部分について第37条に極めて広い行政の裁量の余地を残していた。

もちろん広範囲な対象を取り締るものであるため、すべての規制を全部法律で定めるということは技術的にも困難であるし、また業界の進歩に応じて逐次改正が予想される技術的な基準について、変更の都度、法律の改正の手続きを採ることは、運用上にも支障をきたすこととなるが、本来自由であるべき事項を禁止し、又は義務を課するような事項、不当な行政処分に対する不服の申し立てのないいわゆる行政救済の制度、又は許可、認可、検査等の基準の範囲等については、できるだけ詳細明確に法律に規定し、運用の方針範囲を明らかにするのが、日本国憲法下における法の基本方針である。

このような観点から高取法においては、圧縮法で省令に規定していた事項中、技術的な事項及び手続きその他の細目的事項を除いて、基本的な事項は法律自身に規定することとなった。従って法律の条文も本文79か条、罰則5か条と従来に比べて極めて増加し、内容も詳細なものとなった。

次に第2点としては、上述のように圧縮法は、制定以来既に30年になり、取り締りの対象となる高圧ガス工業又は容器、機器製造工業の進歩からみて、取り締りの方法、技術上の基準についても再検討をしなければならない段階となったことである。

圧縮法においても、1936年（昭和11年）には施行令の全面改正が行われ、その後においても部分的に改正を加えてきたのであるが、製造施設、製造の方法の基準、容器の規格及び検査制度、作業主任者の資格等について根本的に再検討を行う必要があり、高取法においては、危害予防規程の認可制度、容器の検査制度における登録検査所の制度、作業主任者国家試験制度の確立、高圧ガス保安審議会の設置、原料ガス及び冷凍用機器の規制等新たな運営態勢を整え、また省令で製造施設、製造の方法その他貯蔵、運搬、消費、廃棄等の基準、容器の規格等について圧縮法の基準に所要の修正を行い又は新たな基準を設けたのである。

第3点は、第1点と同様に、新憲法下の制度として内務省が解体して地方自治体制が確立し、また警察法の施行によって警察制度の改正が行われたので、従来1系統としての内務省、都道府県警察部、各警察署という関係で取り締りを担当していた行政庁が、通商産業省、都道府県、警察という相互に独立した行政機関によって取締りを分担することになったのである。ところが法令の面では、依然として従来の表現をそのまま採っているため、通商産業省、都道府県、警察の関係が不明確になるおそれがあるので、それぞれの権限、所掌事務の範囲及びその間の相互連絡関係を明らかにする必要があった。

そこで高取法においては、法律上の基本的な権限の区分、政令による委任関係及びその間

の通報関係の規定を設けて取締り担当行政庁の立場、所掌事務の範囲を明らかにした。

以上の3点つまり

1. 新憲法に迅速に対応した法体系の整備
2. 高压ガス産業界の実情に迅速に対応するための技術上の基準の再検討
3. 行政組織の改革に伴う取締り担当行政庁の明確化

ということが、高取法制定のポイントであるということができる。

このような理由で通商産業省発足以来、本格的に新法の立案に着手し懸命に検討を続け、昭和26年3月13日に最終法案の閣議決定を終え、関係方面の了解を得て第10国会に上程された。国会においては、参議院先議で審議されたが、法案中高压ガス保安審議会の委員の任期に関する第70条の規定について原案の「学識経験のある者のうちから任命された会長及び委員の任期は6か月とする。ただし、1回に限り、再任を妨げない。」のうち「1回に限り、」を削除することとなった。この原案については、立案の当初から論議のあったところであるが、1951年（昭和26年）2月16日閣議決定の「審議会等の設立基準等に関する件」に従い、経済関係審議会に属するものとして委員の任期を6か月とし、1回に限り再任を認める案となったのである。

しかしながら、本審議会のように技術的事項を調査審議するものについては、6か月という任期は1回の再任を認めたとしても短か過ぎる傾向にあり、頻繁に審議の途中で委員の交替となるおそれがある、それが原因で基本的事項について十分な調査審議が困難になるのであり、この修正意見については関係方面も了解するところとなり、必要に応じて2回以上の再任も認められることになったのである。

国会における修正点は、この1点のみで、5月23日参議院本会議、5月26日衆議院本会議を通過成立し、6月7日付けで昭和26年法律第204号として高压ガス取締法が公布された。

高取法の施行期日は、附則第1項の規定により公布の日から起算して6か月を超えない期間内に政令で定めることになっているが、通商産業省においては、施行の期限である12月6日から施行することとし、諸般の準備を進めた。同法を施行するためには、法律の各条に定めるところにより施行期日、特に高取法の対象とする液化ガス、適用を除外する高压ガス、手数料の額、都道府県知事が各公安委員会に通報する区分及び他の行政庁への権限の委任については、政令をもって規定し、高压ガスの製造、貯蔵、移動、詰替、消費、廃棄に関する技術上の基準、作業主任者及び国家試験に関する事項の細目、容器の製造、加工、検査等に関する技術上の基準、容器証明書、検査主任者に関する事項の細目、冷凍用機器及び原料ガスの製造に関する技術上の基準、高压ガス保安審議会の議事の手続きその他運営に関する細目については、通商産業省令をもって定めることになっていた。そこで政令としては、高压ガス取締法施行令（昭和26年政令第350号）が11月6日に、通商産業省令としては、高压ガス取締法施行規則（昭和26年通商産業省令第68号）が11月14日にそれぞれ公布されて、いずれも12月6日から施行されることとなった。同日より高取法が発効することとなり、同時に旧圧縮法が廃止されることとなった。

なお、通商産業省令で規定する事項のうち、さらにその細目をなす計算式、又はJIS を準

用するものについては、告示に細目を譲ったものがあり、また鉄道車両に固定する容器の規格については、一般容器よりも規格が厳格になることと、通商産業省、運輸省が協議して定めることとしたため、別に両省の共同告示で定めることとした。

また国庫に納付すべき手数料について、収入印紙をもってする納付を認める告示が別に定められこれら3告示即ち

1. 昭和26年 通商産業省告示第286号
2. 昭和26年 通商産業省運輸省告示第3号
3. 昭和26年 通商産業省告示第287号

は、12月6日付けで公布された。

最後に法律の規定中、公聴会に関する第75条の規定は、附則で定めるところにより法律公布の日から施行されており、技術上の基準に関する省令を制定する場合には、公聴会を開催して広く一般の意見を聴くこととなっているので、10月29日省令案について公聴会を開き最終的に一般の意見を聴いたが、その際、各界代表より述べられた意見のうち5項目が採用されて省令に取り入れられた。¹⁾

第2節 高圧ガス取締法の改正の経過

1951年（昭和26年）に高取法が制定されて以来、各種高圧ガスの普及、高圧ガス技術の進歩等により幾度も改正が行なわれているが、そのポイントを列挙すると次のとおりである。

（1）警察法の改正に伴う改正（昭和29年6月8日 法律第163号）¹⁾

（2）第1次改正（昭和31年4月1日 法律第60号）¹⁾

主として次の点についての改正である。

（ア）液化酸素の消費に係る規制を強化したこと。

（イ）販売業者及び液化酸素消費者について取扱主任者を選任させ保安監督を行わせることとしたこと。

（ウ）高圧ガス保安審議会の会長及び委員の任期6か月を2年に改めたこと。

（エ）手数料を増額したこと。

（3）計量法の改正に伴う改正（昭和33年4月15日 法律第62号）¹⁾

（4）行政不服審査法の施行に伴う改正（昭和37年9月15日 法律第161号）¹⁾

行政庁の処分不服のある者の行政庁に対する不服の申し立ては、別途、行政不服審査法で処理されることになったので、これに伴う改正である。

（5）第2次改正（昭和38年7月19日 法律第153号）¹⁾

主として次の点についての改正である。

（ア）特殊法人高圧ガス保安協会を設立し、これに関する会員、役員、業務、監督等の諸規定を定めること。

（イ）高圧ガス保安協会の設立に伴い、同協会が行う講習を受けた者に対する作業主任者試験等における科目免除、保安検査、容器検査の代行等の規定を定めたこと。

- (ウ) 第一種製造者は、保安教育を行うに当たって保安教育計画を作成して、これに基づいて行うべきことに改めたこと。
 - (エ) 第一種製造者は、特に定める施設について定期に保安のための自主検査を行うべきこととしたこと。
 - (オ) 販売業者の許可の基準として、販売のための施設及び方法を定め、かつ、施設については完成検査を受けるべきこととしたこと。
 - (カ) 液化石油ガス等の一般消費者における設備の設置等の基準を設けたこと。
 - (キ) 販売業者における保安責任者としての販売主任者（旧取扱主任者）の資格を所定の試験に合格し、かつ、所定の経験を有する者に改めたこと、
 - (ク) 第二種製造者の範囲を冷凍能力3トン以上に改めたこと。
 - (ケ) 高圧ガスの製造施設のうち特に定めるものについては、設置前に検査を受ければ、設置後の完成検査は受ける必要はないとしたこと。
 - (コ) 第一種製造者及び販売業者の施設に、貯蔵施設及び導管を含めたこと。
 - (サ) 作業主任者免状の種類に、液化石油ガス製造所の監督者として丙種化学主任者免状を追加したこと。
 - (シ) 適用を除外される高圧ガスに、航空機、特定の電気工作物及び原子炉内における高圧ガスを加えたこと。
- (6) 第3次改正（昭和40年5月1日 法律第52号）¹⁾
主として次の点についての改正である。
- (ア) 大量消費が行われている高圧ガス（圧縮水素、圧縮天然ガス、液化アンモニア、液化石油ガス及び液化塩素）に液化酸素を追加して、これらの高圧ガスを一定量以上貯蔵し、又は導管により受け入れて消費している者に対し、都道府県知事への届出、取扱主任者の選任、定期自主検査の実施等の規制を行ったこと。
 - (イ) 大型容器の附属品についての規制を強化したこと。
- (7) 通商産業省設置法の改正に伴う改正（昭和41年4月25日 法律第55号）¹⁾
「高圧ガス保安審議会」を「高圧ガス及び火薬類保安審議会」に改組したことに伴う改正である。
- (8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の制定に伴う改正（昭和42年12月28日付法律第149号。高取法の改正部分は、昭和43年3月1日施行）²⁾
主として次の点についての改正である。
- (ア) 液化石油ガスの一般消費者等に対する液化石油ガスの販売は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）により規制することとされたのに伴い、同販売行為が高取法の販売規制から除外された。
 - (イ) 家庭用設備に対する規制から液化石油ガスに関するものが削除された。
 - (ウ) 協会会員資格に液化石油ガス器具等の製造・販売の事業を行う者及びそれら器具等の指定検定機関が加えられた。
 - (エ) 協会の業務に液化石油ガス法の検定及び液化石油ガス器具等の登録製造事業者が

製造した器具等の試験を行うことが加えられた。

- (オ) 法による立入検査を行うことができる対象に液化石油ガス法による液化石油ガス販売事業者が加えられた。(双方の法によりできることとされた。)
 - (カ) 都道府県知事が許可等をした場合の都道府県公安委員会又は消防長への通報が政令で定める区分によることとされた(昭和43年2月7日付政令第14号で通報区分が定められた。)
 - (キ) その他高圧ガスの貯蔵、火気等の制限、緊急措置等について条文整理がされた。
- (9) 第4次改正(昭和50年5月23日 法律第30号。公聴会、経過措置を加える規定は同日施行、(サ)及び(シ)の規定は同年8月1日施行、その他の規定は昭和51年2月22日施行)²⁾

主として次の点についての改正である。

- (ア) 高圧ガスの製造設備のうち特に定めるもの(以下「特定設備」という。)を製造する者又は輸入した者は、その設備について製造工程ごとに検査を受けるべきこととされた。(昭和51年2月17日付省令第4号で対象設備及び検査基準が定められた。)
- また、これに伴い、完成前検査の制度が廃止された。
- (イ) 特定設備の検査は、通商産業大臣、協会又は指定検査機関が行うこととされ、指定検査機関の条件が定められた(昭和51年2月17日付省令第4号(特定設備検査規則)でその条件として保有すべき検査設備等が定められた。)
- (ウ) 特に定める容器附属品(以下「附属品」という。)を製造又は輸入した者は、その附属品について、通商産業大臣又は協会が行う検査を受けなければ、譲渡又は引き渡してはならないこととされた(昭和51年2月18日付省令第5号(容器保安規則)で附属品の種類及び検査基準が定められた。)
- (エ) 附属品は、一定期間経過後は再検査を受けなければ使用できないこととされ、再検査は通商産業大臣、協会又は容器検査所が行うこととされた(昭和51年2月18日付省令第5号で附属品の再検査基準が定められた。)
- (オ) 特に定める容器の容器証明書を廃止し、これに代えて容器に所要の刻印をすることとされた(昭和51年2月18日付省令第5号で対象容器のガスの種類及び圧力の範囲並びに刻印事項が定められた。)(特定容器：の刻印がされた容器について容器証明書を廃止)。
- (カ) 作業主任者を事業所の規模に応じ、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員及び保安企画推進員のように段階的に改められた(昭和51年2月17日付省令第3号(液化石油ガス保安規則)及び昭和51年2月19日付省令第7号(一般高圧ガス保安規則)で選任すべき事業所の規模及び選任区分、職務、保安係員等の義務講習について受講期間等が定められた。)
- (キ) 一定の規模以上の事業所の危害予防規程は、都道府県知事の認可に先立ち、協会の意見を聴き、その意見書を添付すべきこととされた(昭和51年2月17日付省令第3号及び昭和51年2月19日付省令第7号で対象事業所の規模が定められた。)

- (ク) 従来事後届出対象業者であった小規模製造事業者を含めた第二種製造者は、事前届出を要することとされました。
- (ケ) 保安検査に対し手数料を徴収することとされ、これを含め新設された検査に対し手数料が定められ、かつ、手数料が増額された（昭和51年2月17日付政令第20号で手数料の額が定められた。）。
- (コ) 都道府県知事が許可等をした場合の通報先に管区海上保安本部長が加えられた（昭和51年2月17日付政令第20号で通報先としての管区海上保安本部長の区分が加えられた。）。
- (サ) 作業主任者免状が製造保安責任者免状に、作業主任者試験が製造保安責任者試験に名称変更され、個々の免状の名称がこれに従って改められた（例 甲種化学主任者免状を甲種化学責任者免状に）。
- (シ) 協会に国が1億円の出資を行う旨が規定され、これに伴う規定が整備された。
- (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴う改正（昭和53年7月3日 法律第85号。昭和54年4月1日施行）²⁾
主として次の点についての改正である。
 - (ア) 協会の会員資格に同法による認定調査機関が加えられた。
 - (イ) 協会の業務に液化石油ガス設備士となる者の講習及び都道府県知事の委託を受けて同設備士の試験の実施に関する事務を行うことが加えられた。
- (11) 各種手数料等の改定に関する法律の制定に伴う改正（昭和56年5月19日 法律第45号。同日施行）²⁾
手数料が全般にわたり増額された（昭和56年5月22日付政令第176号で手数料の額が改められた。）。
- (12) 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律の施行に伴う改正（昭和57年7月23日 法律第69号。高取法の改正に係る部分は同年8月23日施行）²⁾
主として次の点についての改正である。
 - (ア) 第一種製造者及び第二種製造者に係る製造施設等の変更の工事に軽微な変更の工事の規定（手続規定含む。）が設けられた。
 - (イ) 販売業者に係る販売施設等の変更の工事に軽微な変更の工事の規定（手続規定含む。）が設けられました。
 - (ウ) 貯蔵所の変更の工事に軽微な変更の工事の規定（手続規定含む。）が設けられた。
 - (エ) 特定高圧ガス消費者に係る消費施設等の変更の工事に軽微な変更の工事の規定（手続規定含む。）が設けられた。
 - (オ) 容器製造業者に係る製造設備の変更の工事に軽微な変更の工事の規定（手続規定含む。）が設けられた。
 - (カ) 上記の改正に伴い、所要の罰則規定が整備されました。
- (13) 外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律

の制定に伴う改正（昭和58年5月25日 法律第57号。同年8月1日施行）²⁾

外国から日本に輸出される特定設備を製造する者は、その特定設備について、通商産業大臣、協会又は指定検査機関が行う特定設備検査を受けることができることとされた（輸入の前に検査申請をすること。）。

- (14) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の制定に伴う改正（昭和58年12月10日 法律第83号。昭和59年6月6日施行）²⁾

主として次の点についての改正である。

(ア) 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備で、その1日の冷凍能力が20トン以上のものを使用して高压ガスの製造をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされているが、今次、政令で定めるガスについては政令で定める値以上の場合、許可を要することとされた（昭和59年6月5日付政令第173号により、政令で定めるガスはフロン、政令で定める値は50トンとされた。）。

(イ) 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその1日の冷凍能力が3トン以上のものを使用して高压ガスの製造をする者は、製造開始の日の20日前までに都道府県知事に届出をしなければならないこととされているが、今次、(ア)の政令で定めるガスについては政令で定める値以上の場合、この届出を要することとされた（昭和59年6月5日付政令第173号により、(ア)の政令で定めるガス（フロン）についての政令で定める値は20トンとされた。）。

- (15) 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の制定に伴う改正（昭和59年5月1日 法律第23号。同年5月21日施行）²⁾

従前は法律で手数料を納付すべき者（事業者）と納付金額（上限）が表形式で規定され、納付すべき実金額は政令で定めることとされていたが、今次の改正では法律に上限金額を記載せず、手数料を納付すべき者（事業者）の名称の列記に止め、納付すべき実金額は政令で定めることとされた。

- (16) 第5次改正（昭和61年5月20日 法律第54号。協会の民間法人化に伴う定款の変更、認可に係る規定は同日施行、その他の部分は同年10月1日施行）²⁾

主として次の点についての改正である。

(ア) 国家試験に係る事務を行わせるための指定試験機関制度が創設され、規定が整備された。

(イ) 容器検査等を行わせるための指定容器検査機関制度が創設され、規定が整備された。

(ウ) 特定設備検査を行わせるための指定検査機関制度は第4次法改正で既に創設されていたが、その名称が指定特定設備検査機関に改められ、他の指定機関と規定の整合が図られた。

(エ) 第4次法改正で行った国による協会への出資を廃止し、協会を民間法人化するための規定が整備された（出資金の返還、役員の自主的な選任、事業の制度的独占の

排除、事業実施に関する大蔵大臣との協議の廃止等)。

(オ) その他各種指定機関に関する帳簿、公示、手数料、罰則等の規定について所要の整備が行われた。

(17) 第6次改正（平成3年12月24日 法律第107号。公聴会に関する部分は同日施行、その他の部分は平成4年5月15日施行）²⁾

主として次の点についての改正です。

(ア) 製造の許可を受けるべき製造設備（冷凍設備含む。）から認定指定設備が除かれた。

(イ) 販売業者及び販売事業届出が免除された第一種製造者は、販売する高圧ガスの購入者（第一種製造者等である者を除く。）に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項等を周知させるべきこととした。

(ウ) 第一種製造者が完成検査を受けるに当たって、指定設備については完成検査を受けることを要しないこととした。

(エ) 高圧ガスの輸入許可制度が届出制度に改められ、所要の規定整備が行われた。

(オ) 特定高圧ガスの消費となる対象ガスに、圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高圧ガスであって政令で定めるもの（政令でモノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン及びジシランの圧縮ガス及び液化ガスが定められた。これらのガスを「特殊高圧ガス」と総称する。）が追加された。

(カ) 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守っていない場合等は所要の勧告を行うことができることとした。

(キ) 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合、又は第二種製造者等が従業者に十分な保安教育を施していない場合等は所要の勧告を行うことができることとした。

(ク) 保安検査は、指定保安検査機関も行えることとされ、所要の規定整備が行われた。

(ケ) 指定設備を使用する第二種製造者も定期自主検査を行うべきこととされました。

(コ) 容器証明書制度がすべて廃止され、所要の規定整備が行われた。

(サ) 刻印をすることが困難な容器については、標章を掲示することとした。

(シ) 容器を輸入した者は、その容器に所定の表示をすべきこととした。

(ス) 認定指定設備の規定（節）を新設した。

(セ) 指定機関に関する章に指定保安検査機関及び指定設備認定機関の規定を追加した。

(ソ) その他公聴会、手数料、罰則（罰金の額の増額等）等の規定について所要の整備が行われた。

(18) 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴う改正（平成5年11月12日 法律第89号。平成6年10月1日施行）²⁾

行政手続法が制定され、平成6年10月1日からの施行に伴う改正で、法第76条の聴聞を聴聞の特例として同法の規定に添って所定の手続規定が改められたものであり、保安関係の実質的改正はない。

- (19) 電気事業法の一部を改正する法律の制定に伴う改正（平成7年4月21日 法律第75号。同年12月1日施行）²⁾

高取法第3条の適用除外で引用している電気事業法の条項の整理が行われたものであり、実質的な改正はない。

- (20) 第7次改正（平成8年3月31日 法律第14号。（C）を除き、平成9年4月1日施行）²⁾

国際単位系のSIを採用すること及び自主保安の拡大を目指した規制緩和要望に応じるため、認定事業者の認定、指定検査機関の規定等の新設・整備が行われたものであり、主として次の点についての改正である。

- （ア）法律名が高圧ガス保安法に改められた（自主保安の拡大に応じ、取締という用語が排除されたもの）。
- （イ）法律の改正に伴い、目次構成が改められた（完成検査及び保安検査に係る認定が追加、原料ガスが削除、指定完成検査機関が追加等された。）。
- （ウ）法の目的に「民間事業者による自主的な保安活動の促進」の趣旨が加えられた。
- （エ）高圧ガスの定義中、10キログラム毎平方センチメートルが1メガパスカルに、2キログラム毎平方センチメートルが0.2メガパスカルに、0キログラム毎平方センチメートルが0パスカルに改められた（圧力の単位の改称は法令全般に適用）。
- （オ）製造の許可を要する処理容積の数値30立方メートル以上が100立方メートル以上に緩和され、さらに政令で定めるガスについては政令で定める値（不燃性ガスを主体としたガス（第一種ガス）にあつては300立方メートル以上）に改められた。
- （カ）製造の許可、届出を要する行為には、液化石油ガス法による充てん設備により消費先で充てんするもの（いわゆるバルク供給）を含まないこととした。（同日改正された液化石油ガス法においてバルク供給による供給形態が法制化されたことに伴うもの）。
- （キ）販売事業の許可に関する規定が削除された（届出に移行）。
- （ク）容積300立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵するときは許可を受けた高圧ガス貯蔵所であることとされていたが、政令で定めるガスにあつては政令で定めるガスの種類ごとに300立方メートルを超える政令で定める容積とし、許可を受けた貯蔵所を第一種貯蔵所と改称することとした。（政令で第一種ガスにあつては3000立方メートル以上、その他のガス（第二種ガス）にあつては1000立方メートル以上のガスを貯蔵するときに許可を要することとした。）
- （ケ）容積300立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵するとき（（ク）の許可を受けて貯蔵するときを除く。）はあらかじめ都道府県知事に届け出て貯蔵する貯蔵所（第二種貯蔵所と称する。）においてすることとされ、基準適合義務も課された。

なお、第一種製造者が許可を受けたところに従って貯蔵するとき及び液化石油ガス法の販売事業者が液化石油ガス法の供給設備若しくは貯蔵設備において貯蔵するときは（ク）及び（ケ）の規定が適用されないこと、及び液化ガス10キログラムを

もって1立方メートルとみなすことについては第一種貯蔵所、第二種貯蔵所とも同様であるとした。

- (コ) 第二種貯蔵所の所有者等は設備等の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないとした（軽微な変更の工事をしようとするときが除かれた。）。
- (サ) 第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者等は設備等の設置又は変更の工事を完成したときは完成検査を受けることとし、検査実施者は従来都道府県知事のみとしていたが、今次協会又は指定完成検査機関も完成検査を行えることとし、所要の規定が整備された。
- (シ) 変更の工事であって完成検査を要するもの（特定変更工事）を完成したときは都道府県知事の完成検査を受けることとしていたが、協会又は指定完成検査機関の検査を受けた場合若しくは自ら完成検査ができるものとして認定を受けた認定完成検査実施者が完成検査記録を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでないとした。
- (ス) 完成検査を受けることを要しないものとして特定設備検査を受けこれに合格したものほかに、今次規定が新設された登録特定設備製造業者及び外国登録特定設備製造業者の製造した設備についても同様の扱いとした。
- (セ) (キ) に代わって販売事業の届出規定を新設した。（周知させる義務等、販売の方法及び販売をするガスの種類の変更等の規定は従前の規定を踏襲することとした（ただし、変更の許可を変更の届出に））。
- (ソ) 第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所について用途の廃止届出規定が定められた。
- (タ) 高压ガスの輸入をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとしていたが、今次これが廃止され、従来規定の輸入検査を受けることでよいこととした。
- (チ) 特定高压ガスの消費者となる高压ガスの種類として、特殊高压ガスと、その他のガスとしてそのガス名及び貯蔵量が法律条文に表形式で規定されていたが、その他のガスについてはこれを政令で定めることとされ、表形式によるガス名と貯蔵量が削除された。
- (ツ) 危害予防規程の認可が届出に改められ、認可申請に当たり協会の意見書を添付すべき旨の規定が廃止された。
- (テ) 第一種製造者は保安教育計画を定め都道府県知事に届け出ることとされていたが、保安教育計画の届出が廃止され、これを定めることのみとした（この計画を忠実に実行すべきことは変わらない。）。
- (ト) 第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の所有者等は、その従業者に保安教育を施すべきこととした。
- (ナ) 保安統括者等の選任は所定の規模等の第二種製造者についても適用することとした。
- (ニ) 製造保安責任者免状の交付要件のうち所要の経験を有すべきことが廃止され、試

- 験に合格すれば免状の交付が受けられることとした。
- (ヌ) (ニ)に関連して、保安係員等に選任する場合は所定の免状所有者であって所定の経験を有する者のうちから選任すべきこととした。
- (ネ) 冷凍保安責任者の選任は所定の規模の第二種製造者についても適用することとした。
- (ノ) 販売主任者の選任は販売主任者免状の所有者のみでなく、製造保安責任者免状の所有者も含めることとし、いずれも所定の経験を有する者を選任することとした。
- (ハ) 大臣又は都道府県知事は、製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務の全部又は一部を省令で定める法人に委託することができるものとした（高压ガス保安法に基づく高压ガス製造保安責任者試験等に関する規則により協会が委託法人となった。）。
- (ヒ) (ニ)に関連して、保安係員等の代理者の選任に当たっては、所定の免状所有者であって、所定の経験を有する者を選任すべきこととした。また、保安統括者の代理者以外の代理者は選解任の届出が不要になった。
- (フ) 保安検査を行うことができる者として、認定保安検査実施者が追加された。
- (ヘ) 定期自主検査を実施すべき事業者として、認定指定設備を使用する第二種製造者が規定されているが、これに1日に製造する高压ガスの容積が一定量（冷凍事業者にあっては一定の冷凍能力）以上の第二種製造者が加えられた。
- (ホ) 完成検査に係る認定（認定完成検査実施者）の規定が新設された。
- (マ) 保安検査に係る認定（認定保安検査実施者）の規定が新設された。
- (ミ) 容器製造業者の届出制を廃止した。これに伴う関係規定が削除された。
- (ム) 容器の輸入届出の規定が削除された（輸入検査を受ける義務は変わらない。）。
- (メ) 容器検査を受けることを要しないものとして、登録容器製造業者又は外国登録容器製造業者が製造し、所定の刻印又は標章の掲示がなされているものが追加された。
- (モ) 再充てん禁止容器について容器検査を受けようとする者の規定が追加された。
- (ヤ) 高压ガスを再充てん禁止容器に充てんする場合の、当該容器の要件が定められた。
- (ユ) 附属品検査を受けることを要しないものとして、登録附属品製造業者又は外国登録附属品製造業者が製造し、所定の刻印がなされているものが追加された。
- (ヨ) 再充てん禁止容器に装置する附属品について附属品検査を受けようとする者の規定が追加された。
- (ラ) 容器等製造業者の登録及び外国容器等製造業者の登録の規定を新設した。
- (リ) 容器又は附属品の廃棄をする者の廃棄（処分）の方法が定められた。
- (ル) 特定設備検査を受けることを要しないものとして、登録特定設備製造業者又は外国登録特定設備製造業者が製造し、所定の基準適合証の交付がなされているものが追加された。
- (レ) 特定設備製造業者の登録及び外国特定設備製造業者の登録の規定が新設された。
- (ロ) 冷凍設備に用いる機器の製造業者の大臣への届出規定が廃止された。

- (ワ) 原料ガスの製造の事業を行う者の都道府県知事への届出規定が廃止された。
 - (ヲ) 指定完成検査機関に係る規定を新設した。
 - (ン) 指定保安検査機関に係る規定が指定完成検査機関の規定に合わせ修正された。同様に、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関及び指定設備認定機関の規定が修正された。
 - (A) 協会会員になることができる者に指定完成検査機関、液化石油ガス法により認定を受けた保安機関が加えられた。
 - (B) 協会の業務のうち、危害予防規程について意見を述べるものが削除され、液化石油ガス法の貯蔵設備又は特定供給設備の完成検査及び充てん設備についての保安検査、並びに指定完成検査機関等に係る調査が加えられた。
 - (C) 協会の業務に液化石油ガス法に基づく保安機関となるのに必要な技術に関する指導を行うことが加えられた。(法律の公布の日(平成8年3月31日)から施行)
 - (D) 協会の業務に免状の交付事務が加えられた。
 - (E) 帳簿、報告の徴収及び立入検査の規定に第一種貯蔵所、第二種貯蔵所及び指定完成検査機関が加えられた。
 - (F) 手数料、都道府県知事と公安委員会との関係等、公示、公聴会等、聴聞の特例及び権限の委任の各規定について所要の改正が行われた。
 - (G) 罰則について所要の改正が行われた。
- (21) 民間活動に係る規則の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う改正(平成9年4月9日 法律第33号。同年4月17日施行)²⁾
- 主として次の点についての改正である。
- (ア) 第二種製造者の相続等に伴う承継に関する規定を新設した。
 - (イ) 販売業者の相続等に伴う承継に関する規定を新設した。
 - (ウ) 承継に関する規定は、特定高圧ガスの消費者についても準用することとした。
 - (エ) 上記の規定の新設に伴い、罰則が整備された。
- (22) 許可等の有効期間の延長に関する法律の制定に伴う改正(平成9年11月21日 法律第105号。同日施行)²⁾
- 容器検査所の登録について、有効期間3年が5年以上10年以内において政令で定める期間と改められた(政令で5年とした。)
- (23) 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行に伴う改正(平成11年5月21日 法律第50号。平成12年3月21日施行)²⁾
- 高圧法第3条の適用除外の規定で引用している電気事業法の引用条項の整理であり、実質的な改正はない。
- (24) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴う改正(平成11年7月16日 法律第87号。平成12年4月1日施行)²⁾
- 主として次の点についての改正である。

- (ア) 高压ガスの製造の許可の手續、完成検査の手續等に関し必要な手續的事項は、省令で定めることとした。
 - (イ) 危害予防規程の届出手続は、省令で定めるところによることとした。
 - (ウ) 保安統括者等の選任届出は、省令で定めるところによることとした。
 - (エ) 容器検査の手續、附属品検査の手續等に関し必要な手續的事項は、省令で定めることとした。
 - (オ) 指定完成検査機関の所在地の変更手續、業務の休止、廃止の手續は、省令に定めるところにより行うこととした。
 - (カ) 手数料の規定は、通商産業大臣若しくは通商産業局長又は通商産業大臣若しくは通商産業局長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手續を行おうとする者について適用があるものとした（都道府県は独自に手数料を制定できることとした。）。
 - (キ) 都道府県は、地方自治法の規定に基づき、製造保安責任者試験又は販売主任者試験に係る手数料を徴収する場合においては、試験を受けようとする者に、試験を行わせることとした協会又は指定試験機関へ納めさせることができることとした。
 - (ク) 都道府県知事は、危険時の届出を受けたとき又は事故届を受理したときは、通商産業大臣に報告すべきこととした。
 - (ケ) 大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができることとした。
 - (コ) 大臣は、公共の安全の維持等必要があると認めるときは、(ケ) に定める事務等に関し、都道府県知事に必要な指示をすることができることとした。
- (25) 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律の制定に伴う改正（平成 11 年 8 月 6 日 法律第 121 号。(ケ) 協会の会員資格に液化石油ガス法の認定検査機関を加える改正（制度変更に伴うもの）及び(コ) 協会の業務中液化石油ガス法に基づく検定等を削除する規定は平成 12 年 10 月 1 日施行、その他は平成 12 年 7 月 1 日施行）²⁾

主として次の点についての改正である。

- (ア) 高压ガスの輸入検査を受けるべき規定が、輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならないこととした。
- (イ) 輸入検査は、都道府県知事のほか協会が行うことができるとされ、併せて指定輸入検査機関も輸入検査ができることとした。また、これに伴い、手續規定が整備された。
- (ウ) 保安技術管理者及び保安係員（これを準用する保安主任者及び保安企画推進員も）の選任届出は省令によることとした（年 1 回まとめて届出することによいとされた。）。
- (エ) 第一種製造者等の認定完成検査実施者の認定に当たって、従前の協会が行う調査に加えて大臣の指定する者による調査が加えられました。

- (オ) 容器等製造業者の登録に当たって、従前の協会が行う調査に加えて大臣の指定する者による調査が加えられた。
 - (カ) 特定設備の製造の事業を行う者の登録に当たって、従前の協会が行う調査に加えて大臣の指定する者による調査が加えられた。
 - (キ) 指定保安検査機関の指定の基準について、引用条項が整理された。
 - (ク) 指定輸入検査機関及び検査組織等調査機関の指定の基準が追加された。
 - (ケ) 協会の会員になることができる者として、検査組織等調査機関及び指定輸入検査機関を加え、既に会員資格を有していた液化石油ガス法の指定検定機関が、制度変更により名称が変更されたことに伴い、認定検査機関と改められた。
 - (コ) 協会の業務に輸入検査が加えられ、液化石油ガス法の検定等が削除された。
 - (サ) 帳簿を備え、所定の事項を記載し、これを保存すべき者として、指定輸入検査機関及び検査組織等調査機関が加えられた。
 - (シ) 報告の徴収及び立入検査の対象組織として、指定輸入検査機関及び検査組織等調査機関が加えられた。
 - (ス) 官報による公示をすべき事項として、輸入検査又は検査組織等調査の業務の停止を命じたとき等の事項が加えられた。
 - (セ) 公聴会等及び聴聞の特例の規定について所要の条項整理が行われた。
 - (ソ) 指定輸入検査機関及び検査組織等調査機関が追加されたことに伴い、罰則の規定について所要の条項整理が行われた。
- (26) 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴う改正（平成11年12月8日 法律第151号。平成12年4月1日施行）²⁾
許可の欠格事由の規定中、禁治産者が成年被後見人に改められた。
- (27) 中央省庁等改革関係法施行法の制定に伴う改正（平成11年12月22日 法律第160号。平成13年1月6日施行）²⁾
通商産業省が経済産業省に組織替えしたことに伴う改正で、法律の条文中、通商産業省令が経済産業省令に、通商産業大臣が経済産業大臣に、通商産業局長が経済産業局長に改められた。
- (28) 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴う改正（平成12年5月31日 法律第91号。平成13年4月1日施行）²⁾
第一種製造者、第二種製造者及び販売業者における承継について、相続又は合併があった場合を規定しているが、分割によりその事業の全部を承継した法人等が加えられた。
- (29) 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律の制定に伴う改正（平成15年6月18日 法律第92号。平成17年4月1日施行）²⁾
高圧法第3条の適用除外の規定で引用している電気事業法の引用条項の整理であり、実質的な改正はない。
- (30) 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律の制定に伴う改正（平成16年6月9日 法律第94号。平成17年4月1日施行）²⁾

経済産業省の組織変更に伴う改正であり、法律の条文中、申請先としている経済産業局長が産業保安監督部長に変更された。

- (31) 民法の一部を改正する法律の制定に伴う改正（平成16年12月1日 法律第147号。平成17年4月1日施行）²⁾

協会に準用する民法の規定が改正されたことに伴う改正で実質的な改正はない。

- (32) 行政手続法の一部を改正する法律の制定に伴う改正（平成17年6月29日 法律第73号。平成18年4月1日施行）²⁾

経済産業大臣は、省令の制定又は改廃に当たっては、協会の意見を聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならないとされているが、今次、この公聴会等が廃止され、協会の意見を聴くことのみとなった。これに伴い、条文の見出しが公聴会等から協会の意見の聴取に改められた。

- (33) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴う改正（平成18年6月2日 法律第50号。平成20年12月1日施行）²⁾

指定試験機関等の指定の基準で「民法の規定により設立された法人であること」とされていたが、民法の改正に伴い「一般社団法人又は一般財団法人であること」に改められた。また、一般社団法人等の認定等に関する法律中の住所及び代表者の行為についての損害賠償責任の規定は協会について準用することとなった。

- (34) 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の制定に伴う改正（平成23年6月24日 法律第74号。平成23年7月14日施行）²⁾

法律に関する附則の一部改正であり実質的な改正はない。

- (35) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う改正（平成25年6月14日 法律第44号。同日施行）

都道府県知事は、協会又は指定試験機関に製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験事務を行わせることとしたとき、又は行わせることとした試験事務を行わせないこととしたときの経済産業大臣への報告が削除された。

- (36) 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴う改正（平成26年6月13日 法律第69号。平成28年4月1日施行）

行政不服審査法の見直しにより、行政不服審査法の特例等を定める361の法律について改正（高圧ガス保安法は第77条及び第78条が該当）。審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入（処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理。有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック）のほか、不服申立ての手続を「審査請求」に一元化（「異議申立て」手続は廃止）した。

- (37) 電気事業法等の一部を改正する法律の制定に伴う改正（平成26年6月18日 法律第72号。平成28年4月1日施行）

電気事業法の改正に伴う号ずれであり実質の改正はない。

- (38) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関

する法律の制定に伴う改正（平成27年6月26日 法律第50号。平成30年4月1日施行）

主として次の点についての改正である。

- （ア）経済産業大臣が公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要がある場合に所定の指示をすることができるが、その対象に指定都市の長が追加された。
- （イ）第二章（事業）の他、都道府県知事が処理することとされている所定の事務が、指定都市においては指定都市の長が処理するものとされた。

第3章 高圧ガス保安法と他の法令との関係

高圧法と関係のある主な法令としては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、消防法（昭和23年法律第186号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、船舶安全法（昭和8年法律第10号）、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）等がある。

これらの法律は、それぞれの目的があって制定されたものであり、どの法律が優先するという性質のものではなく、それぞれの法律の規定に従わなければならないが、同じ規制内容について二重規制となるものについては、関係法令間の調整や運用面においてできるだけ簡素化することが望ましいことはいうまでもない。

このため、1951年（昭和26年）の高取法の制定時から関係法令の規制内容を考慮して法第3条で適用除外を設けている。具体的には同条第1項第1号で高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気、同項第2号の鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガス、同項第3号の船舶内における高圧ガス、同項第4号の鉱山における鉱業を行うための設備内における高圧ガス、同項第5号の航空機内における高圧ガス、同項第6号の電気工作物内における高圧ガス及び同項第7号の原子炉及びその付属施設内における高圧ガスを適用除外としている。

また、ガス事業法（昭和29年法律第51号）のように同法第47条の4で「高圧ガス保安法中高圧ガスの製造又は販売の事業及び高圧ガスの製造又は販売のための施設に関する規定は、ガス事業及びガス工作物については適用しない。」として他法令において高圧法を適用しない旨の規定を設けているものがある。

以下、主な法律との関係について記載する。

（1）労働安全衛生法との関係

労働安全衛生法（以下「労安法」という。）は、事業場において労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成することを目的としているが、高圧法は、高圧ガスの製造、流通、消費、廃棄に至るまで一貫して規制し、安全に製造することと同時に製造された高圧ガスがその後の段階においても安全な状態を維持し、労働者を含めて公共の安全を確保することを目的としており、大きな相違がある。

高压法と労安法とが競合するものとして、高压法と労安法の両法の適用を受ける廃熱ボイラーがある。

これについては、高压法の内規法第20条関係に記載されているように、石油コンビナート等災害防止法の特別防災区域内の製造施設地区内に設置された一定の条件に適合する廃熱ボイラーは、高压ガスが通る部分の内容積が高压ガス以外の流体が通る部分の内容積に比べて小さいものは、ボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号。以下「ボイラー則」という。）第15条第1項のボイラー検査証等があれば、高压法の完成検査においては当該廃熱ボイラーについては検査を行わずに完成検査証の交付を行って差し支えないとされており、運用面で検査における二重規制を排除している。

なお、高压ボイラーについては、水蒸気という特性上、専ら特定の事業場の保安に限定されること及び歴史的経緯を考慮して労安法に一任し、高压法の適用除外としている。

また、高压法の適用を受ける第一種压力容器又は第二種压力容器については、ボイラー則第125条により、ボイラー則で規定する多くの項目が適用除外されている。

(2) 船舶安全法との関係

船舶内の高压ガスは、陸地を離れて航行することに加えて、船舶の構造上の問題等から陸上に設置された高压ガス施設と同様な検査その他の許認可等を行うことは困難であるため、船舶安全法の適用を受ける船舶内の高压ガスについては同法に一任し、高压法の適用除外としている。

(3) 鉱山保安法との関係

鉱山保安法は、鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的としており、施設や作業に関する規制も行っていることから、二重規制の排除の意味からも高压法の適用除外としている。しかし、鉱山以外における公共の安全確保をその目的としていないため、「鉱山における鉱業を行うための設備内の高压ガス」に限り適用除外としている。

(4) 建築基準法との関係

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。

建築基準法第27条で特殊建築物の主要構造部を耐火構造とすべき旨を規定しているが、高压法の適用を受ける製造施設については、建築基準法の適用除外であるものを除き、同法の規制のほか、高压法の各規則で定める技術上の基準に従わなければならない。

また、建築基準法第48条で用途地域内における建築制限（高压ガスの貯蔵量制限を含む。）を規定しているが、高压法にはこの規定がないため、建築基準法に従わなければならない。

(5) 消防法との関係

消防法は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目

的としている。

消防法第9条の3では、圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、特に定めるものを除き、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないことを規定している。これは、消防機関が火災予防の観点から危険な物質の所在をあらかじめ把握しておく必要があるためである。

また、高圧ガスの製造等については消防法上の届出制度がないため、都道府県知事が製造の許可等をした場合には、高圧法第74条により消防長等に通報しなければならないことが規定されている。

なお、内規一般則第6条第1項第11号関係、内規液石則第6条第1項第17号関係及び内規コンビ則第5条第1項第17号関係において、高圧法と消防法の両法の適用を受ける液体危険物タンクの耐圧試験は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条の2第7項の水圧試験に係るタンク検査済証を確認することでよいとする等、運用面で二重規制の排除を行っている。

(6) 石油コンビナート等災害防止法との関係

石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、消防法、高圧法、災害対策基本法その他災害の防止に関する法律と相まって、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

石災法第9条第1項では、消防法による許可又は高圧法による許可の権限を有する総務大臣、都道府県知事又は市町村長は、石災法第5条のレイアウト（事業所内の施設配置）規制を受ける第一種事業所における新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法又は高圧法の許可申請があつた場合には、主務大臣の指示期間の満了日までは、当該許可をしてはならないことが規定されている。

また、同条第2項では、消防法又は高圧法の許可申請があつた場合、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について、主務大臣が計画の変更を指示した場合にはその申請が計画変更の内容に適合していないと認めるとき、又は主務大臣が計画の廃止を指示したときは、消防法又は高圧法の許可をしてはならないことが規定されている。

なお、石災法第41条では、消防法又は高圧法に基づく許可等をしたときは、次のように相互に連絡することを規定している。

- ①市町村長は、石災法又は消防法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならないこと。
- ②都道府県知事は、高圧法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、その旨を市町村長に通知しなければならないこと。

いこと。¹⁾

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) A－6

第2編 各論（高圧ガス保安法）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的とする。

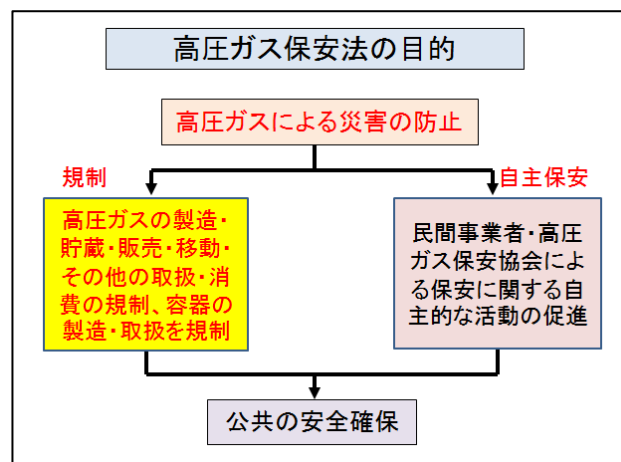
（解 説）

この法律は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とし、このための手段として、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費、廃棄及び危険時の措置、並びに容器の製造、検査、冷凍用機器の製造等について、それぞれ保安確保の見地から許可、届出等の義務を課し、必要な規制を加えているほか、民間事業者及び高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）による自主的な保安活動を促進させることを規定している。

高圧ガスによる災害は高圧ガスを取り扱う際に発生することが多いため、高圧ガスによる災害を防止する手段を行政機関による規制のみではなく、実際に高圧ガスを取り扱う者の十分な保安に関する自覚と協調が必要とされる。この意味において、民間事業者及び協会が積極的に保安活動を促進することを規定しているものである。¹⁾

この目的の条文を要約すると次のようになる（図Ⅱ-1 参照）。

- (1) 目的は、高圧ガスによる災害を防止することである。生産量の統制、価格の統制、過当競争の抑制、新規事業所の抑制等は目的ではない。
- (2) その目的を達成する一つ目の手段として高圧ガスの製造等の高圧ガスを取り扱う者に対して、許可、届出、検査等の規制をし、二つ目の手段として高圧ガスの製造等の高圧ガスを取り扱う者である民間事業者及び高圧ガスを取り扱う者の団体である協会の両者の高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進する。
- (3) 以上の手段により、公共の安全を確保することが最終目的である。



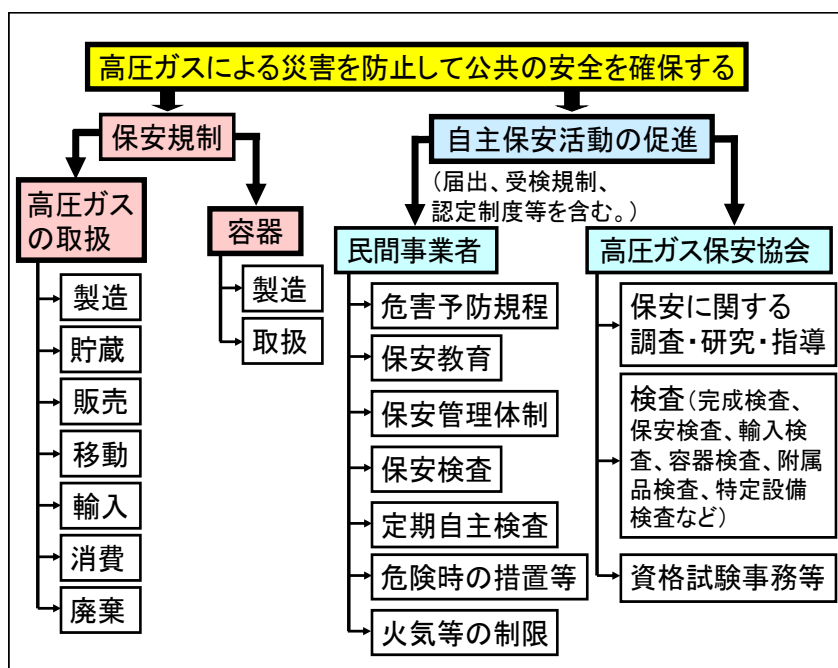
図Ⅱ-1 高圧ガス保安法の目的

（改正経緯）

1951年（昭和26年）制定時の高圧ガス取締法（以下「高取法」という。）では、「この法律は、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」と規制のみが規定されていたが、1963年（昭和38年）に高取法により協会が設立されたことにより、第1条の条文中に「…災害を防止するとともに、高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を…」が加えられた。²⁾

その後、1997年（平成9年）施行の高圧ガス保安法（※以下「法」又は「高圧法」という。）においては、民間事業者の自主保安活動を推進するために、協会に加えて、「民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進すること」が追加され、現在に至っている（図Ⅱ-2参照）。

※ この解説書中、高圧ガス保安法を「法」と略する場合は「法第〇条」のように法の条文を指す場合等に用い、また「高圧法」と略する場合は「法改正により高取法が高圧法とされた」のように従前の名称である高圧ガス取締法と比較する場合等に用いることとする。



図Ⅱ-2 高圧ガス保安法の規制体系

【参考文献】

- 1) A-2
- 2) A-6

（定義）

第2条 この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が 1 メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が 1 メガパスカル以上であるもの又は温度 35 度において圧力が 1 メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
- 二 常用の温度において圧力が 0.2 メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が 0.2 メガパスカル以上であるもの又は温度 15 度において圧力が 0.2 メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス
- 三 常用の温度において圧力が 0.2 メガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が 0.2 メガパスカル以上であるもの又は圧力が 0.2 メガパスカルとなる場合の温度が 35 度以下である液化ガス
- 四 前号に掲げるものを除くほか、温度 35 度において圧力 0 パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの

（解 説）

- (1) 本条では、法の適用対象である「高圧ガス」について、第 4 号を除き、ガスの名称ではなく、温度と圧力をもって定義している。¹⁾

具体的には、第 1 号で圧縮ガスを、第 2 号で圧縮アセチレンガスを、第 3 号で液化ガスを、それぞれ温度と圧力により定め、第 4 号では特に危険な液化ガスの名称を掲げて指定している。

¹⁾

- (2) 本条に出てくる用語の意味については次のとおりである。

①「常用の温度」とは、外気温度や室温ではなく、ある物質が取り扱われる場合に、当該物質がその過程において通常なりうる最高の温度をいい、操作の誤り等による異常時の温度は含まない。¹⁾

②「圧力」は、法第 2 条第 1 号に規定されているとおり、全てゲージ圧力である。ゲージ圧力は圧力ゲージ（圧力計）で表示される圧力であるが、絶対圧力に換算するためには、ゲージ圧力に大気圧（0.1013 メガパスカル）を加えなければならない。

圧力の単位は、1997 年（平成 9 年）4 月 1 日の高圧法の施行時から SI 単位の「パスカル (Pa)」が使用されている。それまでは重力単位の「キログラム毎平方センチメートル (kg/cm²)」が使用されていたが、これらの関係は次のとおりであり、圧力は若干緩和されたことになる。

$$1 \text{ Pa} = 1 \text{ N/m}^2$$

N（ニュートン）：質量 1 kg の物体に 1 m/s² の加速度を与える力

$$1 \text{ MPa} = 10.1972 \text{ kg/cm}^2 \quad 0.2 \text{ MPa} = 2.03944 \text{ kg/cm}^2$$

$$10 \text{ kg/cm}^2 = 0.980665 \text{ MPa} \quad 2 \text{ kg/cm}^2 = 0.196133 \text{ MPa}$$

※高圧ガス保安法令で使用する接頭語

d：デシ (10⁻¹) k：キロ (10³)

M：メガ (10⁶) G：ギガ (10⁹) T：テラ (10¹²)

- ③ 高圧ガスの呼称については、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（以下「内規」という。）法第 2 条関係で次のように規定している。²⁾

第4号における高压ガスの呼称については、原則として、例えばシアン化水素ガスであれば、気状のものを意味する場合はシアン化水素ガス、液状のものを意味する場合は液化シアン化水素、双方を意味する場合はシアン化水素と表現することとしている。ただし、高压ガス保安法に係る経済産業省令中の炭酸ガス、天然ガス及び亜硫酸ガスについては誤解を避ける意味で、液状のものを意味する場合のみ、例えば、液化炭酸ガスと表現し、気状のもの及び液状のものの双方を意味する場合は、炭酸ガスと表現することとし、液化石油ガスについては、気状のもの及び液状のものの双方を意味するものとする。

(3) 第1号の圧縮ガスについて

第1号は、圧縮アセチレン以外の圧縮ガス（気体）のうち、高压ガスに該当するものを規定している。なお、2014年（平成26年）7月18日改正の内規法第2条関係では「液体に気体が溶け込んでいる状態での当該気体（溶解ガス）は、圧縮ガスとして取扱い、第1号による。」とされている。²⁾

第1号前段では、常用の温度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガスであって、現にその圧力が1メガパスカル以上であるものは高压ガスであることを定義している。「現にその圧力が1メガパスカル以上」とは、例えば、常用の温度120度における圧力が20メガパスカルである空気圧縮機を起動したとき、圧力は0パスカルから徐々に上昇していくが、その圧力が1メガパスカル以上になった時点で高压ガスとなることをいうものであり、1メガパスカル未満の状態では高压ガスではないことを意味している。

なお、この前段の「圧力」は、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（機械的加圧、加熱、化学反応、その他）の如何を問わない（内規法第2条関係）。²⁾

第1号後段では、常用の温度における圧力が1メガパスカル未満であっても、温度35度に換算したときに圧力が1メガパスカル以上となるものは高压ガスに該当することを定義している。この後段の「圧力」は、ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まれない（内規法第2条関係）。「温度35度」は、夏季における気温を想定している。^{1) 2)}

なお、容器等に充填された圧縮ガスの常用の温度が35度未満で圧力が1メガパスカル未満の場合には、次のようにボイル・シャルルの法則により温度35度に換算して高压ガスに該当するかどうかを判断する。

【計算例】常用の温度-30℃・圧力0.9MPaの圧縮ガスは、温度35℃では1.168MPaとなるので、高压ガスである。

$$(0.9 + 0.1013) \text{ MPa} \times \left[(273.15 + 35) / (273.15 - 30) \right] - 0.1013 \text{ MPa} \\ = 1.168 \text{ MPa}$$

※ボイル・シャルルの式では、圧力は絶対圧力、温度は絶対温度である。

「温度」はセルシウス温度（記号「t」、単位「℃」）である。絶対温度（記号「T」、単位「K」）との関係は、 $t = T - 273.15$ である。

(4) 第2号の圧縮アセチレンについて

アセチレンにおける高压ガスの定義は前述の圧縮ガスとほぼ同様であるが、アセチレンは空気や酸素がない場合でも圧力を加えることにより炭素と水素に分解し、その際の発熱量は温度18度において1モルにつき約224キロジュールもあり、熱の損失量をゼロと仮定すると、その

温度は30度程度にまで上昇する。圧力は初圧の約12倍に増加し、分解は急激に爆発的に起こることがある。この場合の圧力増加は普通の分解の場合の更に20倍となるので、初圧の約200倍にも達する。時には0.2メガパスカルの圧力でも分解することが予想されるため、圧力は0.2メガパスカル、温度は15度と、他の圧縮ガスに比べて低く設定されている。¹⁾

この「温度15度」は、容器内の溶剤によく溶解し、アセチレンガスが安定する温度という理由で採用されたものである。¹⁾

なお、アセチレンを容器に充填するときは、多孔質物に浸潤させたアセトンやジメチルエーテル等の溶剤に溶解させるため「溶解アセチレン」と呼ばれることが多いが、法では全て圧縮ガスとして扱われる。

(5) 第3号の液化ガスについて

液化ガスとして「高圧ガス」に該当するものについて、圧縮ガスと同様に前段と後段に分けて定義しているが、液化ガスは圧縮ガスを冷却又は圧縮して液状にしたものであるため、同じ容積の圧縮ガスに比べると液化ガスの方が膨大なエネルギーを有しているため、圧力が0.2メガパスカルと低く設定されている。

なお、「液化ガス」の定義は、内規法第2条関係で次のように規定しているが、大気に放出すると蒸発しやすいものを想定している。

「液化ガス」とは、現に液体であって

①大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず、当該液体の蒸気圧が大気圧と等しくなる温度をいう。以下②において同じ。）が40度以下のもの
又は

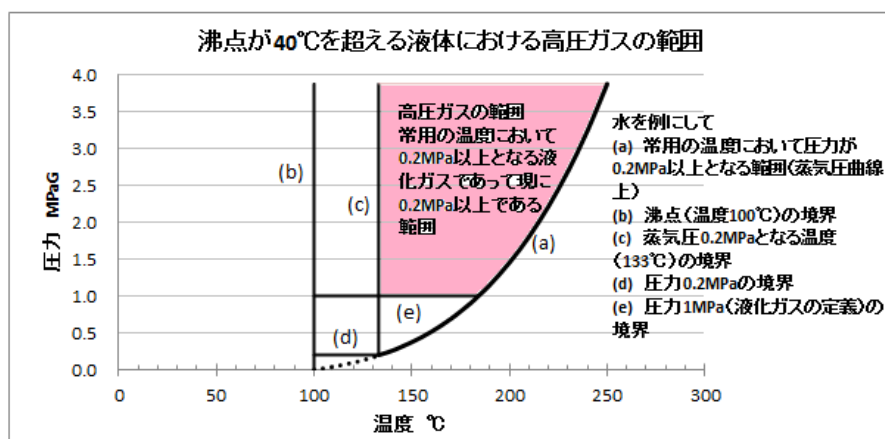
②大気圧下における沸点が40度を超える液体が、その沸点以上かつ1メガパスカル以上の状態にある場合のものをいう。

※ ①は平成23年7月改正、②は平成28年11月改正の内規で経過措置が定められているので、参照されたい。

上記②の2016年（平成28年）11月1日の内規の改正は、沸点が40度を超える液体は、沸点が40度以下の液化ガスと異なり、開放されれば常温では液体となるため、気相部の圧力が1メガパスカル以上のものを液化ガスとしての高圧ガスの対象とするものである。

第3号前段では、常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上であり、現に0.2メガパスカル以上の液化ガスは高圧ガスに該当することを定義している。

また、2016年（平成28年）12月の内規改正に係るQ&Aでは、「法第2条第3号前段において、「常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる」とは、当該液化ガスの常用の温度における蒸気圧が0.2メガパスカル以上の場合をいう。」とされ、次のグラフが示されている。



なお、「第3号前段の圧力」は、ガスが現に有している圧力をいい、その圧力に到達するまでの手段（機械的加圧、加熱、化学反応、その他）の如何を問わないこととされている（内規法第2条関係）。

また、「現に・・・」については、第1号で解説したものと同様である。

第3号後段では、現在の圧力が0.2メガパスカル未満であっても、飽和蒸気圧が0.2メガパスカルとなる温度が35度以下のものは高压ガスに該当することを規定しているが、これはガスの物性から決まるものである。この「圧力」は、ガスが温度上昇により理論上、将来到達するはずの圧力をいい、機械的加圧、化学反応による圧力は含まれない（内規法第2条関係）。したがって、これらの液化ガスは現在の圧力に関係なく、高压ガスに該当する。²⁾

なお、第3号後段により、液体が液化ガスとしての高压ガスに該当するかどうかをアンモニアの例で示すと、アンモニアは大気圧下での沸点は40度以下（約-33.4度）であるため内規法第2条関係により「液化ガス」であり、飽和蒸気圧が0.2メガパスカルとなる温度が35度以下（約-10度）であるため、アンモニアが液状であれば、圧力が0パスカル程度の低い圧力であっても高压ガスに該当することになる。

(6) 第4号の政令で定める液化ガスについて

温度35度において飽和蒸気圧が0パスカルを超える液化ガスのうち、可燃性、毒性及び反応性が強く特に危険性が高いものとして、第4号及び高压ガス保安法施行令（以下「政令」という。）第1条によりガス名を掲げて定めている。

現在、政令で定められている液化ガスは、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレンの3種類である。これらの液化ガスは、液状であれば圧力に関係なく高压ガスに該当する。また、これらの液化ガスの大気圧下での沸点は、おおむね次のとおりであり、蒸気圧が比較的低い液化ガスである。

液化シアン化水素：沸点25.7度、液化酸化エチレン：沸点10.7度、

液化ブロムメチル：沸点3.56度

「その他」と「その他の」の違い

「その他」の前に記載されている事項は既に規定されているが、「その他の」の前に記載されている事項は例示にすぎない。

例：氏名又は名称、施工年月日その他〇〇省令で定める事項

「氏名又は名称、施工年月日」は、法で既に規定されているので、省令で改めて定める必要はない。

例：氏名又は名称、施工年月日その他の〇〇省令で定める事項

「氏名又は名称、施工年月日」は例示にすぎないので、「氏名又は名称、施工年月日」を指定する場合は、省令で改めて定める必要がある。

高圧ガス保安法第2条第4号の例

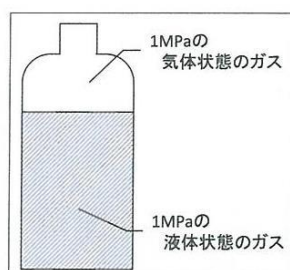
「・・・液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの」とされており、政令第1条では、法で例示されている液化シアン化水素、液化ブロムメチルを改めて記載するほか、法には記載のない液化酸化エチレンを政令で定めている。

（運用の実態）

- (1) 常用の温度とは、その容器、装置等においてそれらが通常使用される状態（操作の誤り等による異常時は含まない。）での温度をいう。¹⁾

常用の温度には通常範囲があり、そのうち一点をとる必要がある場合は、その規制の趣旨から判断して安全側にとることが多い。例えば、容器の設計圧力を定める場合の常用の圧力は、常用の温度のうち最高のもののときの圧力を、超低温で使用する特定設備の材料を吟味する場合は常用の温度のうち最低のもののときの圧力をそれぞれ基準とすべきであろう。³⁾

- (2) 本法では、気体状態のガスを「圧縮ガス」、液体状態のガスを「液化ガス」としているが、例えば、図Ⅱ-3のように容器の中に液化ガスが充填されている場合には、液相部と気相部があり、厳密には、液相部は液化ガス、気相部は圧縮ガスであるが、容器内の液面の上下変動もあって液相部と気相部を明確に区分できないため、容器内は気相部も含めて液化ガスとして運用されている。¹⁾



図Ⅱ-3 液化ガスと圧縮ガスの区分

- (3) 圧縮ガス（気体）が高圧ガスに該当するかどうかを判断するためには、以下の順序で検討するとよい。

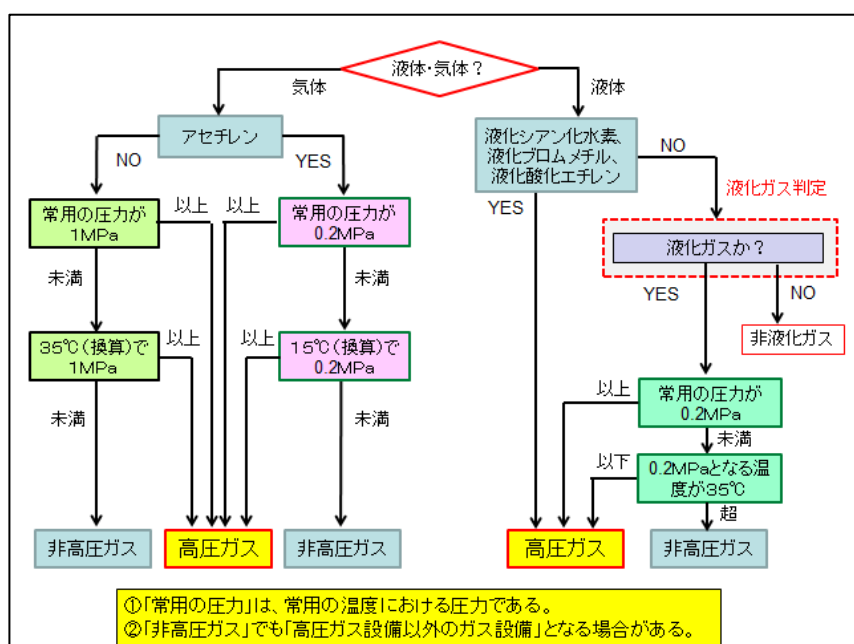
- ① 常用の温度における圧力が1メガパスカル（アセチレンは0.2メガパスカル）以上であり、現に圧力が1メガパスカル（アセチレンは0.2メガパスカル）以上であれば、高圧ガスに該当する。
- ② 常用の温度が35度未満で圧力が1メガパスカル（アセチレンは0.2メガパスカル）未満である場合は、ボイル・シャルルの法則により温度35度に換算して圧力が1メガパスカル（アセチレンは0.2メガパスカル）以上であれば、高圧ガスに該当する。

- (4) 液化ガスが高圧ガスに該当するかどうかを判断するためには、以下の順序で検討するとよい。

- ① 液体が液化ガスに該当するかどうかを内規により判断する。液化ガスに該当しなければ、高圧ガスには該当しない。液化ガスの定義は内規に定められているが、要約すると「大気圧下における沸点が40度以下の液体、又は大気圧下における沸点が40度を超える液体が、その沸点以上の状態にあり、かつ、圧力が1メガパスカル以上の状態にあるもの」は液化ガスに該当する。
- ② 液化ガスに該当する場合は、常用の温度における圧力が0.2メガパスカル以上で、現に圧力が0.2メガパスカル以上あれば、高圧ガスに該当する。
- ③ 常用の温度における圧力が0.2メガパスカル未満であっても、飽和蒸気圧が0.2メガパスカルとなる温度が35度以下であれば、高圧ガスに該当する。
- (5) 高圧ガスの定義は上記のとおりであるが、図Ⅱ-4に高圧ガスの定義、図Ⅱ-5に高圧ガス判定フローを参考として示す。

区 分	高 圧 ガ ス の 定 義	備 考
圧縮ガス	① 常用の温度で1MPa以上であって、現に1MPa以上	
	② 又は、温度35℃において1MPa以上	温度換算
圧縮 アセチレン	① 常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上	
	② 又は、温度15℃において0.2MPa以上	温度換算
液化ガス	① 常用の温度で0.2MPa以上であって、現に0.2MPa以上	
	② 又は、0.2MPaとなる温度が35℃以下	飽和蒸気圧
政令指定 液化ガス	35℃で0Paを超える液化ガスで政令で指定 (液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン)	3種類のみ

図Ⅱ-4 高圧ガスの定義



図Ⅱ-5 高圧ガス判定フロー

（改正経緯）

圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法（以下「圧縮法」という。）では、法律ではなく同法施行令で、「圧縮ガスは、温度 35 度において圧力が 10 気圧未満のものには法を適用しない。」及び「溶解アセチレンガスは圧力に関係なく法を適用する。」ことが規定され、液化ガスについては適用除外の規定がなかったことから、その圧力にかかわらず全ての液化ガスが法の規制を受ける形となっていた。

1944 年（昭和 19 年）の同法施行令の改正では、常用の温度における圧力が 10 気圧（約 10.33kg/cm²）以上の圧縮ガスは、温度にかかわらず高圧ガスに該当することとされ、圧力はゲージ圧力であることが明記された。

1951 年（昭和 26 年）の高取法では、規制対象ガスをより明確にする必要があったことから、ガスの温度及び圧力により高圧ガスを定義することとし、圧力の単位は、高圧ガス関係事業所で広く使用されていた重力単位の「キログラム毎平方センチメートル（kg/cm²）」を採用して、次のように規定され、その後も何度か改正された。⁴⁾

- (1) 圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）は、「常用の温度において圧力（ゲージ圧力、以下同じ。）が 10 キログラム毎平方センチメートル以上であって、現に 10 キログラム毎平方センチメートル以上のもの、又は温度 35 度において圧力が 10 キログラム毎平方センチメートル以上となるもの」
- (2) 圧縮アセチレンガスは、「常用の温度において圧力が 2 キログラム毎平方センチメートル以上であって、現に 2 キログラム毎平方センチメートル以上のもの、又は温度 15 度において圧力が 2 キログラム毎平方センチメートル以上となるもの」
- (3) 液化ガスは、「温度 35 度において圧力が 2 キログラム毎平方センチメートル以上であって、現に 2 キログラム毎平方センチメートル以上のものとなるもの」。その後、1956 年（昭和 31 年）の改正で、「又は圧力が 2 キログラム毎平方センチメートル以上となる場合の温度が 35 度以下のもの」が追加された。
- (4) 政令で定める液化ガスは、「温度 35℃において圧力 0 キログラム毎平方センチメートルを超えるもののうち、シアン化水素ガス、フレオン 11 ガス、ブロムメチルガス又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの（シアン化水素ガス、フレオン 11 ガス、ブロムメチルガスが指定）」であった。

その後、1951 年（昭和 26 年）に極めて爆発しやすく強い毒性を有する酸化エチレンの容器の破裂事故が発生したことから、同法施行令の 1953 年（昭和 28 年）の改正により酸化エチレンが指定された（事故概要は政令第 1 条の解説に記載している）。

一方、フレオン（フルオロカーボン）11 ガスは、製造過程で毒性ガスが発生するおそれがあるとされていた問題が解決されたことにより、同施行令の 1956 年（昭和 31 年）の改正で、高圧ガスの指定から削除された。

また、1997 年（平成 9 年）の高圧法の施行に合わせて、前述のように圧力の単位に SI 単位が採用された。⁴⁾

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) C
- 3) B
- 4) A－6

【なぜ、10 気圧なのか】

高圧ガス取締法では高圧ガスとなる圧縮ガスは 10 キログラム毎平方センチメートル以上、高圧ガス保安法では 1 メガパスカル以上であるが、そのルーツは圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法施行令第 25 条で「圧縮ガスは、温度 35 度において圧力が 10 気圧未満のものには法を適用しない。」と規定されていたことによる。では、なぜ 10 気圧なのか、その根拠は何か？

1967 年（昭和 42 年）の高圧ガス取締法逐条解説では「諸外国の立法例からである。」とされているが具体的な記載はない。元通商産業省・元高圧ガス保安協会理事の故佐野和四郎氏が 1986 年（昭和 61 年）に発行された「（私説）保安事始」には次の記載がある。

大正 11 年 3 月 13 日の第 45 回帝国議会貴族院圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法案特別委員会において、男爵斯波忠三郎議員が「圧縮瓦斯というものは圧力がどれ位に対してなのか。規定が何かで決められるのでありますか」と質問したところ、政府委員の小橋一太氏は「技術的なことは分かりませんが、大体考えておりますのは 10 気圧以上の圧力を有しない圧縮瓦斯はこれを除くことを考えている。」と答弁した。なぜ 10 気圧かと思う人にとっては甚だ納得のいかない話であろうと察する次第です。筆者が「まあ、きりのいい数だからじゃないですか」と答えていたことも、まんざらの外れではなかったということでしょうか。

昭和 26 年の高圧ガス取締法への全面改正では 10 キログラム毎平方センチメートルですが、昭和 26 年 5 月 25 日の衆議院の委員会において「高圧ガスの定義は、第 2 条に明記してありますような一定の圧力を持ったガスになるわけであります。」と説明しているに過ぎず、なぜ 10 キログラム毎平方センチメートルなのかについての説明はありません。

（適用除外）

第 3 条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

- 一 高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気
- 二 鉄道車両のエヤコンディショナー内における高圧ガス
- 三 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の規定の適用を受ける船舶及び海上自衛隊の使用する船舶内における高圧ガス
- 四 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス
- 五 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 1 項の航空機内における高圧ガス
- 六 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内に

おける高圧ガス

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 2 条第 4 項の原子炉及びその附属施設内における高圧ガス

八 その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであつて、政令で定めるもの

2 第 40 条から第 56 条の 2 の 2 まで及び第 60 条から第 63 条までの規定は、内容積 1 デシリットル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。

（解 説）

第 1 項は、前条の規定により高圧ガスに該当するものであっても、他法令の規制を受けるもの及び少量又は低圧等のために危険性が少ないものについては、法の適用を除外する旨の規定である。¹⁾

第 2 項は、高圧ガスを充填する容器のうち、その内容積が極めて小さいもの及び圧力による災害のおそれのない非密閉容器については、容器としての規制等の適用を除外する旨の規定である。¹⁾

なお、第 2 項に規定する容器は、法の適用を全て除外する旨の規定ではなく、列記された条の規定に限り適用除外であることに注意する必要がある。

（運用の実態）

適用除外の詳細は、法第 3 条、政令第 2 条、政令関係告示及び内規等により示されているが、次ように運用されている。

(1) 第 1 項の他法令の適用を受けるため適用除外されているもの

① 第 1 項第 1 号の「高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気」

労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則により規制されているため適用を除外するものである。同規則には「高圧ボイラー」及び「高圧蒸気」の用語はないが、高圧ガスに該当する圧力のボイラー及び蒸気を指すものと考えられる。¹⁾

② 第 1 項第 2 号の「鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガス」

鉄道営業法に基づく鉄道に関する技術上の基準を定める省令等により規制されているため適用を除外するものである。

なお、適用除外となるのは空調設備内の高圧ガスであつて、鉄道車両に固定する容器（タンク車）及び附属品の検査及び再検査は、容器則第 72 条に基づく鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件（鉄道容器告示）により実施される。¹⁾

③ 第 1 項第 3 号の「船舶安全法第 2 条第 1 項の規定の適用を受ける船舶及び海上自衛隊の使用する船舶内における高圧ガス」

船舶安全法により規制されているため適用を除外するものである。また、海上自衛隊の使用する船舶は原則として船舶安全法の適用を受けないが同様な管理がされていることから適用除外されている。

「船舶安全法第 2 条第 1 項の規定の適用を受ける船舶」とは、同法第 2 条第 2 項の「櫓（ろかい）のみで運転する舟で国土交通大臣が定める小型の舟、その他国土交通大臣が特に定める船舶」以外の船舶である。船舶に該当しないものの詳細は、船舶安全法附則第 32

条、船舶安全法施行規則第2条に記載されているが、船舶に該当しない船内の高压ガスは高压法の適用を受ける。^{1) 2)}

また、高压法と船舶安全法との関係については、1966年（昭和41年）月報第14号に次のように掲載されている。¹⁾

なお、月報第14号の原文のまま記載しており、1966年（昭和41年）当時のものであるので、最新の船舶安全法施行規則第2条等を参照されたい。

高压ガス取締法第3条第1項第3号の規定によると、船舶安全法第2条第1項の規定の適用を受ける船舶内における高压ガスは、高压ガス取締法の規定が適用されませんが、この範囲については、従来、不明確でしたが、このたび運輸省船舶局検査制度課と協議しました結果、下記のように運用することとしましたので、都道府県におかれましても高压ガスの取締まりに遺漏のないよう運用して下さい。

なお、「総トン数5トン未満の船舶（旅客運送の用に供するものを除く。）および櫓樫をもって運転する舟その他主務大臣において特に定める船舶内の高压ガス」は、高压ガス取締法が適用されますから念のため。

記

1. 高压ガス取締法第3条第1項第3号に規定する「船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用を受ける船舶内における高压ガス」において「船舶内における高压ガス」とは、次の各号の一に該当する高压ガスをいう。

（イ）船舶として製造され、修理され、または使用されている場合における船舶の船舶自身の一部（船舶安全法第2条第1項各号に掲げる施設）内における高压ガス（例えば、LPG船に組みこまれたタンク内にあるLPG）

（ロ）船舶として使用されている場合および修理されている場合に当該船舶に運送または貯蔵（船舶の航行または人命の安全を保持するため当該船舶において使用するために貯蔵するもの（すなわち、常用危険物-を含む。））するために積載された高压ガス（例えば運送用またはちゅう房用LPGボンベ内のLPG）

（ハ）（イ）（ロ）以外の高压ガスであって水面上にある船舶（すなわち、入渠または上架中のものを除く。）に修繕等のため臨時に持ちこんだ高压ガス（例えば、碇泊中、修繕のため当該船舶内に持ちこんだ酸素ボンベ内にある酸素）

2. 1に従って、次の場合は（ ）内の法律が適用される。

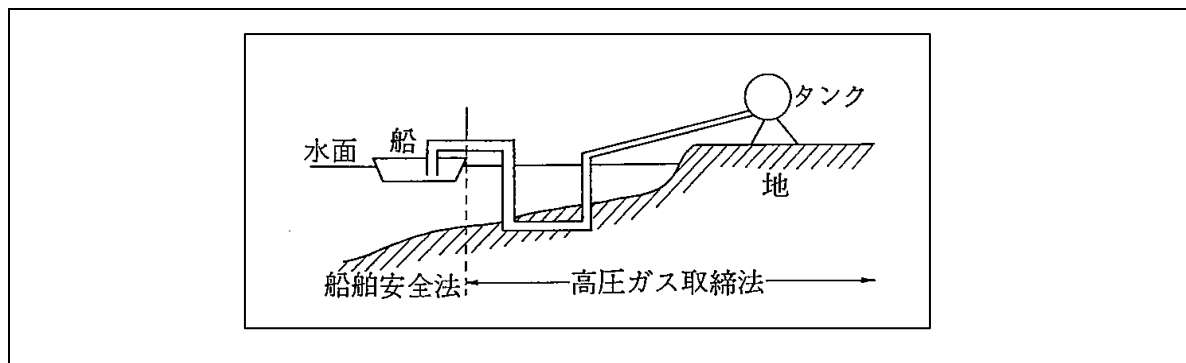
（イ）造船工場において、船舶の一部となる機関に冷凍設備を組みこむための当該冷凍設備内の高压ガス（船舶安全法）

（ロ）水面上に浮いているフェリーボート内におけるLPガスタンクローリー内のLPガス（船舶安全法）

（ハ）修理工場において、入渠または上架中の船舶を修理するために持ちこんだ甲板上的アセチレンボンベ内のアセチレンガス（高压ガス取締法）

（ニ）航行中（すなわち水面上にある）の船舶甲板上にある溶接用アセチレンボンベ内のアセチレンガス（船舶安全法）

（ホ）下図において、水面上にあるLPガス輸送船から導管により地上に設置されたタンクにLPガスを輸送する場合の導管内のLPガス（船舶に附属した導管内のLPガスについては船舶安全法、その他の導管内のLPガスについては高压ガス取締法）



④ 第1項第4号の「鉱山保安法の鉱山における鉱業を行うための設備内における高圧ガス」

鉱山保安法で規制されているため適用除外するものであるが、政令第2条第1項で「鉱山において鉱業を行うための設備であって、ガスを圧縮、液化、その他の方法で処理する設備」内の高圧ガスのみを適用除外にしていることに注意する必要がある。

なお、「鉱山」とは、鉱山保安法第2条第2項で定義されているように、鉱業を行う事業場をいうが、鉱物の掘採と密接な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設は除かれているので、次のような場合には、高圧法が適用される。¹⁾

- (a) 鉱山内において、液化石油ガスの販売を行う場合等「鉱業を行うため」でない場合
- (b) 鉱山内における液化石油ガスの容器置場等、ガスを圧縮、液化する設備でない場合

また、一般高圧ガス保安規則(以下「一般則」という。)第100条において、鉱山保安法第2条第2項の鉱山については、一般則第18条(貯蔵の方法)、第49条から第51条(移動の基準)まで、第60条(その他消費の基準)及び第62条(廃棄)の規定は適用されていないので参照されたい。

⑤ 第1項第5号の「航空法の航空機内における高圧ガス」

「航空機内の高圧ガス」には、呼吸用の圧縮酸素、油圧装置内の圧縮空気等がある。これらは航空法により、航空機全体としての安全確保の見地から厳格な規制が行われているので高圧法から全面的に適用除外としている。

なお、「航空機」とは、航空法第2条第1項で「人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器をいう。」と定義されている。¹⁾

⑥ 第1項第6号の電気事業法の電気工作物(政令で定めるもの)内における高圧ガス

電気事業法(以下「電事法」という。)の電気工作物のうち、政令第2条第2項で定める「発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断器であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するもの」内の高圧ガスは高圧法の適用除外とするものであるが、これらの詳細は次のとおりである(内規政令第2条第2項関係)。

- (a) 火力発電所の原動力設備に属する液化ガス設備に設けられた処理装置及びその附属設備(貯槽を含む。)。ただし、ばい煙処理設備に付属する液化ガス設備については、平成9年

6月1日以降施設に着手したものに限るものとするが、その場合であっても既設の一部改造等（部分的な改造、部品等の交換、既設設備と系統上接続され一体として取り扱うべき増設）については、引き続き高圧法の対象とするものとする。

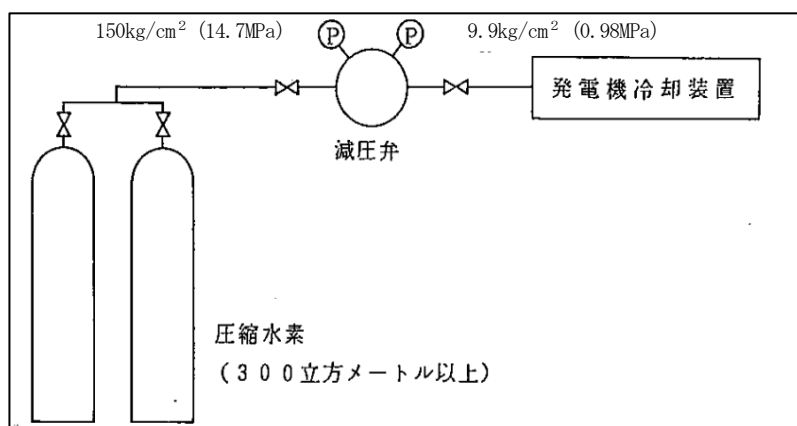
- (b) 発電用ガスタービン及びその付属装置
- (c) 発電用ボイラーに付属するスートブロワー又は燃料専用圧縮装置
- (d) 発電用堰堤の水門開閉専用圧縮装置
- (e) 発電用水車に付属する圧縮装置
- (f) 発電設備制御装置専用圧縮装置
- (g) 発電機及び同期調相機並びにそれらに付属する圧縮装置
- (h) 電力用ケーブル
- (i) 変圧器、リアクトル、開閉器及び自動遮断器

また、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第51号）」の施行に伴い、第1項第6号中「電気工作物」に該当する「液化ガス用貯槽」は、平成9年6月1日以降に施設に着手したものについては、燃料用以外の「液化ガス用貯槽」を含み、それ以前に施設され、又は施設に着手したものについては、燃料用以外の「液化ガス用貯槽」を含まない（内規法第3条関係）。

これを「燃料用以外」の液化ガス用貯槽である脱硝設備の液化アンモニアの例で説明すると、1997年（平成9年）6月1日以降に設置したものは電事法の電気工作物であり高圧法の適用を受けないが、それ以前に設置したものは高圧法の適用を受けることになる。

なお、発電用制御機器を冷やすための冷凍機は、高圧法の適用除外であるが、人間のみを冷やすためのもの（例えば、作業員の休憩所の冷房装置）は、高圧法の適用を受ける（昭和40.11.11 公益事業局施設課回答）。

また、図Ⅱ-6のように発電機冷却用圧縮水素を貯蔵設備（容器）で貯蔵して減圧後に消費する場合、この貯蔵設備は電気工作物に該当しないため、高圧法の適用除外とはならない（昭和55.2.14 立地公害局保安課回答）。この場合、高圧法と電事法との適用範囲については、設置当時の申請書で確認することが必要である。



図Ⅱ-6 電気工作物の範囲

⑦ 第1項第7号の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の原子炉及びその附属施設内における高圧ガス」

原子炉及びその附属施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律で規制されているため適用除外するものであるが、「附属施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第2項第5号及び第43条の3の5第2項第5号における附属施設（核燃料施設の中の圧力容器を含む。）と同じである（内規法第3条関係）。

なお、原子力発電所内の事務所（従業員のみを冷やす）の冷房装置は高圧法の適用を受けるが、発電機の内部冷却用として容器から水素ガスを封入する装置、発電機の防火対策のため軸受部に窒素ガスを封入する装置、復水系配管の腐食防止のため酸素ガスを注入する装置内の高圧ガスは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の附属施設として適用を受ける範囲については、高圧法の適用を受けない（平成18.8.24 原子力安全・保安院 保安課回答）。

(2) 第1項第8号により、上記以外でも政令で定めるものは適用除外となる。その内容は政令の逐条解説に記載している。

(3) 第2項の内容積1デシリットル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器は、法の全てを適用除外する旨の規定ではなく、第40条から第56条の2の2までで規定する容器に係る規制、第60条の帳簿、第61条の報告徴収、第62条の立入検査及び第63条の事故届のみが、法の適用除外であり、これらの容器内の高圧ガスが適用除外ではないことに注意する必要がある。¹⁾

「内容積1デシリットル以下の容器」は、内容積が1/10リットル（100ミリリットル）以下の比較的小型の容器を想定しているが、法の適用除外となる政令第2条第8号の「内容積1リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度35度において圧力が0.8メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）である場合にあっては2.1メガパスカル）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの。」とは別のものである。ただし、政令第2条第8号に該当するものは適用除外となる。

また、「密閉しないで用いられる容器」は、実験室等で使用する超低温液化ガスを入れる容器（図Ⅱ-7のデュアー容器）が代表例である。¹⁾



図Ⅱ-7 非密閉容器（デュアー容器）

（改正経緯）

1951年（昭和26年）施行の高取法では、高圧ガスに該当するものであっても、次の高圧ガ

スは法の適用除外とされていた。³⁾

(1) 高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気（現在と同じ。）

(2) 圧力式ケーブル内における高圧窒素ガス

1963 年（昭和 38 年）の改正で削除された。

(3) 内燃機関の始動、自動車用タイヤの空気の充填、びょう打若しくはさく岩又は道路工事若しくは鉄道工事の用に供する圧縮装置内における圧縮空気

その後、1963 年（昭和 38 年）の改正で政令に移され、1987 年（昭和 62 年）7 月 7 日の政令改正で「圧縮装置（空気分離装置に係るものを除く。）」内の圧縮空気であつて、温度 35 度における圧力が 50 キログラム毎平方センチメートル以下のもの」が追加されたことにより削除された。

(4) 1 馬力以下の動力を使用する冷凍設備内における高圧ガス

その後、政令に移され、政令の 1963 年（昭和 38 年）の改正（計量法の計量単位の改正）により、1 馬力が 0.75 キロワット（kW）とされ、1976 年（昭和 51 年）の政令改正で冷凍能力 3 トン未満の冷凍設備内における高圧ガスに変更され、現在に至っている。

(5) その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであつて、政令で定めるもの

【参考文献】

1) A－2

2) 保安月報第 14 号

3) A－6

（国に対する適用）

第 4 条 この法律の規定は、第 73 条及び第 6 章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（解 説）

この法律は、高圧ガスの災害を防止して公共の安全を確保することを目的としているため、高圧ガスの製造その他の取扱に関する規制は、国であることで適用を除外する理由はないことから、法第 73 条の手数料及び第 6 章の罰則の規定を除き、国が行う高圧ガスの製造その他の取扱等に対しても適用することを規定している。

また、この法律には、許可又は認可等の手続があるが、国や県が他の行政機関に許可を与え、又は認可するというのは、実情に即さないので、規制事項が所定の技術上の基準に適合していることの承認を得ればよいこととしている。¹⁾

（運用の実態）

国とは、国会、各省庁（出先機関を含む。）、自衛隊、海上保安庁、裁判所、検察庁、国立研究機関等の国の機関をいい、例えば、国立大学法人や独立行政法人は含まれない。

法第 73 条は、経済産業大臣、産業保安監督部長、試験事務を行う協会が徴収する手数料（金額については手数料令で規定）を規定しており、国についてはこの手数料の徴収を免除する旨の規定である。ただし、国の職員が高圧ガスの試験を受け又は免状の交付を受けようとする場合は、

国としての申請ではなく、個人としての申請であるので手数料は免除されない。

なお、本条では、地方公共団体が地方自治法第 228 条に基づき条例で定めている高圧法関係の手数料を国について免除することまでは規定していないので、当該条例で国に対する手数料の免除規定を設けていない場合は、地方公共団体は国から手数料を徴収することになると考えられる。

【参考文献】

1) A－2

第 2 章 事業

（製造の許可等）

第 5 条 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（温度 0 度、圧力 0 パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）が 1 日 100 立方メートル（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに 100 立方メートルを超える政令で定める値）以上である設備（第 56 条の 7 第 2 項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む。以下同じ。）をしようとする者（冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のため高圧ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 2 条第 4 項の供給設備に同条第 1 項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。）
 - 二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその 1 日の冷凍能力が 20 トン（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに 20 トンを超える政令で定める値）以上のもの（第 56 条の 7 第 2 項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高圧ガスの製造をしようとする者
- 2** 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、当該各号に定める日の 20 日前までに、製造をする高圧ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 高圧ガスの製造の事業を行う者（前項第 1 号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造をする者並びに液化石油ガス法第 2 条第 4 項の供給設備に同条第 1 項の液化石油ガスを充てんする者を除く。） 事業開始の日
 - 二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその 1 日の冷凍能力が 3 トン（当該ガスが前項第 2 号の政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに 3 トンを超える政令で定める値）以上のものを使用して高圧ガスの製造をする者（同号に掲げる者を除く。） 製造開始の日
- 3** 第 1 項第 2 号及び前項第 2 号の冷凍能力は、経済産業省令で定める基準に従って算定するものとする。

（解 説）

- (1) 本条は、高圧ガスの製造について、冷凍以外の高圧ガスの製造と冷凍のため的高圧ガスの製造とに区分し、その規模（1 日に処理することができるガスの容積又は冷凍能力）の大小、及

び事業とするか否かの区分に応じて、第1項では事業所ごとに都道府県知事の許可を受けなければならないものを、第2項では事業所ごとに都道府県知事に届け出なければならないものを規定している。¹⁾

(2) 第1項第1号について

冷凍以外の高圧ガスの製造について、本号では原則として、1日に処理することができるガスの容積が100立方メートル以上であれば許可対象であることを規定し、括弧書きで「政令で定めるガスの種類の場合は、政令で定める値以上」であれば許可対象であることを規定している。

政令第3条表第1号では、比較的安全なガスである第一種ガスの場合は、処理能力が300立方メートル以上であれば許可対象であること規定している。

また、同条表第2号では、第一種ガスと第一種ガス以外の両方の高圧ガスを製造する場合で処理することができるガスの容積が100立方メートルを超え300立方メートル以下のものは、一般則第102条で規定する計算式で「T」を算出し、事業所の処理能力の合計値が「T」以上であれば許可対象であること規定している。

「1日に処理することができるガスの容積」は、一般則第2条第1項第18号、液石則第2条第1項第15号又はコンビ則第2条第1項第19号で規定する「処理能力」の計算式で算出するが、許可が必要な処理能力の値は、政令第3条で定める第一種ガスと第一種ガス以外のガスとは異なる。¹⁾

「第一種ガス」とは、「ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気」である（政令第3条）。

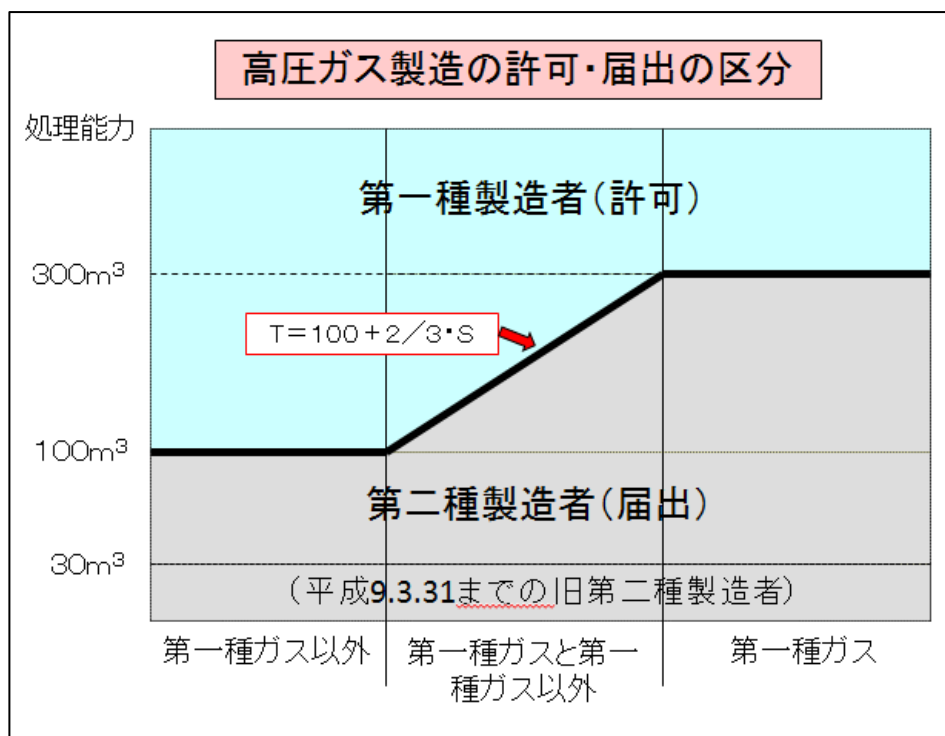
なお、第一種ガスのみの混合ガスは第一種ガスであるが、第一種ガスと第一種ガス以外のガスの混合ガスは第一種ガス以外のである（内規政令第3条関係）。

詳しくは、政令第3条及び一般則第102条に記載されているが、次の場合は都道府県知事の許可が必要である（以下「1日に処理することができるガスの容積」は「処理能力」と表記する。）。また、図Ⅱ-8に許可・届出の区分を示す。

①第一種ガスのみで処理能力が300立方メートル以上の場合

②第一種ガス以外のガスのみで処理能力が100立方メートル以上の場合

③第一種ガスと第一種ガス以外のガスの両方を製造する場合で処理能力が100立方メートルを超え300立方メートル以下のものは、一般則第102条の計算式で算出した「T」の値よりも事業所の処理能力の方が多い場合



図Ⅱ-8 高圧ガス製造の許可・届出の区分

本号及び第2号の「製造しようとする者」とは、高圧ガスの製造をすれば該当し、高圧ガスの製造を継続かつ反復して行うか否かは問わない。¹⁾

なお、第1号中の「法第56条の7第2項の認定を受けた設備を除く」は、同一事業所内に複数の製造施設がある場合は各々の処理能力を合算し、所定の値以上であれば本条による都道府県知事の許可を受けることとなるが、法第56条の7第2項の認定を受けた設備（政令第15条第1号の指定設備（窒素専用の空気分離装置））の処理能力は事業所の処理能力に算入しない旨の規定である。これに対して指定設備のみの事業所はその処理能力の多少に関係なく第二種製造者となる。²⁾

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）の「充填設備（バルクローリー）」が除かれているが、これは液化石油ガス法の一般消費者等に係る供給設備のみに充填する充填設備は、本条の製造の許可を不要とする旨の規定である。ただし、一つの充填設備を使用して、液化石油ガス法適用の供給設備のほか、高圧法適用の貯槽等にも充填する場合は、液化石油ガス法上の許可及び本条の製造（移動式製造設備）の許可を受ける必要がある。³⁾

(3) 第1項第2号について

本号では、冷凍のための高圧ガスの製造について、原則として、都道府県知事の許可が必要な冷凍能力は20トン以上、届出が必要な冷凍能力は3トン以上ものとし、括弧書きで「政令で定めるガスの種類に該当するものは政令で定める値以上」であれば許可対象であることを規定している。

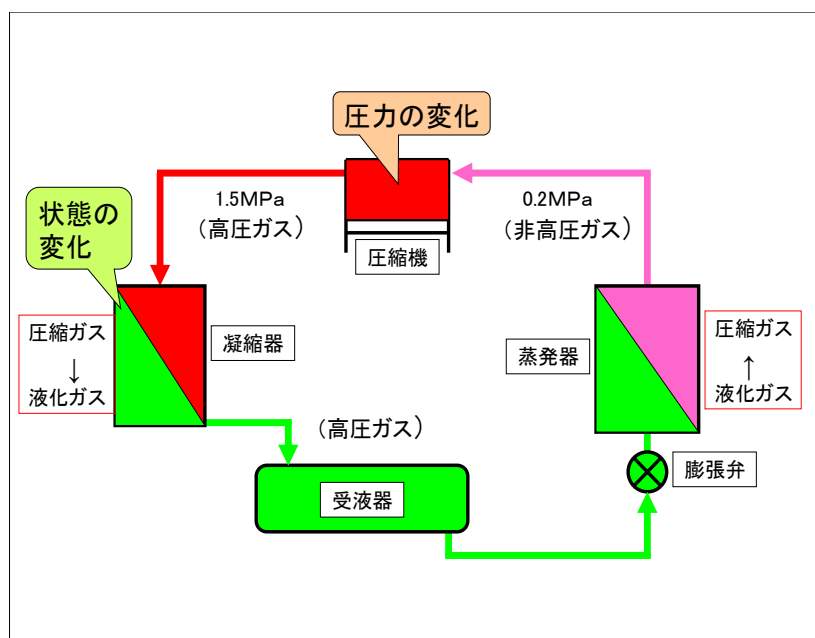
なお、政令第4条表第1号では、不活性のフルオロカーボン冷媒ガスとするものは、冷凍能力20トン以上50トン未満は届出対象、50トン以上は許可対象であることを規定している。

同条表第2号では、アンモニア及び不活性ではないフルオロカーボン冷媒ガスとするものは、冷凍能力5トン以上50トン未満は届出対象、50トン以上は許可対象であることを規定している。

「冷凍」とは、冷蔵、製氷その他の凍結、冷却、冷房又はこれらの設備を使用する暖房、加熱をいう（内規法第5条関係）。

なお、高圧ガスの製造設備を冷却する冷凍設備は、「付属冷凍」として、本条第1項第1号の適用を受ける。詳しくは、内規一般則第2条関係等を参照されたい。^{1) 4)}

冷凍設備における高圧ガスの製造は、図Ⅱ-9の例の場合では、圧縮機で圧力1メガパスカル以上に昇圧すること及び凝縮器で圧縮ガスを高圧ガスである液化ガスにすることが該当する。



図Ⅱ-9 冷凍設備における高圧ガスの製造（例）

具体的には、本号、法第13条、政令第4条で冷媒ガスの種類と冷凍能力に応じて許可・届出・その他の製造・適用除外の区分が規定されているが、その法適用区分の概要は図Ⅱ-10のとおりである。

冷凍能力RT	RT<3	3≦RT<5	5≦RT<20	20≦RT<50	50≦RT
冷媒ガス					
不活性のフルオロカーボン	適用除外		その他製造	第二種製造者	第一種製造者
不活性以外のフルオロカーボン	適用除外	その他製造	第二種製造者	第二種製造者	第一種製造者
アンモニア		その他製造	第二種製造者	第二種製造者	第一種製造者
不活性ガス（CO ₂ 、He等）		第二種製造者		第一種製造者	
その他（プロパン等）		第二種製造者		第一種製造者	

図Ⅱ-10 冷凍設備の法適用区分

(注 RT は法令冷凍トンを表す。)

なお、第2号中の「法第56条の7第2項の認定を受けた設備を除く」は、複数の冷凍設備のブラインが共通になっている場合には、内規冷凍保安規則（以下「冷凍則」という。）第3条関係により原則としてこれらの冷凍設備の冷凍能力を合算して「一つの冷凍設備」とし、その冷凍能力が規定値以上であれば「一つの事業所」として許可を受けるが、政令第15条第2号の認定指定設備の冷凍能力は、事業所の冷凍能力に算入しない旨の規定である。これに対して指定設備のみの事業所は、冷凍能力の多少に関係なく第二種製造者となる。²⁾

(4) 第2項第1号について

冷凍以外の高圧ガスの製造の事業について、事業開始の日の20日前までに都道府県知事に届出が必要なものを規定している。

「高圧ガスの製造の事業」とは、高圧ガスの製造を継続かつ反復して行うことであり、営利の目的があるかどうかは関係しない。¹⁾

届出が必要な製造の事業は、第1項第1号で規定する許可が必要なガスの種類に応じた処理能力未満のものであるが、圧縮機やポンプ等の設備を使用しないもの（減圧弁、親容器から子容器への移充填等）で、処理能力が0立方メートルのものであっても、法の適用除外でない限り、届出が必要になる。¹⁾

液化石油ガス法の充填設備については、第1項第1号に記載したとおりである。

(5) 第2項第2号について

冷凍のための高圧ガスの製造について、製造開始の日の20日前までに都道府県知事に届出を要するものを規定している。

なお、本号は、第2項第1号と異なり「事業」でなくても該当する。

届出が必要なものの概要は、図Ⅱ-10のとおりである。

(6) 第3項について

第1項第2号及び第2項第2号の冷凍能力は、冷凍則第5条で定める基準に従って算定する

ことを規定している。

なお、冷凍以外の処理能力は、本項には規定されていないが、一般則第2条第1項第18号、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第2条第1項第15号又はコンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）第2条第1項第19号で定める計算式により算定する。

（運用の実態）

- (1) 「高圧ガスの製造」とは、第1項第1号に記載されているように「圧縮、液化その他の方法で処理すること、及び容器に高圧ガスを充填すること」である。

原料から高圧ガスの製品等を製造することと勘違いしやすいが、高圧法における「高圧ガスの製造」は、次の例のような行為により高圧ガスの状態を人為的に生成することをいう（内規法第5条関係）。

- ①高圧ガスでないガスを昇圧して高圧ガスにすること。
- ②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。
- ③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い圧力の高圧ガスに減圧すること。
- ④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。
- ⑤液化ガスを気化させ高圧ガスである圧縮ガスにすること。
- ⑥高圧ガスを容器に充填すること。
- ⑦高圧の液体を温度上昇させることによって液化ガスにすること。

ただし、高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しない。

また、樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的に留めて、成形又は加工に用いる金型等へ当該ガスを充填することは、高圧ガスの製造には該当しない（2016年（平成28年）11月1日内規法第5条関係追加）。

なお、減圧弁により圧力5メガパスカルの圧縮ガスを0.5メガパスカルとする場合や蒸発器により圧力0.5メガパスカルの液化ガスを0.5メガパスカルの圧縮ガスとする場合のように、減圧した後や気化した後のガスが高圧ガスでないものは製造には該当しない。

- (2) 「容器」には広義の容器と狭義の容器がある。法第5条の「容器」は広義の容器であって、ボンベやシリンダーと呼ばれる移動可能な容器のほか、貯槽、受槽、反応器、熱交換器、圧縮機、ポンプ、冷凍設備の圧縮機・凝縮器・受液器・蒸発器等が含まれるので、これらに高圧ガスを充填することは、法の適用除外のものを除き「高圧ガスの製造」に該当する。

一方、一般則、液石則、コンビ則及び容器保安規則（以下「容器則」という。）で使用される「容器」は、ボンベやシリンダーと呼ばれる狭義の容器である（内規一般則第2条第1項第7号関係等）。^{4) 5)}

- (3) 「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう（内規一般則第3条関係等）。
- (4) 法第5条第1項第1号の設備の処理容積（処理能力）の算定は、設備の公称能力、設計能力等の名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的

条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日24時間の能力である（内規法第5条関係）。

なお、具体的な処理能力の算出については以下のとおりである（平成9年4月1日以降の許可等のものにのみ適用する。）。

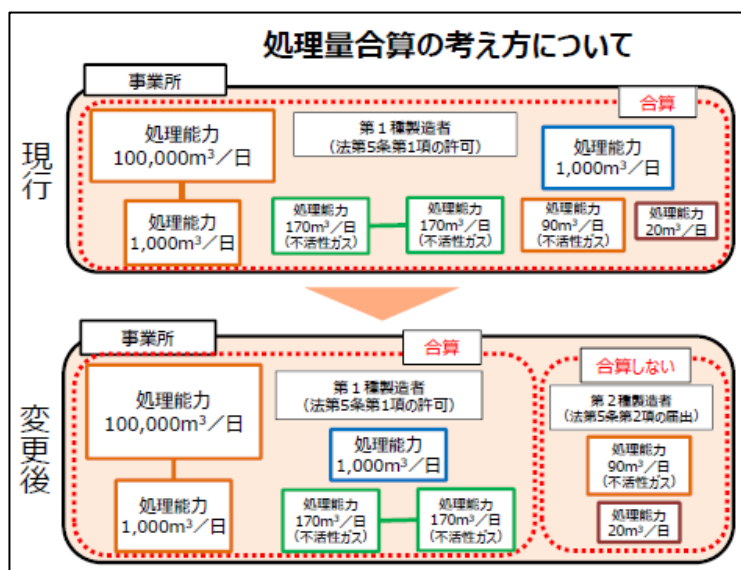
①事業所に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算（冷凍事業所を除く。）する。ただし、事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100立方メートル（第一種ガスにあっては300立方メートル）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気の通る配管で接続されていても、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている場合は「接続されていない」ものとする。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものにあっては処理能力を合算しなくてよい。

なお、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受ける。既に法第5条第1項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理能力を合算しないことにより法第5条第2項に係る届出を行う場合にあっては、当該届出にあたり、許可の際に添付した図面等を省略することができる（2016年（平成28年）11月1日内規法第5条関係で追加）。

上記の内規ただし書は、第一種製造者の事業所内に複数の製造施設がある場合は全ての製造施設の処理能力を合算するが、単体であれば第二種製造者に該当するような小規模な製造施設については第一種製造者と同様な規制を受けることを排除するものである。

つまり、単体であれば第二種製造者に該当する小規模な製造施設（他の製造施設とガス設備（用役用の窒素又は空気に限る。）が配管で接続されている場合は、緊急時に当該ガスの供給を遮断できる措置があり、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものに限る。）にあっては、処理能力を合算しなくてよいこととしたものである。

なお、処理能力を合算しない小規模な製造施設は別事業所として扱うこととなり、当該事業所は第二種製造者としての適用を受ける（図Ⅱ-11）。



図Ⅱ-11 事業所内処理能力の合算

②処理能力の計算について、設備能力、公称能力の24時間値を採用することができるのは、設備を最大稼働した場合のそれぞれの処理設備の処理能力と公称又は設計能力との差が少ない場合に限る。

付属冷凍は、処理設備である圧縮機、蒸発器、凝縮器等の処理能力計算の例により算出し、これらを合算する。

処理能力は、理想気体換算とする（単位：立方メートル）。ただし、コールド・エバポレータについては液量による。

高圧ガスと高圧ガス以外の混合物にあつては、高圧ガスのみを算出対象とする（内規法第5条関係）。

- (5) 第1項第1号の「高圧ガスの製造」には、圧縮機等の製造者がその圧縮機の性能検査をする場合等の試運転、容器の耐圧試験又は気密試験等は含まれない（内規法第5条関係）。
- (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1号の原動機又は第6号の燃料装置において、専ら走行の用に供されることのみを目的として行われる加圧又は圧縮（走行の用に供するための整備を行う際に、常用の圧力以下の圧力で加圧又は圧縮することを含む。）については、第1項第1号の「高圧ガスの製造」には該当しない（内規法第5条関係）。
- (7) 政令第2条第3項第8号の適用除外に該当する容器への充填については、次のように運用されている（1969年（昭和44年）月報第52号）。

適用容器をA、適用除外の容器をBとした場合の高圧ガスの充填の例では、A→A、B→Aは高圧ガスの製造とする。A→B、B→Bは高圧ガスの製造とはみなさない。

なお、ガスライター等の法第3条第2項の内容積1デシリットル以下の容器又はデュアー容器等の密閉しないで用いられる容器への充填についても高圧ガスの製造とはみなさないものとして運用されている。¹⁾

- (8) 法に規定する高圧ガスの製造等の許可を受けるべき者は、実際に高圧ガスの製造等に携わる者（法人又は個人）である。したがって、例えば、甲と乙との間に高圧ガスの充填作業について請負契約が成立し、甲が乙から請負って実際に高圧ガスの充填作業に携わるときは設備の所有権に関係なく、法第5条の規定により許可を受けるべき者は甲である（内規法第5条関係）。

「者」「物」「もの」の違い

法律上の「者」とは、法律上の人格をもつ自然人（個人）又は法人をいい、法人格を持たない団体は含まれない。したがって、法令上の人格を持たない任意団体名や個人営業の屋号では許可できず、その団体の代表者個人や個人営業の代表者個人に対して許可する。「物」と区別するため「しゃ」と呼ぶこともある。

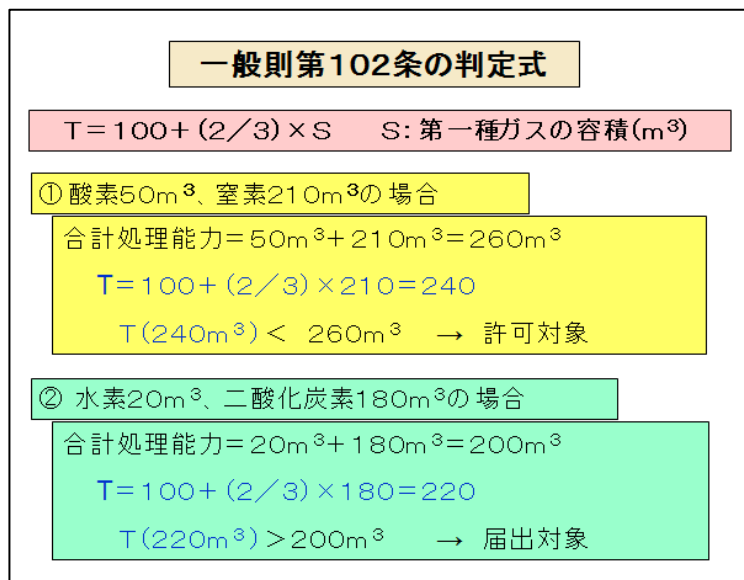
「物」は、法律上の人格を有するもの以外の有体物を表す。「者」と区別するため「ぶつ」と呼ぶこともある。

ひらがなの「もの」は、自然人や法人のほかにも人格のない団体を含んでいる場合、有体物以外のものを含んでいる場合、「者」や「物」に当たらない抽象的なものを指す場合等に使用される。

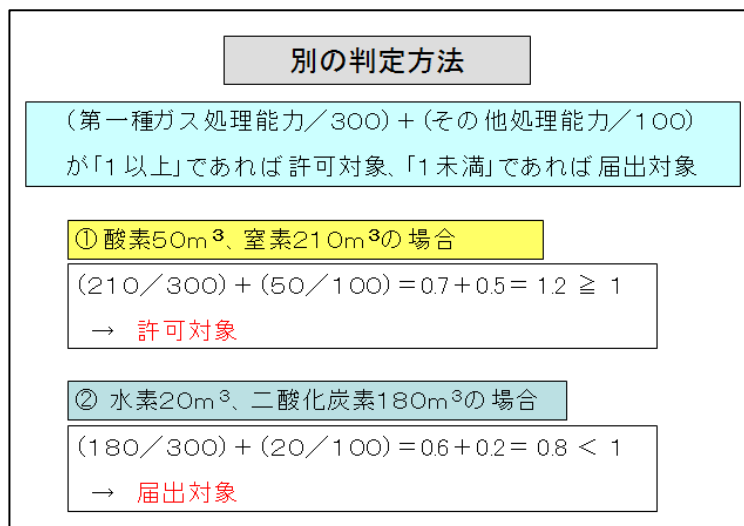
- (9) 第2項について、高圧法の施行日（1997年（平成9年）4月1日）より前に第一種製造者と

して製造許可を受けていた者が、規制範囲の変更により改正後には第二種製造者及び第一種貯蔵所等となる場合は、改正後に第一種貯蔵所の許可又は第二種製造者の届出は不要である（内規法第5条関係）。

- (10) 第一種ガスと第一種ガス以外のガスの両方のガスがある場合の許可が必要な処理能力かどうかを判断する判別式として一般則第102条の算式があり、その計算例を図Ⅱ-12に示すが、図Ⅱ-13に示す方法でも判別できる。



図Ⅱ-12 一般則第102条の判別式による計算例



図Ⅱ-13 別の判定方法

（改正経緯）

- (1) 圧縮法施行令では、「1日に3立方メートル（温度0度、圧力760ミリメートル水銀柱における容積）以上のガスを圧縮又は液化する事業を行おうとする者は、製造所所轄廳府縣長官（東京府は警視総監）に許可申請をすること」と規定されていた。

許可が必要な処理能力は、その後、研究機関等の便を図ることなどの事情により、同法施行令の1944年（昭和19年）改正で、「3m立方メートル」が「30立方メートル」に改正された。

7)

- (2) 1951年（昭和26年）施行の高取法では、対象を冷凍のためのものとそれ以外のものとに分け、かつ、規模に応じて許可対象のものと届出対象のものとに分けられて規定されたが、許可が必要なものはガスの種類に関係なく処理能力が一律に30立方メートル以上であった。1997年（平成9年）施行の高圧法では、ガスの種類に応じた規制の合理化のため、100立方メートル（第一種ガスは300立方メートル）以上に改正された。⁶⁾

この「100立方メートル」は、改正当時の説明会では、「過去の事故は処理能力がおおむね100立方メートル以上の事業所に多く見られることから、これ以下を裾切りする」ものであった。

なお、冷凍以外の第二種製造者の届出時期は、高取法の施行当時は「事業開始の日から30日以内」と事後届出制であったが、1975年（昭和50年）の改正で、「事業開始の日の20日前まで」と事前届出制に改正され、現在に至っている。⁶⁾

- (3) 冷凍関係については、1951年（昭和26年）施行の高取法では、冷媒ガスの種類に関係なく、冷凍能力が20トン以上は許可、冷凍能力が3トン以上20トン未満は届出であった。

1984年（昭和59年）の改正では、冷媒ガスがフロンガス（現在のフルオロカーボン）の冷凍設備の許可対象が冷凍能力50トン以上に引き上げられ、届出対象は冷凍能力が20トン以上50トン未満とされた。

1992年（平成4年）の改正では、冷媒ガスが不活性ガスの冷凍設備で、ユニット型の安全性の向上が図られた認定指定設備が規定され、単体では第二種製造者として許可対象から除かれた。

1999年（平成11年）の高圧法施行令の改正では、冷凍能力が5トン未満の冷凍設備内における不活性のフルオロカーボンが適用除外とされ、かつ、第二種製造者は冷凍能力が20トン以上のものとされたことから、冷媒ガスが不活性のフルオロカーボンの冷凍設備であって冷凍能力が5トン以上20トン未満の冷凍設備は、許可及び届出が不要であるが、所定の技術上の基準に従う必要のある法第13条の「その他の製造」となった。

また、冷媒ガスがアンモニア又は不活性以外のフルオロカーボンの冷凍設備の許可対象が冷凍能力50トン以上、届出対象が5トン以上とされたことから、冷媒ガスが不活性以外のフルオロカーボン又はアンモニアの冷凍設備の冷凍能力3トン以上5トン未満の冷凍設備も「その他の製造」となった。⁶⁾

- (4) 処理能力の算定方法は、現在では一般則第2条第1項第18号、液石則第2条第1項第15号又はコンビ則第2条第1項第19号で規定されているが、高取法施行当時は明確な通達もなかった。1975年（昭和50年）に処理能力算定の考え方が個別通達で示され、1997年（平成9年）には基本通達で具体的な計算式が示された。2000年（平成12年）3月31日には現在のように規則に計算式が規定され同年4月1日から施行された。⁶⁾

【「許可」と「届出」の違い】

「許可」とは、行ってはならないことを一定の要件を満たす場合に特別に許すことであり、法令用語では「一般的禁止事項の解除」という。

高圧ガスの製造は一般的には禁止されているが、法第8条の許可の基準に適合する場合に限り許可されるものである。

「届出」とは、特定の事項を行政機関に知らせることであり、許可申請のように行政機関から許可等の何らかの行為を求めるものとは異なる。届出には、ある行為をする日の何日か前までに届け出る「事前届」と、ある行為をした日から何日か後までに届け出る「事後届」がある。

届出は、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な資料が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、その届出の提出先とされている行政機関の事務所に到達したときに、その届出をすべき手続上の義務が履行されたものとみなされる。

その他の主な行政行為の意義については、図Ⅱ-14のとおりである。

区分	意 義	類 語
許可	行ってはならない行為を 特別に許すこと（一般的禁止事項の解除） 。 例：製造の許可、第一種貯蔵所設置の許可、変更の許可	認可、認定、 免許、特許
認可	特定の事項について行政機関が 同意 すること。 例：LPガス保安業務規程の認可	許可、認許、 認証
登録	特定の事項を行政機関の 帳簿等に記載 すること。 例：容器検査所の登録、LPガス販売事業者の登録	登記
認定	行政機関が一定の 事実を確認 すること。 例：認定完成・保安検査実施者、指定設備の認定、保安機関の認定	確認
届出	特定の事項を行政機関に 通知 すること（事前届・事後届）。 例：製造・貯蔵・販売届、特定高圧ガス消費届、危害予防規程届、保安統括者等選解任届、軽微変更届、休止届、承継届、事故届、廃止届	申告、報告
検査	規格・基準の 適合性の確認 、法令執行確保のための調査を行うこと。 例：完成検査、保安検査、輸入検査、容器検査、附属品検査、特定設備検査、立入検査	検証、検定、 監査、調査

図Ⅱ-14 主な行政行為の意義

（罰 則）

- (1) 第5条第1項の許可を受けないで高圧ガスの製造をした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第80条第1号）
- (2) 第5条第2項の規定による届出をしないで同項第1号の製造の事業又は同項第二号の製造を開始した者又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条2号の2）

【参考文献】

- 1) A-2
- 2) A-4
- 3) 液化石油ガスの保安の確保及び適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（法第37条の4（充てん設備の許可）関係）（平成26年10月22日 20140901 商局第3号）、高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について（平成28年3

月 30 日 20160323 商局第 2 号)

4) C

5) B

6) A－6

第6条 削除

（解 説）

高圧法の施行前まで（1997 年（平成 9 年）3 月 31 日まで）は、高圧ガスの販売事業については販売所ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない旨を定めた条文であったが、高圧法の施行により、販売事業が届出制になり、法第 20 条の 4 で販売事業の届出として規定されたため、本条は削除された。

（許可の欠格事由）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、第 5 条第 1 項の許可を受けることができない。

- 一 第 38 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から 2 年を経過しない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前 3 号のいずれかに該当する者があるもの

（解 説）

本条は、高圧ガスの製造の許可を受けようとする者についての人的要件について規定しており、第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者は、申請をしても製造の許可を受けることができないことを規定している。

第 1 号では、法第 38 条第 1 項各号で規定により、都道府県知事から行政罰として高圧ガスの製造の許可を取り消され、取消しの日から 2 年を経過していない者は許可を受けることができないことを規定している。なお、法第 9 条による許可の取り消しは、これに該当しない。¹⁾

第 2 号では、高圧法又は高圧法に基づく命令（政令、省令）の規定に違反し、裁判所から法第 6 章の規定中の罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者は許可を受けることができないことを規定している。¹⁾

「罰金」「科料」「過料」の違い

刑法第 9 条の刑罰（刑事罰）の種類には、死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料がある。「罰金」は財産刑の一種であり、違反者から強制的に金銭を取り上げる刑法上の刑罰である。「科料」も財産刑の一種であり、罰金より小額であるが刑罰である。

一方、「過料」は金銭を徴収する制裁の一つであるあるが、罰金や科料と異なり、行政上の秩序罰であり刑罰ではない。

「科料」と「過料」の読みは同じ「かりょう」であることから、これを区別するため、科料を「とがりょう」、過料を「あやまちりょう」と呼ぶことがある。

なお、執行猶予を終えた者が、第 2 号に該当するか否かについては、刑法第 27 条(刑の執行猶予

の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは効力を失う。)の規定により、これに該当しない。¹⁾

第3号では、「成年被後見人」は許可を受けることができないことを規定している。「成年被後見人」とは、精神上の障害により判断能力を欠く状況にある者として、家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者をいう。1999年（平成11年）12月8日の民法の改正に伴い、それ以前の禁治産者に代わり成年後見制度により導入され、法的な行為は後見人がほぼ代行するが、日用品の購入など日常生活上の判断は本人に委ねられる。¹⁾

第4号は、法人であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者がいる法人は製造の許可を受けることができないことを規定している。「その業務を行う役員」とは、例えば、株式会社において高圧ガスの業務を行う取締役、執行役員、監査役等が該当するが、会社法第331条で取締役になれない欠格事由が規定されているので、現実には本号に該当する役員はいないと考えられる。¹⁾

（改正経緯）

(1) 高圧法の施行前まで（1997年（平成9年）3月31日まで）は、販売事業の許可についても本条で許可の欠格事由が規定されていたが、高圧法の施行により、販売事業が届出制になったことから削除され、製造の許可の欠格事由のみとなり、現在に至っている。

(2) 1999年（平成11年）12月8日の民法の改正に伴い、「禁治産者」が「成年被後見人」に改正された。

また、同日に第7条中、「次の各号の一」が「次の各号のいずれか」に改正されている。

【参考文献】

1) A-2

（許可の基準）

第8条 都道府県知事は、第5条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

- 一 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第11条、第14条第1項、第20条第1項から第3項まで、第20条の2、第20条の3、第21条第1項、第27条の2第4項、第27条の3第1項、第27条の4第1項、第32条第10項、第35条第1項、第35条の2、第36条第1項、第38条第1項、第39条第1号及び第2号、第39条の6、第39条の11第1項、第39条の12第1項第4号、第60条第1項、第80条第2号及び第3号並びに第81条第2号において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（解 説）

(1) 高圧ガスの製造許可申請があつた場合は、その申請を審査し、第1号から第3号のいずれにも適合している場合は、これを許可しなければならない旨の規定である。

「許可しなければならない」としているのは、行政機関の自由裁量の余地をできるだけ排除するためである。¹⁾

(2) 第1号について

製造施設の位置、構造及び設備に係る経済産業省令で定める技術上の基準（ハード面の基準）に適合することを規定している。

「製造に係る貯蔵」とは、高圧ガスの製造工程において製造と密接不可分な高圧ガスの原料や製品が貯槽又は容器等に貯蔵されている場合に、これらの貯蔵は、法第15条、第16条及び第17条の2の貯蔵として別の規制とするのではなく、製造施設の一部として規制を受けるが、このような製造と密接不可分な貯蔵をいう。なお、製造と直接関係しない溶接溶断用の高圧ガス容器等は「製造に係る貯蔵」ではない。

また、「製造に係る導管による輸送」とは、高圧ガスの製造と密接不可分な高圧ガスである原料や製品の導管（事業所の敷地外を通る高圧ガスの配管）により授受する場合に、法第23条第3項の「導管による輸送」として別の規制を受けるのではなく、製造施設の一部として規制を受けるが、このような製造と密接不可分な導管による輸送をいう。¹⁾

(3) 第2号について

製造の方法に係る経済産業省令で定める技術上の基準（ソフト面の基準）に適合することを規定している。

「製造の方法」とは、広義には、原材料の種類、起動・停止、バルブの開閉、運転温度・圧力、流量、点検整備・修理、運転上の注意事項等の幅広いものであるが、実際には、各省令で製造の方法に係る技術上の基準として定められている事項に限定して運用されている。

¹⁾

(4) 第3号について

高圧ガスの製造が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであることを規定している。

第3号の運用については、1952年（昭和27年）の高取法の解説に「社会通念上、明らかに、公共の安全の確保、災害の防止に支障に及ぼすおそれのあるものでない限り、適用してはならないものと思料される。」と記載されているように、慎重に運用することが必要である。¹⁾

(5) 本条の準用について

本条は製造の許可に関する基準として規定されているが、法第11条（製造施設及び製造の方法）、第14条（製造施設の変更）、第20条（完成検査）及び第35条（保安検査）においても準用されている。¹⁾

（運用の実態）

許可を受けようとする者が高圧ガス保安法違反で告発され、判決が出る前に許可申請をしてきたときは、第7条の欠格事由には該当しないが、第8条第3号の「公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがある」ものとして、許可しないとすることも可能と考えられるものの、第8条第3号の適用にあつては国とも協議する等、慎重に行う必要

がある。¹⁾

（改正経緯）

高圧法の施行前まで（1997 年（平成 9 年）3 月 31 日まで）は、販売事業の許可についても本条で許可の基準が規定されていたが、高圧法の施行により、販売事業が届出制になったことから削除され、製造の許可の基準のみとなり、現在に至っている。

【参考文献】

1) A－2

（許可の取消し）

第9条 都道府県知事は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「第一種製造者」という。）が正当な事由がないのに、1年以内に製造を開始せず、又は1年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

（解 説）

高圧ガスの製造の許可を受けたにもかかわらず、正当な理由がないのに1年以内に高圧ガスの製造を開始しない場合、又は製造を開始したがその後に1年以上引き続き製造を休止した場合には、許可を取り消すことができる旨の規定である。

本条の取り消しは、高圧ガスの製造の許可がされた（一般的禁止事項が解除された）以上、その製造を開始し、又は継続することは当然の義務であるという観点であり、法第38条とは取消しの原因が異なる。

「正当な事由」とは、経済変動、社会変動等により製造の開始又は継続が困難になった場合をいう。

本条の規定による許可の取消しがあっても、法第7条の欠格事由には該当せず、許可の欠格事由には当たらない。¹⁾

なお、本条とは直接関係はないが、高圧ガスの製造施設のうち、法第35条の保安検査を受ける必要がある特定施設を休止した場合は、一般則第79条第2項等による「休止届」を都道府県知事に提出すれば、保安検査の受検が免除される。

（運用の実態）

- (1) 本条は、第一種製造者の事業所内の全ての高圧ガスの製造を休止するような場合を想定しているが、許可の取り消しの前に、法第21条第1項の「廃止届」を指導するのが一般的である。
- (2) 本条の許可の取り消しに当たっては、行政手続法に基づき、聴聞を行わなければならないが、その聴聞の期日における審理は法第76条第2項の規定により、公開により行わなければならない。
- (3) 第一種製造者の事業所内に複数の製造施設がある場合で、その一つを残して休止する場合等、その事業所内では一つでも高圧ガスの製造が行われている場合には、休止する製造施設について一般則第79条第2項等の「休止届」を提出するのが一般的である。
- (4) 保安関係の法律（例えば、消防法）では、事業の開始義務等はないのが通例であるが、開始等しない場合に許可の取消しができる旨の規定があるものは数例ある（火薬類取締法第8条、

電気事業法第16条等）。¹⁾

（改正経緯）

高圧法の施行前まで（1997年（平成9年）3月31日まで）は、販売事業の許可についても本条で許可の取り消しが規定されていたが、高圧法の施行により、販売事業が届出制になったことから削除され、製造の許可の取り消しのみとなり、現在に至っている。

【参考文献】

1) A-2

（承継）

第10条 第一種製造者について相続、合併又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。）があつた場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業所を承継した法人は、第一種製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により第一種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第10条の2 第5条第2項各号に掲げる者（以下「第二種製造者」という。）がその事業の全部を譲り渡し、又は第二種製造者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、第二種製造者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第二種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（解 説）

(1) 第10条第1項は、第一種製造者が個人の場合は相続、法人の場合は合併又は分割があつた場合に、相続人又は合併・分割後の法人は、法第5条第1項の許可を受け直すことなく、その許可をそのまま引き継ぐことができる旨の規定である。

なお、本条では「譲渡」は規定していないので注意する必要がある、本条の相続、合併及び分割に該当しない「譲渡」、「部分的な相続」や「部分的な分割」は、法第5条第1項の許可を受け直す必要がある。¹⁾

第2項は、承継した相続人又は合併・分割後の法人は、その承継の事実を証する書面を添えて、都道府県知事に届け出なければならない旨の規定である。

「相続」とは、民法第5編に規定するものであるが、同法第882条に「相続は、死亡によって開始する。」とあるように個人が死亡した場合にその子供や配偶者等に遺産が相続される。

本条では、許可を受けた個人が死亡した場合に、その許可が消滅しないように承継制度を設けているが、相続人（相続人が複数いる場合は、その全員の同意により承継する相続人を

1 人選定する。）が法第5条第1項の許可を承継する。¹⁾

「合併」とは、会社法（2005年（平成17年）7月26日の会社法成立以前は商法で規定していた。）により、2以上の法人が1の法人になることであり、A社がB社を吸収してA社とする「吸収合併」と、A社とB社が一緒になって新たにC社を設立する「新設合併」がある。

「分割」とは、2001年（平成13年）4月1日施行の商法の改正により制度化されたものであるが、現在は2006年（平成18年）5月1日施行の会社法で規定されている。

「分割」には事業の全部又は一部を分割し、既存の別会社に承継させる「吸収分割」と、分割した事業を新たに設立した会社に承継させる「新設分割」がある。一般用語では「分社」や「分社化」ということもある。

なお、本条の「分割」は、「当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。」とされており、既存の事業所全部を承継させるものが該当し、例えば、既存の事業所の敷地を複数に分けて、A事業はA社、B事業はB社とするような複数の事業所に分割するものは該当しない。

(2) 第10条の2第1項は、第二種製造者がその事業の全部を譲り渡し、又は第二種製造者が個人の場合は相続、法人の場合は合併又は分割があった場合に、その事業を譲り受けた者、相続人又は合併・分割後の法人は、法第5条第2項の届出をし直すことなく、その第二種製造者をそのまま引き継ぐことができる旨の規定である。¹⁾

本条では第10条とは異なり、「事業の全部の譲り渡し」も承継の対象となっている。

なお、「譲渡し」は所有権や債権などの権利を移転することであり、「引渡し」は占有権の移転である。¹⁾

第2項は、事業の全部を譲り受けた者、承継した相続人又は合併・分割後の法人は、その承継の事実を証する書面を添えて、都道府県知事に届け出なければならない旨の規定である。

法第10条及び第10条の2を要約すると図Ⅱ-15のとおりである。

承継者 被承継者	合併、分割、相続	譲 渡
第一種製造者	承継届出 (分割の場合は、許可の事業所の承継に限る。相続の場合は1人に限る。)	新規許可 (完成検査不要)
第二種製造者	承継届出 (分割の場合は、事業の全部の承継に限る。相続の場合は1人に限る。)	承継届出 (事業の全部の譲渡に限る。)

図Ⅱ-15 高圧ガスの製造に係る地位の承継

（運用の実態）

(1) 許可を受けた者又は届け出た者（個人又は法人）が変わる場合は、本来は、許可を受け直し、

又は届出をし直す必要があるが、相続、合併・分割等により承継する場合は、特例として、新たな許可や届出は必要とせず、承継したことを届け出ればよいこととされている。¹⁾

なお、個人から法人になる場合（逆も同じ）は、新たな許可又は届出が必要であるが、第二種製造者が法第10条の2の「事業の全部の譲渡」に該当する場合は、承継の届出を行えばよい。

¹⁾

- (2) 「合名会社」から「合資会社」に変更するとき（逆も同じ）は、会社法上の組織変更により変更するときは、会社の法人格の同一性が維持されているので新規の許可又は届出は必要ないが、合名会社をいったん解散し、改めて新会社を設立して合資会社とする場合は法人が異なるため、新規の許可又は届出が必要である（1979年（昭和54年）5月10日、保安課回答抜粋）。
- (3) 法人の名称のみの変更、本社所在地の変更又は法人の代表者の変更は、法人格が変わった訳ではないので、新規の許可又は届出の必要はなく、承継にも該当しない。このような場合には、法には規定されていないが、運用として名称変更の届出を指導することが多くみられる。¹⁾
- (4) 本条の相続は、事業所全部を包括して相続するものに限られ、例えば、事業所内のA製造施設はA氏が相続し、B製造施設はB氏が相続するような事業所を分割して相続する場合は本条の相続とはみなされない（内規法第5条関係）。
- (5) 法第10条の2第1項の「事業の全部を譲り受け」とは、例えば、高圧ガスの製造事業の全部を譲り受けるものといい、複数に分割して譲り受けるものは該当しない。
- (6) 「承継の事実を証する書面」とは、次のものが考えられる。

①相続の場合

相続権を有する者の氏名が記載された戸籍謄本、及び相続人が2人以上いる場合は、その全員の同意により相続人を選定したことを証する同意書

なお、必要に応じて除籍謄本を求める場合もある。

②合併の場合

合併契約書、又は合併に係る株主総会の議事録の写し等の合併の事実を証する書面

③分割の場合

吸収分割の場合は「吸収分割契約書」の写し、新設分割の場合は「新設分割計画書」の写し等の分割の事実を証する書面、

④譲渡の場合

譲渡契約書の写し等の譲渡の事実を証する書面

（改正経緯）

圧縮法施行令では、「相続又は法人の合併により圧縮瓦斯又は液化瓦斯の製造、…の業を継承した場合は10日以内にその事業の許可をした廳府縣長官に届け出ること」と規定されていた。

高取法では、製造に係る承継については第一種製造者の製造の許可について相続又は合併があった場合のみが規定されていた。

1997年（平成9年）施行の高圧法では、法第10条の2が追加され、第二種製造者の製造の事業について、その製造事業の全部の譲渡、相続、法人の合併があった場合の承継が規定

された。

また、2000 年（平成 12 年）の改正（施行は 2001 年（平成 13 年）4 月 1 日）で、当時の商法の一部改正に伴って法人が分割した場合の承継が追加され、現在に至っている。²⁾

（注）会社の分割については、2005 年（平成 17 年）以降は、商法ではなく会社法で規定されている。

（罰 則）

- (1) 第 10 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、次の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 1 号）
- (2) 第 10 条の 2 第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、次の各号の一に該当する者は、10 万円以下の過料に処する。（第 86 条第 1 号）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) A－6

（製造のための施設及び製造の方法）

第11条 第一種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が第8条第1号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第一種製造者は、第8条第2号の技術上の基準に従って高圧ガスの製造をしなければならない。

3 都道府県知事は、第一種製造者の製造のための施設又は製造の方法が第8条第1号又は第2号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。

（解 説）

高圧ガスの製造許可の申請の際には、法第8条の規定により、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法が、同条で定める技術上の基準に適合していることが必要であるが、許可された後も継続してこの基準が維持されなければ、許可に際して審査した基準の意味がない。

本条は、常に（製造中も製造の停止時においても）これらの基準の維持義務を規定したものである。

都道府県知事は、製造施設及び製造の方法が当該基準に適合しているか否かは、後述の保安検査又は立入検査等によって確認することができるが、もし製造施設等がこれらの基準に適合していない場合には、技術上の基準に適合するように、製造施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすることを命じることができるようになっている。

「修理」とは、不完全となった部分を完全な状態に復旧することを、「改造」とは、基準に適合するように新たな変更を加えることを、「移転」とは、同一施設について場所のみが変更することをいう。

法第8条の製造施設と製造の方法の技術上の基準と、本条のこれらの基準の維持義務は、製造に関する規制の中心を構成しているものといえる。¹⁾

（運用の実態）

(1) 本条に規定するいわゆる改善命令は、製造を開始する以前に命令することができるか否かは不明であるが、運用では、基準維持義務が製造開始後としていることに鑑み、改善命令も運転開始後としている。つまり、許可を受けて製造施設が設置され、法第20条の完成検査の際、不適合部分があれば、不合格とし、あえて、本条に基づく改善命令は出さない。¹⁾

(2) 「維持義務」とは、許可を受けた状態をそのまま維持しているという意味ではなく、法第8条第1号及び第2号の基準のみ遵守していれば良いという意味である。例えば法令で製造施設は第二種保安物件に対し10メートル以上の距離を有しなければならない旨の規定がある場合、許可当時は第二種保安物件に対し、100メートルあり、その後、他の第二種保安物件が建っても、10メートル以上の距離が保持されていれば、本条の規定を満足するものと考えられる。

また、例えば「第一種製造者は、法第8条第1号の基準に適合するよう維持しなければならない。」という規定がある場合は、第一種製造者自らがその基準を遵守しなくてはならない旨の規定であり、例えば「製造は燃焼しやすいものの付近でしないこと」の基準がある場合には、

第一種製造者自ら（法人の場合にあつては法人をいう。）が製造を行わなければならないように拘束される（つまりその行為が規制されている場合には、当該行為は、下請企業等に委ねることはなく自ら責任をもって行わなくてはならないということである。）。「製造者自ら」とは、具体的には、当然企業の代表取締役等及びその従業者を指すものと解される。¹⁾

（罰 則）

第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。（法第 82 条第 1 号）

【参考文献】

1) A－2

第 12 条 第二種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第二種製造者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をしなければならない。

3 都道府県知事は、第二種製造者の製造のための施設又は製造の方法が前 2 項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。

（解 説）

本条は、前条と同様、第二種製造者について、一定の製造施設の維持義務及び製造の方法の規制について定めている。第二種製造者は、第 5 条第 2 項に定めるように、小規模の製造者であり、その製造の開始については都道府県知事への届出でよいが、ある程度の危険性が常に存在するものとして本法の規制を受けているので、製造施設及び製造の方法について一定の規制を受けることは当然のことである。

なお、第二種製造者は第一種製造者と異なり、処理能力が小規模であるので、その守るべき技術上の基準は、比較的小範囲であるが、危険防止のための責務においては、第一種製造者と何ら変わりはない。基準維持義務違反の場合、都道府県知事からの変更命令のあることは、前条と同じである。¹⁾

（罰 則）

第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 2 号）

【参考文献】

1) A－2

第 13 条 前 2 条に定めるもののほか、高圧ガスの製造は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（解 説）

本条は、小規模の製造者であつて、業としない者は、許可や届出は不要であるが、製造の方法について省令で定める技術上の基準を遵守する必要がある旨を規定したものである。つまり、こ

の規定は、上に掲げた者（第一種製造者及び第二種製造者）以外の者が、守るべき基準であって、例えばエアサスペンション等の設備を使用する者及び容器から容器への小規模の充填を行う者が守るべき製造の基準を定めたものである。¹⁾

本条による高圧ガスの製造を「その他の製造」ということがある。

（運用の実態）

本条が適用される製造とは、主として次に掲げるものである。

- （イ） フルオロカーボン（不活性のものに限る。）を冷媒とする冷凍機であって、1日の冷凍能力が5トン以上20トン未満の設備を使用してする冷凍のための高圧ガスの製造
- （ロ） フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニアを冷媒とする冷凍機であって、1日の冷凍能力が3トン以上5トン未満の設備を使用してする冷凍のための高圧ガスの製造
- （ハ） 1日の処理容積が100立方メートル（高圧ガス保安法施行令第3条表第1項上欄に掲げるガスにあつては、300立方メートルとする。）未満の設備を使用してする高圧ガスの製造（業としてするものは、第12条の適用対象になるので除かれる。）
- （ニ） 処理設備を使用しないでする高圧ガスの製造（業としてするものは、第12条の適用対象になるので除かれる。）、例えば、処理設備を使用しないでする高圧ガスの充てん（いわゆる詰替え）等
- （ホ） 一般則第13条第1号に掲げる緩衝装置等による高圧ガスの製造
- （ヘ） 一般則第13条第2号で規定する制動エネルギーを回収利用するための自動車用蓄圧装置による高圧ガスの製造²⁾

（罰 則）

第13条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第2号）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) C

（製造のための施設等の変更）

第14条 第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 第一種製造者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第8条の規定は、第1項の許可に準用する。

4 第二種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、

この限りでない。

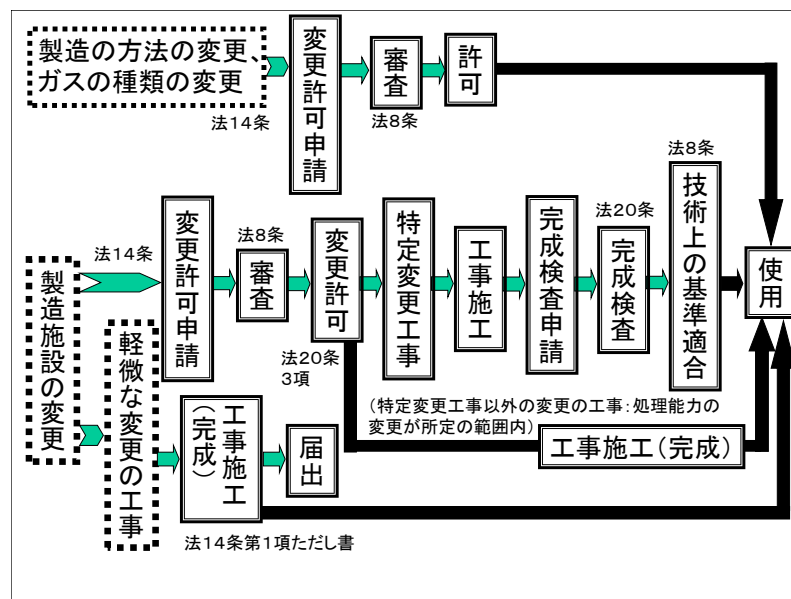
（解 説）

（1）第一種製造者の製造施設等の変更

第一種製造者が、製造施設等について次に掲げる変更をしようとするときは、その変更が所定（第8条）の技術上の基準に適合し、かつ、公共の安全の維持、災害の発生の防止に支障がないことを判定する必要があるため、事前に都道府県知事の許可を受けなければならない旨の規定である。¹⁾

- ① 製造施設の位置、構造又は設備の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）
- ② 製造をする高圧ガスの種類の変更
- ③ 製造の方法の変更

ただし、①の製造施設等の変更の工事のうちの軽微なものについては、公共の安全の維持、災害の発生の防止に支障がないとし、第一種製造者自らが所定の技術上の基準に適合していることを確認することにより、十分保安が確保できるものを軽微な変更の工事として規定し、都道府県知事の許可を受けること（届け出ること）なくその工事を施工し、その工事の完成後その施設を使用することができるとともに、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ることの規定である（図Ⅱ-16 参照）。¹⁾

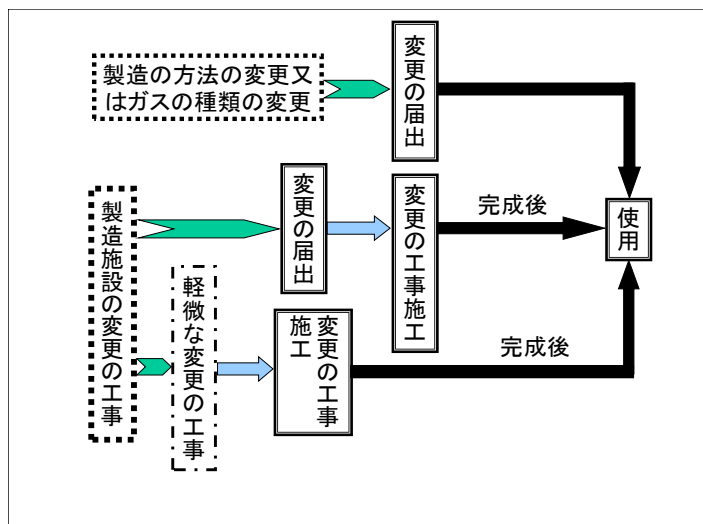


図Ⅱ-16 第一種製造者の変更許可（届出）手続

（2）第二種製造者の製造施設等の変更

第二種製造者の製造施設等についての変更も、(1)の第一種製造者の場合と同じ項目についての変更が所定（第12条）の技術上の基準に適合し、かつ、公共の安全の維持、災害の発生の防止に支障がないことを判定する必要があるため、第二種製造者は、事前に都道府県知事に届け出なければならない旨の規定である。ただし、製造施設等の変更の工事のうちの

軽微なものについては、公共の安全の維持、災害の発生の防止に支障がないとし、都道府県知事に届け出ることなく第二種製造者が自ら基準適合であることを確認することにより、十分保安が確保できるものを軽微な変更の工事として規定し、工事後もその旨を都道府県知事に届け出ることなくその施設を使用することができることとの規定である（図Ⅱ-17 参照）。



図Ⅱ-17 第二種製造者の変更届出手続

高取法で、製造施設の変更については第一種製造者に係るものは、当初の許可の際において、また、第二種製造者に係るものは、当初の届出の際において、いずれも許可、届出の本質的な内容であることから、変更しようとするとき許可を受け、また、届出をすることは当然であるとして規定された。¹⁾

（運用の実態）

製造施設の変更許可を受けた事業者が、自己都合で変更工事を取り止めた場合は、文書により許可申請書の取下げを行い、許可書（指令書）をあわせて返納することとされている。²⁾

（改正の経緯）

軽微な変更の工事については、1982年（昭和57年）の高取法の改正で初めて規定された。具体的な軽微な変更の内容は一般則等に規定されているが、当初は独立した製造施設及び容器置場の撤去の工事のみが軽微な変更の工事であったが、その改正で取り替え工事や変更工事にも拡大されている。¹⁾

（罰 則）

- (1) 第14条第1項の許可を受けずに製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第2号）
- (2) 第14条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）

- (3) 第14条第4項の規定による届出をしないで製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、若しくは製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した者又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条2号の3）

【参考文献】

- 1) A－6
- 2) 保安月報第31号

（貯蔵）

第15条 高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。ただし、第一種製造者が第5条第1項の許可を受けたところから従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高圧ガスについては、この限りでない。

- 2** 都道府県知事は、次条第1項又は第17条の2第1項に規定する貯蔵所の所有者又は占有者が当該貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、その技術上の基準に従つて高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずることができる。

（解 説）

本条第1項は、高圧ガスの貯蔵は技術上の基準に従つて行わなければならないことを規定している。ただし、第一種製造者が製造の許可を受けたところから従つて貯蔵する場合、液化石油ガス法の液化石油ガス販売事業者が供給設備又は貯蔵施設で貯蔵する場合は、それぞれ製造又は販売の規制を受けているため、除外している。

また、経済産業省令で定める容積（一般則第19条及び液石則第20条で0.15立方メートル。液化ガスの場合は1.5キログラム）以下の高圧ガスは、少量であり危険性が低いことから除外されている。¹⁾

なお、本項の貯蔵の方法の基準遵守は、次条及び第17条の2の第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所にも適用される。

「高圧ガスの貯蔵」とは、高圧ガスを一定の場所に停滞させることをいう（図Ⅱ-18参照）。



図Ⅱ-18 高圧ガスの貯蔵

第2項は、法第11条第3項と同様に、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所に対する基準遵守命令であり、第18条第3項と合わせていわゆる改善命令と称するものである。

（運用の実態）

タンクローリによる高圧ガスの貯蔵（300立方メートル以上）については、常時「カラ」のものであれば許可は不要であるが1回でも充てんされているのであれば、当然許可を受ける必要がある。²⁾

（改正の経緯）

1966年（昭和41年）の高取法の改正で、貯槽又は容器による高圧ガスの貯蔵が規定されるとともに、貯蔵の方法に係る技術上の基準の適用は、高圧ガスの製造施設外の販売、消費等に係る高圧ガスの貯蔵に限り、第一種製造者の製造施設内にあるものはその製造工程中にあるものと判断されることから、第一種製造者が製造の許可を受けた範囲内での貯蔵が適用除外とされることを明確にし、及び液化石油ガス法で規定される貯蔵施設又は供給設備で貯蔵される液化石油ガスが適用除外とされた。また、その技術上の基準は、ほぼ現在の基準に近いものとなった。

従って、第一種製造者の製造施設に係る技術上の基準中の高圧ガスの貯蔵に関する基準は、高圧ガスの貯蔵に係る技術上の基準に準用されている。¹⁾

（罰 則）

第15条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）

【参考文献】

- 1) A-6
- 2) 保安月報第31号

（貯蔵所）

第16条 容積300立方メートル（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに300立方メートルを超える政令で定める値）以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所（以下「第一種貯蔵所」という。）においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第5条第1項の許可を受けたところから従って高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。

3 第1項の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス10キログラムをもって容積1立方メートルとみなして、同項の規定を適用する。

第17条の2 容積300立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵するとき（第16条第1項本文に規定するときを除く。）は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（以下「第二種貯蔵所」という。）においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第5条第1項の許可を受けたところから従って高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

2 第16条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

ここでは第16条と第17条の2は関連しているので、まとめて解説することとする。

（解 説）

（1）第16条の第一種貯蔵所について

第1項は、容積300立方メートル以上（政令第5条で定めるガスの種類に該当するものは政令第5条で定める数値以上）の高圧ガスはあらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所（以下「第一種貯蔵所」という。）において貯蔵すべきことを定めているが、これは、高圧ガスの貯蔵の方法についての前条の規制のほか、大量の高圧ガスの貯蔵においては、不慮の場合に備え、その時の災害を考慮する保安上の要請によるものである。¹⁾

なお、高圧ガスの容積（貯蔵量）について、本条では300立方メートル以上と記載されているが、括弧書きで例外規定を設けており、政令第5条で第一種ガスは3,000立方メートル以上、第二種ガスは1,000立方メートル以上、第一種ガスと第二種ガスの両方を貯蔵する場合で貯蔵量が1,000立方メートルを超え3,000立方メートル以下のものは一般則第103条の算式により算出した数値（N）より貯蔵量が大きい場合と規定している。

また、ただし書は、前条と同様の趣旨で第一種製造者は、貯蔵所として独立として許可を受けるのではなく、製造施設の一部として許可を受けることから除外しており、液化石油ガス法の供給設備及び貯蔵施設も同様である。

第2項は、第8条と同様に、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならないことを規定している。

第3項は、第1項の貯蔵量を算出する場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガス又は液

化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス 10 キログラムをもって容積 1 立方メートルとみなすことの規定である。¹⁾

例えば、高圧ガスである液化ガスの 50 キログラム入りの容器が 100 本と、圧縮ガスの 7 立方メートル入りの容器が 100 本ある場合の貯蔵量は、次のようになる。

$$[(50\text{kg}/10\text{kg}) \times 100 \text{ 本}] + [7\text{m}^3 \times 100 \text{ 本}] = 500 + 700 = 1,200\text{m}^3 \quad ^{1)}$$

なお、この換算方法は本条及び第 17 条の 2 に限られており、それ以外の場合（第 20 条の 4 の販売事業の届出が不要の 5 立方メートル等）には使用できないので注意する必要がある。

(2) 第 17 条の 2 の第二種貯蔵所について

第 1 項は、容積 300 立方メートル以上（第 16 条の許可が必要な貯蔵量を除く。）の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（以下「第二種貯蔵所」という。）において貯蔵すべきことを定めている。

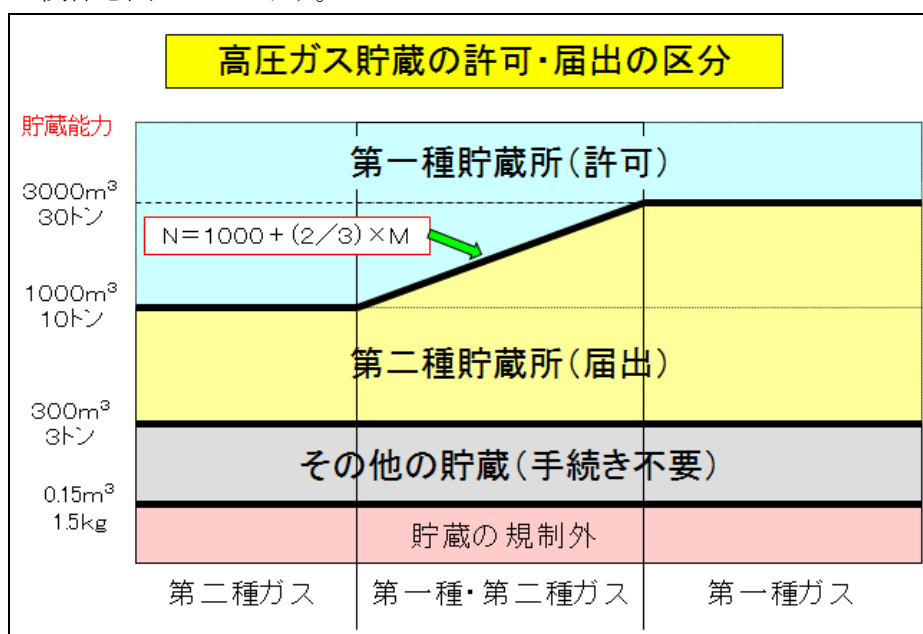
なお、第 16 条はガスの種類によって許可が必要な貯蔵量が変わるが、本条ではガスの種類に関係なく、貯蔵量が 300 立方メートル以上の場合（許可が必要な貯蔵量以上のものを除く。）は、全て届出が必要になる。

ただし書きの第一種製造者及び液化石油ガス法の供給設備等は、第 16 条と同様である。

（運用の実態）

- (1) 高圧ガスの貯蔵に対する規制は上記のように、①第一種貯蔵所、②第二種貯蔵所、③許可又は届出は不要であるが第 15 条の基準を守らなければならない貯蔵、④貯蔵の規制を受けないものの 4 区分に分類される。

これらの関係を図Ⅱ-19 に示す。



図Ⅱ-19 貯蔵の規制区分

- (2) 貯蔵量（貯蔵能力）の算定は、一般則第 2 条第 1 項第 9 号、液石則第 2 条第 1 項第 6 号の計算式により算出するが、液化ガスを貯蔵する場合の液化ガスの比重については、常用の温度範

囲のうち、最低の温度における比重（貯蔵量が最大になる値）をとる。²⁾

- (3) 第一種ガスと第二種ガスの両方を貯蔵する場合であって、貯蔵量の合計が1,000立方メートルを超え3,000立方メートル以下の場合、政令第5条及び一般則第103条により判定するがその計算例を図Ⅱ-20に示す。

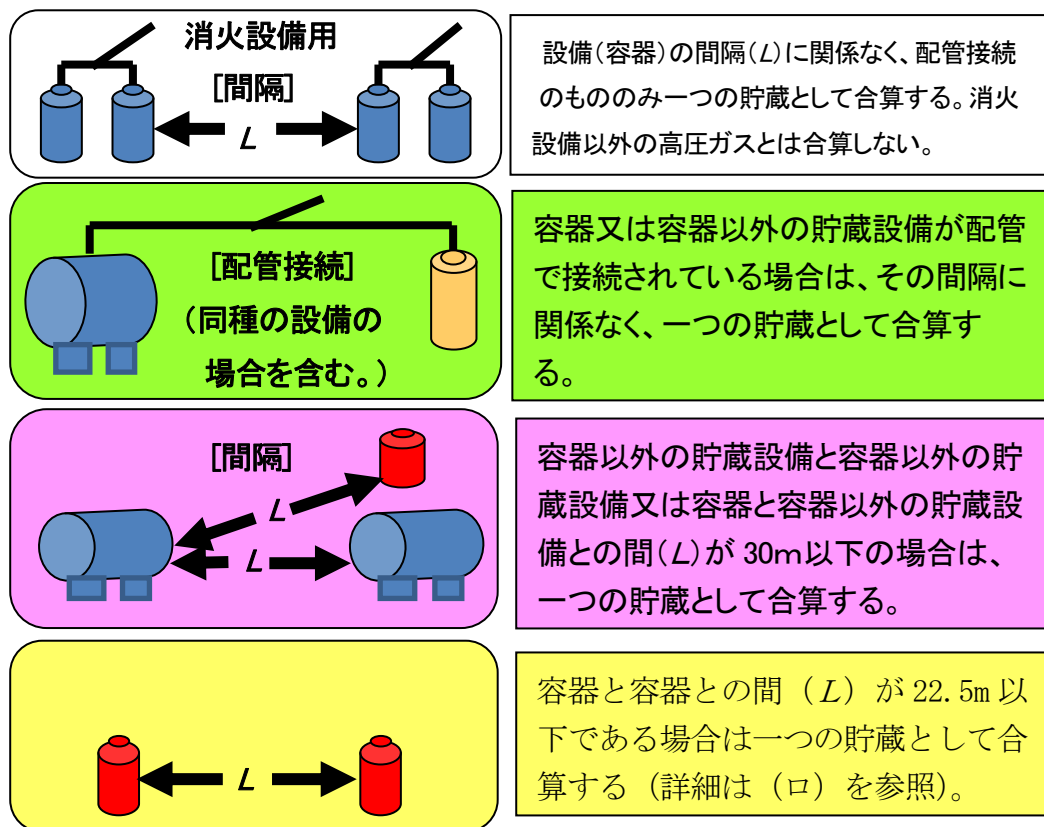
計算例1	計算例2
①水素500m³、二酸化炭素2100m³の場合 合計貯蔵量=500m³+2100m³=2600m³ $N=1000+2/3 \times 2100=2400m^3$ $N(2400m^3) < 2600m^3$ ∴第一種貯蔵所 ②水素200m³、二酸化炭素1800m³の場合 合計貯蔵量=200m³+1800m³=2000m³ $N=1000+2/3 \times 1800=2200m^3$ $N(2200m^3) > 2000m^3$ ∴第二種貯蔵所	(第一種ガス貯蔵量/3000)+(第二種ガス貯蔵量/1000) ≥ 1 であれば第一種貯蔵所の許可が必要 ①水素500m³、二酸化炭素2100m³の場合 $(2100/3000) + (500/1000) = 0.7 + 0.5 = 1.2$ $\geq 1 \rightarrow$ 第一種貯蔵所 ②水素200m³、二酸化炭素1800m³の場合 $(1800/3000) + (200/1000) = 0.6 + 0.2 = 0.8$ $< 1 \rightarrow$ 第二種貯蔵所

図Ⅱ-20 貯蔵所区分の判定方法

- (4) 一つの事業所内に複数の高圧ガスを貯蔵する場所がある場合の取扱については、内規法第16条関係に次のように記載されている。³⁾

- ① 消火設備内高圧ガス（不活性ガスに限る。）とそれ以外の高圧ガスは区分し、両者は合算しない。また、消火設備内の高圧ガスについては、設備が配管で接続されている場合のみ合算する。
- ② 消火設備内の高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合は合算する。
 - (a) 容器又は容器以外の貯蔵設備（以下「設備」という）が配管で接続されている場合
 - (b) 設備が配管で接続されないときであって次の場合
 - (i) 容器以外の貯蔵設備同士又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30メートル以下である場合
 - (ii) 容器と容器の間（多層階の場合、建物内の上下関係を含む。）が22.5メートル（次の(i)及び(ii)の場合は、それぞれに示す距離）以下である場合
 - (i) 容器と容器の間に厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（(ii)において単に「障壁」という。）が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所（容器置場の6面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。（ii）において同じ。）に設置されている場合（(ii)の場合を除く。） 11.25メートル
 - (ii) それぞれの容器置場の面積が8平方メートル以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合 6.3メートル

これらを簡単に図示したものが図Ⅱ-21である。



図Ⅱ-21 貯蔵量の合算区分の判定方法

なお、自動車燃料装置用容器及び一つの容器内の貯蔵量が 0.15 立方メートル以下の場合には、これらの貯蔵量は合算しない。³⁾

(5) 高圧法の施行日（平成 9 年 4 月 1 日）以前に許可を受けていた高圧ガス貯蔵所は、高圧法施行日以降は第二種貯蔵所となる場合の届出は不要である。

なお、高圧法施行日以降の変更については、届出等が必要である。³⁾

（改正の経緯）

(1) 高取法では、高圧ガスの種類に関係なく「容積 300 立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所においてしなければならない。」と規定されていた。⁴⁾

(2) 高圧法では、規制緩和推進計画により、貯蔵所の規制も高圧ガスの製造と同様に、その貯蔵する高圧ガスの危険性に応じて規制すべきであるとの判断から、危険性の小さなものから順に、「第一種ガス、第二種ガス及び第三種ガス」の区分に分けて許可又は届出のレベルが規定され、現在に至っている。⁴⁾

(3) 貯蔵量の合算規定については、内規法第 15 条関係が 2016 年（平成 28 年）11 月 1 日に前述

のように改正された。

（罰 則）

- (1) 第16条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第3号）
- (2) 第17条の2第1項の規定による届出をしないで高圧ガスを貯蔵した者又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（第83条第2号の4）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) 保安月報第47号
- 3) C
- 4) A－6

第17条 第一種貯蔵所の譲渡又は引渡しがあつたときは、譲受人又は引渡しを受けた者は、第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（解 説）

第1項は、第一種貯蔵所について譲渡又は引渡しがあつた場合は、その譲渡又は引渡しを受けた者は、第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継することができる旨の規定である。

第2項は、承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない旨の規定である。

「譲渡」とは権利、財産、法律上の地位等をその同一性を保持させたまま他人に移転することをいい、「引渡し」とは一般に支配を移転することをいうが、高圧法上は、「譲渡」は所有権の移転、「引渡」は占有権の移転と解して運用されている。¹⁾

また、譲渡又は引渡しには、相続、合併又は分割によるものも含まれる。²⁾

（運用の実態）

- (1) 第二種貯蔵所については承継の規定がないため、新規の届出をし直す運用がされていたが、2016年（平成28年）11月18日の全国高圧ガス担当課長会議での配付資料には次のように記載されている。

「第二種貯蔵所の名称、所有者等の変更があつた場合、当該第二種貯蔵者の届出者、「所有者又は占有者」に対し、法律に基づく手続きは必要ありません。

なお、第二種貯蔵所に関し、技術基準の遵守義務（法18条）等が課されている「所有者又は占有者」について、必要に応じ各都道府県の判断により、氏名又は名称、連絡先の把握に努めることを排除するものではありません。」

- (2) 第2項の承継届に添付する書類には、譲渡契約書の写し等の譲渡の事実を証する書面が考えられる。

（罰 則）

第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）

【参考文献】

- 1) A-2
- 2) 第25回コンビナート等保安規則保安担当者連絡会議回答（平成12年2月）

第18条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が第16条第2項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

3 都道府県知事は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置、構造及び設備が第16条第2項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

（解 説）

本条は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者に対して、許可の際の基準の維持義務を課しているとともに、知事がこれらの者に対し、改善命令を出すことができる旨の規定である。

本条において、貯蔵所の所有者だけでなく占有者についても義務を課している理由であるが、これは貯蔵所の所有者が必ずしも貯蔵所を使用しているとは限らず、他の人が使用している場合が多いので、単に法律上の所有者のみに限らず、実際に使用する者についてもこの義務を課し、実際に危険防止に万全を期するものである。例えば「障壁は厚さ20センチメートル以上なくてはならない」という基準があるとした場合、障壁が破損し、厚さが10センチメートルに厚さが減少したときは、所有者も占有者も使用してはならないというものである。その場合、誰が修善費を持つかは民事上の問題であって本法の関与するところではない。第3項の改善命令は、実際に使用しようとする者に出すものと思われるが、場合によっては所有者に対しても出せる旨の規定である。

1)

（運用の実態）

技術上の基準の維持義務は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所における現実の貯蔵数量が300立方メートル未満のときでも係るとして運用されている。¹⁾

（罰 則）

第18条第1項若しくは第2項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）

【参考文献】

- 1) A-2

第19条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

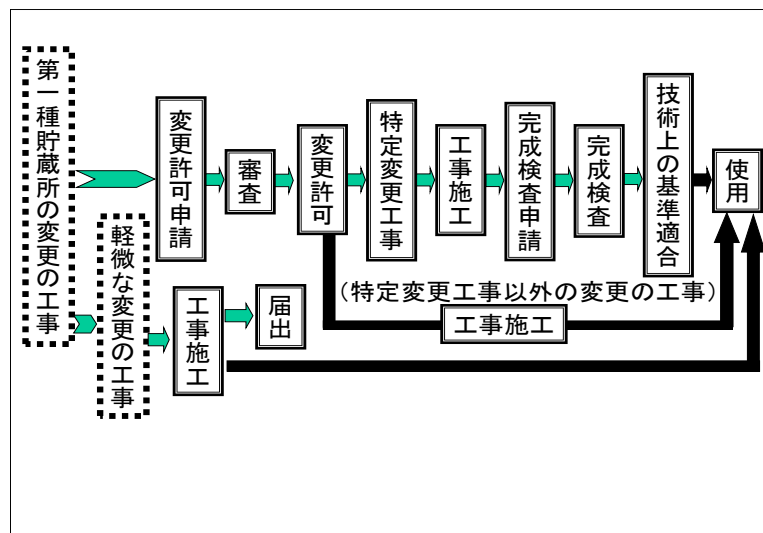
3 第16条第2項の規定は、第1項の許可に準用する。

4 第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第二種貯蔵所の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

（解 説）

（1）第一種貯蔵所の変更の工事

第一種貯蔵所の所有者等が、その貯蔵所の変更の工事をしようとするときは、その変更の工事が所定（第16条第2項）の技術上の基準に適合していることを判定する必要があるため、事前に、都道府県知事の許可を受けなければならないことの規定である。ただし、変更の工事のうち、軽微なものについては、第一種製造者の製造施設の変更の工事の場合と同様に、公共の安全の維持、災害の発生の防止に支障がなく、かつ、第一種貯蔵所の所有者等自らが所定の技術上の基準に適合していることを確認することで十分保安が確保できるものを軽微な変更の工事として規定し、都道府県知事の許可を受ける（届け出る）ことなくその工事を施工し、その完成後、その施設を使用することができるとともに、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出ることの規定である（図Ⅱ-22 参照）。¹⁾

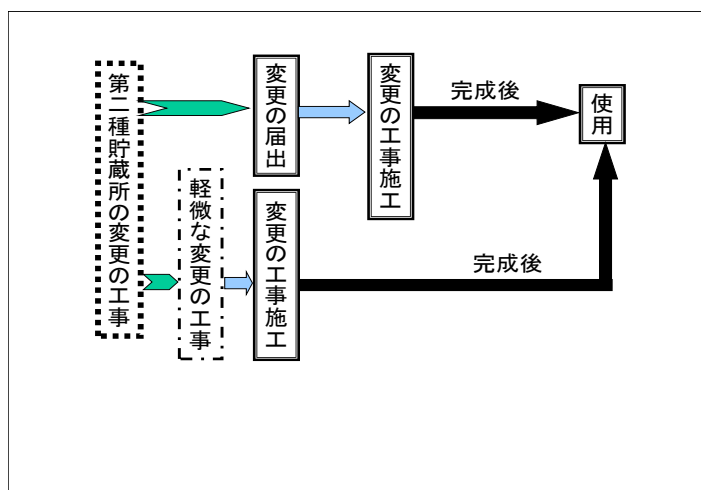


図Ⅱ-22 第一種貯蔵所の変更許可（届出）手続

（2）第二種貯蔵所の変更の工事

第二種貯蔵所の変更の工事も第一種貯蔵所の場合と同様に、その変更の工事が第16条第2項の技術上の基準に適合し、かつ、公共の安全の維持、災害の発生の防止に支障がないことを判定する必要があるため、事前に、都道府県知事に届け出なければならないことの規定で

ある。ただし、変更の工事のうち、軽微なものについては、第二種製造者の製造施設の変更の工事の場合と同様に、公共の安全の維持、災害の発生の防止に支障がないとし、都道府県知事に届け出ることなく第二種貯蔵所の所有者等自らが所定の技術上の基準に適合するよう工事を施工し、かつ、自ら基準適合であることを確認することにより、十分保安が確保できるものを軽微な変更の工事として規定し、その旨を都道府県知事に届け出ることなくその施設を使用することができることの規定である（図Ⅱ-23 参照）。¹⁾



図Ⅱ-23 第二種貯蔵所の変更届出手続

（運用の実態）

本条では、法第16条が貯蔵所の位置、構造等のみについて規制しているため、貯蔵所の位置、構造及び設備を変更する必要がある場合で、貯蔵する高圧ガスの種類のみを変更しようとする場合の変更許可は規定していない。¹⁾

なお、法第16条では貯蔵するガスの種類による貯蔵所の制限をしていないので、貯蔵所の設備、構造を第2項の技術上の基準に照合して貯蔵するガスの種類を制限する必要がある場合には、許可の条件を付与することが望ましい旨が内規法第16条関係に記載されている。²⁾

（改正の経緯）

1982年（昭和57年）の高取法の改正で軽微な変更の工事が規定され、現在に至っている。³⁾

（罰 則）

- (1) 第19条第1項の許可を受けずに高圧ガス貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をした者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第4号）
- (2) 第19条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）
- (3) 第19条第4項の規定による届出をしないで第二種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事をした者又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第2号の5）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) C
- 3) A－6

（完成検査）

第20条 第5条第1項又は第16条第1項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第5条第1項の許可を受けた者は、その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められ、又は次項第2号の規定による検査の記録の届出をした場合にあっては、当該施設を使用することができる。

3 第14条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第39条の11第1項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

4 協会又は指定完成検査機関は、第1項ただし書又は前項第1号の完成検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

5 第1項及び第3項の都道府県知事、協会及び指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。

第20条の2 第5条第1項又は第14条第1項の許可を受けた者は、次に掲げる設備に係る製造のための施設につき、経済産業省令で定める期間内に前条第1項又は第3項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けるときは、当該設備については、同条第1項又は第3項の完成検査を受けることを要しない。

一 第56条の3第1項から第3項までの特定設備検査を受け、これに合格した設備であつて、第56条の4第1項の特定設備検査合格証によりその旨の確認をすることができるもの

二 第56条の6の2第1項又は第56条の6の22第1項の登録を受けた者が製造した設備であつて、第56条の6の14第2項（第56条の6の22第2項において準用する場合を含む。）の特定設備基準適合証によりその旨の確認をすることができるもの

第20条の3 第5条第1項又は第14条第1項の許可を受けた者は、第56条の7第2項の認定を受けた設備であつて、第56条の8第1項の指定設備認定証によりその旨の確認をすることができるものに係る製造のための施設につき、第20条第1項又は第3項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けるときは、当該設備については、同条第1項又は第3項の完成検査を受けることを要しない。

（解 説）

第20条、第20条の2及び第20条の3は関連があるのでまとめて解説する。

（1）完成検査について

完成検査とは、都道府県知事が許可をした製造施設若しくは第一種貯蔵所の設置の工事、又はこれらの変更の工事が完成したときに、申請どおりに完成し、かつ、所定（許可）の技術上の基準に適合しているかどうかを確認するための検査である。¹⁾

第1項は、第5条第1項又は第16条第1項の新規の許可を受けた製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事、が行う完成検査を受け所定の技術上の基準に適合していると認められた後、又は協会若しくは指定完成検査機関が行う完成検査を受け、所定の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た後でなければその製造施設又は貯蔵所を使用することができない旨の規定である。

（2）第2項は、第一種製造者の製造施設の全部又は一部の引渡しを受けた者は、新規に都道府県知事の許可を受けなければならないが、次のいずれかに該当する場合は、完成検査を受けることなくその施設を使用することができる旨の規定である（第一種貯蔵所の引渡しは承継の規定が適用されるので、この規の適用はない。）。

①引渡し前に、既に都道府県知事が行う完成検査を受け、所定の技術上の基準に適合していると認められている施設

②引渡し前に、既に協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、所定の技術上の基準に適合していると認められ、かつ、その旨を都道府県知事に届け出ている施設

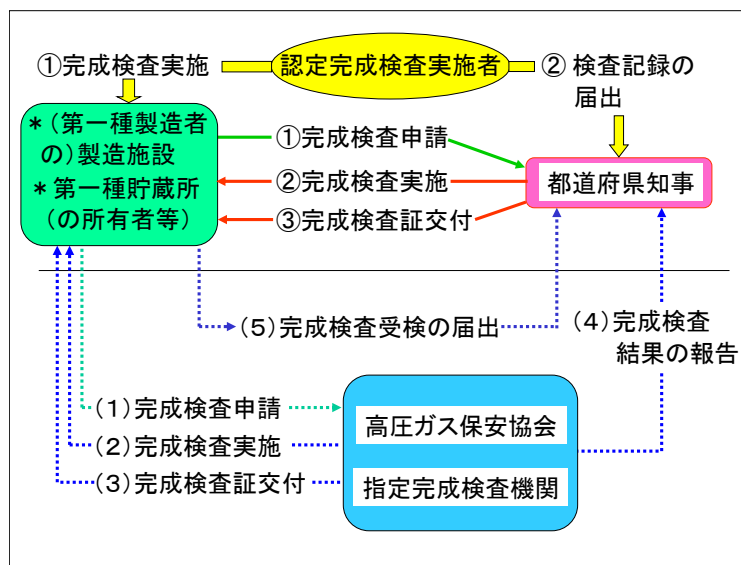
（3）第3項は、変更の許可を受けた第一種製造者の製造施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事（完成検査が必要な変更の工事）が完成したときは、都道府県知事が行う完成検査を受け、所定の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用することができない旨の規定である。

なお、次のいずれかに該当する場合は、都道府県知事の完成検査を受けることなく、製造施設又は第一種貯蔵所を使用することができる。（図Ⅱ-24 参照）

①協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、所定の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

②経済産業大臣の認定を受けた認定完成検査実施者が、認定を受けた製造施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査を自ら行い、所定の技術上に適合していることを確認し、その

旨を都道府県知事に届け出た場合



図Ⅱ-24 特定変更工事の完成検査の手続等

- (4) 第4項は、協会又は指定完成検査機関が完成検査を行ったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に報告すべきことを規定している。
- (5) 第5項は、都道府県知事、協会及び指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、各規則で定めることを規定しており、一般則を例にすれば、一般則第35条により別表第1に検査項目と検査方法が規定されている。
- (6) 第20条の2は、新規の許可又は変更の許可に係る完成検査を受けるときは、特定設備については、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証（一般則第36条等で定める交付日から3年以内のもの）で確認できる技術上の基準については完成検査を受ける必要がないことを規定している。

特定設備は合格証等との番号照合で、特定設備本体の耐圧試験、気密試験、肉厚、材料及び耐震設計については基準に適合していることが確認できるので、これら以外の技術上の基準（保安距離、安全弁、液面計、緊急遮断弁、防消火設備、冷却措置、除害設備、基礎、特定設備本体以外の耐震設計、可燃性ガス貯槽の表示等）について完成検査を行うことになる。

- (7) 第20条の3は、新規の許可又は変更の許可に係る完成検査を受けるときは、指定設備については、指定設備認定証で確認できる技術上の基準については完成検査を受ける必要がないことを規定している。内容については前述の特定設備と同様である。

（運用の実態）

- (1) 第一種製造者の製造施設及び第一種貯蔵所は、完成検査を受け所定の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用することができないことになっているが、高圧ガスの本格的製造、即ち、生産に使用することができないのであって、単なる施設の試運転は、差し支えないものとして運用されている（内規法第20条関係）。²⁾
- (2) 完成検査とは、許可を受けて設置し又は変更した施設が、現に技術上の基準に適合している

かどうかを検査するものであるが、許可申請と現にある施設とが著しく異なっているような場合には改めて許可を受け直す必要があるので完成検査の対象とならない。²⁾

- (3) 石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域内において、石油コンビナート等の製造施設地区内の高圧ガス保安法及び労働安全衛生法の適用を受ける廃熱ボイラーのうち、加熱炉、分解炉、反応炉等の塔槽類（貯槽は除く。）と構造上及び保安確保上一体として管理されることが必要である廃熱ボイラー（ナフサ分解装置、重油脱硫装置の廃熱ボイラー等以外の廃熱ボイラー）であって、高圧ガスが通る部分の内容積が高圧ガス以外の流体の通る部分（節炭器を除く。）の内容積に比して小さいものについての完成検査に当たっては、ボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第15条第1項のボイラー検査証又は同規則第43条の裏書をしたボイラー検査証の写しの提出があった場合には、製造施設完成検査証の交付を行って差し支えないものとする。²⁾
- (4) コールド・エバポレータ（以下「CE」という。）に係る貯槽の移設時に行う完成検査については、協会又は指定特定設備検査機関の特定設備検査員が、内規法第20条関係で定める「CEに係る貯槽の移設に伴う性能検査基準」により実施した検査に合格し、移設に係る性能検査合格証の交付を受けているCEに係る貯槽である場合には、その記録の確認をもってその部分に係る完成検査とすることができる。²⁾
- (5) 完成検査受検者は、当該完成検査に係る都道府県知事への許可（変更許可）申請の際に、完成検査受検機関を明らかにしなければならない。²⁾
- (6) 完成検査受検者は、協会又は指定完成検査機関に検査の申請を行うに当たり、当該完成検査に係る許可（変更許可）申請書の控えを同協会又は同機関に提出するものものとする。具体的方法については、都道府県知事への許可（変更許可）申請の際に申請書を3部（正1部、副2部）作成し、都道府県知事、受検者及び完成検査実施機関が保管することとする。なお、3部全てに都道府県知事の受付印が必要である。²⁾
- (7) 完成検査を受検した第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、検査実施機関から提出される当該検査の記録を保管しなければならない。²⁾
- (8) 製造施設等の変更許可申請は変更の都度行い、完成検査はその許可1件につき完成検査証1枚を交付するものであり、工事単位ごとに完成検査証を複数に分割して交付することはできない。³⁾

しかし、将来の変更内容が明確であり、かつ、変更工事が計画的に進められるものについては、1998年（平成10年）4月1日付け平成10・03・26立局第9号通達により、将来の変更内容も併せて変更許可申請等を一括して行うことができることとなっている。その概要は次のとおりである。

1. 変更許可申請書等

変更許可申請書又は変更届書の枚数は一枚とし、「変更の種類」の欄に一括申請又は一括届出である旨が記載されていること。

2. 変更許可申請等の添付書類

通常の変更許可申請等の際に必要な添付書類に加え、変更工事工程表等各々の変更工事の時期と内容が明確となる資料が添付されていること。

3. 手数料

- (1) 変更許可を受けようとする者の手数料は、変更許可申請が一括して行われる複数の変更工事の各々の段階での処理能力又は冷凍能力の増加量に対応する金額を合算した金額とし、一括して行われる申請の際に全額納付する。
- (2) 完成検査を受けようとする者の手数料は、変更許可申請が一括して行われた複数の変更工事の各々の段階での処理能力又は冷凍能力の増加量に対応する金額とし、各々の段階での完成検査申請の際に当該金額を納付する。

4. 完成検査証

申請が一括して行われ、変更の許可をした複数の変更工事等について、完成検査を行った各々の段階での変更工事ごとに完成検査証を交付する。

5. 変更許可申請等の内容の変更

一括して行った変更許可申請等の変更内容に変更が生じた場合には、当該変更が生じた部分について新たに変更許可申請等を行うこと。

(参考)

<例 1> 生産量の増加が見込まれること等により、製造施設の数次にわたる増設が予定されている場合

<例 2> 生産を中断することなく製造設備を取り替えるため、取り替えの間一時的に使用する製造設備を設置し、これを使用しながら製造設備の取り替えを行う場合

- (9) 完成検査の一部を省略できる特定設備検査合格証等の有効期間（交付日から 3 年）を経過したものは、内規法第 20 条の 2 により、完成検査時に耐圧試験、気密試験及び肉厚の確認を行う。²⁾

また、2016 年（平成 28 年）2 月 26 日付け 20160216 商局第 4 号通達による「一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 11 号等の規定による試験を行う者及び同項第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について」により、認定品の認定試験者試験等成績書の有効期間は、完成検査にあっては試験成績書の「試験等実施年月日」から 3 年（保安検査にあっては 1 年）とされているが、この有効期間を経過したものについても特定設備と同様に運用されている。

（改正の経緯）

圧縮法では完成検査を規定してなかったが、高取法では、「製造施設の設置若しくは変更の工事又は貯蔵所の設置若しくは変更の工事の許可を受けた者は、それらの工事を完成したときは、その製造施設又は貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが所定の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。」と規定された。高取法のその後の改正で、販売施設としての容器置場の設置又は変更の工事の完成検査が追加規定されたが、高圧法施行時の 1997 年（平成 9 年）に、販売施設であった容器置場が販売事業の許可から切り離され、第一種貯蔵所に該当しない販売施設（容器置場）は完成検査受検対象から削除された。

また、完成検査を行うことができる者として、都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査のいずれかを受ければよいことが規定され、現在に至っている。⁴⁾

（罰 則）

第 20 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に違反した者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第 81 条第 3 号）

【参考文献】

- 1) A－6
- 2) C
- 3) 保安月報第 34 号
- 4) A－6

（販売事業の届出）

第20条の4 高圧ガスの販売の事業（液化石油ガス法第2条第3項の液化石油ガス販売事業を除く。）を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに、販売をする高圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第一種製造者であつて、第5条第1項第1号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。
- 二 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積5立方メートル未満の販売所において販売するとき。

（解 説）

（1）販売事業の届出

本条は、高圧ガスの販売の事業を営もうとする者（販売事業の届出が不要の者を除く。）は、所定の期日までに都道府県知事に届け出なければならないことを規定している。

（2）販売事業の届出が不要の者

① 第一種製造者であつて、その製造事業所で製造した高圧ガスをその事業所において販売する者

第一種製造者は、その製造した高圧ガスを卸業者、販売業者又は消費者に販売することになるが、その事業所には、所定の資格を有する保安係員等が選任されており、高圧ガスの製造からその出荷（販売）に関する保安業務のすべてについてその第一種製造者が管理していることから、敢えて販売の手続を行わせるものではないものとして届出は不要とされている。

¹⁾

② 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者であつて、その貯蔵数量が標準状態換算で常時5立方メートル未満の販売所において販売する者

医療用圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売を営む者は、別途、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（2014年（平成26年）11月25日付で「薬事法」が改称された）」による登録を受けた者であり、また、その販売所に貯蔵する圧縮酸素等の数量が少量で危険性が小さいこともあり、届出手続が不要とされている。

なお、1967年（昭和42年）に公布された液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に係る一般消費者等への液化石油ガス販売事業もこの手続の対象から除外されている。¹⁾

③ 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスは、政令第6条に次のように定められている。¹⁾

【高圧ガス保安法施行令】

（販売事業の届出をすることを要しない高圧ガス）

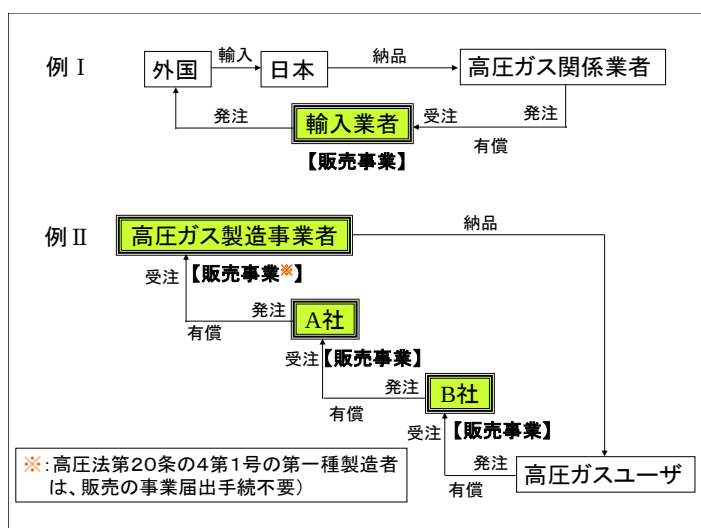
第6条 法第20条の4第2号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。

- 一 医療用の高圧ガス（経済産業大臣が定める種類の高圧ガスを除く。）

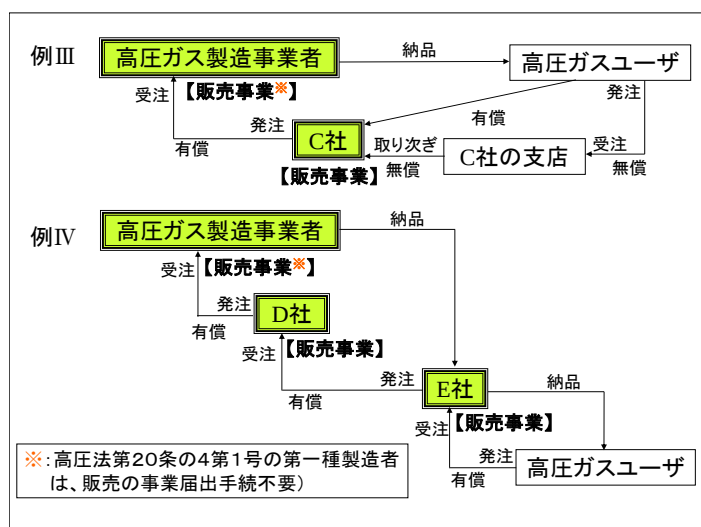
- 二 内容積が 300 ミリリットル（経済産業大臣が定める種類の高圧ガスにあっては、300 ミリリットル以下で経済産業大臣が定める値）以下の容器内における高圧ガス（経済産業大臣が定める種類の高圧ガスを除く。）であって、温度 35 度において圧力 20 メガパスカル以下のもの
 - 三 消火器内における高圧ガス
 - 四 内容積 1.2 リットル以下の容器内における液化フルオロカーボン
 - 五 自動車又はその部分品内における高圧ガス（経済産業大臣が定めるものを除く。）
 - 六 経済産業大臣が定める緩衝装置内における高圧ガス（前号に掲げるものを除く。）
- （詳細は政令関係逐条解説の第 6 条関係を参照されたい。）

なお、平成 8 年改正の高圧法で、販売事業の許可が届出制に改められたことに伴い、これまで販売事業の許可に含まれていた販売施設としての容器置場の規制、基準が販売事業から分離されて、別途、貯蔵の規制、基準とされたことから、販売事業の届出は、単に高圧ガスの販売行為のみの規定とされて、現在に至っている。

高圧ガスの販売事業となる例を図Ⅱ-25 及び図Ⅱ-26 に示す。¹⁾



図Ⅱ-25 高圧ガスの販売事業の例（その1）

図II-26 高圧ガスの販売事業の例（その2）¹⁾

（運用の実態）

（1）販売規制の意義

販売については、販売所における高圧ガスの取扱いだけでなく、販売先の保安を確保するため、販売業者に一定の規制を課している。第一種製造者がその事業所において販売する場合には、同様の規制を課することが妥当と考えられるが、第一種製造者として許可した範囲で販売に関する規制をカバーできると考えられるので、重ねて販売事業の届出は必要としていない。しかし、販売の基準としての消費者に対する周知義務、販売の基準の遵守については、販売業者と同じ規制をかけることが妥当であるため、同様に規制がかけられている。これを法令上では、上記の第一種製造者と販売業者と合わせて「販売業者等」という表現が用いられている。²⁾

（2）販売所

販売所は、法第5条に規定する事業所とほぼ同義である。近年は、都心部など現物（高圧ガスが充填された容器）を直接取り扱わない販売所（「伝票販売」と称する場合もある。）が増加している一方、販売店舗と容器置場を一体的に運用している販売店舗や販売店舗と容器置場等とが地域的に分離して設置されている販売所（自らの容器置場から出荷して販売するので「現物販売」ともいう。）もある。²⁾

また、客先の冷凍設備に高圧ガスを補充し、その場で代金を回収している場合や、今後、燃料電池車のガス欠対応により移動先で代金を回収する場合など従来の定置された販売所での契約という概念が変わりつつある。販売所の考え方について、今後研究をしていく必要があると考えられる。

(3) 販売と譲渡

販売等と譲渡譲受とを実体的には区別することが難しいが、譲渡とは、権利、財産法上の地位等をその同一性を保持させつつ他人にこれらを移転することをいい、他人に移転することに対する対価の有無を問わない。これに対し販売は対価を伴うというところに大きな違いがある。

2)

(4) 高圧ガスの販売の事業

高圧ガスの販売の事業を営もうとする者とは、高圧ガスの引き渡しを継続かつ反復して営利の目的をもって行おうとする者をいい、例えば、報償品としてプロパンガスを引き渡そうとする者、高圧ガスを燃料として使用する車両を販売する際に当該車両に固定した燃料装置用容器に充填された高圧ガスを同時に引き渡す者は含まれない。

また、建設用重機等の機械及び機器類内の緩衝装置及びその部品として緩衝装置を引き渡す場合にあっては、高圧ガスの引き渡しを主たる目的としていないため、上記の「高圧ガスの販売の事業を営もうとする者」には該当しない。³⁾

(5) 冷凍設備に冷媒ガスを移充填する場合の扱い

2016年（平成28年）11月1日の政令及び政令関係告示の改正により、同告示第4条の2第7号に該当する冷媒ガスを冷凍設備に充填する設備内の高圧ガスは適用除外となり、その冷媒ガスの充填は高圧ガスの製造行為には該当しないことになったが、容器に充填されている高圧ガスを販売する場合及び冷媒ガスを冷凍設備（適用除外のものを含む。）に充填して高圧ガスを販売する場合は、次の高圧ガスを除き販売事業の届出が必要となる（内規政令関係告示第4条の2関係）。

- ① 政令第2条第3項第8号の内容積1リットル以下の政令関係告示第4条で定める適用除外容器内の高圧ガス
- ② 貯蔵数量が常時容積5立方メートル未満の販売所における政令第6条第4号の内容積1.2リットル以下の容器内の液化フルオロカーボン³⁾

(6) 海外への高圧ガスの販売について

高圧法は国内事業者に対する規制法であり、高圧ガスを輸出して海外の消費者へ販売する行為は規制の対象になっていない。そのため、海外の顧客に対して高圧ガスの輸出・販売を行うときは、輸出先の規制、物質によっては国内の他法令を確認する必要があるので念のため。⁵⁾

（改正の経緯）

もともと、大正12年に施行された圧縮法で、圧縮ガス又は液化ガスの販売の業をしようとする者は、行政官庁の許可を受けることと規定されており、昭和26年に制定された高取法においてもこの許可制が引き継がれた。

高取法では第一種製造者が自己の製造した高圧ガスをその事業所において販売する場合及び医療用の圧縮酸素の販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時5立方メートル未満の販売所において販売する場合は、許可を必要としないものとされた。

さらに、規制緩和により、平成8年の高圧ガス保安法改正公布時に、高圧ガスの販売事業は許可制から届出制に移行し、同時に変更許可制も変更届出制に改められた。¹⁾

（罰 則）

第20条の4の規定による届出をしないで高圧ガスを販売した者又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第2号の6）

【参考文献】

- 1) A－6
- 2) A－2
- 3) C

（承継）

第20条の4の2 前条の届出を行つた者（以下「販売業者」という。）が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、販売業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（解 説）

本条に関しては、第10条及び第10条の2の（解説）（運用の実態）（改正の経緯）を参照されたい。

（罰 則）

第20条の4の2第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。（第86条第1号）

（周知させる義務等）

第20条の5 販売業者又は第20条の4第1号の規定により販売する者（以下「販売業者等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第24条の2第2項の特定高圧ガス消費者その他経済産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、販売業者等が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、販売業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（解 説）

- (1) 消費において災害の発生のおそれがある高圧ガスを消費者に販売する販売業者等の周知義務
災害の発生のおそれがあるとして特に定められた高圧ガスを消費者に販売する販売業者等

（第20条の4の届出をした販売業者及び同条第1号により届出が不要の第一種製造者をいう。）は、その消費者に対し、災害の発生の防止に必要な所定の事項を周知させなければならない旨の規定である。

（2）周知する義務が免除される消費者

高圧ガスの販売先が、法に基づく手続を行った高圧ガスの保安に関する一定の知識経験を有する者又は危険性が小さいものと認められる者である場合、即ち、その消費者が第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は自動車燃料用の液化石油ガスの消費者である場合には、それらの者に対する周知義務が免除されている。¹⁾

（改正の経緯）

高圧ガスに対する規制の理念は、基本的にその事業者（消費者）規制であるが、1992年（平成4年）当時、溶接、熱切断用のアセチレンガス、天然ガス、液化石油ガス及び酸素、スクーバダイビング用空気等の消費者に係る災害事故の発生件数が増加の傾向にあったことから、その災害発生防止対策として、本来はその消費者に対して規制強化すべきであるものの、高圧ガスに関する知識等が乏しい消費者に対して販売業者等がその保安について助力することとし、高取法及び一般則、液石則の1992年（平成4年）の改正で、消費において災害の発生のおそれがある高圧ガスを消費者に販売する販売業者等に対して、その販売契約時等の周知（保安のための指導等）の義務が課せられた。¹⁾

【参考文献】

- 1) A-6

（販売の方法）

第20条の6 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない。

- 2 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

（解 説）

販売業者及び法第20条の4第1号のただし書による届出不要の第一種製造者は、販売業務上における高圧ガスによる災害の発生の防止のために、所定の販売の方法に係る技術上の基準を遵守すべきことの規定である。

（改正の経緯）

販売関係規制の強化による1963年（昭和38年）の高取法改正で、販売のための施設（店舗、容器置場）及び販売の方法に係る技術上の基準が規定され、また、1965年（昭和40年）の高取法施行規則の改正で、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを生活の用に供する一般消費者に販売するときの基準及び引き渡す容器の基準が規定された。

液化石油ガスの販売については、液化石油ガスを生活の用に供する一般消費者等への販売事業が、1968年（昭和43年）の液化石油ガス法の制定施行に伴い高取法から分離されことから、高取法では工業用又は農業用等の液化石油ガスの販売に係る規制のみとされ、現在に至っている。

1991年（平成3年）の高取法の改正で、販売の方法に係る技術上の基準を遵守すべき者を、販

売業者及び販売の許可（後に届出）手続不要の第一種製造者とし、これらを販売業者等と定義し、現在に至っている。¹⁾

（罰 則）

第20条の6第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）

【参考文献】

1) A－6

（販売をするガスの種類の変更）

第20条の7 販売業者は、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（解 説）

販売業者は、その販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、その旨を都道府県知事に、変更後遅滞なく届け出ることの規定である。

（運用の実態）

「販売をする高圧ガスの種類を変更」に該当しない変更は、次の(1)から(3)までに掲げる同一区分内のガスの種類の変更とされ、運用されている。¹⁾

- (1) 冷凍設備内の高圧ガス
- (2) 液化石油ガス（炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限り(1)を除く。）
- (3) 不活性ガス（(1)を除く。）

これらを例示すれば、図Ⅱ-27のようになる。

届出済みの 高圧ガス	追加する 高圧ガス	事 例	届出の 要否
液化石油ガス	①液化石油ガス	プロパン主成分のLPガスにブタン主成分のLPガスを追加	不要
	②液化石油ガス以外	酸素追加	必要
不活性ガス	①不活性ガス	窒素にアルゴンを追加	不要
	②不活性ガス以外	窒素にアセチレンを追加	必要
上記以外	①可燃性ガス	①アセチレンに水素を追加	必要
	②毒性ガス	②アセチレンに塩素を追加	必要
	③酸素	③水素に酸素を追加	必要
	④不活性ガス	④酸素に窒素を追加	必要
冷凍設備内の R134a	①アンモニア	①R134aにアンモニアを追加	不要
	②R32	②R134aにR32を追加	不要
	③二酸化炭素	③R134aに二酸化炭素を追加	不要

図Ⅱ-27 販売する高圧ガスの種類変更届

（改正の経緯）

圧縮法で、販売業者は、「販売するガスの種類又は名称を変更しようとするときは、事前に、廳

府縣長官の許可を受けること」と規定されていた。

1962 年（昭和 37 年）9 月に富士山麓の山荘で液化石油ガスのふろがまの燃焼排ガスによる 10 名の中毒焼死事故が発生したことなどにより、高圧ガスの販売について規制が強化されて、高取法の 1963 年（昭和 38 年）改正で、販売業者は、「販売をする高圧ガスの種類を変更しようとするときは、事前に、都道府県知事の許可を受けること」が規定された。

1997 年（平成 9 年）の高圧法の改正で、手続の簡素化等により販売事業の許可が販売事業の届出にされたことから、販売業者は、「販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、事後遅滞なく、都道府県知事に届け出ること」と規定されて、現在に至っている。²⁾

（罰 則）

第 20 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 1 号）

【参考文献】

- 1) C
- 2) A－6

（製造等の廃止等の届出）

第 21 条 第一種製造者は、高圧ガスの製造を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二種製造者であつて、第 5 条第 2 項第 1 号に掲げるものは、高圧ガスの製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第二種製造者であつて、第 5 条第 2 項第 2 号に掲げるものは、高圧ガスの製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 販売業者は、高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（解 説）

第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所の所有者又は占有者、第二種貯蔵所の所有者又は占有者及び販売業者は、製造等の開始又は廃止をしたときにその旨を都道府県知事に届け出ることの規定である。

(1) 第一種製造者が製造を開始したとき、及び廃止したとき

第一種製造者は、高圧ガスの製造の許可（権利）を得ていることから、その許可（権利）の行使を開始したときには、当然のことながら都道府県知事に知らせることが必要とされている。正当な事由なしに 1 年以内に製造を開始しないとき、又は 1 年以上引続き製造を休止したときは、その許可を取り消されることがあることと連動して規定されているものであり、廃止したときも同様に届出が必要である。¹⁾

(2) 第二種製造者が製造（事業）を廃止したとき

第二種製造者は、高圧ガスの製造（事業）を行うことを自ら製造開始の日の20日前までに都道府県知事に届け出ていることから、開始届は規定していないが、廃止したときは当然届出をしなければならない。¹⁾

- (3) 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者がその用途（貯蔵すること）を廃止したとき

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所を設置することについて許可又は届出をしたにすぎず、その貯蔵所に高圧ガスを貯蔵するかしらないか（貯蔵するという用途を開始するかどうか）は、特に問題とはならない。したがって、廃止の届出は、その貯蔵所を撤去することではなく、高圧ガスを貯蔵するという用途を廃止したときのみ必要としている。¹⁾

- (4) 販売業者が販売の事業を廃止したとき

販売業者は、(2)の第二種製造者の場合と同様に、廃止したときのみ届出を必要としている。

改正高取法で、販売事業を許可制としていたときは、(1)の第一種製造者の場合と同様に、開始及び廃止の届出を必要としていた。

高圧法で、手続の簡素化により、販売事業が届出にされたことから、廃止のみの届出とされて、現在に至っている。¹⁾

（運用の実態）

- (1) 製造施設の一部を取り去って、その部分について製造を廃止した場合は本条の適用にはならず、法第14条の適用（変更の許可又は軽微な変更の工事の届出）を受ける。²⁾
- (2) 災害が発生し、重大な法令違反がある場合には、法第38条の規定により許可が取り消されると法第7条の欠格事由に該当し、2年間新規営業を行うことができないこととなる。このため法第38条の規定の適用を受ける企業は、廃止届を出すことにより、同条の適用を免れることを試みる事例があるが、これらの企業については厳重に処罰し、処罰の結果法第7条の欠格事由に該当するようになるのでこの旨運用されている。²⁾
- (3) 本条の規定による廃止届を出すべき者が怠っていた場合は罰則が適用されるが、本条の適用は実態的に設備等を撤去する等明確な場合に限って運用されている。²⁾ しかしながら近年は、設備の撤去にも費用がかかることから、設備の撤去を伴わず、製造行為等を廃止した場合に廃止の届出をさせている運用も増えている。

（罰 則）

第21条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）

【参考文献】

- 1) A-6
2) A-2

- 第 22 条** 高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合
 - 二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
 - 三 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
 - 四 前 2 号に掲げるもののほか、公共安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合
- 2 協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 第 1 項の都道府県知事、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査の方法は、経済産業省令で定める。

（解 説）

高圧ガスの輸入とは、外国から容器（貨物船、タンカー、航空機等）により高圧ガスを本邦に輸入することをいう（図Ⅱ-28 参照）。

外国から輸入した高圧ガスがどんな方法で製造され、どんな性状のものであるか、また、その高圧ガスがどんな容器に充填されているかが不明のものが本邦に持ち込まれることは、公共安全の維持及び災害の発生の防止に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、高圧ガスを本邦に輸入した者は、輸入した高圧ガス及びその容器について（保税倉庫内で）陸揚地を管轄する都道府県知事が行う検査（輸入検査）を受け、所定の輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、本邦国内で移動してはならないことの規定である。¹⁾



図Ⅱ-28 輸入コンテナ容器¹⁾

また、輸入検査を受ける必要のない場合として、第1項に第2号から第4号まで規定されているが、このうち第4号に関して具体的には、次の高圧ガスを輸入する場合に輸入検査を受ける必要がないことが一般則第46条第2項で定められている。

- ① 規則に掲げる基準に適合する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスを輸入する場合

なお、ガスの容積（標準状態換算）が0.15立方メートル以下の所定のエアバッグガス発生器内の高圧ガスが法の適用除外とされており、当該エアバッグガス発生器は、自動車用エアバッグだけではなく、着衣形エアバッグ、救命胴衣などを膨らませるものを対象としている。そのため、これらのエアバッグガス発生器内の高圧ガスについては、法の適用除外となり、輸入検査も不要となる。従って、輸入者が自ら政令関係告示を確認し、輸入検査が不要となるかどうかを判断しなければならない。

また、ガスの容積（標準状態換算）が0.15立方メートルを超えるエアバッグガス発生器内の高圧ガスについては、輸入検査が必要であるが、自動車用エアバッグガス発生器については、一般則及び製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術上の基準の細目を定める告示（以下「製造細目告示」という。）に規定する所定の要件を満たしていれば、輸入検査は不要とされている。

- ② 自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスを輸入する場合
- ③ 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）内における高圧ガスを輸入する場合
- ④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合
- ⑤ 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器内における高圧ガスを輸入する場合¹⁾

（運用の実態）

- (1) 本条は、高圧ガスの輸入をする場合には、都道府県知事等の検査を受け、技術基準に適合していることが確認された後でなければ、移動してはならないことを規定しているが、輸入検査前に行われる船舶又は航空機からの荷役作業に伴う移動など、輸入検査を実施する上で必要不可欠な移動については、本条に規定する移動には該当しない。

なお、輸入した当該高圧ガスの貯蔵数量が300立方メートル以上の場合においては、あらかじめ許可又は届出をした貯蔵所において貯蔵しなければならないが、これらの貯蔵所が陸揚げ場所の付近にない場合には、陸揚地から当該貯蔵所まで移動する場合もあり、輸入検査を実施する必要不可欠な移動として運用している自治体もある。

- (2) 第1項第2号の規定は、タンカーによる高圧ガスの輸入を検査不要とするものであり、同号中の「導管」にはローディングアーム等の事業所の配管を含まれる。²⁾
- (3) 高圧ガスの輸入者は、関税法第70条の規定に基づく通関の際の証明を輸入高圧ガス検査合格

証（以下、この項において「検査合格証」という。）により、行うことができる。

ただし、都道府県知事が検査合格証の発行前に輸入検査に適合していると判断する場合は、上記検査合格証に代えて、検査職員が、輸入高圧ガス検査申請書（以下この項において「検査申請書」という。）の「検査職員確認印」欄に都道府県の受付印及び検査職員の印を押印した検査申請書をもって輸入者は通関の際の証明を行って差し支えないものとして運用されている。

2)

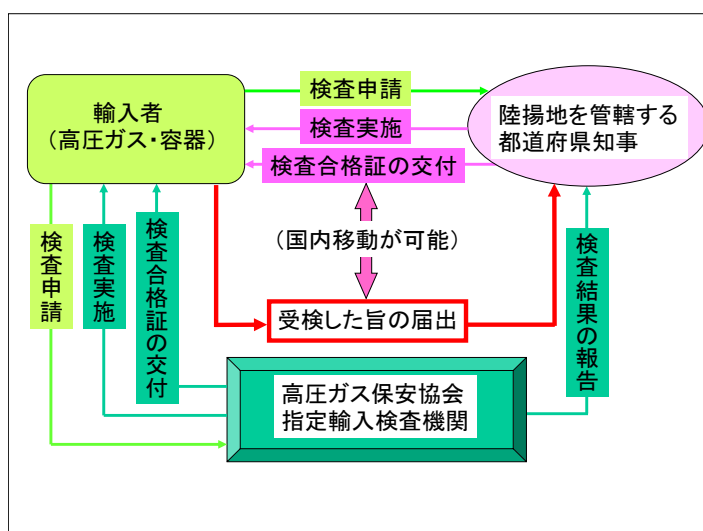
（改正の経緯）

1950 年（昭和 25 年）に原油等の輸入が再開され、高取法で「高圧ガスを輸入しようとする者は、事前に、陸揚地を管轄する都道府県知事の許可を受けること」、かつ、「高圧ガスを輸入した者は、遅滞なく、高圧ガス及びその容器につき、陸揚地を管轄する都道府県知事が行う検査を受けること」と規定されていた。

1991 年（平成 3 年）の高取法の改正で、従来の許可制が事前の届出制とされた。

さらに、高圧法で、規制緩和推進計画により輸入の届出を不要とし、「高圧ガスを輸入した者は、遅滞なく、高圧ガス及びその容器につき、陸揚地を管轄する都道府県知事が行う検査を受け、所定の輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ国内で移動してはならない」のみの規定とし、さらに、安全性が確認できるもの又は安全性が確保できるものについては輸入検査受検を免除することが規定された。

また、1999 年（平成 11 年）の高圧法の改正（施行は 2000 年（平成 12 年））により、この検査を行うことができる機関等として高圧ガス保安協会及び指定輸入検査機関が規定されて、現在に至っている（図Ⅱ-29 参照）。¹⁾



図Ⅱ-29 高圧ガスの輸入検査手続等

（罰 則）

- (1) 第 22 条第 1 項の規定に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。（法第 82 条第 1 号）
- (2) 第 22 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第 81 条第 4 号の 2）

【参考文献】

- 1) A－6
- 2) C

（移動）

第23条 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

2 車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両をいう。）により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

3 導管により高圧ガスを輸送するには、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってその導管を設置し、及び維持しなければならない。ただし、第一種製造者が第5条第1項の許可を受けたところに従って導管により高圧ガスを輸送するときは、この限りでない。

（解 説）

高圧ガスの移動とは、高圧ガスが地盤面に対しその位置を移動することをいい、その移動が高圧ガスの製造事業所等の敷地内であるか、敷地外であるかを問わず、また、人の手によるか、車両によるかを問わない¹⁾（図Ⅱ-30 参照）。

高圧ガスを移動する場合には、その容器に所定の安全措置を講じ、かつ、容器を車両により移動するときは、所定の積載方法及び移動方法に係る技術上の基準に従ってすること、及び高圧ガスを導管により移動する場合は、所定の技術上の基準に従って導管を設置し、維持することの規定である。²⁾



図Ⅱ-30 高圧ガスの移動

高圧ガスの移動は、容器に充填された高圧ガスが不特定の場所であって、かつ、一般人の生活圏内を通過することから、次に掲げる3項目について厳しく規制されている。

(1) 移動する高圧ガスが充填されている容器に所定の保安上の措置を講ずること。

(2) 車両により移動する場合は、次の方法に係る所定の技術上の基準を遵守すること。

① 高圧ガスの積載方法（車両に固定した容器又は車両に積載した容器）

② 高圧ガスの移動方法

なお、「車両」とは、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条第1項第8号で、「自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス」とされている。また、「軽車両」とは、同項第11号で、「自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの」とされている。

(3) 導管により高圧ガスを輸送する場合は、第一種製造者が設置する導管に係る技術上の基準と同じ基準に従ってその導管を設置し、維持すること。

したがって、第一種製造者が高圧ガスの製造の一環として製造に係る高圧ガスを輸送するために設置する導管は、この移動に係る規定の適用を受けないと規定されている。²⁾

（改正の経緯）

高圧ガスの取扱い等を法律で規制する必要があるとされた理由の一つに、高圧ガスが充填された容器の輸送中における転落等による破裂事故が挙げられていた。

圧縮法の施行令で、「圧縮瓦斯及び液化瓦斯を充てんした容器の貯蔵、運搬及び取扱については、次の事項を遵守すること」と規定され、8項目の基準が定められていた。

高取法で、「移動する高圧ガスが充てんされている容器に所定の保安上の措置を講ずること」、及び「導管により高圧ガスを輸送する場合は、所定の技術上の基準に従って、その導管を設置し、維持すること」と規定された。

その後1975年（昭和50年）の高取法の改正で「車両により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について省令で定める技術上の基準に従ってすべきこと」とされ、現在の高圧法に引き継がれている。²⁾

また、導管輸送については、1963年（昭和38年）の高取法の改正で「第一種製造者が高圧ガスの輸送のために設置する導管は、この規定の適用を受けない」と規定されて、その後高圧法に引き継がれ、現在に至っている。²⁾

（罰 則）

第23条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（第83条第2号）

【参考文献】

1) A-1

2) A-6

（家庭用設備の設置等）

第24条 圧縮天然ガス（内容積が20リットル以上120リットル未満の容器に充てんされたものに限る。）を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

（解 説）

一般家庭の生活の用（飲食物の調理、湯沸し等）に供する圧縮天然ガスの消費設備（供給のための容器はその内容積が 20 リットル以上 120 リットル未満のものであること。）の設置工事及びその変更の工事をする者は、所定の技術上の基準に従ってしなければならない。この規定は、圧縮天然ガスの供給業者又はガスの設備工事業者が遵守すべき規定である。¹⁾

（運用の実態）

本条は厳密には料理飲食店等一般消費者の生活の用に供するための設備でないものには適用はないが、その消費の実態から判断して家庭用設備に準ずると考えられるものについては、同様に扱うことが望ましい。

なお、圧縮天然ガスとは、メタンを主成分とするガスを圧縮したものであることが、2011 年（平成 23 年）1 月の内規で明確にされた。²⁾

（改正の経緯）

圧縮法では、工業用の高圧ガスについての規制が全てで、家庭用の消費設備についての規制はされていなかった。

1960 年代には、圧縮天然ガス及び液化石油ガスが一般家庭用燃料として使用されるようになり、これに伴って爆発、火災等の事故が発生したことから、高取法でその消費設備が規制された。

さらに 1960 年代半ばには、液化石油ガスの一般消費者に係る爆発、火災等の事故が多発したことから、規制強化の必要があるとして、1967 年（昭和 42 年）の高取法の改正（施行は 1968 年（昭和 43 年）3 月）で、液化石油ガスの一般消費者に係る家庭用設備の規制が高取法から分離されて、新たに制定された液化石油ガス法に移行されたことから、高取法には圧縮天然ガスの家庭用設備のみの規制が残し、高圧法に引き継がれ現在に至っている。¹⁾

（罰 則）

第 24 条の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 2 号）

【参考文献】

- 1) A－6
- 2) C

（消費）

第 24 条の 2 圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高圧ガスであつてその消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの又は液化酸素その他の高圧ガスであつて当該ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するために特別の注意を要するものとして政令で定める種類の高圧ガス（以下「特定高圧ガス」と総称する。）を消費する者（その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が当該特定高圧ガスの種類ごとに政令で定める数量以上である者又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受ける者に限る。以下同じ。）は、事業所ごとに、消費開始の日の 20 日前までに、消費する特定高圧ガスの種類、消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この項において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書

面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第10条の2の規定は、特定高压ガスを消費する者（以下「特定高压ガス消費者」という。）に準用する。

第24条の3 特定高压ガス消費者は、消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 特定高压ガス消費者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って特定高压ガスの消費をしなければならない。

3 都道府県知事は、特定高压ガス消費者の消費のための施設又は消費の方法が前2項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って特定高压ガスの消費をすべきことを命ずることができる。

第24条の4 特定高压ガス消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高压ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、消費のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 特定高压ガス消費者は、特定高压ガスの消費を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第24条の5 前3条に定めるものの外、経済産業省令で定める高压ガスの消費は、消費の場所、数量その他消費の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

（解 説）

本条は、可燃性又は毒性等に注意すべき高压ガスを大量に貯蔵し消費する者について、又はその貯蔵量に関係なく特に危険性が高いと考えられる高压ガスについて、これを消費する者に対して都道府県知事に届出等をすべきことを定めた規定である。

（1）「高压ガスの消費」の意義

高压ガスの「消費」とは、高压ガスを燃焼、反応、溶解等により廃棄以外の一定の目的のために減圧弁等単体機器である減圧設備のみにより瞬時に高压ガスから高压ガスでない状態へ移行させること及びこれに引き続き生じた高压ガスではないガスを使用することをいう。

なお、消費の前段階において消費を効果的に行うため、加圧蒸発器出口圧力が1メガパスカル以上となる気化器等を社会通念上の消費設備に組み入れて使用する場合が多いが、これ等のように消費の前段階において高压ガスを処理する部分は、高压ガスの「製造」としての規制を受けることとなるので、注意する必要がある（内規法第24条の2）。

例えば「風船」に水素ガスを充填し、その風船を一定の目的で使用する場合には水素ガスを一定の目的のために処理したと考えられるので、高压ガスの消費に該当する。¹⁾

（2）「特定高压ガス」について

消費について、法第24条の5に規定する消費の方法の規制のみでは、十分な保安を期待できないような高压ガスを特定しているが、

これは次の3条件を考慮し、特定されている。

- ① 高圧ガスが、ガスごとに特別な危険性を有していること
- ② 製造の規制等他の規制の対象とならないような消費設備が存在すること
- ③ ②にいう消費設備を使用してこのような高圧ガスを消費する事業所が相当数あり、危険の一般化がみられること。¹⁾

(3) 「貯蔵設備」について

「貯蔵設備」とは、消費時において消費設備と配管により連結されている設備であって、当該消費に係る特定高圧ガスを貯蔵しているものを指す。特定高圧ガスを消費する事業所は、当該特定高圧ガスの受け入れ方により、

- ① 当該事業所で製造した高圧ガスを当該事業所で消費する場合
- ② 他の事業所で製造された特定高圧ガスを導管により受け入れて消費する場合
- ③ 他の事業所で製造された特定高圧ガスをタンク船、タンク車、タンクローリー、ポンペ等により搬入し、これを受け入れタンク等に移し替えて消費する場合
- ④ 特定高圧ガスを充填した可搬式容器をトレーラー等に積載、搬入し、これを配管により気化器等に連結して当該特定高圧ガスを消費する場合等

に分けられるが、③の事業所における当該高圧ガスの消費のための貯槽、④の事業所の可搬式容器等を貯蔵設備と解し、例えば消費にかかる特定高圧ガスが充填された容器の置場等設備的に連結されていないものは貯蔵設備と解さない。¹⁾

(4) 「貯蔵能力」について

貯蔵設備に貯蔵できる特定高圧ガスの数量は、法第48条等によって制限されているので、貯蔵能力の算定に当っては、法第48条等を勘案する必要があるとともに、2以上の受け入れタンク等々連結させて使用する場合等その連結の方法によりそのタンクの貯蔵能力を合計するか否か等についての考慮が必要となるので、貯蔵能力の算定方法を省令で定めている。¹⁾

(5) 「特定高圧ガスの数量」について

特定高圧ガスの数量は、工業用として経済的に消費（つまり運搬される場合に利点がある。）する場合の最小単位を定めている。すなわち、特定高圧ガスを大量かつ継続的に消費する場合には、圧縮ガスにあつては通常300立方メートル入り以上の連結ポンベにより、液化ガスにあつては通常タンクローリー（3トン以上の質量を有する）又はその数倍以上の量を有するタンク車、タンク船によって搬入し、これを貯蔵して消費するのが普通であり、そのためには表に示す以上の貯蔵能力を有する必要がある。ただ液化塩素に限っては、1トン容器が普及しており、また液化塩素の性質上1トン容器を使用した工業的消費も十分可能なので、その数量を1トンとしたものである。¹⁾

(6) 「導管」による受入れ

導管により、その消費する特定高圧ガスの供給を受ける者もあわせて届出対象にしているが、これは、その受入れ数量が表に示す数量の貯蔵能力をもつような事業所の受け入れ量に比して格段に大ざいのですべて規制されている。すなわち、消費の届出等の規制は、本来消費量の大小により規制すべきものと考えられるが、消費量を正確に把握することは運用上困難なので、

わかりやすい貯蔵設備によって判定しようとしたものが前者の規制であり、導管については、非常に消費量が多いのですべて規制したのである。¹⁾

(7) 「消費」に関する用語の定義

「消費にかかる貯蔵」とは、消費する高圧ガスが貯蔵されることをいい、「消費にかかる導管による輸送」とは、消費される高圧ガスが、導管により自分の事業所以外の場所に送り、又は、自分の事業所以外の場所から送られることをいう。

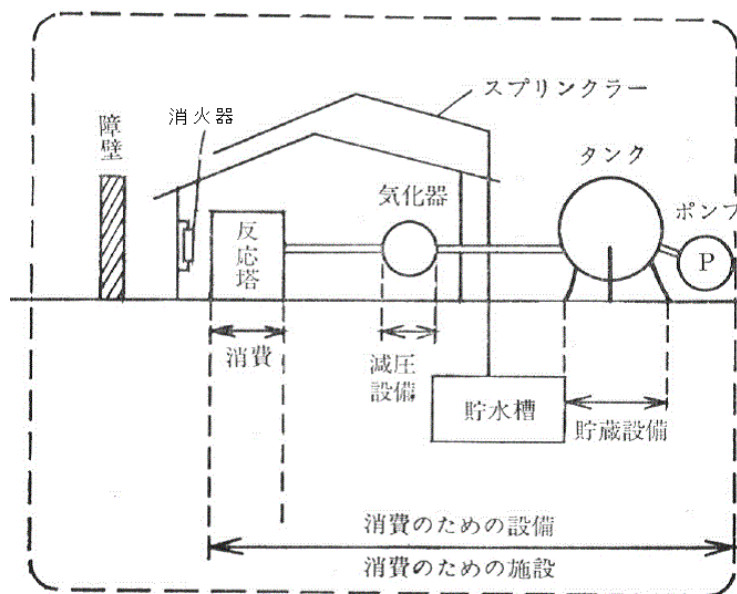
「消費のための施設」とは、消費のための設備（高圧ガスの消費に必要かつ不可欠な設備をいう。）及びこれに必然的に附帯する土地、建物、障壁等をいう。

「消費のための施設の位置」とは、施設が施設以外の物件に対して地理的に示す位置、設備等が施設内の他の設備等に対して地理的に示す位置をいい、これらは、平面的にも立体的にも考えられる。

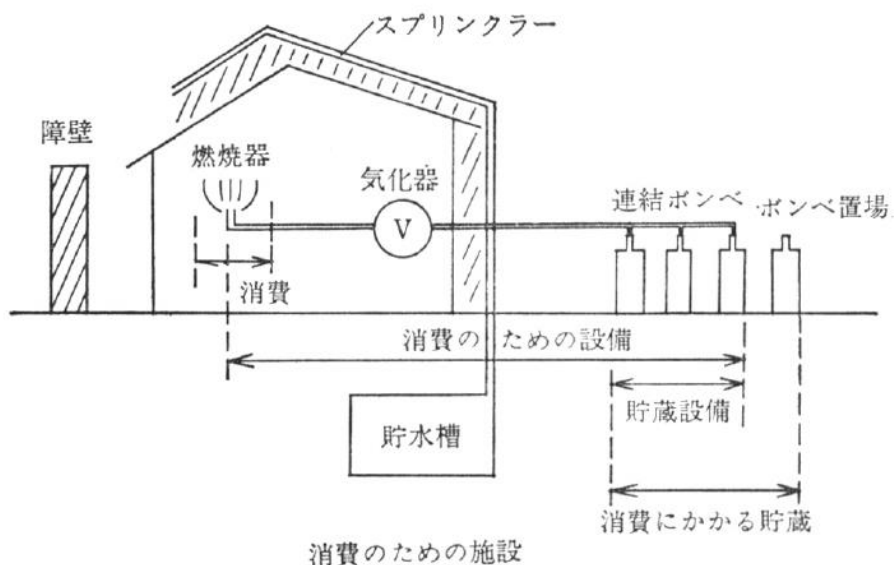
「消費のための施設の構造」とは、消費のための施設のうち、消費のための施設の設備以外のものをいい、例えば、設備を設置する室、地盤、障壁等をいう。

「消費のための施設の設備」とは、消費のための設備及び消費のための施設内にある消火設備、温度計、圧力計等一般的に設備をして考えられるものをいう。

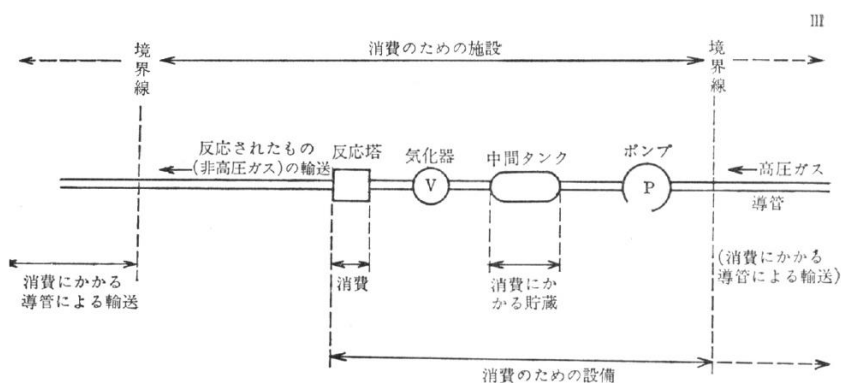
具体的には図Ⅱ-31～図Ⅱ-33に示すとおりであり、その他については、法第8条の製造のための施設と同様な考え方である。



図Ⅱ-31 消費のための施設、消費のための設備（その1）



図Ⅱ-32 消費のための施設、消費のための設備（その2）



図Ⅱ-33 消費のための施設、消費のための設備（その3）

「消費の方法」については、法第8条に規定する製造の方法と同様と考えられる。¹⁾

高圧ガスの消費は、次の2つに区分されて規制されている。

(1) 消費上特別な注意等が必要な高圧ガスを消費する者：特定高圧ガス消費者

その消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの及び当該ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共安全を維持し、又は災害の発生を防止するために特別の注意を要するものとして政令で定める種類の高圧ガス（これらを「特定高圧ガス」と総称する。）を消費する者（その消費する高圧ガスが政令で定める種類のもの又は特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が当該特定高圧ガスの種類ごとに政令で定める数量以上である者又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受ける者に限る。この消費者を「特定高圧ガス消費者」という。）は、事業所ごとに、消費開始の日の20日前までに所定の書面を添えて都道府県知事に届け出なければならない。

政令では、都道府県知事への届出が必要となる高圧ガスについて、次のように定められている。

【高圧ガス保安法施行令】

（政令で定める種類の高圧ガス）

第7条 法第24条の2第1項の高圧ガスであって、その消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のものは、次に掲げるガスの圧縮ガス及び液化ガスとする。

- 一 モノシラン
- 二 ホスフィン
- 三 アルシン
- 四 ジボラン
- 五 セレン化水素
- 六 モノゲルマン
- 七 ジシラン

2 法第24条の2第1項の高圧ガスであって、当該ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するために特別の注意を要するものとして政令で定める種類のものは、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数量は、同欄に掲げる高圧ガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

高圧ガスの種類	数 量
圧縮水素	容積 300 立方メートル
圧縮天然ガス	容積 300 立方メートル
液化酸素	質量 3,000 キログラム
液化アンモニア	質量 3,000 キログラム
液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項の1般消費者が消費するものを除く。）	質量 3,000 キログラム（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条各号に掲げる者が消費する液化石油ガスの貯蔵設備にあっては、1万キログラム）
液化塩素	質量 1,000 キログラム

（詳細は政令第7条を参照されたい。）

政令第7条第1項に定められたモノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン及びジシランは、半導体産業で広く使われている可燃性かつ毒性を有するガスであり、その取扱いを誤ったために死亡事故を起こした例が多いガスである。

(2) 特定高圧ガス消費者が消費する特定高圧ガス以外の高圧ガスを消費する者：その他の消費者（可燃性ガス、毒性ガス、酸素又は空気の消費者に限る。）

その他の消費者は、所定の技術上の基準に従って高圧ガスの消費をしなければならないが、

届出等特段の手続は必要ない。

（運用の実態）

- (1) 本条の規制は、第一種製造者が本条に該当する高圧ガスの自家消費をする場合も適用があるため、所定の届出が必要になることに注意しなければならない。これが法第20条の4の販売事業と異なる点である。
- (2) 消費の前段階において消費を効果的に行うため、加圧蒸発器出口圧力が1メガパスカル以上となる気化器等を社会通念上の消費設備に組み入れて使用する場合が多いが、これらのように消費の前段階において高圧ガスを処理する部分は、高圧ガスの「製造」としての規制を受けることとなるので、この点、特に留意する必要がある。²⁾
- (3) 特定高圧ガス消費における貯蔵量の合算は、貯蔵設備が配管で接続されているものに限定して運用しているので、貯蔵所の合算とは異なる。⁴⁾
- (4) 法第24条の4第1項中「変更」には、省令で定める技術上の基準に関係のない部分の変更は含まれない。したがって、上述のように消費のための施設は広い概念であるが、法第24条の3第1項及び第2項に定める技術上の基準に関係のある部分のみ変更届出をさせることとなる。²⁾
- (5) 法第24条の4第1項中「変更」及び同条第2項中「廃止」とは、法第24条の2に基づいて届出をした事業所における変更又は廃止である。例えば、すでに圧縮水素について特定高圧ガス消費者である者が圧縮天然ガスを300立方メートル以上貯蔵して消費しようとする場合は、本条第1項の変更届出が必要であり、この届出を行って2種類の特定高圧ガスについて特定高圧ガス消費者となった後は、そのうち一つでも廃止すれば変更届出が再度必要となる。なお、その廃止が独立した消費設備の撤去の工事に係る場合にあっては、同項ただし書きの規定により軽微な変更の工事に該当するため、「消費をする特定高圧ガスの種類」のみの変更届出となる。²⁾

（改正の経緯）

圧縮法では、消費について規制はされていなかった。

高取法で、「第一種可燃性ガス、第二種可燃性ガス、酸素及び毒性ガスの消費及び廃棄は、消費及び廃棄の場所、数量その他消費及び廃棄の方法について所定の技術上の基準に従ってすること」と規定された。

1953年（昭和28年）頃から酸素の大量消費の需要に応じて液化酸素が流通するようになり、1955年（昭和30年）に発生した神戸市の造船工場における液化酸素の漏えい発火事故に起因して、1956年（昭和31年）の高取法の改正で、貯蔵設備の貯蔵能力が質量500キログラム以上の液化酸素が消費において特別な注意を要するガス（特定高圧ガス）として指定され、そのガスを消費する者（特定高圧ガス消費者）に都道府県知事への届出義務及び保安のための業務を管理する取扱主任者の選任義務が課された。

（参 考）

【神戸市の造船工場における液化酸素の漏えい発火事故】

1955 年（昭和 30 年）に、タンクローリーから液化酸素を受け入れ、貯蔵し、蒸発器へポンプ加圧して酸素を消費する設備の修理中に多量の液化酸素が漏えいし、作業者の衣服にガスが浸透し、発火した。この事故による死者は 3 名、負傷者は 1 名であった。

さらに、1964 年（昭和 39 年）9 月に発生した富山市の化学工場における液化塩素の漏えい事故に起因して、1965 年（昭和 40 年）の高取法の改正で、容積 300 立方メートル以上の圧縮水素、圧縮天然ガス、質量 3,000 キログラム以上の液化アンモニア、液化石油ガス、質量 1,000 キログラム以上の液化塩素が液化酸素とともに特定高圧ガスに指定され、既に規制されていた液化酸素は他のガスとの規模の横並びで質量 3,000 キログラム以上に裾切りされた。また、これらの高圧ガスを導管により受け入れて消費する者も特定高圧ガス消費者と規定された。

（参 考）

【富山市の化学工場で発生した塩素ガスの漏えい事故】

1964 年（昭和 39 年）9 月 14 日に、富山市の化学工場で液化塩素の蒸発器の蛇管に発生したピンホールによる漏えい対策として、塩素が封入されている状態で溶接補修を行ったところ、配管の一部が焼損し、大量の塩素ガス及び液化塩素が漏えいして事業所外に拡散した。その結果、半径約 1,000 メートルの範囲内の 533 名の住民及び農業、畜産関係に大きな被害を及ぼした。この事故を契機に、高圧ガスの大量消費事業所が厳しく規制されることとなった。

1991 年（平成 3 年）に発生した大阪大学の研究室で起こったモノシランの爆発火災事故では、大学生 2 名が死亡し、5 名が軽傷を負う重大事故となった。そのため、1992 年（平成 4 年）に高取法の改正を行い、7 種類の半導体ガスを、その貯蔵量に関係なく一括して特定高圧ガスとして規制することとなった。これら 7 種類のガスは一般則第 2 条第 1 項第 3 号で「特殊高圧ガス」と定義されている。

一方、その他の消費者に対する規制は、1956 年（昭和 31 年）の高取法の改正で、消費と廃棄を分離して「可燃性ガス（液化石油ガスを含む。）、毒性ガス及び酸素の消費は、消費の場所、数量その他消費の方法について所定の技術上の基準に従ってすること」と規定された。

1980 年代に至り、スクーバダイビング等における空気の災害事故が発生したことから、1992 年（平成 4 年）の一般則の改正で空気を規制対象とし、現在に至っている（不活性ガスの消費は規制されていない。）。³⁾

（罰 則）

- (1) 第 24 条の 2 第 1 項の規定による届出をしないで特定高圧ガスを消費した者又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 2 号の 7）
- (2) 第 10 条の 2 第 2 項（第 24 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。（法第 86 条第 1 号）
- (3) 第 24 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 2 号）
- (4) 第 24 条の 4 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処

する。（法第 83 条第 1 号）

(5) 第 24 条の 5 の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 2 号）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) C
- 3) A－6
- 4) 保安月報第 21 号

（廃棄）

第 25 条 経済産業省令で定める高圧ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

（解 説）

「高圧ガスの廃棄」とは、高圧ガスをその本来の用途に供し得ない様にして捨てることをいい、廃棄されたあとの状態は、低圧ガスである場合と限らず、高圧ガスであっても差支えない。¹⁾

「廃棄の方法」とは、高圧ガスを大気中等に捨てることをいう。災害の発生のおそれがある高圧ガスの廃棄は、所定の技術上の基準に従ってすることの規定である。¹⁾

（運用の実態）

廃棄は一般的には、高圧ガスの製造、貯蔵等の状態における一つの状態と考えられるが、実体的には、廃棄の意義で述べたように、目的によってある状態が、廃棄ともなるし、消費ともなる場合がある。例えば、残ガスを放出管を通じて排出している場合には、廃棄と考えられる。¹⁾

（改正の経緯）

圧縮法では、廃棄は規制されていなかった。

高取法で、「第一種可燃性ガス、第二種可燃性ガス、酸素及び毒性ガスの消費及び廃棄は、消費及び廃棄の場所、数量その他消費及び廃棄の方法について所定の技術上の基準に従ってすること」と規定された。

1966 年（昭和 41 年）5 月の一般則制定時に第一種可燃性ガス及び第二種可燃性ガスが可燃性ガスに統合され、かつ、消費と廃棄を分離してそれぞれ別途に規定された。その後、高圧法にそのまま引き継がれ、2016 年（平成 28 年）に特定不活性ガスが規制対象のガスに指定され、現在に至っている。²⁾

（罰 則）

第 25 条の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 2 号）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) A－6

（経済産業省令への委任）

第25条の2 この章に規定するもののほか、高圧ガスの製造の許可の手續、完成検査の手續その他この章の規定の実施に関し必要な手續的事項は、経済産業省令で定める。

（解 説）

なし

第3章 保安

（危害予防規程）

- 第26条** 第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。
- 3 第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

（解 説）

第一種製造者は、危害予防規程を定め（変更したときも）、これを都道府県知事に届け出るとともに、その従業者を含む事業所の全員がその規程を遵守することの規定である。

第一種製造者は所定の技術上の基準を遵守して製造をしなければならないが、その基準は法規制上の平均的、かつ、最低限のものであるため、さらに十分な災害の発生の防止を期するためには、事業所それぞれの実態に即した危害予防の具体的細目を網羅した規程（危害予防規程）を自ら定め、かつ、これを第一種製造者自ら及びその従業者の全てが遵守しなければならない。また、危害予防規程の内容が、災害の発生の防止のために適切なものであることを確認するために、その規程を都道府県知事に届け出なければならない。その規程を変更したときも同様である。

（運用の実態）

危害予防規程を定める時期については、法条文上明確にしていないが、法第82条第3号の2の規定により危害予防規程を定めないで、高圧ガスの製造をした者について罰則の適用があることに鑑み、製造の許可を受けた後製造を開始するまでに届け出ればよいものとされている。¹⁾

（改正の経緯）

圧縮法では、危害予防規程は規定されていなかった。

高取法で、「第一種製造者は危害予防規程を定め、都道府県知事の認可を受けること、及びその規程を変更したときも都道府県知事の認可を受けること」、並びに「第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守ること」と規定された。

第一種製造者が自主的に定めるべき規程であるが、その規程が災害の発生の防止するために適切なものであるかどうかの判断を都道府県知事がする必要があるとの要請から、認可申請の規制で発足したのである。

その後、一般則等の1979年（昭和54年）、2003年（平成15年）及び2005年（平成17年）改正で、大規模地震発生予測に基づく震災対策に関する事項に定めるべき事項が追加規定されている。

なお、平成8年の高圧法の改正時、手続の簡素化により危害予防規程については、認可が届出

に規制緩和されて現在に至っている。²⁾

（罰 則）

- (1) 第26条第1項の危害予防規程を定めないで高圧ガスの製造をした者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第3号の2）
- (2) 第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）

【参考文献】

- 1) C
- 2) A－6

（保安教育）

第27条 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

- 2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。
- 3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。
- 4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者（次項において「第二種製造者等」という。）は、その従業者に保安教育を施さなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。
- 6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第1項の保安教育計画を定め、又は第4項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。

（解 説）

第一種製造者は、高圧ガスによる災害の発生を防止するために、常日頃その従業者に対して事業所の実態に即した教育（保安教育）を施すべきであり、そのためには、あらかじめその保安教育に関して保安教育計画を定め、これに基づいて保安教育を忠実に実行すべきことの規定である。

また、第二種製造者は、その製造の規模が小さいことから、第一種製造者のように保安教育計画を作成し、これに基づいてその従業者に対して保安教育を施す必要はないが、随時、その事業所の態様に応じた保安教育を施すべきことの規定である。

（運用の実態）

事業所の内部において、その従業者に保安教育を施すことが通常であると考えられるが、小規模な事業所、勤務実態からみて社内教育の実施が困難な事業所等の便宜のために、高圧ガス保安協会が高圧ガス保安教育として各種セミナー等を開催している。そのセミナーのカリキュラム等を吟味し、適切なセミナーに従業者を参加させることも、本条に基づく保安教育を施すことになるものとして運用されている。

（改正の経緯）

圧縮法では、保安教育については規定されていなかった。

高取法で、「第一種製造者、第二種製造者、販売業者又は高圧ガス貯蔵所の所有者等は、従業者に高圧ガスによる災害の発生の防止に必要な教育を施すこと」のみが規定されていたが、第一種製造者の製造施設は規模が大きく、かつ、危険性が大きいこと及びその製造に携わる従業者が多数であることなどから、同法の1963年（昭和38年）の改正で、「第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事に届け出ること、及びその計画を変更したときも都道府県知事に届け出ること」、並びに「届け出た保安教育計画を忠実に実行すること」と規定された。また、第二種製造者には、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者等及び特定高圧ガス消費者とともに保安教育の実施義務のみが規定された。

保安教育計画は、危害予防規程と同レベルの重要な保安対策であるが、「その計画を定めるに当たって、高圧ガス保安協会がその基準となるべき事項を作成して公表すること」と規定されており、各事業所はそれを参考に保安教育計画を作成することから、一定のレベルが確保されていると考えられるので、都道府県知事の認可ではなく都道府県知事への届出の規制とされていた。

1996年（平成8年）高圧法への改正に伴う自主保安の促進の観点から規制緩和され、保安教育計画は、事業所において定めることでよく、都道府県知事に届出の必要はないとされて現在に至っている。¹⁾

【参考文献】

- 1) A-6

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）

第27条の2 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第32条第1項に規定する職務を行わせなければならない。

- 一 第一種製造者であつて、第5条第1項第1号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）
- 二 第二種製造者であつて、第5条第2項第1号に規定する者（一日に製造をする高圧ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積以下である者その他経済産業省令で定める者を除く。）

2 保安統括者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第1項第1号又は第2号に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安責任者免状（以下「製造保安責任者免状」という。）の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）を選任し、第32条第2項に規定する職務を行わせなければならない。ただし、保安統括者に経済産業省令で定める事業所の区分に従い経済産業省令で定める種類の製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4 第1項第1号又は第2号に掲げる者は、経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造

に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安係員（以下「保安係員」という。）を選任し、第32条第3項に規定する職務を行わせなければならない。

- 5 第1項第1号又は第2号に掲げる者は、同項の規定により保安統括者を選任したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 6 第1項第1号又は第2号に掲げる者は、第3項又は第4項の規定による保安技術管理者又は保安係員の選任又はその解任について、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。
- 7 第1項第1号又は第2号に掲げる者は、経済産業省令で定めるところにより、保安係員に協会又は第31条第3項の指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員）

第27条の3 前条第1項第1号に掲げる第一種製造者のうち一日に製造をする高圧ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積以上である者は、経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安主任者（以下「保安主任者」という。）を選任し、第32条第4項に規定する職務を行わせなければならない。

- 2 前項に規定する第一種製造者は、事業所ごとに、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安企画推進員（以下「保安企画推進員」という。）を選任し、第32条第5項に規定する職務を行わせなければならない。
- 3 前条第6項の規定は保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任について、同条第7項の規定はこれらの者に係る講習について準用する。

（冷凍保安責任者）

第27条の4 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、冷凍保安責任者を選任し、第32条第6項に規定する職務を行わせなければならない。

- 一 第一種製造者であつて、第5条第1項第2号に規定する者（製造のための施設が経済産業省令で定める施設である者その他経済産業省令で定める者を除く。）
- 二 第二種製造者であつて、第5条第2項第2号に規定する者（一日の冷凍能力が経済産業省令で定める値以下の者及び製造のための施設が経済産業省令で定める施設である者その他経済産業省令で定める者を除く。）

- 2 第27条の2第5項の規定は、冷凍保安責任者の選任又は解任について準用する。

（解 説）

（1）保安管理体制の構築

第一種製造者は、自らの製造施設に対して災害の発生の防止のための都道府県知事の保安検査受検等の規制を受ける他に、所定の保安管理体制を構築して製造施設の維持管理等をしなければならないこととの規定である。

第一種製造者（冷凍のためのものを除く。）の事業所における製造は、その規模が大きく、危険性が大であることから、その事業所においては所定の資格等を有する者（保安統括者等）

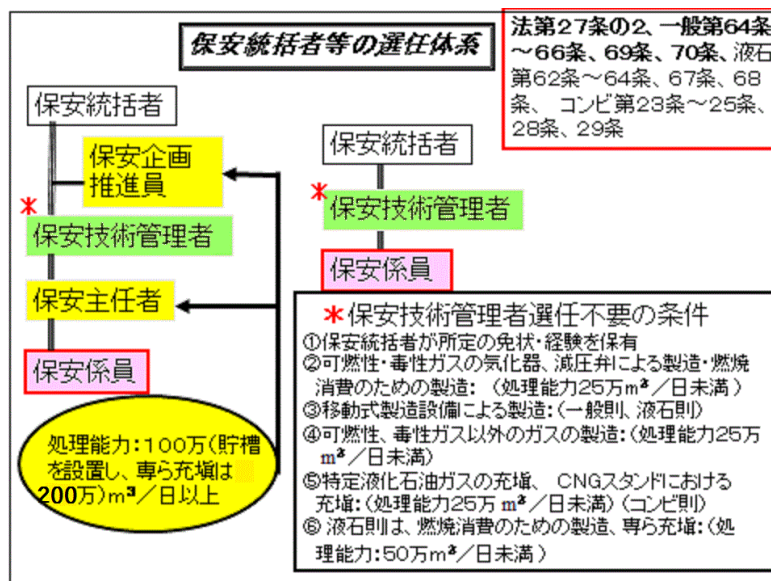
を配置して保安管理体制を構築し、その製造施設及び製造の方法の基準維持、製造施設の維持管理、製造の監視、保安教育の実施、防災訓練の実施等により、危害発生の防止を図る必要がある。ただし、危険性が小さい小規模事業所については、所定の資格等を有する者による監督でよいこととされ、又は保安管理体制が不要とされている。

また、冷凍のための製造は、冷媒設備における高圧ガスの製造が閉サイクルであり、保安管理業務の範囲が限られていることから、その保安管理体制は簡素化されたものとされており、危険性が小さい事業所については、保安管理体制が不要とされている。

① 第一種製造者（冷凍のためのものを除く。）の事業所には、その規模等に応じて次に掲げる保安統括者等及びそれぞれその代理者を選任し、所定の保安に関する職務を行わせなければならない（図Ⅱ-34 参照）。

- (a) 保安統括者及びその代理者
- (b) 保安技術管理者及びその代理者
- (c) 保安係員及びその代理者
- (d) 保安主任者及び保安企画推進員並びにそれらの代理者

((d)については、1日に製造をする高圧ガスの容積が100万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、200万立方メートル）以上の第一種製造者の場合)



図Ⅱ-34 高圧ガス製造事業所の保安管理体制（冷凍事業所を除く。）

② 冷凍のための第一種製造者の事業所には、冷凍保安責任者及びその代理者を選任し、冷凍のための高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理させなければならない。

(2) 講習

第一種製造者（冷凍のためのものを除く。）は、事業所の保安統括者等のうち、危害予防規程関係や保安教育関係の職務を行う保安企画推進員、製造現場で保安のための業務を行う保安主任者及び保安係員が常に最新の知識等を具備しているよう、協会等が行う所定の講習を定期

に受講させることの規定である。¹⁾

(3) 第二種製造者の自主保安（保安管理体制、講習）（第 27 条の 2、第 27 条の 4、第 32 条、第 33 条）

① 保安管理体制

第二種製造者（冷凍のためのものを除く。）の事業所のうち、「可燃性ガスの液化ガス又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であって、処理能力が 30 立方メートル以上 100 立方メートル未満の処理設備を設置する者」には、保安統括者等及びその代理者を選任し、所定の職務を行わせなければならない旨の規定である。

処理能力 30 立方メートル以上 100 立方メートル未満の第二種製造者は、高圧法以前は、第一種製造者であったために、その保安管理体制は高圧法以前と同等であるべきとの要請によるものである。¹⁾

② 講習

第一種製造者の場合と同様であるが、その構築すべき保安管理体制から、保安係員のみに受講させることの規定である。¹⁾

ア 冷凍のための第二種製造者

イ 冷凍のための第二種製造者の事業所のうち、「冷媒ガスが不活性でないフルオロカーボン又はアンモニアの 1 日の冷凍能力が 20 トン以上 50 トン未満のもの」は、冷凍保安責任者及びその代理者を選任し、所定の職務を行わせなければならないこととの規定である。

この第二種製造者は、1999 年（平成 11 年）の政令の改正前の第一種製造者であったために、その保安管理体制は従前と同等であるべきとの要請によるものである。¹⁾

（運用の実態）

事業所ごとに選任する保安係員（代理者を含む。）については、その職務及び職務遂行に必要な権限等が事業者の規程及び委託契約において明確に定められ、保安係員としての確実な職務の遂行が確保されることが確認できる場合には、例えば、他の会社（管理会社等）等に所属する者であっても保安係員に選任しても差し支えないものとして運用されている。²⁾

（改正の経緯）

(1) 保安管理体制

圧縮法では、「処理能力 3 立方メートル以上の許可製造事業所には、作業主任者を置くこと」と規定されていたが、同法施行令の 1944 年（昭和 19 年）の全面改正で、「処理能力 30 立方メートル以上の製造事業所には、作業主任者を置くこと」と規定され、その規模が裾切りされた。

昭和 26 年に高取法が公布されたとき、その施行規則で、作業主任者の代理者の選任、及びそれらの選解任の届出が規定された。

1975 年（昭和 50 年）の高取法の改正で、作業主任者が保安統括者等に名称変更されるとともに選任数が拡充され、高圧法に引き継がれて現在に至っている。

(2) 講習

1973 年（昭和 48 年）前後には、コンビナート製造事業所等における災害事故が多発したことから、災害の防止策として保安統括者等が会得する知識、技術等を常に最新のものとする必

要があるとの要請により、1975 年（昭和 50 年）高取法の改正で、特に製造の現場業務に携わる保安係員及び保安主任者、並びに保安教育関係業務も職務である保安企画推進員に「定期的に、高圧ガス保安協会等が行う所定の講習を受講させること」が規定された。

その講習の受講期間は、3 年と規定されていたが、高圧法で、規制緩和推進計画により、同法の一般則、液石則及びコンビ則の 1997 年（平成 9 年）の改正で、第 1 回が 3 年、第 2 回以降が 5 年とされ、現在に至っている。¹⁾

（罰 則）

- (1) 第 27 条の 2 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に違反した者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第 81 条第 3 号）
- (2) 第 27 条の 2 第 5 項又は第 6 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 1 号）
- (3) 第 27 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第 81 条第 3 号）
- (4) 第 27 条の 2 第 6 項（第 27 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 1 号）
- (5) 第 27 条の 4 第 1 項の規定に違反した者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第 81 条第 3 号）
- (6) 第 27 条の 2 第 5 項（第 27 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 1 号）

【参考文献】

- 1) A－6
- 2) C

（販売主任者及び取扱主任者）

第 28 条 販売業者（経済産業省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。第 34 条において同じ。）は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状（以下「販売主任者免状」という。）の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの販売に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス販売主任者（以下「販売主任者」という。）を選任し、第 32 条第 7 項に規定する職務を行わせなければならない。

2 特定高圧ガス消費者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、特定高圧ガス取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を選任し、第 32 条第 8 項に規定する職務を行わせなければならない。

3 第 27 条の 2 第 5 項の規定は、販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任について準用する。

（解 説）

- (1) 販売業者が販売所に選任すべき販売主任者

販売業者は、特に保安を要するものとして省令で指定された可燃性ガス（液化石油ガスを含む。）及び毒性ガス並びに酸素を販売する販売所には、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受け、かつ、所定の製造又は販売に関する経験を有する者（販売主任者）を

選任し、その高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理させることの規定である。

販売主任者を選任する必要のある特に保安を要する高圧ガスとして、一般則第 72 条では特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等及びアセチレンを含む 22 種類、及び液石則で液化石油ガスが指定されている。¹⁾

(2) 特定高圧ガス消費者が事業所に選任すべき取扱主任者

消費において特に注意を要するものとして指定された特定高圧ガスを消費する特定高圧ガス消費者は、その事業所に所定の資格等を有する者（取扱主任者）を選任し、特定高圧ガスの消費に係る保安に関する業務を管理させることの規定である。¹⁾

（運用の実態）

第 2 項中、特定高圧ガス取扱主任者は、各特定高圧ガスの消費に係る保安について監督を行う者であるから、一の事業所において、2 種類以上の特定高圧ガスを消費している場合は、各特定高圧ガスについて選任すべきであるが、保安体制が十分である事業所については 1 人が兼務することも差し支えないものとして運用されている。²⁾

（改正の経緯）

(1) 販売主任者について

圧縮法では、高圧ガスの販売の事業が許可対象として規制されていたが、その販売に係る保安管理については特に規定されていなかった。

1956 年（昭和 31 年）の高取法の改正で、「危険性の高い特定の高圧ガスの販売業者は、その販売所に取扱主任者を選任すること」と規定され、さらに、1963 年（昭和 38 年）の高取法及び同法施行規則の改正で、取扱主任者が国家試験資格である販売主任者に格上げされ、その免状の交付要件として所定の経験を有することが規定された。

1966 年（昭和 41 年）の一般則及び液石則の制定時、従来の第一種販売主任者免状と第二種販売主任者免状を統合して第一種販売主任者免状（液化石油ガス以外の高圧ガスのうちガス区分指定）と第二種販売主任者免状（液化石油ガスのみ）が規定された。

1997 年（平成 9 年）の高圧法及び一般則等の改正で、製造保安責任者免状と同様に、販売主任者免状も国家試験に合格した者に申請があれば所定の経験が無くとも交付されるようになり、それ以前の免状の交付要件の一つであった所定の経験を有することは、販売所の販売主任者に選任するときの要件と変更された。また、販売主任者に選任される者の資格に「所定の製造保安責任者免状」が追加規定されて、現在に至っている。¹⁾

(2) 特定高圧ガス取扱主任者について

圧縮法では、消費は特に規制されていなかった。

1956 年（昭和 31 年）の高取法及び同法施行規則の改正で、貯蔵能力が 500 キログラム以上の液化酸素が特に保安を要する高圧ガス（特定高圧ガス）として指定され、その事業所には「消費に関する保安を管理する取扱主任者を選任すること」と規定された。

1965 年（昭和 40 年）の高取法の改正で、液化酸素に加えて、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化アンモニア、液化石油ガス及び液化塩素が特定高圧ガスに指定されたことに伴い、その取扱主任者の資格に、「消費する特定高圧ガスと同じ種類のガスの消費又は製造に関する 1 年以上

の経験を有する者」及び「協会が行う講習の課程を修了した者」が追加規定された。¹⁾

さらに、1991年（平成3年）の法改正（1992年（平成4年）施行）で特殊高圧ガスが特定高圧ガスに追加され、特殊高圧ガスを消費する者にあつては、特殊高圧ガスに関する製造又は消費についての1年以上の経験を有する者等を取扱主任者として選任すべきこととされ、現在に至っている。

（罰 則）

- (1) 第28条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第81条第3号）
- (2) 第28条第2項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）
- (3) 第28条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）

【参考文献】

- 1) A－6
- 2) C

（製造保安責任者免状及び販売主任者免状）

- 第 29 条** 製造保安責任者免状の種類は、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状とし、販売主任者免状の種類は、第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状とする。
- 2 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者が高圧ガスの製造又は販売に係る保安について職務を行うことができる範囲は、前項に掲げる製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類に応じて経済産業省令で定める。
- 3 製造保安責任者免状又は販売主任者免状は、高圧ガス製造保安責任者試験（以下「製造保安責任者試験」という。）又は高圧ガス販売主任者試験（以下「販売主任者試験」という。）に合格した者でなければ、その交付を受けることができない。
- 4 経済産業大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を行わないことができる。
- 一 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者
 - 二 この法律若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 5 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。

（解 説）

- (1) 第1項、第2項は、製造保安責任者免状及び販売主任者免状の種類及び交付を受けている者の職務の範囲などについて規定している。なお、冷凍則においては、職務を行うことのできる範囲を定めている。

- ① 製造保安責任者免状（冷凍機械以外）には次の種類がある。

甲種化学責任者免状、 甲種機械責任者免状、
乙種化学責任者免状、 乙種機械責任者免状、
丙種化学責任者免状（試験科目により2種類あり、一般に「特別丙化」及び「液石丙化」と呼ばれている。）

製造保安責任者免状の種類については、高圧ガスの製造は化学的には同一であるガスの圧力が変化する場合と化学的変化による場合とがあり、前者については機械的能力が要求され、後者については化学的能力が要求されることから、製造保安責任者免状は機械責任者免状と化学責任者免状の2種類があり、このうち機械責任者免状は、機械の処理容積が非常に異なることが多いので2段階（甲、乙）に分け、化学責任者免状については、化学変化が多様であることに鑑み、3段階（甲、乙、丙）に分けている。

- ② 製造保安責任者免状のうち、冷凍機械責任者免状には次の種類がある。

第一種冷凍機械責任者免状、 第二種冷凍機械責任者免状、
第三種冷凍機械責任者免状

冷凍設備については規制が異なるので別に冷凍機械責任者免状を設けている。設備の冷凍能力が多様であることから3段階（一、二、三）に分けている。

- ③ 販売主任者免状には次の種類がある。

第一種販売主任者免状、 第二種販売主任者免状

販売主任者については、販売先の保安状況まで確保する必要があるが、2種類（一、二）の販売主任者免状（一般高圧ガスは第一種販売主任者免状、液化石油ガスは第二種販売主任者免状）に分けている。¹⁾

- (2) 各免状は、第3項により高圧ガス製造保安責任者試験や高圧ガス販売主任者試験に合格した者でなければその交付を受けることができないが、第4項の免状交付を拒否する規定は、免状の交付に当たり単に知識・技能のみでなく、人的要素もその要件としている旨の規定である。¹⁾

（運用の実態）

各免状の交付の権限は、政令18条等により、
経済産業大臣が交付するもの

甲種化学責任者免状、 甲種機械責任者免状、
第一種冷凍機械責任者免状

当該試験を行った都道府県の知事が交付するもの

乙種化学責任者免状、 乙種機械責任者免状、
丙種化学責任者免状（「特別丙化」及び「液石丙化」）
第二種冷凍機械責任者免状、 第三種冷凍機械責任者免状
第一種販売主任者免状、 第二種販売主任者免状

と定められているが、実際の免状交付に関する事務は、法第29条の2の規定により経済産業省令で定める法人へ委託できるとされており、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（以下「試験則」という。）第3条において高圧ガス保安協会が規定されている。²⁾

（改正の経緯）

1975年（昭和50年）の高取法の改正により、試験は作業主任者試験から製造保安責任者試験に、免状は作業主任者免状から製造保安責任者免状に名称が変更された。

改正前の試験又は免状の改正後の扱いは、1975年（昭和50年）5月23日付け法第30号の附則第7条に、「旧法の規定に基づいて交付された甲種化学主任者免状、乙種化学主任者免状、丙種化学主任者免状、甲種機械主任者免状、乙種機械主任者免状、第一種冷凍機械主任者免状、第二種冷凍機械主任者免状又は第三種冷凍機械主任者免状は、それぞれ新法に基づいて交付された甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状とみなす。」とされている。

また、同附則第8条に、「旧法第31条の規定に基づいて行われた作業主任者試験に合格している者は、新法第31条の規定に基づいて行われた製造保安責任者試験に合格しているものとみなす。」とされている。

【参考文献】

- 1) A-2

2) 高圧ガス保安法令解説（第7次改訂）（平成28年3月、セーフティーマネジメントサービス(株)）

（免状交付事務の委託）

第29条の2 経済産業大臣及び都道府県知事は、政令で定めるところにより、この章に規定する製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務（製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という。）の全部又は一部を経済産業省令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（解 説）

免状交付の事務を、所定の法人に委託できること及び当該法人の役職員の守秘義務の規定である。

（運用の実態）

経済産業大臣及び及び多くの道府県（平成28年時点で40道府県）の免状交付事務が、高圧ガス保安協会に委託されている。^{1) 2)}

（罰 則）

第29条の2第2項の規定に違反して、免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（法第80条の3第1号）

【参考文献】

- 1) 高圧ガス保安法令解説（第7次改訂）（平成28年3月、セーフティーマネジメントサービス(株)）
- 2) B

第30条 経済産業大臣又は都道府県知事は、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者がこの法律若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずることができる。

（解 説）

製造保安に携わる保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員並びに販売主任者は、事業所における保安体制の中心であり、製造保安責任者免状免状又は販売主任者免状の交付を受けている者について法令違反があることは、由々しき事態と考えられるので、免状の返納命令の規定がある。

「この法律若しくは・・・命令の規定に違反したとき」とは、違反項目に罰則がかかるか否かを問わず高圧ガス保安法及び政省令に係る全ての違反の場合であり、法第26条、法第32条などの違反の場合にも返納を命ずることがあり得る。¹⁾

（運用の実態）

第29条第4項第1号の規定には、「第30条の規定により返納」という語句がないために本条以外の条項でも返納命令ができるとも推定されるが、運用では返納命令は本条に限っている。¹⁾

（罰 則）

第30条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第3号）

【参考文献】

1) A-2

（製造保安責任者試験及び販売主任者試験）

第31条 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、高圧ガスの製造又は販売及び高圧ガスによる災害の発生防止に関して必要な知識及び技能について行う。

2 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、第29条第1項に規定する製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類ごとに、毎年少なくとも1回、経済産業大臣又は都道府県知事が行う。

3 協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行う講習の課程を修了した者については、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の全部又は一部を免除する。

4 前3項に定めるもののほか、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目、受験手続その他の細目及び前項の指定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（解 説）

本条は、製造保安責任者免状又は販売主任者免状を交付するための試験について規定している。

- (1) 第1項において、製造保安責任者試験は「高圧ガスの製造及び高圧ガスによる災害の発生防止」に関して、販売主任者試験は「高圧ガスの販売及び高圧ガスによる災害の防止」に関して、それぞれ必要な知識及び技能について行う旨を規定している。¹⁾
- (2) 試験は、経済産業大臣又は都道府県知事が、免状の種類ごとに少なくとも毎年1回行うことを第2項で規定している。¹⁾
- (3) 第3項は、試験に際して「協会又は指定試験機関」が行う所定の講習の過程を修了した者については、試験の一部が免除される旨を規定しているが、「講習の課程を修了した者」とは、講習を受講し、かつ、当該講習に係る検定試験に合格した者をいう。¹⁾

（運用の実態）

- (1) 経済産業大臣及び都道府県知事は、第2項に定める試験事務を次条の規定により協会に行わせ、試験は毎年1回実施している。²⁾
- (2) 第3項に規定する協会が実施する試験のための講習及び検定試験に合格した者については試験科目の一部が免除され「法令」の科目のみ受験すればよい。²⁾

【参考文献】

1) A-2

2) 高圧ガス保安法令解説（第7次改訂）（平成28年3月、セーフティーマネジメントサービス(株)）

第31条の2 経済産業大臣（前条第2項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第78条の4の規定に基づ

く政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事。次項において同じ。）又は都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣が指定する者（第59条の9第6号の3を除き、以下「指定試験機関」という。）に、その製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（前条第2項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第78条の4の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。第58条の6第2項、第59条の30の2第2項及び第74条の2第2項において同じ。）は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととするときは、その6月前までに、その旨を協会又は指定試験機関に通知しなければならない。

（解 説）

- (1) 第1項及び第2項は、経済産業大臣又は都道府県知事が、第31条第2項に定める試験事務の全部又は一部を、協会又は指定試験機関に行わせることができる旨の規定である。¹⁾
- (2) 第3項は、協会又は指定試験機関へ試験事務を行わせないこととしたときには、6か月前までにその旨を通知すべきことを規定している。

（運用の実態）

協会は、経済産業大臣及び全ての都道府県知事の試験の実施に関する事務を行っており、各都道府県にはその「試験事務所」が置かれて、現地における試験事務を行っている。^{1) 2)}

【参考文献】

- 1) 高圧ガス保安法令解説（第7次改訂）（平成28年3月、セーフティーマネジメントサービス(株)）
- 2) B

（保安統括者等の職務等）

第32条 保安統括者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。

2 保安技術管理者は、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。

3 保安係員は、製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項で経済産業省令で定めるものを管理する。

4 保安主任者は、保安技術管理者（保安技術管理者が選任されない事業所においては、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項に関し保安統括者）を補佐して、保安係員を指揮する。

5 保安企画推進員は、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高圧ガスの製造に係る保安に関する業務で経済産業省令で定めるものに関し、保安統括者を補佐する。

6 冷凍保安責任者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する。

7 販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。

8 取扱主任者は、特定高圧ガスの消費に係る保安に関する業務を管理する。

9 保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者又は取扱主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

10 高圧ガスの製造若しくは販売又は特定高圧ガスの消費に従事する者は、保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者又は取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は危害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

（解 説）

本条は、事業所における保安統括者等の各階層の管理者の職務の内容を規定したものであり、事業者が各階層の管理者を「選任し、職務を行わせる」ことについては第27条の2～4及び第28条に定められている。

- (1) 第1項の保安統括者の職務は、当該事業所における高圧ガスの製造に係る保安についての最高責任者として事業所の業務を統括管理することである。¹⁾
- (2) 第2項の保安技術管理者の職務は、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安について技術的事項の責任者としてその職務を行うことである。¹⁾
- (3) 第3項の保安係員の職務は、省令で具体的に定められているが、製造施設・製造方法等の巡視や監督、定期自主検査実施の監督、作業標準や設備管理基準等の作成に関する助言、緊急時の応急措置等を実施することである。¹⁾
- (4) 第4項の保安主任者の職務は、保安技術管理者を補佐し、保安係員を指揮することである。保安技術管理者が選任されていない事業所においては、保安統括者を技術的事項について補佐し、保安係員を指揮することとなる。¹⁾
- (5) 第5項の保安企画推進員の職務は、省令で具体的に定められているが、危害予防規程や保安教育計画の立案・推進、作業標準や設備管理基準等の指導及び勧告、防災訓練の企画・推進、製造施設の設計・施工に関する保安上の助言及び勧告などにより、保安統括者を補佐することである。¹⁾
- (6) 第10項において、保安企画推進員は、その職務がスタッフ的機能であることから、他の管理者のように従業員等に対する直接の指示権は規定していない。¹⁾

（運用の実態）

第5項の保安企画推進員の職務は、保安統括者を補佐するもので、他の階層の管理者や従業員に対する指示権が付与されていないが、事業所の保安管理上その職務内容は広範かつ重要なものであり、保安技術管理者と同等以上の高い地位の者を想定している。¹⁾

【参考文献】

- 1) A-3

（保安統括者等の代理者）

第33条 第27条の2第1項第1号若しくは第2号又は第27条の4第1項第1号若しくは第2号に掲げる者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは保安企画推進員又は冷凍保安責任者（以下「保安統括者等」と総称する。）の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、

疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。この場合において、保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は冷凍保安責任者の代理者については経済産業省令で定めるところにより製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安企画推進員の代理者については第27条の3第2項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者のうちから、選任しなければならない。

2 前項の代理者は、保安統括者等の職務を代行する場合は、この法律の規定の適用については、保安統括者等とみなす。

3 第27条の2第5項の規定は、第1項の保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任について準用する。

（解 説）

(1) 第1項は、保安統括者等が、旅行、疾病その他の事故等により実際に現場において監督ができない場合を考慮して、あらかじめ代理者を選任しておき、これらの場合に保安統括者等の職務を代行させることを規定したものである。

この場合、免状の交付を受けていることが選任の要件となっている者（保安技術管理者、保安係員等）の代理者は、免状の交付を受けかつ所定の経験を有する者のうちから、また所定の知識経験を有することが選任の要件となっている者（保安企画推進員）の代理者は、同様の知識経験を有する者のうちから選任すべきこととされている。^{1) 2)}

(2) 第2項は、代理者として選任された者が職務を代行する場合は、その本人と同様に法律の適用を受ける旨の規定である。¹⁾

(3) 第3項は、保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任や解任に係る届出の規定である。

なお、保安統括者及び冷凍保安責任者以外の保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員の代理者の選任・解任については、本項に規定されていないので届出は不要である。

（運用の実態）

免状の交付を受けていることが選任の要件となっている者の代理者については、法では必ずしも本人と同種類の免状を要求することは定めていない。しかし実際には代理者が職務を行うときは本人とみなされるものであるから、本人と同等程度の免状の種類を必要とするよう経済産業省令で定められている。²⁾

（罰 則）

(1) 第33条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第3号）

(2) 第27条の2第5項（第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）

【参考文献】

1) A-2

2) A-3

（保安統括者等の解任命令）

第34条 都道府県知事は、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者若しくは取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第27条の2第1項第1号若しくは第2号若しくは第27条の4第1項第1号若しくは第2号に掲げる者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に対し、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずることができる。

（解 説）

事業所で選任されている保安統括者等について、この法律等の規定への違反や業務遂行上の支障が認められるなど所定の条件のもとでは、都道府県知事が事業者に対し、その保安統括者等の解任を命ずることができる旨を規定している。

「その職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼす」の意義については身心の障害も含まれると解されている。^{1) 2)}

（運用の実態）

保安統括者等の解任命令は、当該保安統括者等を選任した事業者に対するものであつて、事業者と行政庁との間の処分関係であり、保安統括者等の本人に対して直接に解任命令が及ぶものではない。²⁾

【参考文献】

- 1) A－1
- 2) A－2

（保安検査）

第35条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合
- 二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第39条の11第2項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

2 前項の保安検査は、特定施設が第8条第1号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 協会又は指定保安検査機関は、第1項第1号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 第1項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。

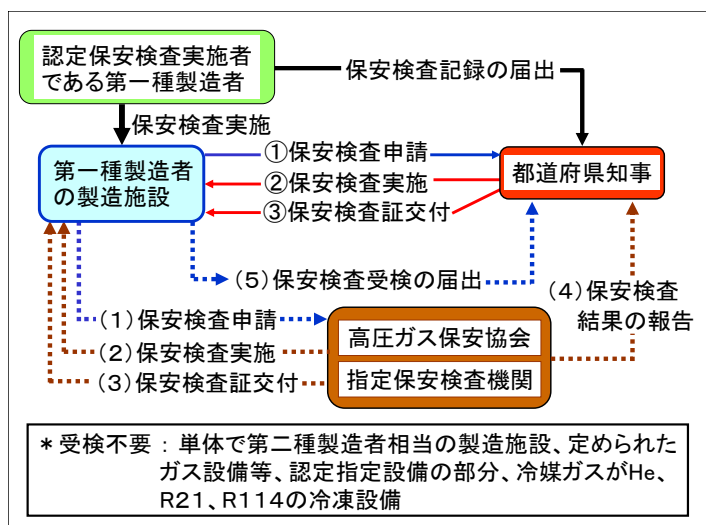
（解 説）

(1) 第一種製造者の製造施設は、その内容が多岐にわたり、かつ、災害の発生のおそれがあることから、十分な保安を確保するために法第8条第1号の製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。そのため、都道府県知事等の第三者機関が

定期に保安のための検査（保安検査）を行うことを規定している。¹⁾

(2) 保安検査は、製造施設のうち高圧ガスの爆発その他災害の発生するおそれがあるとして定められたもの（特定施設）に対して、都道府県知事等の第三者機関の関与が必要であるとの要請により行われる検査であり、特定施設が所定の技術上の基準に適合しているか否かを定期に確認するもので、法第62条の規定による立入検査とは別のものである。¹⁾

(3) 保安検査は都道府県知事が行うことが原則であるが、第1項第1号、2号では、他に保安検査を行うことができる機関として、「高圧ガス保安協会」及び「指定保安検査機関」を規定し、また、自らの施設に係る保安検査を自ら行うことができる事業者として「認定保安検査実施者」を規定している。¹⁾



図Ⅱ-35 特定施設の保安検査

（運用の実態）

(1) 第1項の「定期に」については、経済産業省令及び製造細目告示に規定されており、一般則、液石則、コンビ則の適用を受ける特定施設のうち通常のもの1年に1回であるが一部の特定施設は2～4年に1回とされているものもある。冷凍則の適用を受ける特定施設は3年に1回とされている。^{1) 2)}

(2) 認定保安検査実施者は、自らの事業所の特定施設に係る保安検査を自ら行うことができる事業者として経済産業大臣の認定を受けた者であるが、これは保安体制が優れていると認められた第一種製造者に対して附与されるインセンティブ制度である。この場合、認定を受けることができる特定施設は、継続して2年以上高圧ガスの製造を行っているものに限られている。^{1) 2)}

(3) 保安検査は、従前から行われている立入検査とは別に、高圧ガスの製造の多様化・技術革新の進展を背景に、高圧ガス製造事業所の保安確保のために、製造施設が所定の技術上の基準に適合しているか否かについて都道府県知事が定期に確認する必要性から実施されてきたものであるが、1990年代以降、公的規制の緩和、民間機関等の活用などの趨勢により、指定保安検査機関や認定保安検査実施者が制度化された。^{1) 2)}

（罰 則）

第35条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第4号）

【参考文献】

- 1) A-6
- 2) 高圧ガス保安法令解説（第7次改訂）（平成28年3月、セーフティーマネジメントサービス(株)）

（定期自主検査）

第35条の2 第一種製造者、第56条の7第2項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者若しくは第二種製造者であつて一日に製造する高圧ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量（第5条第2項第2号に規定する者にあつては、一日の冷凍能力が経済産業省令で定める値）以上である者又は特定高圧ガス消費者は、製造又は消費のための施設であつて経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（解 説）

第一種製造者及び第二種製造者（定められたものに限る。）の製造施設並びに特定高圧ガス消費者の消費施設は、他の高圧ガスの施設に比べて災害が発生するおそれ大きいことから、それらの施設が所定の技術上の基準に適合しているかどうかについて、事業者が自ら定期（1年に1回以上）に検査を行い、施設を常に正常な状態に維持すること、及びその施設の維持管理に資するための所定の検査記録を作成し、保存しなければならないことを規定している。¹⁾

（1）第一種製造者の製造施設に対する定期自主検査の場合

① 製造施設の検査実施対象部分

- (a) 一般則適用の製造施設は、ガス設備の部分
- (b) 液石則適用の製造施設は、製造施設の全部
- (c) コンビ則適用の製造施設は、ガス設備の部分
- (d) 冷凍則適用の製造施設は、製造施設の全部

② 検査実施における監督者

- (a) (1)①(a)～(c)の製造施設は、選任されている保安係員
- (b) (1)①(d)の製造施設は、選任されている冷凍保安責任者¹⁾

（2）第二種製造者の製造施設に対する定期自主検査の場合

① 検査実施対象製造施設

- (a) 一般則適用の製造施設
 - (i) 処理能力が30立方メートル以上のもの
 - (ii) 認定指定設備のみのもの
- (b) 液石則適用の製造施設

処理能力が30立方メートル以上のもの
- (c) 冷凍則適用の製造施設

(イ) アンモニア又は不活性でないフルオロカーボンを冷媒ガスとする冷凍能力が 20 トン以上のもの

(ロ) 認定指定設備のみのもの

② 製造施設の検査実施対象部分

(a) 一般則適用の製造施設は、ガス設備の部分

(b) 液石則適用の製造施設は、製造施設の全部

(c) 冷凍則適用の製造施設は、製造施設の全部

③ 検査実施の監督者

(a) (2)①(a)及び(b)の製造施設は、選任されている保安係員

(b) (2)①(c)の製造施設は、選任されている冷凍保安責任者¹⁾

(3) 特定高圧ガス消費者の消費施設に対する定期自主検査の場合

① 検査実施対象施設は、消費施設の全部

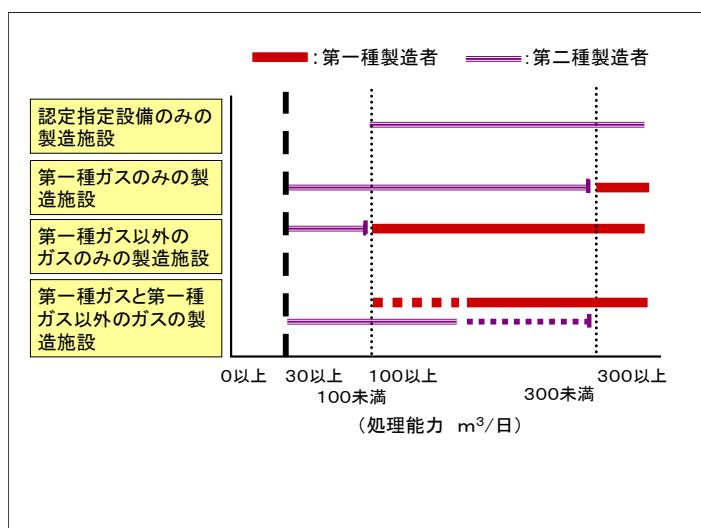
② 検査実施の監督者は、選任されている取扱主任者¹⁾

(運用の実態)

定期自主検査は、基本的に第一種製造者の特定施設に対する保安検査を補完して災害の発生の防止を図ろうとするものであり、第一種製造者が特に設備の劣化状況について自発的に行うべきものである。¹⁾

(改正の経緯)

1963 年（昭和 38 年）の高取法の改正で、定期自主検査は第一種製造者に義務付けられていたが、その後、液化塩素の漏えい事故を契機として 1965 年（昭和 40 年）の高取法の改正で特定高圧ガス消費者も対象とされ、さらに、1997 年（平成 9 年）の高圧法の改正により第二種製造者とされた処理能力が 30 立方メートル以上である第二種製造者、アンモニア又は不活性でないフルオロカーボンを冷媒ガスとする冷凍能力が 20 トン以上の第二種製造者、及び認定指定設備のみの第二種製造者が対象として追加され、現在に至っている（図Ⅱ-36 及び図Ⅱ-37 参照）。¹⁾



図Ⅱ-36 定期自主検査の実施対象高圧ガス製造事業所（冷凍事業所を除く。）

〔第一種製造者及び第二種製造者〕

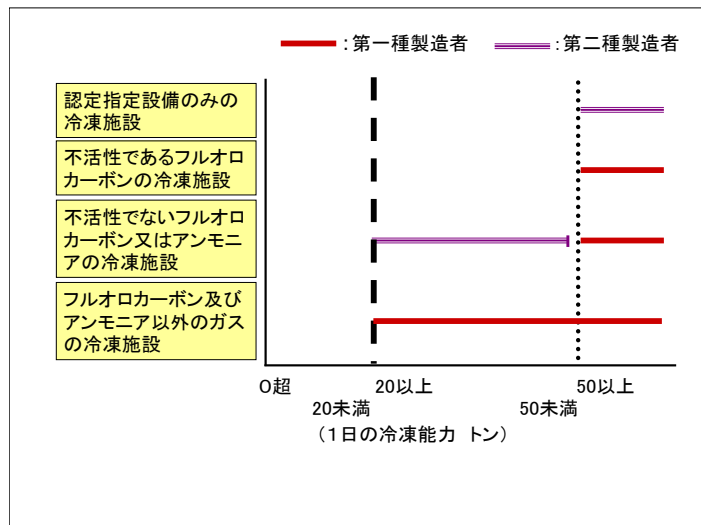


図 II-37 定期自主検査の実施対象冷凍製造事業所
〔第一種製造者及び第二種製造者〕

（罰 則）

第 35 条の 2 の規定による検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたは、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 4 号の 2）

【参考文献】

1) A-6

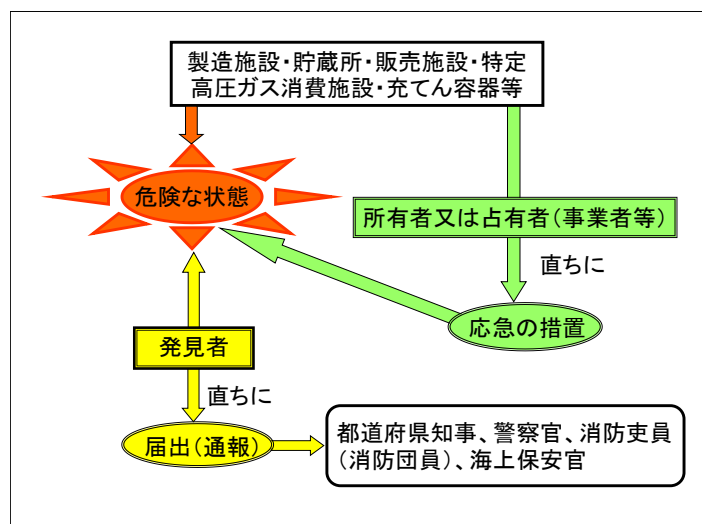
（危険時の措置及び届出）

第 36 条 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となつたときは、高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、直ちに、経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出なければならない。

（解 説）

高圧ガスの製造施設、消費施設、貯蔵所又は充填容器等について、操作ミスなどにより高圧ガスの災害の発生のおそれが生じたとき、又は火災、地震、風水害等により高圧ガスの災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、これら高圧ガス施設等の所有者や占有者は、直ちに、応急の措置を講じなければならないこと、また、このような危険な事態を発見した者は、直ちに、都道府県知事、警察官、消防吏員等の最寄りの保安行政所管機関に通報しなければならないことの規定である。（図 II-38 参照）



図Ⅱ-38 高圧ガス取扱施設等の危険時の措置及び届出

この応急措置の規定は、施設等の所有者や占有者が危険な事態を放置したまま退避してはならないことが趣旨であり、また、危険事態の発見者による通報の規定は、事業所関係者だけでなくあらゆる者に対する要請であり、法の道義的要請である。¹⁾

（運用の実態）

応急措置の方法等についてはそれぞれ経済産業省令に定められているが、あらゆる場合を想定した応急措置の全てを規定することは難しく、その施設等の内容や周囲の状況に応じた十分な措置を講じなければならない。そのため事業所の関係者には平素から危険時に対する対応するための基準などを整備し、見直しを繰り返すことなどにより周知徹底しておくことが求められる。²⁾

（罰 則）

- (1) 第36条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第2号）
- (2) 故なく都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に第36条第1項の事態の発生について虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第4号の3）

【参考文献】

- 1) A-6
- 2) A-2

（火気等の制限）

第37条 何人も、第5条第1項若しくは第2項の事業所、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所、第20条の4の販売所（同条第2号の販売所を除く。）若しくは第24条の2第1項の事業所又は液化石油ガス法第3条第2項第2号の販売所においては、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が指定する場所で火気を取り扱ってはならない。

- 2 何人も、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者の承諾を得ないで、発火しやすい物を携帯して、前項に規定する場所に立ち入ってはならない。

（解 説）

- (1) 高圧ガスを取り扱う事業所等においては、可燃性ガスだけでなくその他のガスであっても、火災等の温度の上昇により爆発するおそれがあり、これらの事業所等において火気を取り扱う場合には、細心の注意が必要である。

第1項は、高圧ガスを取り扱う事業所内における火気の制限であり、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者及び、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法の液化石油ガス販売事業者が、その事業所内において指定した場所では、何人も、火気を取り扱ってはならないことを規定している。その「指定」の方法は、壁、白線等により地域を明定し、あるいは何人にもわかるような「火気厳禁」等の標識の掲示などがある。¹⁾



図Ⅱ-39 事業所内の火気等規制の標識

- (2) 第1項の趣旨を受けて、第2項においては、何人も、指定された場所へ立ち入る場合には、指定した者の承諾を得ないで発火しやすい物を携帯してはならないことを規定している。¹⁾

（運用の実態）

- (1) 第1項における「火気を取扱う」には、焚火や喫煙も含まれる。²⁾
- (2) 第2項における「発火しやすいもの」とは、第1項の規定違反を引き起こすおそれのあるものをいい、具体的にはマッチ、ライター等をいう。²⁾

（罰 則）

第37条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）

【参考文献】

- 1) A-6
2) A-2

（許可の取消し等）

第 38 条 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第 6 号の規定については、この限りでない。

一 第 11 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項、第 26 条第 2 項若しくは第 4 項、第 27 条第 2 項、第 34 条若しくは次条第 1 号若しくは第 3 号の規定による命令又は同条第 2 号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。

二 第 14 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第 20 条第 1 項又は第 3 項の完成検査を受けないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

四 第 27 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項若しくは第 7 項（第 27 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 27 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項又は第 27 条の 4 第 1 項の規定に違反したとき。

五 第 65 条第 1 項の条件に違反したとき。

六 第 7 条第 2 号から第 4 号までに該当するに至つたとき。

2 都道府県知事は、第二種製造者、第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が次の各号の一に該当するときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。

一 第 12 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項、第 20 条の 6 第 2 項、第 24 条の 3 第 3 項、第 34 条若しくは次条第 1 号若しくは第 3 号の規定による命令又は同条第 2 号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。

二 第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。

（解 説）

(1) 第 1 項は、許可を受けた第一種製造者や第一種貯蔵所の所有者等に対して、都道府県知事が許可の取消し又は事業を停止することができる旨を規定し、また、第 2 項は、届出をした第二種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者及び第二種貯蔵所の所有者等に対して、都道府県知事が事業の停止を命ずることができる旨を規定している。¹⁾

(2) 許可の取消し等の規定がある理由は、重大な違反事由があるとき、罰金等で規制してもその事業所が依然として事業を継続することができると、保安確保の面から考えると災害が発生するおそれが存続するものと考えられるので、このような事態の発生を防ぐための規定である。

¹⁾

(3) 「取消し」は、法律行為の効力を一方的な意思表示によって消滅させることをいい、公の行為の成立には瑕疵（かし）がないが、その後に発生した事由によりその効果を持続させることが適当でないと認められるとき、将来に向つてその効力を失わせる場合に用いられる。従つて、例えば、第一種製造者が本条により許可を取り消された場合は、取り消されたときから第一種製造者でなくなり、もし許可を取り消された者が依然として製造している場合には、法第 5 条に係る違反となる。¹⁾

(4) 第 1 項の許可の取消し又は事業停止となる事由は、

第1号 施設の技術基準、危害予防規程、緊急措置等に関する違反、
 第2号 施設の変更許可等の違反、
 第3号 完成検査に関する違反、
 第4号 保安統括者等の選任等に関する違反、
 第5号 許可条件の違反、
 第6号 欠格事由に該当する場合
 などである。¹⁾

(5) 第2項の停止命令となる事由は、

第1号 技術基準、販売方法、緊急措置等に関する違反
 第2号 販売主任者等の選任に関する違反
 などである。¹⁾

（運用の実態）

- (1) 第1項及び第2項における「期間を定めて」の期間はケースによって異なるが、法第9条との関連もあり、1か月以上1年以内で運用される例が見られる。¹⁾
- (2) 本条の取り消し等の処分をするときは、法第76条の規定により聴聞会が開催され、関係者の意見を十分聞いた上で行われる。¹⁾

（罰 則）

- (1) 第38条第1項の規定による製造の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第80条第2号）
- (2) 第38条第1項の規定による貯蔵の停止又は同条第2項の規定による製造、貯蔵、販売若しくは消費の停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第6号）

【参考文献】

- 1) A-2

（緊急措置）

第39条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。

- 一 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
- 二 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。

三 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

（解 説）

本条は、通商産業大臣又は都道府県知事が、「公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める」場合に、第1号から第3号までに掲げる命令等の措置をすることができると規定している。

緊急措置の命令は、事態が差し迫って、即刻、措置をとることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要であると認めるときに行うものであるため、例えば、火災、震災等が発生しているにもかかわらず製造を続けている場合、又は事故が発生して当該事故の原因等が不明なため、同種の事故が再び発生するおそれのある場合などが該当する。¹⁾

- (1) 第1号は、第一種製造者、第二種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者又は特定高圧ガス消費者などに対し、施設の全部又は一部の使用を一時停止することを命ずることの規定であるが、「一時停止」については緊急事態が終るまで、すなわち現在の危険が去るまでを「一時」と解する。¹⁾
- (2) 第2号は、高圧ガスを取り扱う者に対し、その製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限することの規定であるが、「引渡」とは、占有権の移転を含めた広い意味であり、「販売」及び「輸入」もこれに該当する。¹⁾
- (3) 第3号は、高圧ガス又は高圧ガスを充填した容器について、廃棄又は所在場所の変更を命ずることの規定である。¹⁾

（運用の実態）

本条の処分については法第76条に規定する聴聞会の対象とはならないが、これは緊急に対応する必要のため聴聞会に付する時間的余裕がないためである。

したがって、聴聞会を開催できるような時間的余裕のある場合については、本条の規定は発動されることなく他の処分（第38条など）で運用される。¹⁾

（罰 則）

- (1) 第39条第1号の規定による製造のための施設の使用の停止の命令又は同条第2号の規定による製造の禁止若しくは制限に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第80条第3号）
- (2) 第39条第1号の規定による第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所若しくは特定高圧ガスの消費のための施設の使用の停止の命令、同条第2号の規定による引渡し、貯蔵、移動、消費若しくは廃棄の禁止若しくは制限又は同条第3号の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第7号）

【参考文献】

- 1) A-2

第3章の2 完成検査及び保安検査に係る認定

（完成検査に係る認定）

第39条の2 第20条第3項第2号の認定は、経済産業省令で定めるところにより、第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者であつて、特定変更工事（経済産業省令で定めるものに限る。以下この章において同じ。）に係る完成検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、自ら完成検査を行う特定変更工事を明らかにして行わなければならない。

（完成検査に係る認定の基準等）

第39条の3 経済産業大臣は、前条第1項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 特定変更工事に係る完成検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 特定変更工事に係る完成検査の方法を定める規程（以下「完成検査規程」という。）を作成し、その完成検査の方法が第20条第5項の経済産業省令で定める方法に適合するものであること。
- 三 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定変更工事に係る完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

2 前条第1項の規定により申請した者は、特定変更工事に係る完成検査のための組織及び完成検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請に第39条の7第2項の書面を添えたときは、この限りでない。

（保安検査に係る認定）

第39条の4 第35条第1項第2号の認定は、経済産業省令で定めるところにより、第5条第1項の事業所ごとに、第一種製造者であつて、特定施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下この章において同じ。）に係る保安検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、自ら保安検査を行う特定施設を明らかにして行わなければならない。

（保安検査に係る認定の基準等）

第39条の5 経済産業大臣は、前条第1項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 特定施設に係る保安検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（以下「保安検査規程」という。）を作成し、その保安検査の方法が第35条第4項の経済産業省令で定める方法に適合するものであること。
- 三 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定施設に係る保安検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

2 前条第1項の規定により申請した者は、特定施設に係る保安検査のための組織及び保安検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請に第39条の7第4項の書面を添えたときは、この限りでない。

（欠格条項）

第39条の6 次の各号の一に該当する者は、第20条第3項第2号及び第35条第1項第2号の認定を受けることができない。

- 一 高圧ガスの製造を開始した日から2年を経過しない者
 - 二 第一種製造者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から2年を経過しないもの
 - 三 第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該第一種貯蔵所において高圧ガスによる災害が発生した日から2年を経過しないもの
 - 四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - 五 第39条の12第1項の規定により第20条第3項第2号又は第35条第1項第2号の認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 六 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前2号の一に該当する者があるもの
- 2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第5条第1項の許可を受けた者については、その第一種製造者が当該施設に係る第21条第1項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日から2年を経過したときは、前項第1号の規定は適用しない。

（協会等による調査）

第39条の7 第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、第20条第3項第2号の認定の申請に係る第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所における完成検査のための組織及び完成検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

- 2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所における完成検査のための組織及び完成検査の方法が第39条の3第1項第1号の経済産業省令で定める基準及び第20条第5項の経済産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。
- 3 第一種製造者は、第35条第1項第2号の認定の申請に係る第5条第1項の事業所における保安検査のための組織及び保安検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。
- 4 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした第5条第1項の事業所における保安検査のための組織及び保安検査の方法が第39条の5第1項第1号の経済産業省令で定める基準及び第35条第4項の経済産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

（認定の更新）

第39条の8 第20条第3項第2号及び第35条第1項第2号の認定は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 第39条の2、第39条の3並びに前条第1項及び第2項の規定は、第20条第3項第2号の認定の更新に準用する。
- 3 第39条の4、第39条の5並びに前条第3項及び第4項の規定は、第35条第1項第2号の認定の更新に準用する。

（変更の届出）

第 39 条の 9 認定完成検査実施者は、完成検査のための組織又は完成検査の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 認定保安検査実施者は、保安検査のための組織又は保安検査の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（認定を受けた者の義務）

第 39 条の 10 認定完成検査実施者は、その認定を受けた特定変更工事に係る完成検査を行うときは、完成検査規程に従い、かつ、第 39 条の 3 第 1 項第 3 号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に実施させなければならない。

2 認定完成検査実施者は、経済産業省令で定める事項を記載した検査記録を作成し、これを保存し、経済産業大臣からその検査記録の提出を求められたときは、速やかにそれを提出しなければならない。

3 前 2 項の規定は、認定保安検査実施者に準用する。この場合において、第 1 項中「特定変更工事に係る完成検査」とあるのは「特定施設に係る保安検査」と、「完成検査規程」とあるのは「保安検査規程」と、「第 39 条の 3 第 1 項第 3 号」とあるのは「第 39 条の 5 第 1 項第 3 号」と読み替えるものとする。

（検査の記録の届出）

第 39 条の 11 認定完成検査実施者は、第 20 条第 5 項の経済産業省令で定める方法により、認定を受けた特定変更工事に係る完成検査を行い、製造のための施設又は第一種貯蔵所が第 8 条第 1 号又は第 16 条第 2 項の技術上の基準に適合していることを確認したときは、都道府県知事に経済産業省令で定める事項を記載した検査の記録を届け出ることができる。

2 認定保安検査実施者は、第 35 条第 4 項の経済産業省令で定める方法により、認定を受けた特定施設に係る保安検査を行い、製造のための施設が第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していることを確認したときは、都道府県知事に経済産業省令で定める事項を記載した検査の記録を届け出ることができる。

（認定の取消し等）

第 39 条の 12 経済産業大臣は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 20 条第 3 項第 2 号又は第 35 条第 1 項第 2 号の認定を取り消すことができる。

- 一 認定を受けている第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所において高圧ガスによる災害が発生したとき。
- 二 認定を受けている第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所において発火その他高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき。
- 三 第 36 条第 1 項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じず、又は同条第 2 項の規定による届出を行わなかったとき。
- 四 第 38 条第 1 項の規定により都道府県知事による高圧ガスの製造又は貯蔵の停止の命令を受けたとき。
- 五 都道府県知事により第 39 条第 1 号又は第 2 号の措置をされたとき。
- 六 第 39 条の 3 第 1 項各号又は第 39 条の 5 第 1 項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。
- 七 前条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の際に、虚偽の届出を行つたとき。

八 経済産業大臣が第39条の10第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により検査記録の提出を求めた場合において、その求めに応じなかつたとき。

九 第39条の6第1項第4号又は第6号に該当するに至つたとき。

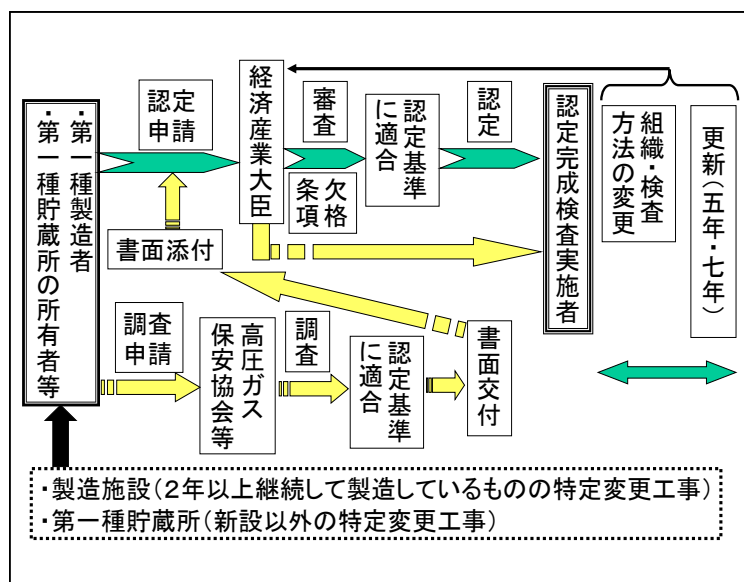
十 不正の手段により第20条第3項第2号若しくは第35条第1項第2号の認定又はその更新を受けたとき。

2 第38条第1項の規定により第5条第1項又は第16条第1項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所に係る第20条第3項第2号及び第35条第1項第2号の認定は、その効力を失う。

（解 説）

第39条の2から39条の12までは、完成検査や保安検査を自ら行う者と認められる認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に関する規定である。¹⁾

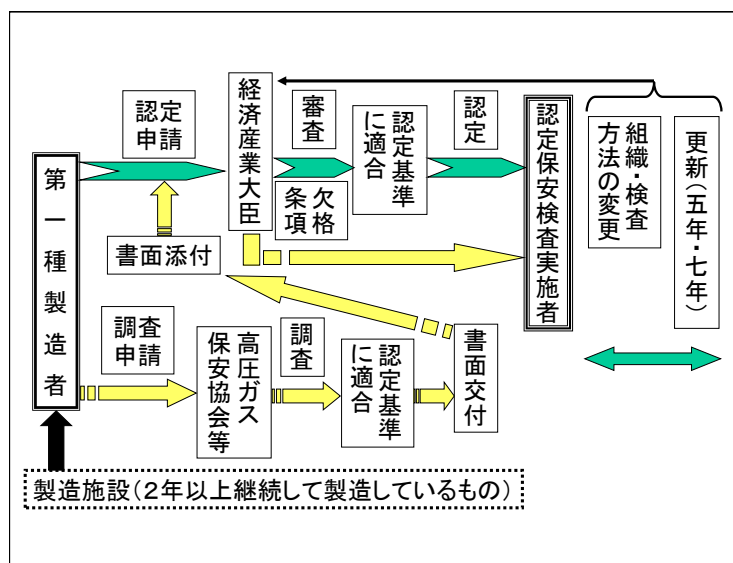
(1) 認定完成検査実施者は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者等のうち、保安管理体制（保安実績、検査体制等）が優れたものに対してのインセンティブとして、経済産業大臣に申請し所定の認定基準に適合した者が、自らの製造施設又は貯蔵所の特定変更工事の完成検査を自ら行うことができる者として認められる自主検査制度である。（図Ⅱ-40 参照）。¹⁾



図Ⅱ-40 完成検査に係る認定手続等

(2) 認定完成検査実施者の認定は、第一種製造者の事業所又は第一種貯蔵所ごとに行われる。
第39条の3は、完成検査を行う組織、完成検査の方法を定める規程、検査を実施する者などの認定の基準等を規定している。¹⁾

(3) 認定保安検査実施者は、(1)の認定完成検査実施者と同様の趣旨で、第一種製造者のうち、経済産業大臣に申請し所定の認定基準に適合した者が、自らの特定施設の保安検査を自ら行うことができる者として認められる自主検査制度である。（図Ⅱ-41 参照）。¹⁾



図Ⅱ-41 保安検査に係る認定手続等

- (4) 認定保安検査実施者の認定は、第一種製造者の事業所ごとに行われる。第39条の5は、保安検査の組織、保安検査の方法を定める規程、保安検査を行う者などの認定の基準等を規定している。¹⁾
- (5) 第39条の6は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者の認定を受けることのできない欠格事由として、製造開始後2年を経過しない者、災害発生後2年を経過しない者、認定取消後2年を経過しない者等が規定されている。^{1) 2)}
- (6) 第39条の7は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者の認定を申請するに当たり、あらかじめ高圧ガス保安協会等による調査を受け適合する旨の書面の交付を受ければ、経済産業大臣が行う検査に代えることができることの規定である。^{1) 2)}
- (7) 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定は、政令で定める期間ごとに更新を受けなければ、その効力を失うことを第39条の8に規定している。^{1) 2)}
- (8) 第39条の12は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が認定を受けている事業所等について、事故の発生、届出等の不備、緊急措置など所定の条件に至ったときは、経済産業大臣がその認定を取り消すことができる旨の規定である。^{1) 2)}

（運用の実態）

- (1) 認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者の認定について、更新を受けるべき期間は5年ごとである。²⁾

ただし、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者の申請した者が、検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める場合はこの期間が7年とされ、平成28年11月1日に政令が改正され、平成29年4月1日から施行される。

- (2) 自らの施設について、技術上の基準に適合しているか否か自らの確に検査を行という点から共通する部分が多いため、認定完成検査実施者と認定保安検査実施者の、両方の認定を受け

る第一種製造者も多い。²⁾

（罰 則）

- (1) 第39条の9第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）
- (2) 第39条の10第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、検査記録を保存せず、又は検査記録の提出を拒んだ者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第4号の2の2）

【参考文献】

- 1) A-6
- 2) 高圧ガス保安法令解説（第7次改訂）（平成28年3月、セーフティーマネジメントサービス(株)）

第4章 容器等

第1節 容器及び容器の附属品

第40条 削除

（製造の方法）

第41条 高圧ガスを充てんするための容器（以下単に「容器」という。）の製造の事業を行う者（以下「容器製造業者」という。）は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて容器の製造をしなければならない。

2 経済産業大臣は、容器製造業者の製造の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従つて容器の製造をすべきことを命ずることができる。

第42条及び第43条 削除

（解 説）

(1) 第40条は、容器製造業者の届出について規定していたが、手続きの簡素化のために高圧法の施行により削除された。

また、第42条（容器製造業者の製造設備の変更届）及び第43条（容器（高圧ガスを充てんした容器を除く。）輸入の届出）も同様に削除された。

(2) 第41条は、容器製造業者は、所定の技術上の基準に従つて容器を製造しなければならないこと、及び経済産業大臣は、技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従つて容器の製造をすべきことを命ずることができる旨の規定である。

高圧ガス容器は一般的には、鉄、アルミニウムなどの金属製であるが、近年、医療用酸素容器、空気呼吸器用容器、家庭用液化石油ガス容器、更には燃料電池自動車に使用されている高圧圧縮水素容器など軽量化が求められる容器としてFRP複合容器などの金属以外の材料で製造された高圧ガス容器が使用されている。

しかしながら、これらの容器には、可燃性、爆発性、毒性などがある高圧ガスが充填されるため、容器の使用者が取扱いに気を付ける必要はもちろん、それ以前に、容器の製造段階で十分な強度、安全性を担保されている必要がある。

そのために高圧ガス容器の製造、譲渡に関して、容器の製造、輸入、容器検査、容器再検査、容器検査所などの技術基準、設備基準その他について詳細に規定されている。

すなわち、容器は、高圧ガスを取り扱う企業以外の場所を転々流通し、高圧ガスの取り扱いについて十分な知識を持っていない第三者の間を移動する場合が多いので、その保安については、万全を期す必要がある。¹⁾

（改正の経緯）

高取法においては容器製造事業の開始届、第三者機関による容器検査の受検義務、容器証明書の発行など厳しく規制されていたが、規制緩和推進計画及び手続の簡素化により、高圧法で

自主検査制度が導入され、自ら容器検査を行うことができる者として登録容器等製造業者及び外国登録容器等製造業者が追加された(第 49 条の 5)。

また、高圧法では容器の製造方法の基準の規定のみとなった。それに伴い、第 42 条、第 43 条が削除された。²⁾

（罰 則）

第 41 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。（法第 82 条第 4 号）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) A－6

（容器検査）

第 44 条 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定容器検査機関」という。）が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したものとして次条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる容器については、この限りでない。

- 一 第 49 条の 5 第 1 項の登録を受けた容器製造業者（以下「登録容器製造業者」という。）が製造した容器（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第 49 条の 25 第 1 項の刻印又は同条第 2 項の標章の掲示がされているもの
- 二 第 49 条の 31 第 1 項の登録を受けて外国において本邦に輸出される容器の製造の事業を行う者（以下「外国登録容器製造業者」という。）が製造した容器（前号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第 49 条の 33 第 2 項において準用する第 49 条の 25 第 1 項の刻印又は同条第 2 項の標章の掲示がされているもの
- 三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する容器
- 四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるもの

2 前項の容器検査を受けようとする者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

3 高圧ガスを一度充てんした後再度高圧ガスを充てんすることができないものとして製造された容器（以下「再充てん禁止容器」という。）について、第 1 項の容器検査を受けようとする者は、その容器が再充てん禁止容器である旨を明らかにしなければならない。

4 第 1 項の容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合するときは、これを合格とする。

（刻印等）

第 45 条 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならない。

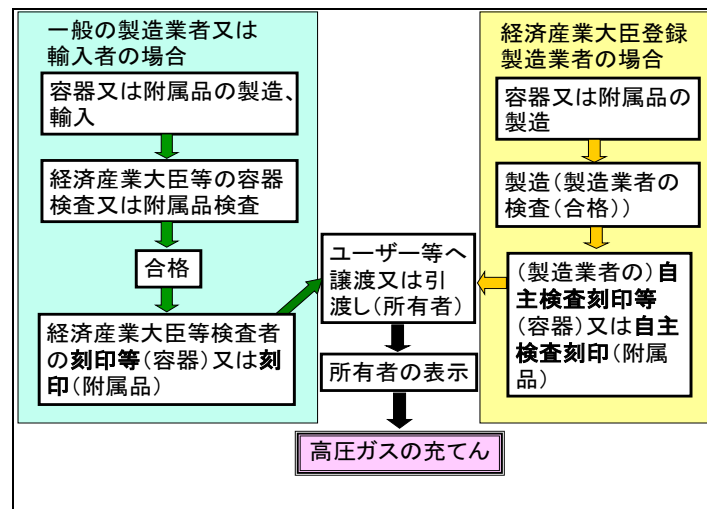
- 2 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が前項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。
- 3 何人も、前2項、第49条の25第1項（第49条の33第2項において準用する場合を含む。次条第1項第3号において同じ。）若しくは第49条の25第2項（第49条の33第2項において準用する場合を含む。次条第1項第3号において同じ。）又は第54条第2項に規定する場合のほか、容器に、第1項の刻印若しくは前項の標章の掲示（以下「刻印等」という。）又はこれらと紛らわしい刻印等をしてはならない。

（解 説）

（1）第44条について

高圧ガス容器を製造又は輸入した者は、その製造し（輸出するものを除く。）、又は輸入した容器を他人に譲渡又は引き渡すときは、経済産業大臣等の第三者機関が行う容器検査を受け、これに合格し、かつ、その検査をした第三者機関がする刻印等がされたものでなければ譲渡又は引渡しをしてはならない。

容器検査は、容器を所定の基準に従って製造されているかどうかを確認し、合格した容器に充填されているガスの種類、容器の最高充填圧力など必要な項目を容器の外面に刻印などを行うことにより、その容器が所定の基準に適合している旨を証し、及びその使用上の条件等を限定して高圧ガス容器に起因する事故等の災害を防止している。^{1) 2)}



図II-42 高圧ガスを充填することができるまでの容器及び附属品の規制

（2）第45条について

刻印等とは、刻印又は標章による掲示をいう。刻印は、検査実施者の名称の符号、充填すべき高圧ガスの種類、容器検査に合格した年月など所定の事項を容器の外面の厚肉部分に直接ポンチ等で打刻することをいい、標章は、所定の事項を容器の厚肉部分に直接ポンチ等で打刻することができない場合に所定の事項を打刻等したプレート等を容器又は容器の外装等にハンダ付け、ろう付けなどをしたものをいう。（図II-43 及び図II-44 参照）。^{1) 2)}



図Ⅱ-43 アセチレンガス容器の刻印



図Ⅱ-44 複合容器の標章（巻込み方式）

（改正の経緯）

高取法では当初、「容器製造業者又は容器を輸入した者がその容器を他人に譲渡又は引渡しをすることができるのは、通商産業大臣が行う容器検査を受け、これに合格し、容器証明書の交付を受けたものであること」、及び「容器検査を受け、容器証明書の交付を受けた者は、遅滞なく、その容器に所定の刻印及び表示をすること」及び「容器証明書は容器とともに譲渡又は引渡しすること」と規定されていたが、1976年（昭和51年）の高取法の改正で、特定容器に係る容器証明書の交付制度が廃止され、1991年（平成3年）に容器証明書は完全に廃止され刻印、又は標章の掲示のみとなった。

なお、高圧法で自主検査制度が導入され、自ら容器検査を行うことができる者として登録容器等製造業者及び外国登録容器等製造業者制度が追加された(法第49条の5)。³⁾

（罰 則）

第44条第1項、第45条第3項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）

【参考文献】

- 1) A－1
- 2) A－2
- 3) A－6

（表示）

第46条 容器の所有者は、次に掲げるときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

- 一 容器に刻印等がされたとき。
 - 二 容器に第49条の25第1項の刻印又は同条第2項の標章の掲示をしたとき。
 - 三 第49条の25第1項の刻印又は同条第2項の標章の掲示（以下「自主検査刻印等」という。）がされている容器を輸入したとき。
- 2 容器（高圧ガスを充てんしたものに限り、経済産業省令で定めるものを除く。）の輸入をした者は、容器が第22条第1項の検査に合格したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

3 何人も、前2項又は第54条第3項に規定する場合のほか、容器に、前2項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第47条 容器（前条第2項の経済産業省令で定めるもの及びくず化し、その他容器として使用することができないように処分したものを除く。）を譲り受けた者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、容器に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（解 説）

容器の所有者（所定の刻印等がされた容器の譲渡又は引渡しを受けた者）は、高圧ガスが充填された容器が貯蔵、運搬等の取扱いにおいて、その容器にどんな種類の高圧ガスが充填されているか、また、その容器の所有者等が誰であるかなどが通行人などの第三者が外見上識別することができ、かつ、その容器が危険な事態となったとき等において適切な措置を講ずることができるように、容器の外表面（断熱材で被覆してあるものは断熱材の外表面）に、次に掲げる事項を明示することとされている。（容器則第10条）

- ① 容器の2分の1以上について、充填する高圧ガスの種類に応じた所定の塗色（アルミニウム製等一部の容器については、特例あり）（図Ⅱ-45 参照）
- ② 充填する高圧ガスの名称
- ③ 充填するガスの性状が可燃性ガス又は毒性ガスである場合は、そのガスの性質を示す文字「燃」又は「毒」

- ④ 容器の所有者又は容器管理業務受託者の氏名又は名称、住所及び電話番号など。¹⁾

高圧ガスの種類	塗色の区分
酸素ガス	黒色
水素ガス	赤色
液化炭酸ガス	緑色
液化アンモニア	白色
液化塩素	黄色
アセチレンガス	かっ色
その他の種類の 高圧ガス	※ ねずみ色

※ アルミニウム製、アルミニウム合金製、ステンレス鋼製、LPガス用、圧縮水素自動車燃料装置用及び圧縮天然ガス自動車燃料装置用の容器は、塗色表示免除

図Ⅱ-45 容器外表面の2分の1以上の塗色

（運用の実態）

容器の塗色について、液化石油ガス容器は通常ねずみ色に塗装されているが、塗色表示免除であることから、液化石油ガスの販売店のイメージを表現するためにピンク色、紫色などに塗装された容器もある。

また、塗色の規定は、内容積1デシリットル以下の容器、密閉しないで用いられる容器及び政令第2条第3項第8号の適用除外容器については適用されない。

なお、病院等に敷設されている医療用ガス配管の色は日本工業規格で定められており、高圧ガス容器の塗色とは違うので、取扱いに際しては十分な注意が必要である。（JIS T 7101:2014²⁾）

ガス名	識別色
酸素	緑
笑気	青
空気	黄色
吸引	黒
炭酸ガス	だいだい色
窒素	灰色
駆動用空気	褐色
非治療用空気	うす黄色
排ガス	マゼンタ

図Ⅱ-46 医療用ガス配管塗色（JIS T 7101:2014）

（罰 則）

- (1) 第46条第1項若しくは第2項、第47条第1項の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第8号）
- (2) 第46条第3項又は第47条第2項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) 日本工業規格 医療ガス配管設備（JIS T 7101(2014)、日本規格協会）

（充てん）

第48条 高圧ガスを容器（再充てん禁止容器を除く。以下この項において同じ。）に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。
- 二 第46条第1項の表示をしてあること。
- 三 バルブ（経済産業省令で定める容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。）を装置してあること。この場合において、そのバルブが第49条の2第1項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第49条の3第1項又は第49条の25第3項（第49条の33第2項において準用する場合を含む。以下この項、次項、第4項及び第49条の3第2項において同じ。）の刻印がされているもの（附属品検査若しくは附属品再検査を受けた後又は第49条の25第3項の刻印がされた後経済産業省令で定める期間を経過したもの又は損傷を受けたものである場合にあつては、附属品再検査を受け、これに合格し、かつ、第49条の4第3項の刻印がされているもの）であること。
- 四 溶接その他第44条第4項の容器の規格に適合することを困難にするおそれがある方法で加工をした容器にあつては、その加工が経済産業省令で定める技術上の基準に従つてなされたものであること。
- 五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第3項の刻印又は同条第4項の標章の掲示がされているものであること。

2 高圧ガスを再充てん禁止容器に充てんする場合は、その再充てん禁止容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。
- 二 第46条第1項の表示をしてあること。
- 三 バルブ（経済産業省令で定める再充てん禁止容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。）を装置してあること。この場合において、そのバルブが第49条の2第1項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第49条の3第1項又は第49条の25第3項の刻印がされているものであること。
- 四 容器検査に合格した後又は自主検査刻印等がされた後加工されていないものであること。

3 高圧ガスを充てんした再充てん禁止容器及び高圧ガスを充てんして輸入された再充てん禁止容器には、再度高圧ガスを充てんしてはならない。

4 容器に充てんする高圧ガスは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 刻印等又は自主検査刻印等において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印等又は自主検査刻印等において示された圧力以下のものであり、液化ガスにあつては経済産業省令で定める方法によりその刻印等又は自主検査刻印等において示された内容積に応じて計算した質量以下のものであること。
- 二 その容器に装置されているバルブ（第1項第3号の経済産業省令で定める容器にあつてはバルブ及び同号の経済産業省令で定める附属品、第2項第3号の経済産業省令で定める再充てん禁止容器にあつてはバルブ及び同号の経済産業省令で定める附属品）が第49条の2第1項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、第49条の3第1項又は第49条の25第3項の刻印において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつて

はその刻印において示された圧力以下のものであり、液化ガスにあつては経済産業省令で定める方法によりその刻印において示された圧力に応じて計算した質量以下のものであること。

- 5 経済産業大臣が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従つて高圧ガスを充てんするときは、第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。

（解 説）

高圧ガス容器による事故の未然防止の観点から、容器への誤充填を防止するために充填容器の条件と、充填する高圧ガスの数量（圧力又は質量）などを制限している。

（1）第1項－高圧ガスを充填することができる容器の条件

高圧ガスを充填する容器は、その充填する高圧ガスの種類、圧力等に対応したものでなければ安全性が担保できず事故につながる危険性がある。

そのために、一般的な容器（再充填禁止容器以外の容器）は、

- ① 容器検査に合格し、所定の刻印等（使用過程中のもので、製造後所定の期間を経過したものは、容器再検査に合格した刻印等）又は自主検査刻印等がされているものであること。
- ② 所定の表示がされていること。
- ③ 所定の附属品（附属品検査に合格し、刻印（容器に装置した後所定の期間を経過した附属品にあつては、附属品再検査に合格した刻印）がされているもの）が装置されていること。
- ④ 所定の技術上の基準に適合する加工がされているものであること。¹⁾

（2）第2項、第3項－再充填禁止容器

高圧ガスの充填が1回限りの容器、すなわち、使い捨て容器は次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- ① (1)①～③に同じであるが、当然ながら再検査を受けることはできない。
- ② 容器検査に合格した後又は自主検査刻印等がされた後、加工されていないものであること。

③ 高圧ガスを充填した再充填禁止容器には、再度高圧ガスを充填してはならない。

高圧ガスを充填した使い捨て容器の輸入が増加したことから、高圧法で、再充填禁止容器が規定された。

（3）第4項－容器に充填する高圧ガスの条件

高圧ガスを充填する容器が所定の条件を満たしていても、その容器に充填する高圧ガスがその容器の刻印等で指定したものでない場合は、容器の破裂等の災害を発生するおそれがあるため、充填してはならない。やむを得ず充填をせざる得ない場合は、充填する高圧ガスの種類、圧力、質量は、その容器の条件（刻印等）に応じたものとしなければならない。

① 圧縮ガスの条件

- (a) 容器の刻印等又は自主検査刻印等において示された種類のものであり、かつ、最高充填圧力以下のものであること。

- (b) その容器に装置されているバルブ等の附属品の刻印において示された種類のもの
であり、かつ、圧力（耐圧試験圧力に応じて算出した圧力）以下のものであること。

② 液化ガスの条件

- (a) 容器の刻印等又は自主検査刻印等において示された種類のものであり、かつ、内容
積に応じて計算した質量以下のものであること。
- (b) その容器に装置されているバルブ等の附属品の刻印において示された種類のもの
であり、かつ、刻印において示された圧力（耐圧試験圧力）に応じて算出した質量以
下のものであること。

なお、耐圧試験圧力に応じて算出した質量の趣旨は、一般の安全弁の例でみると、
その作動圧力は、装置する容器の耐圧試験圧力の 10 分の 8 以下であることから、充填
時の温度により高圧力となる液化ガスの場合は、安全弁が作動しないような温度、つ
まり、安全弁が作動しないような圧力で充填しなければならないことの趣旨である。

(4) 第 5 項－特別充填許可

(1)の条件をクリアしていない容器又は(3)の条件をクリアしていない高圧ガスであって
も、経済産業大臣（内容積 500 リットル以下は都道府県知事）が危険のおそれがないとし
て条件を付して許可した場合（例：高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器など高圧ガスを国内
で充填した後国内で流通することがない容器など）は、その条件に応じた高圧ガスを充填
することができる特例である。

この特別充填許可は、圧縮法ではこの規定はなく高取法で規定された。^{1) 2)}

（罰 則）

第 48 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反した者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下
の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第 81 条第 3 号）

【参考文献】

- 1) A－2
2) A－6

（容器再検査）

第 49 条 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受け
た者が経済産業省令で定める方法により行う。

2 容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合して
いるときは、これを合格とする。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合
において、その容器が第 45 条第 1 項の経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業
省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならない。

4 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合
において、その容器が第 45 条第 1 項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定め

るところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

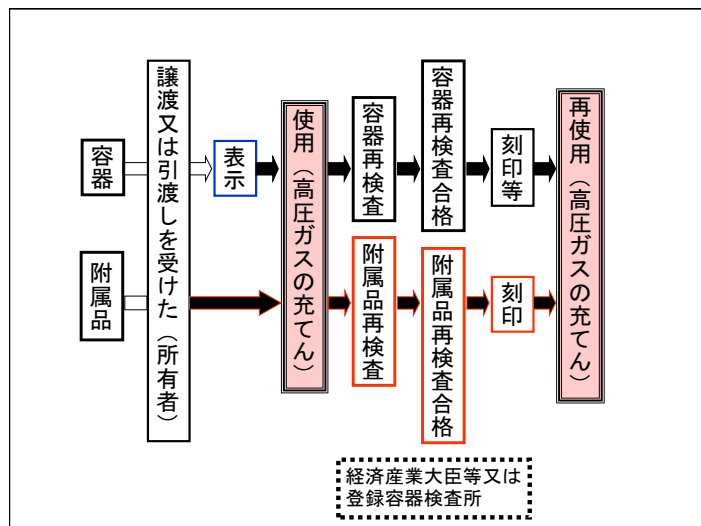
5 何人も、前2項に規定する場合のほか、容器に、第3項の刻印若しくは前項の標章の掲示又はこれらと紛らわしい刻印若しくは標章の掲示をしてはならない。

6 容器検査所の登録を受けた者が容器再検査を行うべき場所は、その登録を受けた容器検査所とする。

（解 説）

高圧ガス容器は、高圧ガスを繰り返し充填して使用され、また、外面腐食が発生しやすい場所など容器の性能等に悪影響を及ぼす過酷な場所で使用されることもあり、一般的には容器検査を受けた時から性能等が徐々に劣化していく。

そのために容器及び附属品が容器検査又は附属品検査に合格した後の所定経過期間を経過した場合は、経済産業大臣等が行う容器及び附属品の再検査を受け、所定の規格に適合したものに限り、再度、高圧ガスを充填して使用することができる（図Ⅱ-47 参照）。¹⁾



図Ⅱ-47 使用過程における容器及び附属品の規制

容器及び附属品の再検査期間は容器の種類、製造後の経過年数により再検査周期が定められている。（図Ⅱ-48、図Ⅱ-49 参照）

容器の種類 製造後の 経過年数	溶接、 超低温、 ろう付け	一般 継目 なし	一般 複合	アルミ 合金ス クーバ 用継ぎ 目なし	圧縮天然ガス・ 液化天然ガス・ 圧縮水素自動 車燃料装置用、 圧縮水素運送 自動車用	液化石油 ガス自動 車燃料装 置用
	検査合格月の前月の末日(4000L以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス・液化天然ガス・圧縮水素自動車燃料装置用容器は検査合格月の前日)から起算する。					
4年以下	5年ごと (特に定 める容器 は6年ご と)	5年 ごと	3年 ごと	1年1 月ごと	4年	6年ごと
4年を超え 20年未満			===== 15年 耐用		2年1月ごと ===== 15年耐用 (CNGVは20 年以内あり)	
20年以上	2年ごと					2年ごと

図Ⅱ-48 容器再検査の期間（平成元年4月1日以降の容器に限る。）

区分 装置される 容器の種類 製造後の 経過年数	容器に装置されているもの			容器に装置され ていないもの
	① LPG用容器 で内容積4000 L未満のもの (高圧ガス運送 自動車用、鉄道 車両用を除く。)	② LPG自動車 燃料装置用容器 (車両に固定さ れているものに 限る。)	①及び②以外 のもの	
6年6か月 以下 超	附属品検査等 合格日からその 装置されている 容器が、附属品 検査等合格日か ら2年を経過して 最初に受ける容 器再検査の日ま での間	附属品検査等 合格日からその 装置されている 容器が、附属品 検査等合格日か ら2年を経過して 最初に受ける容 器再検査の日ま での間	附属品検査等合 格日からその装 置されている容 器が、附属品検 査等合格日から 2年を経過して 最初に受ける容 器再検査の日ま での間(アルミニウム 合金製スクーバ用継目な し容器は、容器検査等合 格月の前月の末日から 起算して4年1か月経過 して最初に受ける容器再 検査の日までの期間)	2年
7年6か月 以下 超	1年	1年		

図Ⅱ-49 附属品再検査の期間

なお、登録容器検査所として登録を受ける者は、自らの責任において容器又は附属品が安全に再使用することができるものであるかどうかの検査の事業を行うことから、その設備的要素は重要であるが、人的要素も重要であるため、所定の人的欠格事由に該当しない者であることを要件としている。また、登録容器検査所には、所定の資格等を有する者（検査主任者）を選任し、容器再検査又は附属品再検査の実施について監督させなければならない。²⁾

（運用の実態）

容器再検査期間の管理不十分により、検査期間を超えた容器に充填していた充填所において、自治体の指示により全て回収され、再検査された事例がある。複数の種類の容器を扱っている充填所などにあっては、再検査の期間の管理が特に重要である。

（改正の経緯）

圧縮法の施行令で、「アセチレンガス以外のガスを充てんする容器は、その外部に損傷のあるもの及び直近の耐圧試験後 3 年を経過したものに対し、所定の耐圧試験（膨張試験）を行い、恒久増加率が所定の値以下であること」、及び「アセチレンガスを充てんする容器は、その外部に損傷のあるもの及び直近の耐圧試験後 4 年を経過したものに対し、所定の耐圧試験（膨張試験）を行い、恒久増加率が所定の値以下であること」と規定されていた。¹⁾

その後、液化石油ガスが一般家庭用燃料や工業用燃料等として消費が増大し、それに伴って容器の使用本数が大幅に増加したことに伴い、容器の腐食等による災害が多数発生したことから、液化石油ガス用の容器の安全を確保するために、1976 年（昭和 51 年）の容器則の改正で、容器再検査の期間が液化石油ガスを充填するものとそれ以外のものとに区分して規定された。また、附属品再検査の期間も規定された。

1997 年（平成 9 年）の容器則の改正（1998 年（平成 10 年）4 月 1 日施行）で、高圧ガス容器等の品質が向上していることなどに鑑み、容器再検査の期間、検査方法などが改正されている。

なお、この容器再検査及び附属品再検査は、容器検査を行う経済産業大臣、協会及び指定容器検査機関が行う他に、高取法で経済産業大臣の容器再検査の登録を受けて事業を行う者（容器検査所）が規定された。²⁾

（罰 則）

- (1) 第 49 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による刻印若しくは標章の掲示をせず、又は虚偽の刻印若しくは標章の掲示をした容器検査所の登録を受けた者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第 81 条第 9 号）
- (2) 第 49 条第 5 項の規定に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。（法第 82 条第 1 号）

【参考文献】

- 1) A－1
- 2) A－6

（附属品検査）

第 49 条の 2 バルブその他の容器の附属品で経済産業省令で定めるもの（第 59 条の 9 を除き、以下単に「附属品」という。）の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関が経済産業省令で定める方法により行う附属品検査を受け、これに合格したものとして次条第 1 項の刻印がされているものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる附属品については、この限りでない。

- 一 第 49 条の 5 第 1 項の登録を受けて附属品の製造の事業を行う者（以下「登録附属品製造業者」という。）が製造した附属品（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第 49 条の 25 第 3 項の刻印がされているもの
- 二 第 49 条の 31 第 1 項の登録を受けて外国において本邦に輸出される附属品の製造の事業を行う者（以下「外国登録附属品製造業者」という。）が製造した附属品（前号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第

49 条の 33 第 2 項において準用する第 49 条の 25 第 3 項の刻印がされているもの

三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する附属品

四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるものに装置されている附属品

2 前項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が装置される容器に充てんされるべき高圧ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

3 再充てん禁止容器に装置する附属品について、第 1 項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が再充てん禁止容器に装置するものである旨を明らかにしなければならない。

4 第 1 項の附属品検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさと別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。

（刻印）

第 49 条の 3 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、附属品が附属品検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

2 何人も、前項及び第 49 条の 25 第 3 項に規定する場合のほか、附属品に、これらの刻印又はこれらと紛らわしい刻印をしてはならない。

（解 説）

(1) 第 49 条の 2 について

附属品とは、バルブ、安全弁及び緊急しゃ断装置以外に、プロテクタ及び附属配管があるが、刻印をする必要があるもの（附属品検査及び附属品再検査が必要なもの）は前者の 3 つで、後者の 2 つは附属品検査及び附属品再検査は不要である。¹⁾

(2) 第 49 条の 3 について

また、附属品検査に合格した附属品には、附属検査に合格した年月日、検査実施者の名称の符号等を刻印しなければならない（容器則第 18 条）（図Ⅱ-50 参照）。



図Ⅱ-50 液化酸素容器用バルブの刻印

（改正の経緯）

圧縮法及び高取法では、刻印は規定されておらず、バルブは日本工業規格(JIS)に適合するものであることのみ規定されていたが、1976年（昭和51年）の容器則の改正で、附属品検査を受けるべき附属品（バルブ、安全弁及び緊急しや断装置）は附属品検査に合格した場合は、速やかに刻印をしなければならないと規定された。²⁾

（罰 則）

第49条の2第1項、第49条の3第2項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) A－3

（附属品再検査）

第49条の4 附属品再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

2 附属品再検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、附属品が附属品再検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

4 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

5 第49条第6項の規定は、附属品再検査を行うべき場所に準用する。

（解 説）

附属品についても容器と同様に定められた期間ごとに再検査を受け、附属品の規格に合格したものでなければ使用できない（容器則第27条、28条）。^{1) 2)}

（運用の実態）

附属品は、通常、容器検査所において容器再検査に合わせて行われている。しかしながら、液化石油ガスを充填する溶接容器の附属品については、容器再検査の際に新品の附属品に交換される場合が多い。

（罰 則）

第49条の4第4項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) A－3

（容器等製造業者の登録）

第49条の5 容器又は附属品の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める容器又は附属品の製造の事業の区分（以下「容器等事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 容器等事業区分
- 三 当該容器又は附属品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
- 四 当該容器又は附属品の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等製造設備」という。）の名称、性能及び数
- 五 当該容器又は附属品の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等検査設備」という。）の名称、性能及び数
- 六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

3 前項の申請書には、当該容器又は附属品の検査を行う方法を定める規程（以下「容器等検査規程」という。）、工場又は事業場の図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第2項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第49条の7第5号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第49条の8第2項の書面を添えたときは、この限りでない。

（欠格条項）

第49条の6 次の各号の一に該当する者は、前条第1項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 二 第49条の17又は第49条の32第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前2号の一に該当する者があるもの

（登録の基準）

第49条の7 経済産業大臣は、第49条の5第1項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 容器等製造設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 容器等検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 三 品質管理の方法及び検査のための組織が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 四 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が容器又は附属品の検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 五 容器等検査規程で定める容器又は附属品の検査の方法が第44条第1項又は第49条の2第1項の経済産業省令で定める方法に適合していること。

（協会等による調査）

第49条の8 容器又は附属品の製造の事業を行う者は、第49条の5第1項の登録の申請に係る工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第5号の検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第5号の検査の方法がそれぞれ同条第1号、第2号及び第3号の経済産業省令で定める技術上の基準並びに第44条第1項又は第49条の2第1項の経済産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

（登録の更新）

第49条の9 第49条の5第1項の登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第49条の5第2項、第3項及び第4項並びに第49条の6から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

（容器等製造業者登録簿）

第49条の10 経済産業大臣は、第49条の5第1項の登録を受けた者（以下「登録容器等製造業者」という。）について、容器等製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

- 一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号
- 二 第49条の5第2項第1号から第3号までの事項

（登録証）

第49条の11 経済産業大臣は、第49条の5第1項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録又はその更新の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 容器等事業区分

（変更の届出）

第49条の12 登録容器等製造業者は、第49条の5第2項第1号若しくは第3号から第6号までの事項に変更があつたとき、又は容器等検査規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（登録証の訂正）

第49条の13 登録容器等製造業者は、前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

（廃止の届出）

第49条の14 登録容器等製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

第49条の15 登録容器等製造業者は、登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（登録の失効）

第49条の16 登録容器等製造業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

（登録の取消し）

第49条の17 経済産業大臣は、登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第44条第1項、第45条第3項、第49条の3第2項又は第49条の12の規定に違反したとき。
- 二 第49条の6第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- 三 第41条第2項、第49条の26、第49条の27又は第49条の30の規定による禁止又は命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第49条の5第1項の登録又はその更新を受けたとき。
- 五 第49条の31第1項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

（登録の消除）

第49条の18 経済産業大臣は、登録容器等製造業者の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

（登録証の返納）

第49条の19 登録容器等製造業者は、その登録が効力を失ったときは、遅滞なく、経済産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

（容器等製造業者登録簿の謄本等）

第49条の20 何人も、経済産業大臣に対し、容器等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（容器又は附属品の型式の承認）

第49条の21 登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品の型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録又はその更新を受けた年月日

三 承認を受けようとする容器又は附属品の属する容器等事業区分

- 3 前項の申請書には、経済産業省令で定める数量の試験用の容器又は附属品及びその構造図その他の経済産業省令で定める書類を添えなければならない。ただし、第49条の23第1項の試験に合格した容器又は附属品について第1項の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもつて足りる。

（承認の基準）

第49条の22 経済産業大臣は、前条第1項の承認の申請が次の各号（次条第1項の試験に合格したことを証する書面を添えてある場合には、第2号）のいずれにも該当すると認めるときは、承認をしなければならない。

- 一 申請に係る試験用の容器又は附属品が、容器にあつては第44条第4項の規格に、附属品にあつては第49条の2第4項の規格に適合していること。
- 二 申請者が申請に係る容器又は附属品の属する容器等事業区分について第49条の5第1項の登録を受けていること。

（指定容器検査機関等の試験）

第49条の23 登録容器等製造業者は、その製造しようとする容器又は附属品について、協会又は指定容器検査機関の行う試験を受けることができる。

- 2 前項の試験を受けようとする登録容器等製造業者は、次の事項を記載した申請書に第49条の21第3項の経済産業省令で定める数量の試験用の容器又は附属品及び同項の経済産業省令で定める書類を添えて、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 試験を受けようとする容器又は附属品の属する容器等事業区分

- 3 第1項の試験においては、その試験用の容器又は附属品が、容器にあつては第44条第4項の規格に、附属品にあつては第49条の2第4項の規格に適合しているときは、これを合格とする。

- 4 第44条第2項及び第3項並びに第49条の2第2項及び第3項の規定は、第2項の申請書を提出しようとする者に準用する。この場合において、第44条第2項中「前項の容器検査」とあるのは「第49条の23第1項の試験」と、同条第3項中「第1項の容器検査」とあるのは「第49条の23第1項の試験」と、第49条の2第2項中「前項の附属品検査」とあるのは「第49条の23第1項の試験」と、同条第3項中「第1項の附属品検査」とあるのは「第49条の23第1項の試験」と読み替えるものとする。

（基準適合義務等）

第49条の24 第49条の21第1項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る型式の容器又は附属品を製造する場合においては、容器にあつては第44条第4項の規格に、附属品にあつては第49条の2第4項の規格に適合するようにしなければならない。ただし、第44条第1項第3号の経済産業省令で定める用途に供する容器若しくは第49条の2第1項第3号の経済産業省令で定める用途に供する附属品を製造する場合又は試験用に製造する場合は、この限りでない。

- 2 前項の登録容器等製造業者は、容器等検査規程に従い、その製造に係る同項の容器又は附属品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（刻印等）

第49条の25 第49条の21第1項の承認を受けた登録容器製造業者は、当該承認に係る型式の容器を製造した場合であつて、当該容器が第45条第1項の経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をすることができる。

- 2 第49条の21第1項の承認を受けた登録容器製造業者は、当該承認に係る型式の容器を製造した場合であつて、当該容器が第45条第1項の経済産業省令で定める容器であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章の掲示をすることができる。

- 3 第49条の21第1項の承認を受けた登録附属品製造業者は、当該承認に係る型式の附属品を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をすることができる。

（刻印の禁止等）

第49条の26 経済産業大臣は、第49条の21第1項の承認を受けた登録容器等製造業者が製造した容器又は附属品であつて、当該承認に係るもの（第49条の24第1項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く。）が、容器にあつては第44条第4項の規格に、附属品にあつては第49条の2第4項の規格に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録容器等製造業者に対し、1年以内の期間を定めて前条第1項若しくは第3項の刻印又は同条第2項の標章の掲示をすることを禁止することができる。

（改善命令）

第49条の27 経済産業大臣は、次の場合には、登録容器等製造業者に対し、容器等製造設備若しくは容器等検査設備の修理又は改造、品質管理の方法及び検査のための組織の改善、容器等検査規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 容器等製造設備が第49条の7第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- 二 容器等検査設備が第49条の7第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- 三 品質管理の方法及び検査のための組織が第49条の7第3号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- 四 第49条の7第5号の検査の方法が第44条第1項又は第49条の2第1項の経済産業省令で定める方法に適合していないと認めるとき。
- 五 容器又は附属品の検査を第49条の7第4号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき。
- 六 第49条の24の規定に違反していると認めるとき。

（承認の失効）

第49条の28 登録容器等製造業者の登録がその効力を失ったときは、当該登録容器等製造業者に係る第49条の21第1項の承認は、その効力を失う。

（承認の取消し）

第49条の29 経済産業大臣は、第49条の21第1項の承認を受けた登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第49条の24第2項の規定に違反したとき。
- 二 第49条の26、第49条の27又は次条の規定による禁止又は命令に違反したとき。
- 三 第65条第1項の条件に違反したとき。
- 四 不正の手段により第49条の21第1項の承認を受けたとき。

（災害防止命令）

第49条の30 経済産業大臣又は都道府県知事は、第49条の21第1項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品（第49条の24第1項ただし書の適用を受けて製造したものを除く。）であつて、容器にあつては第44条第4項の規格に、附属品にあつては第49条の2第4項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（解 説）

近年の民間事業者の高圧ガスの保安に関する技術の向上、自主保安の推進に対応して、経済産業大臣の登録を受けた事業者は登録容器等製造事業者として、自ら製造した容器又は附属品の検査を自ら行い、かつ、自ら刻印等（附属品の場合は刻印）をすることができ、経済産業大臣等の第三者機関が行う容器検査又は附属品検査を受ける必要のない制度である。

ただし、登録を受けようとする容器等製造業者は、容器等製造設備、容器等検査設備が技術上の基準に適合していることとともに、適切な品質管理を行う組織を設置するなどソフト面の整備も求められ、自らの責任において安全な容器等を製造できることから、その登録に当たって製造業者は所定の人的欠格事由に該当しない者であることが要件とされているとともに、違反行為があったときは登録を取り消すことができる旨の規定である。

また、登録容器等製造事業者は容器又は附属品について経済産業大臣の型式承認を受けることにより、型式承認を受けて製造した容器又は附属品について容器検査を受けることなく刻印などをして譲渡し、引き渡すことができる。¹⁾

（罰 則）

- (1) 第49条の12、第49条の14の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）

- (2) 正当な理由なく、第 49 条の 19 の規定に違反して登録証を返納しなかつた者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 4 号の 4）
- (3) 第 49 条の 26 の規定による禁止に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。（法第 82 条第 5 号）
- (4) 第 49 条の 30 の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第 80 条第 3 号の 2）

【参考文献】

- 1) A－6

（外国容器等製造業者の登録）

第 49 条の 31 外国において本邦に輸出される容器又は附属品の製造の事業を行う者は、容器等事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

- 2 第 49 条の 5 第 2 項、第 3 項及び第 4 項、第 49 条の 6 から第 49 条の 11 まで、第 49 条の 16、第 49 条の 18 並びに第 49 条の 20 の規定は前項の登録に、第 45 条第 3 項、第 49 条の 3 第 2 項、第 49 条の 12 から第 49 条の 15 まで、第 49 条の 19、第 49 条の 23 及び第 49 条の 27 の規定は前項の登録を受けた者（以下「外国登録容器等製造業者」という。）に準用する。この場合において、第 45 条第 3 項及び第 49 条の 3 第 2 項中「何人も」とあるのは「外国登録容器等製造業者は」と、第 45 条第 3 項中「容器」とあるのは「本邦に輸出される容器」と、第 49 条の 3 第 2 項中「附属品」とあるのは「本邦に輸出される附属品」と、第 49 条の 10 及び第 49 条の 20 中「容器等製造業者登録簿」とあるのは「外国容器等製造業者登録簿」と、第 49 条の 27 中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

（外国登録容器等製造業者の登録の取消し等）

第 49 条の 32 経済産業大臣は、外国登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第 44 条第 1 項、第 45 条第 3 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 49 条の 3 第 2 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）、前条第 2 項において準用する第 49 条の 12 又は次条第 2 項において準用する第 49 条の 24 第 2 項の規定に違反したとき。
- 二 前条第 2 項において準用する第 49 条の 6 第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
- 三 前条第 2 項において準用する第 49 条の 27 又は次条第 2 項において準用する第 49 条の 26 若しくは第 49 条の 30 の規定による請求に応じなかつたとき。
- 四 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録容器等製造業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 五 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録容器等製造業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される容器又は附属品の保管場所その他その業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、

若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 前号の規定による検査において、経済産業大臣が、外国登録容器等製造業者に対し、その所在の場所においてその職員に検査をさせることが著しく困難であると認められる容器又は附属品を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により前条第1項の登録又はその更新を受けたとき。

八 第49条の5第1項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

2 国は、前項第6号の規定による請求によつて生じた損失を外国登録容器等製造業者に対し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

（外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等）

第49条の33 外国登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品であつて本邦に輸出されるものの型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

2 第49条の21第2項及び第3項、第49条の22並びに第49条の28の規定は前項の承認に、第49条の24から第49条の26まで及び第49条の30の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第49条の22第2号中「第49条の5第1項」とあるのは「第49条の31第1項」と、第49条の24第1項中「当該承認に係る型式の容器又は附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の容器又は附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第49条の25第1項及び第2項中「登録容器製造業者」とあるのは「外国登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは「当該承認に係る型式の容器であつて本邦に輸出されるもの」と、同条第3項中「登録附属品製造業者」とあるのは「外国登録附属品製造業者」と、「当該承認に係る型式の附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第49条の26中「容器又は附属品」とあるのは「本邦に輸出される容器又は附属品」と、「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される容器又は附属品に」と、第49条の30中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

（外国登録容器等製造業者に係る承認の取消し）

第49条の34 経済産業大臣は、前条第1項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第49条の31第2項において準用する第49条の12又は前条第2項において準用する第49条の24第2項の規定に違反したとき。
- 二 第49条の31第2項において準用する第49条の27又は前条第2項において準用する第49条の26若しくは第49条の30の規定による請求に応じなかつたとき。
- 三 第65条第1項の条件に違反したとき。
- 四 不正の手段により前条第1項の承認を受けたとき。

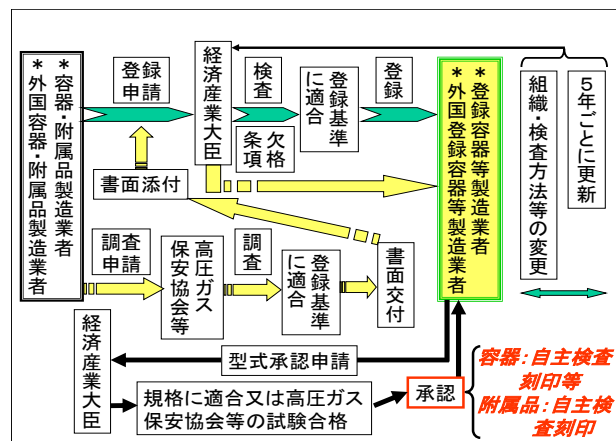
（災害防止命令）

第49条の35 経済産業大臣又は都道府県知事は、第49条の33第1項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が同項の承認に係る容器又は附属品（同条第2項において準用する第49条の24第1項ただし書の適用を受けて製造し

たものを除く。）であつて、容器にあつては第44条第4項の規格に、附属品にあつては第49条の2第4項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を輸入した者に対し、その輸入した当該容器又は当該附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（解 説）

高圧法において、国際単位系の SI 単位を採用すること及び自主保安の拡大を目指した規制緩和要望に応じるため、従前は輸入許可などの手続きが必要であつた海外の容器製造事業者が製造し、輸入した容器について容器検査を受けることなく国内で譲渡、引き渡しができる外国登録容器等製造業者制度が導入された。¹⁾（図Ⅱ-51 参照）



図Ⅱ-51 （外国）登録容器等製造業者に係る登録手続等

（罰 則）

第49条の35の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第80条第3号の2）

【参考文献】

- 1) A-6

（容器検査所の登録）

第50条 容器検査所の登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第7条各号の1に該当する者又は第53条の規定により登録を取り消され、取消の日から2年を経過しない者は、容器検査所の登録又はその更新を受けることができない。

3 経済産業大臣は、容器検査所の登録又はその更新の申請があつた場合において、その容器検査所の検査設備が

経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、登録又はその更新をしなければならない。

- 4 経済産業大臣は、容器再検査又は附属品再検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、容器検査所の登録又はその更新に際し、その容器検査所において容器再検査又は附属品再検査を行うことができる容器又は附属品の種類を制限することができる。

（登録を受けた者の義務）

第 51 条 容器検査所の登録を受けた者は、容器再検査又は附属品再検査を行うべきことを求められたときは、正当な事由がある場合を除き、遅滞なく、容器再検査又は附属品再検査を行わなければならない。

- 2 容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所の検査設備を、前条第 3 項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

（検査主任者）

第 52 条 容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所ごとに、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者又は製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、検査主任者を選任し、容器再検査又は附属品再検査の実施について監督させなければならない。

- 2 容器検査所の登録を受けた者は、前項の規定により検査主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

- 3 検査主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

- 4 経済産業大臣は、検査主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者の解任を命ずることができる。

（登録の取消し等）

第 53 条 経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。

- 一 第 7 条第 2 号から第 4 号までに該当するに至ったとき。
- 二 第 49 条第 3 項から第 5 項まで、第 49 条の 4 第 3 項若しくは第 4 項、第 51 条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。
- 三 第 50 条第 4 項の規定による制限又は前条第 4 項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第 60 条 1 項の規定による帳簿の記載をせず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。
- 五 容器検査所の登録を受けた者が第 1 種製造者である場合において、第 38 条 11 項第 1 号から第 5 号までの規定により第 5 条第 1 項の許可を取り消されたとき。

（解 説）

高圧ガス容器の容器再検査及び附属品再検査は、経済産業大臣、協会及び指定容器検査機関が行うことになっていたが、経済産業大臣（政令第 18 条第 2 項第 5 号で都道府県知事）の登録を受けて容器再検査の事業を行うこと（容器検査所）ができるようになった。

容器検査所として登録を受ける者は、自らの責任において容器又は附属品が安全に再使用することができるものであるかどうかの検査の事業を行うことから、その設備的要素のみならず、人的要素も重要であるため、所定の人的欠格事由に該当しない者であることを要件としている。また、容器検査所には、所定の資格等を有する者（検査主任者）を選任し、容器再検査又は附属品再検査の実施について監督させなければならない。

また、登録を受けた容器検査所は、5年ごとに登録の更新を行わないとその効力を失う（政令第12条の2）。¹⁾

（改正の経緯）

圧縮法の施行令で、容器再検査において「耐圧試験年月日の刻印をすることと規定され、高取法で「容器検査所の名称又はその符号」、「内容積500リットル以下の容器の質量を容器に刻印すること」及び「容器証明書に裏書きをすること」が規定された。当時は、容器再検査の実施結果を容器証明書の裏面の「容器再検査成績欄に記載すること」と規定されていた。

1975年（昭和50年）の高取法の改正で、附属品再検査の規格が規定され、1976年（昭和51年）の容器則の改正で、その刻印として容器検査所の符号及び附属品再検査年月日が規定されて、現在に至っている。²⁾

なお、高圧ガスの消費の多様化に対応するために、1987年（平成4年）の高取法の改正で容器証明書が全面的に廃止され、刻印又は標章の掲示のみとなり、法第55条（容器証明書の返納）は削除された。³⁾

（罰 則）

- (1) 第50条第4項の制限に違反して容器再検査若しくは附属品再検査を行つた者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第10号）
- (2) 第51条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第3号）
- (3) 第51条第2項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）
- (4) 第52条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたは、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）
- (5) 第53条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第80条第4号）

【参考文献】

- 1) A－6
- 2) A－5
- 3) A－4

（容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更）

第54条 容器の所有者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関に申請しなければならない。

2 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、前項の規定による申請があつた場合において、変更後においてもその容器が第44条第4項の規格に適合すると認めるときは、速やかに、刻印等をしなければならない。この場合において、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、その容器にされていた刻印等を抹消しなければならない。

3 第1項の規定による申請をした者は、前項の規定による刻印等がされたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、第46条第1項に規定する表示をしなければならない。

（解 説）

容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、内容積500リットル以下の容器にあつては都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関に、内容積500リットルを超える容器にあつては産業保安監督部長、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関に刻印等をすべきことを申請し、刻印等を受けなければならない。（容器保安規則第9条参照）

1) 2)

（罰 則）

第54条第3項の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者、次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第8号）

【参考文献】

1) A－3

2) C

第55条 削除

（解 説）

1987年（平成4年）の高取法の改正で容器証明書が全面的に廃止されたことに伴い第55条は削除された。

（くず化その他の処分）

第56条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第44条第4項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使

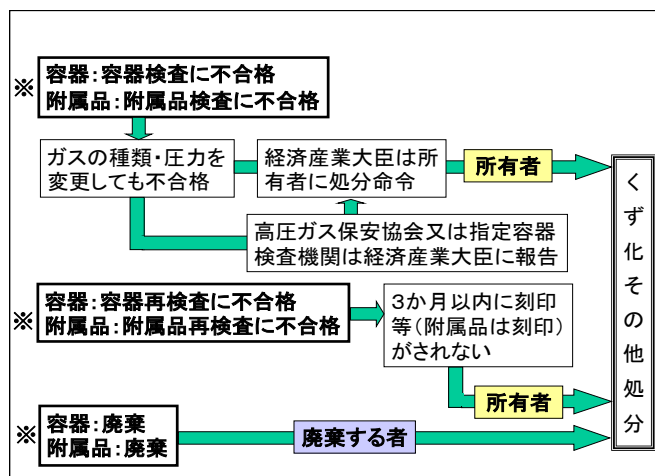
用することができないように処分すべきことを命ずることができる。

- 2 協会又は指定容器検査機関は、その行う容器検査に合格しなかった容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第44条第4項の規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 3 容器の所有者は、容器再検査に合格しなかった容器について3月以内に第54条第2項の規定による刻印等がされなかったときは、遅滞なく、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しなければならない。
- 4 前3項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかった附属品について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「これに」とあるのは「その附属品が装置される容器に」と、「第44条第4項」とあるのは「第49条の2第4項」と、前項中「について3月以内に第54条第2項の規定による刻印等がされなかったとき」とあるのは「について」と読み替えるものとする。
- 5 容器又は附属品の廃棄をする者は、くず化し、その他容器又は附属品として使用することができないように処分しなければならない。

（解 説）

容器の規格に適合しない不良容器や容器の規格に適合しているかどうか不明の容器が流通し、これらの容器に高圧ガスを充填した場合には、容器の破裂などの危険な災害の発生が想定される。そのために、次に掲げる容器及び附属品は、再度使用することができないように「くず化その他処分」をしなければならない。（図Ⅱ-52 参照）。¹⁾

- (1) 容器検査に不合格の容器
- (2) 附属品検査に不合格の附属品
- (3) 容器再検査に不合格の容器
- (4) 附属品再検査に不合格の附属品
- (5) 使用を廃止し、廃棄する容器又は附属品



図Ⅱ-52 容器及び附属品のくず化処分等

くず化その他の処分とは、例えば、容器又は附属品を2つに切断する、機械的方法で押し潰してしまう、容器に穴をあけるなど、その後加工しても、一度くず化された容器又は附属品であることが容易に確認できるような方法による処分をいう。³⁾

（運用の実態）

容器がくず化されず、高圧ガスが充てんされている高圧ガス容器を金属くずとして売却され、金属回収事業所において金属破砕機などによって破断した際に破裂事故が多数発生しているので、くず化処理は適正に行わなくてはならない。

（改正の経緯）

高取法で、「容器検査又は容器再検査に不合格になり、かつ、充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても、なお規格に適合しない容器についてはくず化その他の処分をすること」と規定された。

また、1975年（昭和50年）の高取法の改正で、附属品検査及び附属品再検査において不合格となった附属品についても容器と同様にくず化その他の処分をすることが規定され、使用しなくなって廃棄する容器又は附属品についてもくず化その他の処分をすることが規定された。^{2) 3)}

（罰 則）

- (1) 第56条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第3号）
- (2) 第56条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第2号）

【参考文献】

- 1) A－1
- 2) A－3
- 3) A－6

（容器検査所の廃止の届出）

第56条の2 容器検査所の登録を受けた者は、容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（経済産業省令への委任）

第56条の2の2 この節に規定するもののほか、容器検査の手続、附属品検査の手続その他この節の規定の実施に関し必要な手続的事項は、経済産業省令で定める。

（解 説）

第56条の2は、容器検査所の廃止に係る手続きについて規定している。

また、第56条の2の2は、容器に関する手続きは省令で定める旨の規定である。

（罰 則）

第 56 条の 2 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 1 号）

第 2 節 特定設備

（特定設備検査）

第 56 条の 3 高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち、高圧ガスの爆発その他の災害の発生を防止するためには設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要なものとして経済産業省令で定める設備（以下「特定設備」という。）の製造をする者は、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備について、経済産業省令で定める製造の工程ごとに、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定特定設備検査機関」という。）が行う特定設備検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定設備については、この限りでない。

一 第 56 条の 6 の 2 第 1 項の登録を受けて特定設備の製造の事業を行う者（以下「登録特定設備製造業者」という。）が製造した特定設備（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第 56 条の 6 の 14 第 2 項の規定により特定設備基準適合証の交付を受けているもの

二 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する特定設備

2 特定設備の輸入をした者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備について、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第 56 条の 6 の 22 第 1 項の登録を受けて外国において本邦に輸出される特定設備の製造の事業を行う者（以下「外国登録特定設備製造業者」という。）が製造した特定設備（前項第 1 号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第 56 条の 6 の 22 第 2 項において準用する第 56 条の 6 の 14 第 2 項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたものを輸入した場合

二 当該特定設備について、次項の特定設備検査の申請がされている場合

3 外国において本邦に輸出される特定設備の製造をする者は、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備について、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けることができる。この場合において、その特定設備検査を受けようとする者は、その特定設備の輸入の前にその申請をしなければならない。

4 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、経済産業省令で定める方法により前 3 項の特定設備検査を行い、当該特定設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

（特定設備検査合格証）

第 56 条の 4 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、特定設備が特定設備検査に合格したときは、速やかに、特定設備検査を受けた者に対し、特定設備検査合格証を交付しなければならない。

2 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備とともに譲渡する場合は、この限りでない。

3 特定設備検査合格証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ、又は失つた場合において、その特定設備検査合格

証が経済産業大臣の交付に係るものであるときはその特定設備の所在場所を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは協会に、その特定設備検査合格証が指定特定設備検査機関の交付に係るものであるときは指定特定設備検査機関に申請し、その再交付を受けることができる。

4 特定設備検査合格証の様式は、経済産業省令で定める。

（表示）

第 56 条の 5 特定設備検査を受けた者は、前条第 1 項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備に、表示をしなければならない。

2 何人も、前項（第 56 条の 6 の 15 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する場合のほか、特定設備に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（特定設備検査合格証の返納）

第 56 条の 6 特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その特定設備検査合格証を経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納しなければならない。

- 一 特定設備を失ったとき。
- 二 特定設備を輸出したとき。
- 三 特定設備をくず化し、その他特定設備として使用することができないように処分したとき。
- 四 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失った特定設備検査合格証を回復するに至ったとき。

（解 説）

高圧ガス設備による爆発等の災害の発生を未然に防止するためには、高圧ガスの製造に用いる設備は、すべて適切な材料を使用した十分な強度を有する構造のものであり、かつ、溶接等が適切に行れたものでなければならない。

この高圧ガス製造設備のうち、設計の検査、材料の品質の検査又は製造過程中的の製造工程ごとに詳細な検査を行うことが必要である設備が「特定設備」であり、その指定及び検査等に関する規定である。

（1）特定設備の指定及び区分

次に掲げる設備が特定設備に指定されている。なお 2003 年（平成 15 年）3 月 31 日付で ASME（American Society of Mechanical Engineers）基準が導入され、現行特定設備検査規則（以下「特定則」という。）による第一種特定設備と ASME 基準による第二種特定設備になった。

① 特定設備

- （a）貯槽及びその支持構造物
- （b）塔、反応器、熱交換器、蒸発器、凝縮器、加熱炉等及びこれらの支持構造物であって、次の物を除く。
- （イ）容器則の適用を受ける容器

(ロ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）の適用を受ける容器

(ハ) 法第 56 条の 7 第 2 項の認定を受けた容器（政令第 15 条第 1 号に定めるものに限る。）

(ニ) 設計圧力（特定設備を使用することができる最高の圧力として設計された圧力をいう。以下同じ。）をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.004 以下の容器

(ホ) 内容積が 0.001 立方メートル以下であって、設計圧力が 30 メガパスカル未満の容器

(ヘ) ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器

(ト) ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器

(チ) 流量計、液面計その他の計測機器及びストレーナに係る容器

(リ) 自動車用エアバッグガス発生器に係る容器

(ヌ) 蓄電池に係る容器

② 特定設備の区分

(a) 第一種特定設備：材料の引張強さに関する安全率を 4 として設計した設備

(b) 第二種特定設備：材料の引張強さに関する安全率を 3.5 として設計した設備

(2) 特定設備の検査（図Ⅱ-53 参照）

特定設備を製造する者又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が行う検査を受けなければならない。

ただし、次に掲げる特定設備については、その検査を受ける必要はない。

① 外国において製造され、本邦に輸出される特定設備であって、その輸入前に経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が行う検査の申請がされているものを輸入した場合（検査実施が確定しているもの）

② 登録特定設備製造業者が製造した特定設備であって、特定設備基準適合証の交付を受けているもの（同等の検査を実施しているもの）

③ 外国登録特定設備製造業者が製造した特定設備であって、特定設備基準適合証の交付を受けているものを輸入した場合（同等の検査を実施しているもの）

(3) 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証及び表示

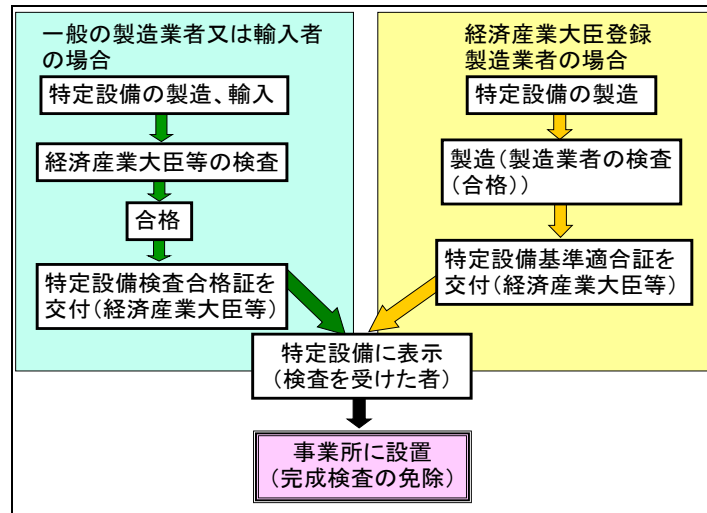
特定設備の製造をする者又は輸入をした者が特定設備検査を受け、これに合格したときは、特定設備検査合格証又は登録特定設備製造業者が製造したときの特定設備基準適合証の交付及び特定設備本体にその旨の表示をしなければならない。

① 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が行う検査を受け、これに合格したときは、検査機関は速やかに特定設備検査合格証を交付しなければならない義務がある。

② 経済産業大臣の登録を受けた登録特定設備製造業者（外国の業者を含む。以下同じ。）は、その登録を受けた特定設備事業区分に係る特定設備を製造したときは、経済産業大臣、

協会又は指定特定設備検査機関に所定の検査記録を提出し、特定設備基準適合証の交付を受けることができる。

- ③ 特定設備検査合格証の交付を受けた者及び特定設備基準適合証の交付を受けた（外国）登録特定設備製造業者は、遅滞なく、その特定設備に所定の打刻等による表示をしなければならない。^{1) 2)}



図Ⅱ-53 特定設備の検査等に係る規制

（改正の経緯）

1963 年（昭和 38 年）の高取法の改正で、「高圧ガスの製造設備のうち、特に定める設備については、その設置前に都道府県知事の行う検査（完成前検査）を受け、これに合格したものを事業所に設置した場合、都道府県知事が行う完成検査を受ける必要はない」と規定されていた。

また、1975 年（昭和 50 年）の高取法の改正で、「高圧ガスの製造設備のうち、特に定める設備（特定設備）の製造をする者は、その設備について省令で定める製造の工程ごとに、また、特定設備の輸入をした者は省令で定めるところにより、特定設備検査を受けること」とされ、従来の完成前検査の制度は廃止された。また、この特定設備検査は、「通商産業大臣、協会及び指定検査機関（1985 年（昭和 60 年）の高取法の改正で指定特定設備検査機関とされた。）が行うこと」と規定された。

更に、2003 年（平成 15 年）の特定則の改正で、規制緩和推進計画の一環として、海外において製造された特定設備の輸入に対応するために、特定設備が第一種特定設備と第二種特定設備に区分され、現在に至っている。²⁾

（罰 則）

- (1) 第 56 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による検査を受けない者は、50 万円以下の罰金に処する。（第 82 条第 3 号）
- (2) 第 56 条の 4 第 2 項又は第 56 条の 5 第 2 項の規定に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。（法第 82 条第 1 号）

- (3) 第56条の5第1項の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（第81条第8号）
- (4) 第56条の6の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（第83条第2号）

【参考文献】

- 1) A-3
- 2) A-6

（特定設備製造業者の登録）

第56条の6の2 特定設備の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める特定設備の製造の事業の区分（以下「特定設備事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定設備事業区分
- 三 当該特定設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
- 四 当該特定設備の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定設備製造設備」という。）の名称、性能及び数
- 五 当該特定設備の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定設備検査設備」という。）の名称、性能及び数
- 六 当該特定設備の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

3 前項の申請書には、当該特定設備の検査を行う方法を定める規程（以下「特定設備検査規程」という。）、工場又は事業場の図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第2項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第56条の6の4第1項第5号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第56条の6の5第2項の書面を添えたときは、この限りでない。

（欠格条項）

第56条の6の3 次の各号の一に該当する者は、前条第1項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 二 第56条の6の18又は第56条の6の23の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前2号の一に該当する者があるもの

（登録の基準等）

第56条の6の4 経済産業大臣は、第56条の6の2第1項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認め

るときは、登録をしなければならない。

- 一 特定設備製造設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 特定設備検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 三 品質管理の方法及び検査のための組織が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 四 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定設備の検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 五 特定設備検査規程で定める特定設備の検査の方法が第56条の3第4項の経済産業省令で定める方法に適合していること。

- 2 経済産業大臣は、特定設備の検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、第56条の6の2第1項の登録に際し、登録特定設備製造業者が検査を行うことができる特定設備の製造の工程を制限することができる。

（協会等による調査）

第56条の6の5 特定設備の製造の事業を行う者は、第56条の6の2第1項の登録の申請に係る工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第1項第5号の検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

- 2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第1項第5号の検査の方法がそれぞれ同項第1号、第2号及び第3号の経済産業省令で定める技術上の基準並びに第56条の3第4項の経済産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

- 3 協会又は第1項の指定を受けた者は、同項の調査をした場合において、特定設備の検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、第56条の6の2第1項の登録に際し、その登録特定設備製造業者が検査を行うことができる特定設備の製造の工程を制限すべき旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

（登録の更新）

第56条の6の6 第56条の6の2第1項の登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 第56条の6の2第2項、第3項及び第4項並びに第56条の6の3から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

（特定設備製造業者登録簿）

第56条の6の7 経済産業大臣は、登録特定設備製造業者について、特定設備製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

- 一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号
- 二 第56条の6の2第2項第1号から第3号までの事項

（登録証）

第56条の6の8 経済産業大臣は、第56条の6の2第1項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録又はその更新の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 特定設備事業区分

（変更の届出）

第56条の6の9 登録特定設備製造業者は、第56条の6の2第2項第1号若しくは第3号から第6号までの事項に変更があつたとき、又は特定設備検査規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（登録証の訂正）

第56条の6の10 登録特定設備製造業者は、前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

（廃止の届出）

第56条の6の11 登録特定設備製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

第56条の6の12 登録特定設備製造業者は、登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（基準適合義務等）

第56条の6の13 登録特定設備製造業者が登録を受けた特定設備事業区分に係る特定設備を製造する場合においては、第56条の3第4項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、同条第1項第2号の経済産業省令で定める用途に供する特定設備については、この限りでない。

2 前項の登録特定設備製造業者は、特定設備検査規程に従い、その製造に係る同項の特定設備（同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（特定設備基準適合証）

第56条の6の14 登録特定設備製造業者は、その登録を受けた特定設備事業区分に係る特定設備を製造したときは、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に経済産業省令で定める事項を記載した当該特定設備の検査の記録を提出し、特定設備基準適合証の交付を求めることができる。

- 2 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、登録特定設備製造業者から前項の検査の記録の提出があり、当該検査の記録によつて当該特定設備が第56条の3第4項の経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、特定設備基準適合証を交付しなければならない。
- 3 特定設備基準適合証の様式は、経済産業省令で定める。
- 4 第56条の4第2項及び第3項の規定は、特定設備基準適合証について準用する。

（表示）

第56条の6の15 第56条の5第1項の規定は、前条第1項（第56条の6の22第2項において準用する場合を含む。）の検査の記録を提出した者について準用する。この場合において、第56条の5第1項中「前条第1項」とあるのは「第56条の6の14第2項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは「特定設備基準適合証」と読み替えるものとする。

- 2 第56条の6の規定は、特定設備基準適合証の交付を受けている者について準用する。

（改善命令）

第56条の6の16 経済産業大臣は、次の場合には、登録特定設備製造業者に対し、特定設備製造設備若しくは特定設備検査設備の修理又は改造、品質管理の方法及び検査のための組織の改善、特定設備検査規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 特定設備製造設備が第56条の6の4第1項第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- 二 特定設備検査設備が第56条の6の4第1項第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- 三 品質管理の方法及び検査のための組織が第56条の6の4第1項第3号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- 四 第56条の6の4第1項第5号の検査の方法が第56条の3第4項の経済産業省令で定める方法に適合していないと認めるとき。
- 五 特定設備の検査を第56条の6の4第1項第4号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき。
- 六 第56条の6の13の規定に違反していると認められるとき。
- 七 第56条の6の14第2項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けた特定設備（以下「自主検査特定設備」という。）において高圧ガスによる災害が発生し、その災害が当該自主検査特定設備の欠陥によるものであると認められるとき。

（登録の失効）

第56条の6の17 登録特定設備製造業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

（登録の取消し）

第56条の6の18 経済産業大臣は、登録特定設備製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第56条の6の14第4項において準用する第56条の4第2項、第56条の5第2項又は第56条の6の13の規定に違反したとき。
- 二 第56条の6の3第1号又は第3号の一に該当するに至ったとき。
- 三 第56条の6の16の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第56条の6の2第1項の登録又はその更新を受けたとき。
- 五 第56条の6の22第1項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

（登録の消除）

第56条の6の19 経済産業大臣は、登録特定設備製造業者の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

（登録証の返納）

第56条の6の20 登録特定設備製造業者は、その登録が効力を失ったときは、遅滞なく、経済産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

（特定設備製造業者登録簿の謄本等）

第56条の6の21 何人も、経済産業大臣に対し、特定設備製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（外国特定設備製造業者の登録）

第56条の6の22 外国において本邦に輸出される特定設備の製造の事業を行う者は、特定設備事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 第56条の6の2第2項から第4項まで、第56条の6の3から第56条の6の8まで、第56条の6の17、第56条の6の19及び前条の規定は前項の登録に、第56条の5第2項、第56条の6の九から第56条の6の十三まで、第56条の6の十四第1項及び第2項、第56条の6の16並びに第56条の6の20の規定は外国登録特定設備製造業者に準用する。この場合において、第56条の5第2項中「何人も」とあるのは「外国登録特定設備製造業者は」と、「特定設備」とあるのは「本邦に輸出される特定設備」と、第56条の6の7及び前条中「特定設備製造業者登録簿」とあるのは「外国特定設備製造業者登録簿」と、第56条の6の16中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

（外国登録特定設備製造業者の登録の取消し）

第56条の6の23 経済産業大臣は、外国登録特定設備製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第56条の6の14第4項において準用する第56条の4第2項、第56条の5第2項（前条第2項において

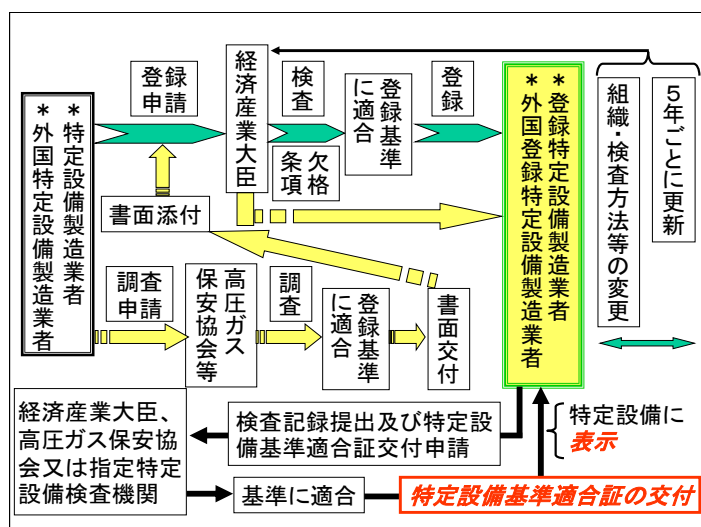
- 準用する場合を含む。）又は前条第2項において準用する第56条の6の13の規定に違反したとき。
- 二 前条第2項において準用する第56条の6の3第1号又は第3号の一に該当するに至ったとき。
- 三 前条第2項において準用する第56条の6の16の規定による請求に応じなかつたとき。
- 四 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録特定設備製造業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 五 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録特定設備製造業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される特定設備の保管場所その他その業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。
- 六 不正の手段により前条第1項の登録又はその更新を受けたとき。
- 七 第56条の6の2第1項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

（解 説）

近年の特定設備などの製造事業者の技術的能力、自主保安レベルの向上などに伴い、高圧法で登録特定設備製造事業者制度が導入された。

この登録特定設備製造事業者制度は、「経済産業大臣の登録を受けた登録特定設備製造業者は、その製造した特定設備の検査を自ら行い、その検査記録等を経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に提出し、かつ、特定設備基準適合証の交付申請をすることにより特定設備基準適合証が交付され、経済産業大臣等の第三者機関が行う検査を受けることを要しない」と規定された。

従って、登録特定設備製造業者は、登録容器等製造業者と同様に、自らの責任において安全な設備を製造することとなるため、技術上の基準に適合している製造、検査設備などを有していることは当然であるが、製造業者は所定の人的欠格事由に該当しない者であることも登録の要件となっている。（図Ⅱ-54 参照）¹⁾



図Ⅱ-54 (外国) 登録特定設備製造業者に係る登録手続等

（罰 則）

- (1) 第56条の6の4第2項の制限に違反して特定設備の検査を行つた者、次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第10号）
- (2) 第56条の6の9又は第56条の6の11の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）
- (3) 第56条の6の13第2項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者は、30万円以下の罰金に処する。（第83条第4号の5）
- (4) 第56条の4第2項（第56条の6の14第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）
- (5) 第56条の5第1項（第56条の6の15第1項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第8号）
- (6) 第56条の6（第56条の6の15第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第2号）
- (7) 正当な理由なく、第56条の6の20の規定に違反して登録証を返納しなかつた者は、30万円以下の罰金に処する。（第83条第4号の6）

【参考文献】

- 1) A－6

第3節 指定設備

（指定設備の認定）

第56条の7 高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備（以下「指定設備」という。）の製造をする者、指定設備の輸入をした者及び外国において本邦に輸出される指定設備の製造をする者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定設備について、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定設備認定機関」という。）が行う認定を受けることができる。

- 2 前項の指定設備の認定の申請が行われた場合において、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、当該指定設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、認定を行うものとする。

（指定設備認定証）

第56条の8 経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、前条第2項の規定により指定設備を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、指定設備認定証を交付しなければならない。

- 2 指定設備認定証の様式は、経済産業省令で定める。
- 3 第56条の4第2項及び第3項の規定は、指定設備認定証について準用する。この場合において、同項中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替えるものとする。

（準用）

第56条の9 第56条の5の規定は、指定設備の認定を受けた者について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項」とあるのは「第56条の8第1項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは「指定設備認定証」と読み替えるものとする。

- 2 第56条の6の規定は、指定設備認定証の交付を受けている者について準用する。この場合において、同条中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替えるものとする。

（解 説）

窒素専用の空気分離器及びユニット式の冷凍設備であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして特に定められた設備を「指定設備」という。

指定設備の処理能力からして、法第5条第1項の製造許可を受ける必要がある指定設備であっても、その申請の対象が指定設備のみであれば、製造許可申請を要しないという設備である。第56条の7～9は、この指定設備の認定、認定証等について規定している。これらの規定は規制緩和推進計画及び民間事業者の技術的能力の活用により、規制緩和策の一つとして高圧法で導入された。¹⁾

（1）指定設備

- ① 窒素を製造するため空気を液化して窒素のみを製造する設備でユニット形のもの（処理能力が100立方メートル以上のもの）
- ② 冷凍のための設備であって、不活性のフルオロカーボンを冷媒ガスとし、その冷媒ガスの充てん量が3,000キログラム未満のユニット形のもの（1日の冷凍能力が50トン以上のもの）

（2）指定設備認定証

この指定設備を製造する者又は輸入をした者は、その指定設備について経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関の認定を受けることにより、自社で検査を行うことができる。

経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関が指定設備を認定したときは、認定を受けた者に指定設備認定証を交付する。¹⁾

（罰 則）

- （1）第56条の4第2項（第56条の8第3項において準用する場合を含む。）又は第56条の5第2項（第56条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。（法第82条第1号）
- （2）第56条の5第1項（第56条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第8号）

- (3) 第 56 条の 6（第 56 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条第 2 号）

【参考文献】

- 1) A－6

第 4 節 冷凍機器

（冷凍設備に用いる機器の製造）

第 57 条 もっぱら冷凍設備に用いる機器であつて、経済産業省令で定めるものの製造の事業を行う者（以下「機器製造業者」という。）は、その機器を用いた設備が第 8 条第 1 号又は第 12 条第 1 項の技術上の基準に適合することを確保するように経済産業省令で定める技術上の基準に従つてその機器の製造をしなければならない。

（解 説）

高圧ガス関連の事故は、高圧ガス自体に起因する場合のほか、製造設備の欠陥等による場合が多く発生している。そのため、完成検査において十分な検査の実施を必要とする。

ただ、冷凍設備にあつては、設備の製造業者等の事業所で一体のものとして組み立てられ、又は部分組立されて冷凍事業所に設置されることが多く、設置後の完成検査では機器それぞれについて十分な安全確認を行うことが困難な場合がある。そこで、安全確認の間接的手段として、冷凍設備の構成設備である冷凍用機器の製造業者等がこれら機器の製造に係る技術上の基準を遵守することにより保安の実効を期そうとする趣旨である。

つまり、専ら冷凍設備に用いる機器であつて、次に掲げるものの製造の事業を行う者（機器製造業者）は、「冷凍施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準に適合することを確保するように機器の製造に係る技術上の基準に従つてその機器の製造をすること」と規定し、冷凍設備の製造段階の規制に重点を置いた規定である。

機器の製造に係る技術上の基準に従うべき機器は、専ら冷凍設備に用いる、

- (1) 不活性のフルオロカーボンを冷媒ガスとする 1 日の冷凍能力が 5 トン以上の冷凍機
- (2) 不活性のフルオロカーボン以外のガスを冷媒ガスとする 1 日の冷凍能力が 3 トン以上の冷凍機

である。¹⁾

（改正の経緯）

高取法で、「機器製造業者は、事業所ごとに、事業開始の日から 30 日以内に、製造機器の種類及び製造方法を記載した書面を添えて通商産業大臣に届け出ること」、及び「その製造する機器を用いた冷凍機が製造施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準に適合することを確保するように機器の製造の技術上の基準に従うこと」と規定されていたが、1997 年（平成 9 年）の高圧法の改正で、手続の簡素化により、機器製造事業届出制度が廃止された。¹⁾

（罰 則）

第 57 条の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。（第 83 条第 2 号）

【参考文献】

1) A－6

第4章の2 指定試験機関等

第1節 指定試験機関

（指定）

第58条の3 第31条の2第1項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第58条の4 次の各号の一に該当する者は、第31条の2第1項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 二 第58条の15第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
 - イ 第1号に該当する者
 - ロ 第58条の11の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者

（指定の基準）

第58条の5 経済産業大臣は、第31条の2第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 四 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

（変更の届出）

第58条の6 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは第31条の2第1項の規定により当該指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしよう

とする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

（試験事務規程）

第58条の7 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

4 経済産業大臣は、第1項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（試験事務の休廃止）

第58条の8 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 経済産業大臣は、第1項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 経済産業大臣は、第1項の許可をしたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

（事業計画等）

第58条の9 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第31条の2第1項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第58条の10 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の解任命令）

第58条の11 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（試験委員）

第 58 条の 12 指定試験機関は、試験事務を行うときは、製造保安責任者又は販売主任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。

（秘密保持義務等）

第 58 条の 13 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令等）

第 58 条の 14 経済産業大臣は、指定試験機関が第 58 条の 5 各号（第 3 号を除く。以下この項において同じ。）の一到適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（指定の取消し等）

第 58 条の 15 経済産業大臣は、指定試験機関が第 58 条の 5 第 3 号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第 58 条の 4 第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたとき。

二 第 58 条の 7 第 1 項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第 58 条の 7 第 4 項、第 58 条の 11（第 58 条の 12 第 4 項において準用する場合を含む。）又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反したとき。

四 第 58 条の 8 第 1 項、第 58 条の 9 第 1 項若しくは第 3 項又は第 58 条の 12 第 1 項から第 3 項までの規定に違反したとき。

五 不正の手段により第 31 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。

3 経済産業大臣は、第1項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

（経済産業大臣又は委任都道府県知事による試験事務の実施）

第58条の16 指定試験機関が第58条の8第1項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、経済産業大臣が前条第2項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において経済産業大臣が必要があると認めるときは、経済産業大臣又は委任都道府県知事は、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

（経済産業省令への委任）

第58条の17 この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（解 説）

高圧ガス製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、経済産業大臣又は都道府県知事が実施するものであるが、経済産業大臣又は都道府県知事が協会又は指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることができる旨の規定が第31条の2第1項にあり、第58条の3～17は、その指定試験機関の指定要件等に関する規定である。¹⁾

（運用の実態）

指定試験機関に指定されている団体は今のところ無く、高圧ガス保安協会が試験事務の全部を実施している。¹⁾

（罰 則）

- (1) 第58条の8第1項の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条の2第1号）
- (2) 第58条の13第1項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（法第80条の3第2号）
- (3) 第58条の15第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（法第80条の4）

【参考文献】

- 1) A－6

第2節 指定完成検査機関

（指定）

第 58 条の 18 第 20 条第 1 項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第 58 条の 19 次の各号の一に該当する者は、第 20 条第 1 項ただし書の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- 二 第 58 条の 30 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前 2 号の一に該当する者があるもの

（指定の基準）

第 58 条の 20 経済産業大臣は、第 20 条第 1 項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。
- 二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前号に定めるもののほか、完成検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。
- 六 その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（指定の更新）

第 58 条の 20 の 2 第 20 条第 1 項ただし書の指定は、5 年以上 10 年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第 58 条の 18 から前条までの規定は、前項の指定の更新に準用する。

（完成検査の義務）

第 58 条の 21 指定完成検査機関は、完成検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、完成検査を行わなければならない。

2 指定完成検査機関は、完成検査を行うときは、第 58 条の 20 第 1 号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第 2 号に規定する者に完成検査を実施させなければならない。

（事業所の変更の届出）

第 58 条の 22 指定完成検査機関は、完成検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第 58 条の 23 指定完成検査機関は、完成検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第 1 項の認可をした業務規程が完成検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第 58 条の 24 指定完成検査機関は、完成検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（解任命令）

第 58 条の 27 経済産業大臣は、第 58 条の 20 第 2 号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定完成検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

（役員等の地位）

第 58 条の 28 完成検査の業務に従事する指定完成検査機関の役員又は職員は、刑法 その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第 58 条の 29 経済産業大臣は、指定完成検査機関が第 58 条の 20 第 1 号から第 5 号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定完成検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第 58 条の 30 経済産業大臣は、指定完成検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定又は第 20 条第 4 項の規定に違反したとき。
- 二 第 58 条の 19 第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたとき。
- 三 第 58 条の 23 第 1 項の認可を受けた業務規程によらないで完成検査を行つたとき。
- 四 第 58 条の 23 第 3 項、第 58 条の 27 又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第 20 条第 1 項ただし書の指定を受けたとき。

第2節の2 指定輸入検査機関

（指定等）

第58条の30の2 第22条第1項第1号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、輸入検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27から前条までの規定は、指定輸入検査機関に準用する。この場合において、第58条の19、第58条の20、第58条の20の2及び前条中「第20条第1項ただし書」とあるのは「第22条第1項第1号」と、第58条の20、第58条の21から第58条の24まで、第58条の28及び前条中「完成検査」とあるのは「輸入検査」と、同条中「第20条第4項」とあるのは「第22条第2項」と読み替えるものとする。

第2節の3 指定保安検査機関

（指定等）

第58条の30の3 第35条第1項第1号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27から第58条の30までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第58条の19、第58条の20、第58条の20の2及び第58条の30中「第20条第1項ただし書」とあるのは「第35条第1項第1号」と、第58条の20、第58条の21から第58条の24まで、第58条の28及び第58条の30中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第20条第4項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。

第3節 指定容器検査機関

（指定等）

第58条の31 第44条第1項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査（以下「容器検査等」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27から第58条の30までの規定は、指定容器検査機関に準用する。この場合において、第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27、第58条の20、第58条の20の二及び第58条の30中「第20条第1項ただし書」とあるのは「第44条第1項」と、第58条の20、第58条の21から第58条の24まで、第58条の28及び第58条の30中「完成検査」とあるのは「容器検査等」と、同条中「第20条第4項」とあるのは「第45条第1項若しくは第2項、第49条第3項若しくは第4項、第49条の3第1項、第49条の4

第3項、第54条第2項若しくは第56条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第4節 指定特定設備検査機関

（指定等）

第58条の32 第56条の3第1項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて特定設備検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27から第58条の30までの規定は、指定特定設備検査機関に準用する。この場合において、第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27、第58条の20、第58条の20の2及び第58条の30中「第20条第1項ただし書」とあるのは「第56条の3第1項」と、第58条の20、第58条の21から第58条の24まで、第58条の28及び第58条の30中「完成検査」とあるのは「特定設備検査」と、同条中「第20条第4項」とあるのは「第56条の4第1項」と読み替えるものとする。

第5節 指定設備認定機関

（指定等）

第58条の33 第56条の7第1項の指定は、同項の認定（以下「指定設備の認定」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27から第58条の30までの規定は、指定設備認定機関に準用する。この場合において、第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27、第58条の20、第58条の20の2及び第58条の30中「第20条第1項ただし書」とあるのは「第56条の7第1項」と、第58条の20、第58条の21から第58条の24まで、第58条の28及び第58条の30中「完成検査」とあるのは「指定設備の認定」と、同条中「第20条第4項」とあるのは「第56条の8第1項」と読み替えるものとする。

第6節 検査組織等調査機関

（指定）

第58条の34 第39条の7第1項、同条第3項、第49条の8第1項又は第56条の6の5第1項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、第39条の7第1項、同条第3項、第49条の8第1項又は第56条の6の5第1項の調査（以下「検査組織等調査」と総称する。）ごとに、それぞれ経済産業省令で定める区分に従い、その調査を行おうとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第58条の35 経済産業大臣は、第39条の7第1項、同条第3項、第49条の8第1項又は第56条の6の5第1項

の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検査組織等調査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 二 検査組織等調査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が検査組織等調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前号に定めるもののほか、検査組織等調査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 その指定をすることによつて申請に係る検査組織等調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（準用）

第59条 第58条の19、第58条の20の2から第58条の24まで及び第58条の27から第58条の30までの規定は、第39条の7第1項、同条第3項、第49条の8第1項又は第56条の6の5第1項の規定による指定を受けて検査組織等調査を行う者（以下「検査組織等調査機関」という。）に準用する。この場合において、第58条の19、第58条の20の2及び第58条の30中「第20条第1項ただし書」とあるのは「第39条の7第1項、同条第3項、第49条の8第1項又は第56条の6の5第1項」と、第58条の21から第58条の24まで、第58条の28及び第58条の30中「完成検査」とあるのは「検査組織等調査」と、第58条の21中「第58条の20第1号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第2号」とあるのは「第58条の35第1号」と、第58条の27中「第58条の20第2号」とあるのは「第58条の35第1号」と、第58条の29中「第58条の20第1号から第5号」とあるのは「第58条の35第1号から第4号」と、第58条の30中「第20条第4項」とあるのは「第39条の7第2項、同条第4項、第49条の8第2項若しくは第56条の6の5第2項」と読み替えるものとする。

（解 説）

第58条の18～第58条の35は、経済産業大臣が指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関、検査組織等調査機関を指定、認定する要件、条件に関する規定である。

（1）指定完成検査機関

法第5条、14条の高圧ガス製造（変更）許可を受けた者に対して実施する完成検査を都道府県知事に代わって行うことができる機関。（法第20条）

（2）指定輸入検査機関

高圧ガスの輸入をした者は、輸入した高圧ガス及びその容器について実施する輸入検査を都道府県知事に代わって行うことができる機関。（法第22条）

（3）指定保安検査機関

第一種製造者の特定施設について定期的に行われる保安検査を都道府県知事に代わって行うことができる機関。（法第35条）

（4）指定容器検査機関

高圧ガス容器を製造又は輸入した者が受ける輸入検査を経済大臣などに代わって行う機関。
（法第 44 条）

(5) 指定特定設備検査機関

特定設備の検査を経済産業大臣の指定を受けて経済産業大臣等に代わって検査を行う機関。
（法第 58 条の 31）

(6) 指定設備認定機関

指定設備の認定を、経済産業大臣の指定を受けることにより認定を行うことができる機関。
（法第 56 条の 7）

(7) 検査組織等調査機関

認定完成検査実施者（自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者）及び認定保安検査実施者（自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者）として経済産業大臣の認定を受けるに当たって行われる「検査組織等調査」を行うことができる機関。（法第 20 条第 3 項の 2、法第 35 条第 1 項の 2）¹⁾

（運用の実態）

指定完成検査機関及び指定保安検査機関については、経済産業大臣又は都道府県知事が指定している。

（罰 則）

- (1) 第 58 条の 24（第 58 条の 30 の 2 第 2 項、第 58 条の 30 の 3 第 2 項、第 58 条の 31 第 2 項、第 58 条の 32 第 2 項、第 58 条の 33 第 2 項及び第 59 条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条の 2 第 1 号の 2）
- (2) 第 58 条の 30（第 58 条の 30 の 2 第 2 項、第 58 条の 30 の 3 第 2 項、第 58 条の 31 第 2 項、第 58 条の 32 第 2 項、第 58 条の 33 第 2 項及び第 59 条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した場合、その違反行為をした指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第 80 条の 2）

【参考文献】

- 1) A－6

第4章の3 高圧ガス保安協会

第1節 総則

（目的）

第59条の2 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行うことを目的とする。

（法人格）

第59条の3 協会は、法人とする。

（事務所）

第59条の4 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第59条の5 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員に関する事項
- 五 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項
- 六 評議員及び評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告に関する事項

2 協会の定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第59条の6 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第59条の7 協会でない者は、高圧ガス保安協会という名称を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第59条の8 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条（住所）及び第78条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、協会について準用する。

第2節 会員

(資格)

第59条の9 次に掲げる者は、協会の会員となることができる。

- 一 高圧ガスの製造の事業を行う者
- 一の二 第20条第1項ただし書の指定完成検査機関
- 一の三 第35条第1項第1号の指定保安検査機関
- 一の四 第59条の検査組織等調査機関
- 二 高圧ガスの販売の事業を行う者
- 二の二 第22条第1項第1号の指定輸入検査機関
- 三 特定高圧ガス消費者
- 四 容器製造業者及び容器の附属品の製造の事業を行う者
- 四の二 第44条第1項の指定容器検査機関及び第49条第1項の容器検査所の登録を受けた者
- 五 高圧ガスの製造のための設備の製造の事業を行う者
- 五の二 第56条の3第1項の指定特定設備検査機関
- 五の三 第56条の7第1項の指定設備認定機関
- 五の四 第31条第3項の指定講習機関及び第31条の2第1項の指定試験機関
- 六 液化石油ガス法第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等の製造又は販売の事業を行う者及び液化石油ガス法第62条の2第1項の認定検査機関
- 六の二 液化石油ガス法第27条第2項の保安機関
- 六の三 液化石油ガス法第38条の6第1項の指定試験機関及び液化石油ガス法第38条の9第1項に規定する経済産業大臣が指定する者
- 七 前各号に掲げる者の団体
- 八 高圧ガスの保安に関する技術的な事項について専門的な知識を有する者その他定款で定める者

(加入及び脱退)

第59条の10 協会は、会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な事由がないのに、その加入を拒んではならない。

2 会員は、いつでも、協会を脱退することができる。

(会費)

第 59 条の 11 会員は、定款で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

第 3 節 役員、評議員及び職員

（役員）

第 59 条の 12 協会に、役員として、会長、副会長、理事及び監事を置く。

（役員の職務及び権限）

第 59 条の 13 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長が定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその業務を行う。

3 理事は、会長が定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の欠格条項）

第 59 条の 15 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第 59 条の 16 協会は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第 59 条の 17 役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 経済産業大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反したとき、又は協会の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、役員が第 59 条の 15 の規定により役員となることができない者に該当するに至った場合において協会がその役員を解任しないとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかったときは、当該役員を解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第 59 条の 18 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第59条の19 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合は、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第59条の20 会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第59条の21 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、会長及び定款で定める数の評議員をもつて組織する。

3 評議員会に議長を置き、会長をもつてこれにあてる。

4 議長は、評議員会の会務を総理する。

5 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(評議員)

第59条の22 評議員は、定款で定めるところにより、会員が会員（会員が法人である場合には、その代表者又は代理人）のうちから選出する。

(評議員会の権限)

第59条の23 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 会費の額及び徴収の方法
- 三 その他定款で定める事項

2 評議員会は、前項に規定するもののほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

(評議員会の議事)

第59条の24 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは議長が決する。

(職員の任命)

第59条の25 協会の職員は、会長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第59条の26 協会の役員若しくは職員（第59条の30の2第1項に規定する判定に関する事務を行う者を含む。次条及び第83条の3において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用

してはならない。

（役員等の地位）

第59条の27 協会の役員及び職員は、刑法 その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第4節 業務

（業務の範囲）

第59条の28 協会は、第59条の2の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- 二 高圧ガスの保安に関する技術的な事項について経済産業大臣に意見を申し出ること。
- 三 第27条の2第7項及び第31条第3項並びに液化石油ガス法第19条第3項、第37条の5第4項及び第38条の9の講習を行うこと。
- 四 第20条第1項ただし書若しくは同条第3項第1号の完成検査、第22条第1項第1号の輸入検査、第35条第1項第1号の保安検査、第44条第1項の容器検査、第49条第1項の容器再検査、第49条の2第1項の附属品検査、第49条の4第1項の附属品再検査、第49条の23第1項の試験若しくは第56条の3第1項から第3項までの特定設備検査又は液化石油ガス法第37条の3第1項ただし書（液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の完成検査若しくは液化石油ガス法第37条の6第1項ただし書の保安検査（以下「保安検査等」という。）その他高圧ガスの保安に関し必要な検査を行うこと。
- 四の二 第39条の7第1項（第39条の8第2項において準用する場合を含む。）、第39条の7第3項（第39条の8第3項において準用する場合を含む。）、第49条の8第1項（第49条の9第2項又は第49条の31第2項において準用する場合を含む。）又は第56条の6の5第1項（第56条の6の6第2項又は第56条の6の22第2項において準用する場合を含む。）の調査を行うこと。
- 四の二の二 第56条の6の14第2項の特定設備基準適合証の交付を行うこと。
- 四の二の三 指定設備の認定を行うこと。
- 四の三 液化石油ガス法第2条第6項の液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。
- 四の三の二 液化石油ガス法第27条第2項の保安機関となるのに必要な技術に関する指導を行うこと（国の委託により行うものを含む。）。
- 四の四 第29条の2第1項若しくは第31条の2第1項又は液化石油ガス法第38条の4の2第1項若しくは液化石油ガス法第38条の6第1項の規定により、免状交付事務若しくは試験事務又は液化石油ガス法第38条の4の2第1項の免状交付事務若しくは液化石油ガス法第38条の6第1項に規定する液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務（以下「試験事務等」という。）を行うこと。
- 五 削除
- 六 高圧ガスの保安に関する教育を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第59条の2の目的を達成するために必要な業務

2 協会は、前項第8号に掲げる業務を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 協会は、第1項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、経済産業大臣の認可を受けて、高圧ガスの保安に関する業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う検査、試験等の業務その他協会が行うことが適切であると認められる業務を行うことができる。

(業務方法書)

第59条の29 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第1項の認可をした業務方法書が保安検査等、指定設備の認定又は試験事務等の適正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務方法書のうち保安検査等、指定設備の認定又は試験事務等の業務に係る部分を変更すべきことを命ずることができる。

(保安検査等の義務及び検査員)

第59条の30 協会は、保安検査等又は指定設備の認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、保安検査等又は指定設備の認定を行わなければならない。

2 協会は、保安検査等又は指定設備の認定を行うときは、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に実施させなければならない。

3 保安検査等又は指定設備の認定を実施する者（以下「検査員」という。）は、誠実にその職務を行わなければならない。

4 経済産業大臣は、検査員がこの法律若しくは液化石油ガス法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくは業務方法書に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが保安検査等若しくは指定設備の認定の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、協会に対し、検査員の解任を命ずることができる。

(試験事務等)

第59条の30の2 協会は、試験事務等を行うときは、製造保安責任者若しくは販売主任者又は液化石油ガス設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に行わせなければならない。

2 協会に試験事務等の全部又は一部を行わせることとした都道府県知事は、その行わせることとした試験事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、業務方法書に抵触しない範囲内において、当該試験事務等の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 前条第4項の規定は、協会が試験事務等を行う場合に準用する。

第4節の2 財務及び会計

（事業年度）

第59条の31 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画等）

第59条の32 協会は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第59条の33 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を経済産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（経済産業省令への委任）

第59条の33の2 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第5節 監督

（監督）

第59条の34 協会は、経済産業大臣が監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第59条の35 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6節 解散

第59条の36 協会の解散については、別に法律で定める。

（解 説）

・第 59 条の 2～第 59 条の 36 高圧ガス保安協会に関する規定

高圧ガスの保安に関する自主的な活動を推進するための機関である協会に関する規定である。

高圧ガスによる災害の防止は、行政庁による規制のみでは実効あるものとはならず、民間事業者が進んで自らの事業所の実態に即した保安のための措置を講ずることにより、その実効が期待される。

このような民間事業者の自主保安活動の機運が 1955 年（昭和 30 年）頃から盛り上がりを見せ、さらにこの機運を盛り上げるための推進機関として協会が 1963 年（昭和 38 年）に設立され、高取法で規定された。

その後、1986 年（昭和 61 年）に協会は民間法人化されて、現在に至っている。

(1) 目 的

高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行うことを目的としている。

(2) 主な業務

- ① 高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、情報収集及びその提供
- ② 高圧ガスの保安に関する技術的な事項について経済産業大臣に意見具申
- ③ 保安係員等に対する再講習、製造保安責任者等免状取得国家試験における科目免除講習、液化石油ガス法の業務主任者及び液化石油ガス設備士に対する再講習、充填作業者の資格講習
- ④ 完成検査、輸入検査、保安検査、容器等検査及び再検査、特定設備検査等
- ⑤ 指定設備の認定
- ⑥ 高圧ガスの保安に関する教育の実施¹⁾

(罰 則)

- (1) 第 59 条の 6 第 1 項の規定による政令に違反して登記することを怠つたときは、その違反行為をした協会の役員又は職員は、20 万円以下の過料に処する。（法第 85 条第 2 号）
- (2) 第 59 条の 7 の規定に違反して高圧ガス保安協会という名称を用いた者は、10 万円以下の過料に処する。（法第 86 条第 2 号）
- (3) 第 59 条の 26 の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。（法第 80 条の 5）
- (4) 第 59 条の 28 第 1 項及び第 3 項に規定する業務以外の業務を行つたときは、その違反行為をした協会の役員又は職員は、20 万円以下の過料に処する。（法第 85 条第 3 号）
- (5) 第 59 条の 29 第 3 項、第 59 条の 30 第 4 項（第 59 条の 30 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 59 条の 34 第 2 項の規定による経済産業大臣の命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員又は職員は、20 万円以下の過料に処する。（法第 85 条第 4 号）
- (6) 第 59 条の 33 第 1 項の規定に違反して財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載をした財務諸表を提出したときは、その違反行為をした協会の役員又は職員は、20 万円以下の過料に処する。（法第 85 条第 5 号）

- (7) 第 59 条の 35 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。（法第 83 条の 3）

【参考文献】

- 1) A-6

第 5 章 雑則

（帳簿）

第 60 条 第一種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附属品再検査について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関及び検査組織等調査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、完成検査、輸入検査、試験事務、保安検査、検査組織等調査、容器検査等、特定設備検査又は指定設備の認定について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第 61 条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスの輸入をした者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第 6 条 の液化石油ガス販売事業者、容器製造業者、容器の輸入をした者、容器検査所の登録を受けた者又は機器製造業者に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。

- 2 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
- 3 経済産業大臣は、第 31 条第 3 項の講習の業務又は試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定講習機関又は指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
- 4 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し報告をさせることができる。

（解 説）

「経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者等に対して、その業務に関し報告をさせることができる」ことが規定されているが、この規定と相まって、第一種製造者等は事業所の高圧ガスの製造等の状況を常に把握し、これを帳簿に記載し、これを保存し、経済産業大臣又は都道府県知事の報告命令に対応するとともに、自らの事業所の保安確保に資して災害の発生の防止に努めなけ

ればならないことの規定である。

例えば、容器による災害が発生した場合における、その原因の調査、責任の追及、どのような容器に、どのようなガスが、どれだけ充填されていたかということを明らかにするためには、その記録を保存しておくことが必要となる。

(1) 帳簿を備え、これを保存すべき者

- ① 第一種製造者
- ② 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者等
- ③ 販売業者
- ④ 容器製造業者
- ⑤ 登録容器検査所（登録を受けた者）
- ⑥ 指定試験機関
- ⑦ 指定完成検査機関
- ⑧ 指定輸入検査機関
- ⑨ 指定保安検査機関
- ⑩ 指定容器検査機関
- ⑪ 指定特定設備検査機関
- ⑫ 指定設備認定機関
- ⑬ 検査組織等調査機関

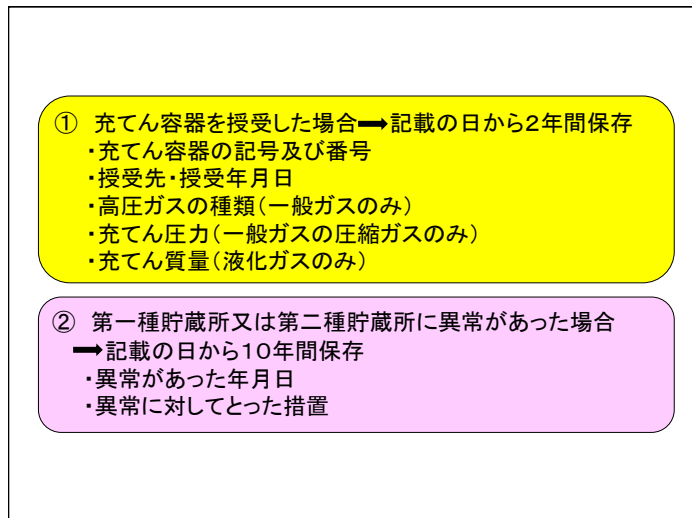
(2) 帳簿に記載すべき事項及び帳簿の保存期間

- ① 第一種製造者（図Ⅱ-55 参照）

① 高圧ガスを充てんした場合→記載の日から2年間保存 ・充てん容器の記号及び番号 ・充てん年月日 ・高圧ガスの種類（一般ガスのみ） ・充てん圧力（一般ガスの圧縮ガスのみ） ・充てん質量（液化ガスのみ）
② 充てん容器を授受した場合→記載の日から2年間保存 ・充てん容器の記号及び番号 ・授受先・授受年月日 ・高圧ガスの種類（一般ガスのみ） ・充てん圧力（一般ガスの圧縮ガスのみ） ・充てん質量（液化ガスのみ）
③ 製造施設に異常があった場合→記載の日から10年間保存 ・異常があった年月日 ・異常に対処した措置

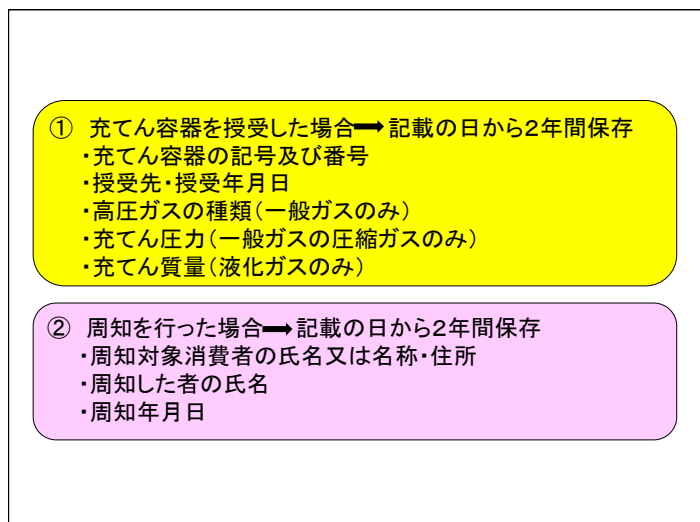
図Ⅱ-55 第一種製造者の記載事項及び保存期間

② 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者等（図Ⅱ-56 参照）



図Ⅱ-56 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者等の記載事項及び保存期間

③ 販売業者（図Ⅱ-57 参照）



図Ⅱ-57 販売業者の記載事項及び保存期間

- ④ 容器製造業者
 - ⑤ 登録容器検査所（登録を受けた者）
 - ⑥ 指定試験機関
 - ⑦ 指定完成検査機関
 - ⑧ 指定輸入検査機関
 - ⑨ 指定保安検査機関
 - ⑩ 指定容器検査機関
 - ⑪ 指定特定設備検査機関
 - ⑫ 指定設備認定機関
 - ⑬ 検査組織等調査機関 ²⁾
- （各規則を参照のこと。）

(運用の実態)

- (1) 法第60条の「経済産業省令で定める事項」には、法の目的を逸脱しなければ、必要と考えられる事項全て（例えば、液化石油ガス、薪及び炭の販売をしている場合のそれぞれの保安費用の記載）を定められるとも考えられるが、省令においては、遵守すべき技術上の基準（例えば第一種製造者の場合の法第8条）に係る事項に限定しているとも考えられる。帳簿の記載義務の趣旨からして、後者のように限定して解するのが妥当であると思われる。¹⁾
- (2) 第60条は、許可を受けた者、登録を受けた者及び経済産業大臣の指定を受けた機関等に対する帳簿記載義務であり、第61条は、原則として帳簿記載義務のある者、又は届出をすべき者に対する報告徴収義務の規定であるが、届出をすべき者には帳簿の記載・保存の義務が課せられていない者が多く、報告を求めたときに根拠となる資料に法の裏付けが無いことに問題があるように思われる。¹⁾
- (3) 第61条第1項は、「経済産業大臣又は都道府県知事」に報告の徴収権限のある旨を規定しているが、例えば、都道府県知事の許可権限を有する第一種製造者等について経済産業大臣も本条にいう報告徴収権限があるか否かについては疑義があるが、運用においては第39条の趣旨等により「公共の安全の維持または災害の発生の防止のため必要がある」場合には、経済産業大臣も報告徴収権限を有しているとしている。¹⁾

(改正の経緯)

圧縮法の施行令で、高圧ガスの製造業者（充填日誌）、容器製造業者（製造容器の種類、試験成績等）及び容器販売業者（容器授受簿）に帳簿記載の義務が規定されていたが、保存については特に規定されていなかった。

高取法で、「第一種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者等、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、帳簿を備え、高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査について、所定の事項を記載すること」と規定されたが、保存については特に規定されていなかった。

1982年（昭和57年）の一般則、液石則等の改正で、帳簿の保存期間が6年のものと10年のものとが規定されたが、規制緩和推進計画等により、1996年（平成8年）の一般則、液石則等の改正で6年のものが2年とされて、また、本条の適用者として指定試験機関等が追加される度にこの規定が改正され、現在に至っている。²⁾

(罰 則)

- (1) 第60条第1項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第5号）
- (2) 第60条第2項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたときは、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条の2第2号）
- (3) 第61条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処

する。（法第83条第6号）

- (4) 第61条第2項から第4項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条の2第3号）

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) A－6

（立入検査）

第62条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、高圧ガスの製造をする者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。

2 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 経済産業大臣は、第31条第3項の講習の業務又は試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定講習機関又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 警察官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、高圧ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所その他の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

6 前各項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（解 説）

- (1) 第1項は経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、事務所、営業所、事業所、容器の保管場所、容器検査所等へ立ち入り、関係書類等の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため最小限の高圧ガスを収去させることができる権限について定めている。この立入権限は、第2章か

ら本章までに高圧ガス製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵する者、容器検査所の登録を受けている者等についてそれぞれ保安上の必要から施設の維持義務等の制限を課しているが、これらも規制が果たして守られているかどうか、担当行政庁として監督する必要がある旨の規定である。また、この立入権限及び収去権限は、司法上の権限とは全く無関係であり、単に本法上の行政措置に過ぎない。¹⁾

- (2) 第2項、第3項、第4項は、経済産業大臣又は試験委託都道府県知事が、監督権限範囲内において、指定検査機関、指定講習機関、指定試験機関へ立ち入り、帳簿類その他必要な物件の検査又は関係者に必要な質問をさせることができる旨の規定である。¹⁾
- (3) 第5項は、警察官又は警察吏員について人の生命、身体、財産に対する危害予防のため、特に必要がある場合に限り、本法による行政措置として、高圧ガスの製造所、消費場所、高圧ガスの貯蔵所等の高圧ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問できることを定めている。警察官及び警察吏員については、警察法、警察官職執行法による固有の権限があり、人の生命、身体、財産に対して危害のおそれがある場合はそれぞれの行為をなすことができるのであるが、本法は、公共の安全の維持、災害発生の防止という特殊な法の目的からそれによるほか「特に必要がある場合」に限り、その立入権限を認めているものである。従って、本条によっては、当然、警察官等の日常の業務としては、立ち入ることは認められていない。また、立ち入りをした後は、単に質問権が認められているだけであってその他の行為を行うことはできない。¹⁾
- (4) 第6項は、経済産業省、都道府県の職員及び警察官、警察吏員が、立入検査を行う場合には、常にその身分を示す証票を携帯し、かつ関係者の請求の有無にかかわらず、必ずこの身分証明書を示さなければならない。法律上の規制と異り、直接、事実行為として、制約するので、権限の執行者としての身分は、何よりも判然としておくことが必要である。この身分証明書がない限り、立入を拒否されても、国民の権利保護の観点から当然であり、高圧法は、国民の義務設定について、ここまで慎重にしている。¹⁾
- (5) 第1項から第5項に定める立入検査は、ともに、高圧法上の行政措置であって、犯罪捜査のための行為でもなくまた司法上の行為とも異なる。従って、本条の立入と司法上の行為とは区別し、このために本条の立入権限が濫用されてはならない。犯罪捜査等は、別の法規に基づいて行われるべきであって、第7項は、本条の立入検査、質問及び収去に関する権限は、犯罪捜査のために認められているものでないことを明示している。

また、これらの立入権限の行使に際しても、関係者の正当な業務又は行為、つまり工場における製造営業等の事業活動その他の行為を妨害するものであってならないことは、規定するまでもなく当然のことであると思われる。¹⁾

(運用の実態)

- (1) 経済産業大臣の立入検査権限は、都道府県知事が許可権限を有する第一種製造者等に対してもあるものとして運用されている。反対の場合も同様である。(前条の「運用の実態」(3)参照)¹⁾
- (2) 高圧ガスを移動する者の移動中について車両を止める等により、立入検査ができるか否かは

疑義のあるところであるが、運用においては、道路交通法により車両を一時停止させ、停止した場所をもって、高圧ガスの保管場所と解し、容器について、第23条が維持せられているか否かを検査している。しかしながら、第23条の基準がある以上、それについての立入検査を明確に定める必要があるのではないかと考える。¹⁾

なお、移動中の車両に対する立入検査を行うことについて、条例でその権限を定めている自治体もある。

- (3) 液化石油ガスの普及に伴い、家庭用燃料として液化石油ガスが用いられて久しいが、一般家庭のどの範囲まで本条による立入検査ができるかについては、「一般消費家庭への立入検査は、その性格上慎重を期する必要があるため、実際に事例が出てきた場合には本省と事前に相談されたい。」とされている。^{1) 2)}

（罰 則）

- (1) 第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第4号）
- (2) 第62条第1項又は第5項の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第7号）
- (3) 第62条第2項から第4項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条の2第4号）

【参考文献】

- 1) A-2
- 2) 保安月報第184号

（事故届）

第 63 条 第一種製造者、第 2 種製造者、販売業者、液化石油ガス法第 6 条 の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項第 1 号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

（現状変更の禁止）

第 64 条 何人も、高圧ガスによる災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。ただし、第 36 条第 1 項

又は液化石油ガス法第27条第1項第4号の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

(解 説)

(1) 第63条について

第63条は、高圧ガスによる災害が発生し、又は高圧ガスや容器が盗まれたときは、その当事者は、速やかに都道府県知事又は警察官に届け出るとともに、経済産業大臣又は都道府県知事は、事故原因等の調査のため報告を命じることができる旨の規定である。²⁾

この法律は、高圧ガスによる災害を防止することを目的の一つとしているので、災害に係る事故報告を求められたときは、事故に至った経緯や、事故原因について、より正確かつ克明に報告することが必要である。国において事故の再発性や事故の重要度等について解析し、法令改正や技術開発等により事故再発防止を図るための資料とするので、事故調査にあたっては、色々な角度から慎重に行なうことが求められる。

① 事故届出対象者

- (a) 第一種製造者等高圧ガスを取り扱う者
- (b) 容器製造業者等容器を取り扱う者

② 事故届出先

都道府県知事又は警察官

③ 事故届出が必要な事故内容

- (a) 所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき
- (b) 所有又は占有する高圧ガスを喪失し、又は盗まれたとき
- (c) 所有又は占有する容器を喪失し、又は盗まれたとき

④ 事故報告書の提出

③の事故に関わる①の届出対象者は、事故届書を提出するとともに、経済産業大臣又は都道府県知事からその事故に関する事故報告書の提出を命じられることがある。

(2) 第64条について

第64条は、高圧ガスの災害が発生した場合にその原因の調査等をする必要があることから、何人も、特にやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更することを禁ずることの規定である。

実態としては、消防機関等の他の法規によるところの指示があった場合には、それに従わなければならないことは当然のことであるが、例えば設備からの微少漏えいで、漏えいが既に止まっている、漏えいの原因が特定されている、気密試験を実施して異常のないことが確認されているような場合には、いたずらにこの規定を運用してはならない。²⁾

(運用の実態)

- (1) 第63条第1項の規定により警察官に届出した場合、警察官は第2項による報告を命じる権限がないので、警察官は第74条第2項の規定により都道府県知事に通知し、都道府県知事が第63条第2項に基づき報告を命じている。¹⁾
- (2) 第63条第2項において、経済産業大臣も「前項第1号の場合」には、報告命令権限がある旨定められているが、第1項は、都道府県知事又は警察官に届け出る旨を規定しており、経済産業大

臣への届出義務は規定されていないので、第74条第4項により都道府県知事が経済産業大臣に報告しなければならない旨規定している。従って、(1)と(2)と併せると警察官が事故報告を受理した場合は、「警察官→都道府県知事→産業保安監督部→経済産業大臣」の順に報告となる。同様に都道府県知事が受理した場合「都道府県知事→産業保安監督部→経済産業大臣」となる。（第74条第2項参照）¹⁾

- (3) 第63条第1項においての事故届は、高圧ガスを消費する者又は高圧ガスを取り扱う者全てに対し、届出義務が規定されていることに鑑みれば、例えば液化石油ガスの家庭消費者も報告する義務がある。しかしながら、家庭用液化石油ガスについては、一般家庭が対象となっているため、運用においては、販売業者に第63条による届出をさせている。¹⁾
- (4) 第63条第1項第1号の「高圧ガスについて災害が発生したとき」の「災害」の意味については、第1条の災害の意義と同義として運用している。具体的には例えば、高圧ガス部分の漏えい、火災、爆発はもちろんのこと高圧ガスが低压ガスになり、当該低压ガス部分で災害が発生した場合も含めている。また、台風、地震等の天災により、高圧ガスによる災害は発生しなくて、高圧ガスのプラントが破損を生じたときは、本条第1項による届出をさせている。¹⁾
- (5) 第63条第1項第2号の「容器を喪失し、又は盗取されたとき」とは「容器を失ったとき」と同義と考えられるが、これは容器が転々流通することにより失った容器の犯罪等不正使用による弊害を妨ぐことを目的にしていると思われる。¹⁾

（罰 則）

- (1) 第63条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第1号）
- (2) 第63条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第6号）
- (3) 第64条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第83条第2号）

【参考文献】

- 1) A-2
2) A-6

（許可等の条件）

第65条 第5条第1項、第14条第1項、第16条第1項若しくは第19条第1項の許可又は第49条の21第1項若しくは第49条の33第1項の承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受ける者に不当の義務を課することとならないものでなければならない。

第66条から第72条まで 削除

（解 説）

本条は、都道府県知事が、高圧ガスの製造、高圧ガス貯蔵所の設置等の許可をするとき、登録容器等製造業者や外国登録容器等製造業者が型式承認するときは、不当な義務とならず、かつ、最少限度の範囲で許可又は承認に条件を附することができる旨の規定である。これは、それぞれの

許可又は承認については、人的要件あるいは物的要件が法律上はつきりしており、許可について行政庁の自由裁量の余地はないこととしているが、特に、後者の物的要件については、それぞれの事業所等が、個々具体的であって一律に許可の物的要件のみでは災害予防に万全を期することができないので、これを補則するために、許可又は承認に際して、条件を附することができるものとしているものである。しかし、これら条件の内容については、特に法で定めていないため、不当に義務を課すおそれがあるので、第2項に、条件を附すに際しては、公共の安全の維持、災害の発生の防止のため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当の義務を課することとならないものとしている。

許可の条件に違反した場合には、第38条の規定により、当該許可を取り消されることがあり、また罰則の対象となっている。¹⁾

(運用の実態)

- (1) 第2項の具体的な範囲については、「第5条第1項、第14条第1項」にあつては第8条の許可の基準についての適合の有無及び公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあるか否かを判断している。許可後の基準適合維持については法第11条によっているが、後者については、維持義務がないので、許可に条件を附し維持させている。また第16条第1項及び第19条第1項の許可の場合にあつては、貯蔵所の基準以外の貯蔵の方法等の基準（例えば、貯蔵する高圧ガスの種類及び数量の制限）について条件を附して運用している例があるが、これらの基準についてはむしろ本条による条件ではなく許可基準として定めた方がよいと考えられる。
- (2) 許可又は承認を与えた後に、本条による条件を新たに附することができるか否かについては、疑義のあるところであるが、運用においては、原則として許可又は承認の際に附すようにしている。
- (3) 本条でいう「条件」とは、「法律行為を組み立てる意思表示の一部分で、その法律行為の効力の発生又は消滅を実現するかどうかの確定していない将来の事実にかからせるもの」の意味での条件に限らず、期限（行政行為の効果を将来到来することの確実な事実に係らしめる意思表示をいい、例えば、1月1日から製造開始することとして許可する。）、負担（主たる意思表示に附随して、行政行為の相手方に対し、これに伴う特別の義務を命ずる意思表示をいい、例えば、施設について占有契約を結ぶこととして許可する。）、取消権の留保（主たる意思表示に附加して特定の場合に行政行為を取り消し得べき権利を留保する意思表示をいい、例えば、犯罪の用途に供した場合は取り消すこととして許可する。）等すべての行為の効力を何らかの点で制限しているいわゆる附款を広く含めた意味で運用されている。¹⁾

(罰 則)

第65条の条件に違反した者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第81条第11号）

【参考文献】

- 1) A-2

（手数料）

第73条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

- 一 削除
- 二 削除
- 三 削除
- 四 削除
- 五 削除
- 六 第20条第3項第2号の認定又はその更新を受けようとする者
- 七 削除
- 八 製造保安責任者試験を受けようとする者
- 九 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者
- 十 製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者
- 十一 削除
- 十二 削除
- 十三 削除
- 十四 削除
- 十五 第35条第1項第2号の認定又はその更新を受けようとする者
- 十六 容器検査又は容器再検査を受けようとする者
- 十六の二 第49条の5第1項若しくは第49条の31第1項の登録又はその更新を受けようとする者
- 十六の三 第49条の15（第49条の31第2項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付を受けようとする者
- 十六の四 容器等製造業者登録簿、外国容器等製造業者登録簿、特定設備製造業者登録簿又は外国特定設備製造業者登録簿（以下この条において「容器等製造業者登録簿等」という。）の謄本の交付を請求しようとする者
- 十六の五 容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者
- 十六の六 第49条の21第1項又は第49条の33第1項の承認を受けようとする者
- 十七 容器検査所の登録又はその更新を受けようとする者
- 十八 第54条第2項の規定による刻印等を受けようとする者
- 十九 附属品検査又は附属品再検査を受けようとする者
- 二十 特定設備検査を受けようとする者
- 二十の二 第56条の6の2第1項若しくは第56条の6の22第1項の登録又はその更新を受けようとする者
- 二十の三 第56条の6の12（第56条の6の22第2項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付を受けようとする者
- 二十の四 特定設備基準適合証の交付を受けようとする者

二十一 指定設備の認定を受けようとする者

二十二 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証又は指定設備認定証の再交付を受けようとする者

2 前項の手数料は、第20条第3項第2号若しくは第35条第1項第2号の認定又はその更新を受けようとする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う製造保安責任者試験を受けようとする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う製造保安責任者免状の交付又は再交付を受けようとする者及び経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査、指定設備の認定、容器検査所の登録若しくは第49条の5第1項、第49条の31第1項、第56条の6の2第1項若しくは第56条の6の22第1項の登録若しくはそれらの更新を受けようとする者、第49条の15（第49条の31第2項において準用する場合を含む。）若しくは第56条の6の12（第56条の6の22第2項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付を受けようとする者、経済産業大臣若しくは産業保安監督部長に対し容器等製造業者登録簿等の謄本の交付若しくは容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者、第49条の21第1項若しくは第49条の33第1項の承認を受けようとする者、特定設備検査合格証若しくは指定設備認定証の再交付を受けようとする者又は特定設備基準適合証の交付若しくは再交付を受けようとする者並びに経済産業大臣若しくは産業保安監督部長が行う第54条第2項の規定による刻印等を受けようとする者の納付するものについては国庫の、協会がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては協会の、指定試験機関がその試験事務の全部を行う製造保安責任者試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

第73条の2 都道府県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき製造保安責任者試験又は販売主任者試験に係る手数料を徴収する場合においては、第31条の2第1項の規定により協会又は指定試験機関が行う製造保安責任者試験又は販売主任者試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を協会又は当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

（解 説）

第73条第1項は自ら特定変更工事の完成検査や保安検査を行うための認定を受けようとする者、高圧ガスの試験を受けようとする者、容器検査を受けようとする者等、手数料を納めなければならない者を規定している。これらの手数料の納付義務は法第4条で国に対しては適用がない。

第2項は、手数料の納付先を定めており、原則として経済産業大臣又は産業保安監督部長の権限にかかるものについては国庫の、協会が行う試験事務に係る者については協会の、また、指定試験機関が行う試験に係るものについては指定試験機関の収入とすることとなっている。また、以上の場合、経済産業大臣の権限が第79条の規定により都道府県知事に委任されている場合は、「経済産業大臣が行っていない」から当該都道府県知事の収入となるが、現在は自治事務のためその手数料の根拠は各都道府県の条例によることとなる。

第73条の2は、都道府県知事が第31条の2第1項の規定により試験事務を協会又は指定試験機関に行わせている場合には、条例で定めることにより協会又は指定試験機関の収入になる旨の規定である。¹⁾

（運用の実態）

協会又は容器検査所の登録を受けた者の行う容器再検査等の手数料については、協会と検査を受ける者との関係が私法上の問題であり、従って、手数料については定めていないが、しかしな

がら協会に対しては、協会に対する大臣の監督により（具体的には業務方法書のチェックをすることにより）適正な手数料の指導を行なうことはできるが、容器検査所の登録を受けた者についてはできない。しかも、容器検査所は第51条第1項の規定及び容器再検査を行うという公共的性格が強いことから、少なくとも手数料については明確にする必要がある。¹⁾

【参考文献】

1) A-2

（都道府県知事と公安委員会との関係等）

第74条 都道府県知事は、第5条第1項若しくは第16条第1項の許可をし、第5条第2項、第17条の2第1項、第20条の4、第21条、第24条の2第1項若しくは第24条の4第2項の規定による届出を受理し、又は第38条第1項の規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会、消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）又は管区海上保安本部長に通報しなければならない。

2 警察官は、第36条第2項又は第63条第1項の規定による届出を受理したときは、すみやかに、その旨を当該都道府県知事に通報しなければならない。

3 消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官は、第36条第2項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を当該都道府県知事に通報しなければならない。

4 都道府県知事は、第36条第2項若しくは第63条第1項の規定による届出を受理し、又は前2項の規定による通報を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

（解 説）

本法の運営に関し、経済産業大臣、都道府県知事のほか、警察官が第36条第2項の危険時の届出、第62条第5項の立入検査、第63条の事故届、第64条の現状変更の禁止の条項において、又、消防吏員、消防団員及び海上保安官が第36条第2項の危険時の届出において一機関として行政の一部を担当しているので、いづどこでどこの工場が設置され又は廃止されたか等について、これらについて監督する経済産業大臣又は都道府県知事として、本法の円滑なる運用上別個の行政機関である警察官の所属する公安委員会、消防長（消防本部を置かない市町村にあつては市町村長）又は管区海上保安本部長に通報する必要がある。本条は、この要請に基づき、政令（政令第17条）で定める区分により、それぞれ当該公安委員会等の行政機関に通報すべきことを規定したものである。つまり、製造の許可、高圧ガス貯蔵所の設置の許可をした場合、これらの廃止の届出のあった場合、又はこれらの許可の取消をした場合は、通報しなければならないことになっている。また、これら経済産業大臣又は都道府県知事から公安委員会等の行政機関に通報するのは反対に、第36条第2項の危険時の届出が警察官又は消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官にあった場合、第63条第1項の事故届が警察官にあった場合は、すみやかに、その旨を都道府県知事に連絡することも定めている。本条は、指揮系統の異なる行政庁が本法の行政庁となっているので、その運営の円滑を期待し、かつ、その連絡を規定したものである。¹⁾

【参考文献】

1) A-2

(公示)

第74条の2 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第20条第1項ただし書、第22条第1項、第31条第3項、第31条の2第1項、第35条第1項ただし書、第39条の7第1項、同条第3項、第44条第1項、第49条の8第1項、第56条の3第1項、第56条の6の5第1項又は第56条の7第1項の指定をしたとき。
 - 一の二 第20条第3項第2号又は第35条第1項第2号の認定をしたとき。
 - 一の三 第39条の12第1項の規定により認定を取り消したとき、又は同条第2項の規定により認定が効力を失ったことを確認したとき。
 - 二 第31条の2第1項の規定により協会又は指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。
 - 二の二 第49条の21第1項又は第49条の33第1項の承認をしたとき。
 - 二の三 第49条の28(第49条の33第2項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は第49条の29若しくは第49条の34の規定により承認を取り消したとき。
 - 三 第58条の6第1項又は第58条の22(第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第58条の31第2項、第58条の32第2項、第58条の33第2項及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。
 - 四 第58条の8第1項の許可をしたとき。
 - 五 第58条の15第1項若しくは第2項又は第58条の30(第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第58条の31第2項、第58条の32第2項、第58条の33第2項及び第59条において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくは完成検査、輸入検査、保安検査、検査組織等調査、容器検査等、特定設備検査若しくは指定設備の認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - 五の二 第58条の24(第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第58条の31第2項、第58条の32第2項、第58条の33第2項及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。
 - 六 第58条の16第1項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
- 2** 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
- 一 第31条の2第1項の規定により協会又は指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。
 - 二 第31条の2第1項の規定により協会又は指定試験機関に行わせることとした試験事務を協会又は指定試験機関に行わせないこととしたとき。
 - 三 第58条の6第2項の規定による届出があつたとき。
 - 四 第58条の16第1項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(解 説)

第1項は、経済産業大臣が完成検査、輸入検査、講習、試験、保安検査、認定に係る事前調査、容器検査、容器等製造業者に係る事前調査、特定設備検査、特定設備製造事業登録のための事前調査、指定設備の認定を行うための機関として指定したとき、完成検査や保安検査を自ら実施することができるよう認定したとき、試験を行わせることとしたとき、登録容器製造事業や外国登録容器等製造事業に係る承認をしたとき及び事務所の変更、業務の休廃止、指定の取消し等は、

それぞれ検査を受ける者、試験を受験する者等不特定な者と利害関係があるため、これらの事実を官報に公示することにより周知させるための規定である。

第2項は、都道府県知事が試験事務を協会又は指定試験機関に行なわせることとしたとき、行わせていた試験を行わせないこととしたとき、事務所の変更、知事自らが試験の一部又は全部を行うときは、受験者など不特定な者と利害関係があるため、これらの事実を県広報などに公示することにより周知させるための規定である。¹⁾

【参考文献】

1) A－3

（協会の意見の聴取）

第75条 経済産業大臣は、第8条第1号若しくは第2号、第12条第1項若しくは第2項、第13条、第15条第1項、第16条第2項、第22条第1項（第3号及び第4号を除く。）、第23条、第24条、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の5、第25条、第41条第1項、第44条第4項、第48条第1項第4号、第49条第2項、第49条の2第4項、第49条の4第2項、第50条第3項、第56条第5項、第56条の3第4項、第56条の7第2項又は第57条の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、協会の意見を聴かなければならない。

（解 説）

第75条は、この法律において規定できるものはすべて法律中に規定しているが、次々と改変されるものであって法律に規定することが不適当なものは、この法律中に根拠条項において省令に委任している。特に、技術上の基準は、常に変化すべきものであり、また、純技術的事項でもあるので省令に委任されたのであるが、本法においては、実質的に保安の主体となるものであり、法律が、国会において審議されるように制定又は改廃される際、審議されることがないので、これに代るものとして、協会の意見を聞き、その意見に基づく妥当な基準が制定又は改廃されることを期待するものである。

また、経済産業大臣が、技術上の基準等に係る省令を制定、改廃しようとするときは、協会に意見を聞くことが義務づけられている。

この趣旨は、業界側の自主保安の意識を国としても積極的に育成しようとするところにある。この規定を設けることにより、これが呼び水となり、協会の業務がより活発に、かつ、円滑に行われるのであれば、高圧ガス保安行政に多大なプラスとなると判断したからである。もちろん大臣は協会の意見にしばられるという拘束はなく、概念的には全く正反対の決定もできるのであるが、実際のところ、この規定がテコとなり極めて質の高い意見が提出され、それを採用することによって非常にプラスとなることが推測される。

一方、経済産業省設置法に基づく高圧ガス及び火薬類産業構造審議会がありながらも、あえて協会に意見を聞く趣旨は、前者が技術基準のみならず高圧ガス保安行政全般にわたる重要事項について調査、審議する（例えば、高圧ガス保安法を改正するための審議）に対して、後者は、技術的な事項について公正に審議するからである。従って、協会は技術的事項についての最高機関であることを認識し、単に現実の実態に迎合することなく将来の保安技術をも検討した上で技術的に公正な意見を述べることが要請されている。¹⁾

(運用の実態)

協会は第59条の28の第2号の規定により、経済産業大臣に意見を申し出ることができるにもかかわらず、あえて、第75条の規定により省令の制定、改廃のときに意見を開かなければならないのは、経済産業大臣が、協会に知らせることなく一方的に制定改廃を行うことを避けようとしたものであると考えられるが、現実には、このような状態を生じないので、第59条の28第2号の規定で十分ではないかと考えられる。¹⁾

【参考文献】

- 1) A-2

(聴聞の特例)

第76条 行政庁は、第38条、第53条又は第58条の30（第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第58条の31第2項、第58条の32第2項、第58条の33第2項及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第9条、第30条、第34条、第38条、第52条第4項、第53条、第58条の11（第58条の12第4項において準用する場合を含む。）、第58条の15第1項若しくは第2項、第58条の27（第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第58条の31第2項、第58条の32第2項、第58条の33第2項及び第59条において準用する場合を含む。）又は第58条の30（第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第58条の31第2項、第58条の32第2項、第58条の33第2項及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(解 説)

第76条は、行政庁が、第38条、第53条及び第58条の30の規定により許可等の取消の命令をするときは、行政手続法の規定による意見陳述のための区分にかかわらず聴聞を行わなければならない旨の規定である。

また、経済産業大臣又は都道府県知事が、第9条、第38条、第53条、第58条の15または第58条の30の許可、登録若しくは指定の取消をし、又は業務の停止処分を行い第30条の製造保責任者免状又は販売主任者免状の返納の命令、第34条、第52条第4項、第58条の11若しくは第58条の27の保安統括者等、販売主任者、検査主任者、指定試験機関の役員又は指定完成検査機関の業務規定に違反した者の解任を命令しようとするときは、聴聞の期日における審理を公開で行うこととしたのは、公正、かつ、民主的に行ない行政庁の不当な行政処分を無くそうとするための規定である。聴聞には、被処分者が遠隔の地に居たり、あるいは業務等個人の特殊条件を配慮して、当該処分にかかる者に意見を述べる機会を与えなければならない。聴聞は、公開により行わなければならないとされているので、一般人の参加は当然認められている。

第3項でいう「利害関係人」とは、主として第三者の行為または公の機関がする処分によって自己の利益を害されるおそれのある地位にある者をいい、関係者（広く職業上の権限に基づいて、

他人の行為に関与することもできる者も含められ、例えば、第62条第1項の関係者）とは異なる。具体的には、例えば、第一種製造者に対する保安統括者等の解任命令に際しては、当該保安統括者等は利害関係人となる。この利害関係人から当該聴聞に関する手続きに参加することを求めたとき、聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により許可しなければならない旨の規定である。当該聴聞に関する手続きに参加することとは、意見を述べる機会を与えられることをいう。

1)

【参考文献】

1) A-2

（協会等の処分等についての審査請求）

第77条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項並びに第49条第3項の規定の適用については、協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の上級行政庁とみなす。

（解 説）

第77条は、行政庁の処分に対しては、行政不服審査法により、審査請求することができるが、行政庁類似の機関が行なった処分については、特別の規定がない限り審査請求ができない。そのため、協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関は一種の行政行為を行っているので、これらの者の処分に不服がある者は、経済産業大臣を行政不服審査法に規定する上級の行政庁とみなし、同大臣に審査請求することができる旨の規定である。¹⁾

【参考文献】

1) A-2

（審査請求の手続における意見の聴取）

第78条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査又は指定設備の認定の結果についての処分を除く。）又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第11条第2項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第2項から第5項までの規定を準用する。

（解 説）

第78条は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申し立てに対する裁決又は決定は、第76条の趣旨と同様に公開による意見聴取をした後にしなければならない旨を定めている。この場合、高圧ガス保安法の実体審議をする必要のない裁決（例えば、行政不服審査法による審査請求等ができない処分について審査請求等が行われた場合却下されるが、この場合の裁決をいう。）については、本条の拘束は受けないと解して運用している。通常、法令においては、却下する場合を除いて相当の期間をおいて予告した上で、公開による意見聴取を行わなければならない旨明確に規定しているので、この趣旨に沿って明確にする必要がある。「容器検査又は容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査及び指定設備の認定の結果についての処分」については、審査請求等に対する裁決等が、公開による意見の聴取をした後にする必要がない旨規定している。¹⁾

【参考文献】

- 1) A-2

(審査請求の制限)

第78条の2 第39条の規定による処分については、審査請求をすることができない。

(解 説)

第78条の2には、第39条の緊急措置に基づく処分は、処分内容が緊急性を持っているため、不服申し立ての時間的余裕がなく、審査請求できないこととして規定している。¹⁾

【参考文献】

- 1) A-2

(経過措置)

第78条の3 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(解 説)

第78条の3は、高圧ガス保安法に基づく政省令を定めるときには、従来から経過措置を定めることができることとなっている。¹⁾

【参考文献】

- 1) A-3

(都道府県又は指定都市が処理する事務)

第78条の4 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。第79条の2及び第79条の3において同じ。)が行うこととすることができる。

(解 説)

第78条の4は、経済産業大臣の権限に属する事務を、政令で定めるところにより都道府県知事又は指定都市で行うことができる旨を規定したものである。

（権限の委任）

第79条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、産業保安監督部長又は他の行政機関に行わせることができる。

（解 説）

第79条は、監督行政の適正化又は事務手続の円滑化という観点から、政令で定めるところにより経済産業大臣の権限事項を産業保安監督部長又は他の行政機関に委任して行わせることができる旨を規定したものである。¹⁾

【参考文献】

1) A-2

（経済産業大臣の指示）

第79条の2 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は指定都市の長に対し、この法律又は第78条の4の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされる事務に関し、必要な指示をすることができる。

（解 説）

第79条の2は、第78条の4では、経済産業大臣の権限である事務を都道府県知事又は指定都市の長が行うことができる旨を規定したので、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときに、事務を行わせることとした経済産業大臣に事務を行う者へ必要な指示ができる旨を規定したものである。

（大都市の特例）

第79条の3 第2章及び第3章（第29条第3項、第29条の2第1項、第30条、第31条第2項並びに第31条の2第1項及び第3項を除く。）並びに第39条の11、第49条の30（第49条の33第2項において準用する場合を含む。）、第49条の35、第56条の4第3項（第56条の6の14第4項及び第56条の8第3項において準用する場合を含む。）、第61条第1項、第62条第1項、第63条、第64条、第65条第1項及び第74条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（解 説）

第79条の3は、総務省が進める地方分権推進の一環として、住民に最も身近な行政主体である市

町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県が処理する事務・権限を市町村へ移譲等の取組を進めているが、この一環として本法においても都道府県知事が処理する事務のうち、都道府県知事がその区域において一体的に処理することが適当であるとして政令で定める事務（現時点では定められていない。）を除く事務を指定都市の長の事務とし、都道府県知事に関する規定を指定都市の長に適用する旨規定したものである。

なお、本条による権限の移譲は、2018年（平成30年）4月1日から施行される。

第6章 罰則

第80条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第5条第1項の許可を受けずに高圧ガスの製造をした者
- 二 第38条第1項の規定による製造の停止の命令に違反した者
- 三 第39条第1号の規定による製造のための施設の使用の停止の命令又は同条第2号の規定による製造の禁止若しくは制限に違反した者
- 三の二 第49条の30又は第49条の35の規定による命令に違反した者
- 四 第53条の規定による命令に違反した者

第80条の2 第58条の30（第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第58条の31第2項、第58条の32第2項、第58条の33第2項及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第80条の3 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第29条の2第2項の規定に違反して、免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らした者
- 二 第58条の13第1項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

第80条の4 第58条の15第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第80条の5 第59条の26の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第81条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 削除
- 二 第14条第1項の許可を受けずに製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造

をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した者

三 第16条第1項、第20条第1項若しくは第3項、第27条の2第1項、第3項若しくは第4項、第27条の3第1項若しくは第2項、第27条の4第1項、第28条第1項、第33条第1項、第48条第1項から第4項まで、第51条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者

四 第19条第1項の許可を受けないで高圧ガス貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をした者

四の二 第22条第3項の規定による命令に違反した者

五 削除

六 第38条第1項の規定による貯蔵の停止又は同条第2項の規定による製造、貯蔵、販売若しくは消費の停止の命令に違反した者

七 第39条第1号の規定による第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所若しくは特定高圧ガスの消費のための施設の使用の停止の命令、同条第2号の規定による引渡し、貯蔵、移動、消費若しくは廃棄の禁止若しくは制限又は同条第3号の規定による命令に違反した者

八 第46条第1項若しくは第2項、第47条第1項、第54条第3項又は第56条の5第1項（第56条の6の15第1項及び第56条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者

九 第49条第3項若しくは第4項又は第49条の4第3項の規定による刻印若しくは標章の掲示をせず、又は虚偽の刻印若しくは標章の掲示をした容器検査所の登録を受けた者

十 第50条第4項の制限に違反して容器再検査若しくは附属品再検査を行つた者又は第56条の6の4第2項の制限に違反して特定設備の検査を行つた者

十一 第65条の条件に違反した者

第82条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第11条第1項若しくは第2項、第15条第1項、第18条第1項若しくは第2項、第20条の6第1項、第22条第1項、第28条第2項、第37条、第44条第1項、第45条第3項、第46条第3項、第47条第2項、第49条第5項、第49条の2第1項、第49条の3第2項、第49条の4第4項、第51条第2項、第56条の4第2項（第56条の6の14第4項及び第56条の8第3項において準用する場合を含む。）又は第56条の5第2項（第56条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 削除

三 第56条の3第1項又は第2項の規定による検査を受けない者

三の二 第26条第1項の危害予防規程を定めないで高圧ガスの製造をした者

四 第41条第2項の規定による命令に違反した者

五 第49条の26の規定による禁止に違反した者

第83条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項、第14条第2項、第17条第2項、第19条第2項、第20条の7、第21条、第24条の4、第26条第1項、第27条の2第5項（第27条の4第2項、第28条第3項又は第33条第3項において準用する場合を

含む。)、第27条の2第6項(第27条の3第3項において準用する場合を含む。)、第39条の9第1項若しくは第2項、第49条の12、第49条の14、第52条第2項、第56条の2、第56条の6の9、第56条の6の11又は第63条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第12条第1項若しくは第2項、第13条、第23条、第24条、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の5、第25条、第36条第1項、第56条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第56条の6(第56条の6の15第2項及び第56条の9第2項において準用する場合を含む。)、第57条又は第64条の規定に違反した者

二の二 第5条第2項の規定による届出をしないで同項第1号の製造の事業又は同項第2号の製造を開始した者又は虚偽の届出をした者

二の三 第14条第4項の規定による届出をしないで製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、若しくは製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した者又は虚偽の届出をした者

二の四 第17条の2第1項の規定による届出をしないで高圧ガスを貯蔵した者又は虚偽の届出をした者

二の五 第19条第4項の規定による届出をしないで第2種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事をした者又は虚偽の届出をした者

二の六 第20条の4の規定による届出をしないで高圧ガスを販売した者又は虚偽の届出をした者

二の七 第24条の2第1項の規定による届出をしないで特定高圧ガスを消費した者又は虚偽の届出をした者

三 第30条又は第56条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

四の二 第35条の2の規定による検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

四の二の二 第39条の10第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、検査記録を保存せず、又は検査記録の提出を拒んだ者

四の三 故なく都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に第36条第1項の事態の発生について虚偽の届出をした者

四の四 正当な理由なく、第49条の19の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

四の五 第56条の6の13第2項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

四の六 正当な理由なく、第56条の6の二十の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

五 第60条第1項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

六 第61条第1項又は第63条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第62条第1項又は第5項の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第83条の2 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一 第58条の8第1項の許可を受けなくて試験事務の全部を廃止したとき。

- 一の二 第58条の24（第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第58条の31第2項、第58条の32第2項、第58条の33第2項及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第60条第2項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 第61条第2項から第4項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第62条第2項から第4項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第83条の3 第59条の35第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第84条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第80条、第81条、第82条又は第83条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第85条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、20万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第59条の6第1項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第59条の28第1項及び第3項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第59条の29第3項、第59条の30第4項（第59条の30の2第3項において準用する場合を含む。）又は第59条の34第2項の規定による経済産業大臣の命令に違反したとき。
- 五 第59条の33第1項の規定に違反して財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載をした財務諸表提出したとき。

第86条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 一 第10条の2第2項（第24条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第20条の4の2第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第59条の7の規定に違反して高圧ガス保安協会という名称を用いた者

（解 説）

第6章は、本法の各条項の違反行為について、その行為の本法上における公共の安全の維持、災害の発生防止のため支障を及ぼし、又は支障をきたすおそれのある程度に応じて、第80条から第86条までにわたり刑罰について規定している。

第84条は、いわゆる両罰規定である。両罰規定とは、犯罰が行われた場合に、行為者本人のほか、その行為者と一定の関係にある他人（法人を含む。）がこれに連座して刑に処せられるべき旨を定めた規定をいう。現行法の下では、かつて行われた血縁による両罰を定めたものではなく、

両罰規定としては、いずれも、犯罪が法人又は人の業務（又は財産） に関して行われた場合に、行為者のほかにその法人又は人に対して連座的に罰を科することを定めたものばかりである。

また、連座的な罰としての刑罰の種類は、財産刑に限り、身体刑や自由刑を定めたものはない。

両罰規定の書き方については、現行法上、おのずから一定の型ができ上がっている第一の型は「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務（又は財産） に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。」という趣旨の規定であり、第二の型は、第一の型と同趣旨の原則をまず規定して、ただし書として、当該違反行為を防止するため相当の注意及び監督が尽されたことの証明があるときは、その法人又は人に罰を科さないという除外規定をおいているものである。（第二の型は、1950年（昭和25年）から1953年（昭和28年）までの間に制定された法律に多く用いられている。）

第二の型の両罰規定にあつては、違反行為者に対する監督が尽されたことの立証によって法人又は人が免責されること、つまりこの両罰規定が法人又は人の従業者に対する監督上の過失責任を定めたものであることは明らかであるが、第一の型の両罰規定の場合にも、その趣旨は法人又は人の完全な無過失責任を定めたものではないと解すべきと考える。

1947年（昭和22年）法律142号による改正前の入場税法17条ノ3の両罰規定（この規定は、上述の第一の型に属する） について、「同条は事業主たる人の代理人、使用人その他の従業者が入場税を逸脱し、又は逸脱しようとした行為に対し、事業主として右行為者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽さなかった過失の存在を推定した規定と解すべく、したがって、事業主において右に関する注意を尽したことの証明がなされない限り、事業主もまた刑事責任を免れ得ないとする注意と解するを相当とする。」とした最高裁判所の判例がある（1957年（昭和32年）11月27日大法廷判決）。この判例は、裏からいえば、違反行為を防止するために必要な注意を尽したことの証明がなされれば、事業主は刑事責任を免かれることを示したものであつて、旧入场税法17条ノ3を上述の第二の型の両罰規定と同じ趣旨に解釈したわけである。中型機船底曳網漁業取締規則31条の両罰規定（これも上述第一の型に属する） について同旨の判例がある。（1958年（昭和33年）2月7日最高裁判所第二小法廷判決。）

なお、労働基準法121条、職業安定法67条、漁船法57条、漁港漁場整備法47条、質屋営業法35条には、上記のいずれの型とも、いくらか異なる両罰規定がある。

また、「法人の代表者が前4条の違反行為をする」とは、具体的には、例えば、A株式会社が会社として許可を受けずに高圧ガスの製造をした場合第80条第1号の規定によりA株式会社の代表者が罰せられ、会社については、第84条の規定により罰せられる。¹⁾

（罰 則）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第80条、第81条、第82条又は第83条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。（法第84条）

【参考文献】

- 1) A－2

第3編 各論（高圧ガス保安法施行令）

（政令で定める液化ガス）

第1条 高圧ガス保安法（以下「法」という。）第2条第4号の政令で定める液化ガスは、次のとおりとする。

- 一 液化シアン化水素
- 二 液化ブロムメチル
- 三 液化酸化エチレン

（解 説）

法第2条第4号の規定に基づき、本条で液化シアン化水素、液化ブロムメチル及び液化酸化エチレンの3種類を指定している。これらの液化ガスは、液状であれば圧力に関係なく高圧ガスに該当する。ただし、液化ブロムメチルは、次条第3項第5号で製造設備外のもの（容器内のもの）は適用除外されている。

指定された液化ガスの蒸気圧は比較的低いものの、次のように可燃性、毒性及び反応性が強く、危険性が高いガスである。

（1）液化シアン化水素（HCN）：別名「青酸」

アーモンド臭があり、極めて引火性が高く、猛毒である。液体状態で長時間貯蔵すると徐々に重合して暗褐色の爆発性の固体となるため、銅粉、亜硫酸ガス、硫酸等の安定剤を加えている。

沸点：約 25.7 °C、許容濃度：5ppm、爆発範囲：5.6～40vol%、用途：アクリロニトリル・蛍光染料の原料、農薬・殺そ剤原料、冶金用、鉱業用等

（2）液化ブロムメチル（CH₃Br）：別名「メチルブロマイド」「臭化メチル」

僅かにクロロホルム臭がある。爆発範囲が狭いので引火爆発の危険性は少ないが火気は厳禁である。目、皮膚、気道を刺激し、神経系統に障害を起こすことがある。オゾン層破壊物質に指定されている。

沸点：約 3.56 °C、許容濃度：1ppm、爆発範囲：10～16vol%、用途：穀類のくん蒸剤、土壌の滅菌、病害虫の殺虫剤等に使用されていたが、近年では、主に代替不可能な防疫くん蒸に使用されている。

（3）液化酸化エチレン（（CH₂）₂O）：別名「エチレンオキサイド」

芳香のある極めて可燃性及び引火性の高いガスであり、蒸気は空気や酸素が存在しない場合でも分解爆発を起こすことがある。鉄、スズ、アルミニウムの無水塩化物、酸、アルカリ、酸化鉄、酸化アルミニウム等が触媒的作用となって重合して発熱し、密閉容器を破裂させることもある。

また、毒性が強く、多量に吸引すると麻酔作用を起こし死に至ることがある。

沸点：約 10.7 °C、許容濃度：1ppm、爆発範囲：3.0～100vol%、用途：エチレングリコール等の原料、界面活性剤、医療器具の殺菌等

（改正の経緯）

1951年（昭和26年）の高取法施行当時の政令で定める液化ガスは、「温度35度において圧力

0 キログラム毎平方センチメートルを超えるもののうち、シアン化水素ガス、フreon 11 ガス、ブromメチルガス又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの（シアン化水素ガス、フreon 11 ガス、ブromメチルガスが指定）」であった。

その後、1951 年（昭和 26 年）5 月に酸化エチレンの容器の破裂事故が発生したことから、1953 年（昭和 28 年）の政令の改正により酸化エチレンが指定された。

一方、フreon 11 ガスは、製造過程で毒性ガスが発生するおそれがあるとされていた問題が解決されたことにより、1956 年（昭和 31 年）の政令の改正で削除された。

【酸化エチレンの事故（1951 年（昭和 26 年）5 月 23 日）】

前日搬入した 218 個の液化酸化エチレン容器を広場に置き、日覆を施しておいたうちの 1 個が白煙と大音響を発して破裂し、破片は 200 メートルの範囲に飛散、周囲の容器を 65 メートルの範囲に飛ばした。容器は、腐食がかなりひどく、その原因は、容器の鉄錆の触媒的作用による重合により発熱し、圧力が上昇して容器が破裂したものと考えられている。

1997 年（平成 9 年）の高圧ガス保安法施行令の施行により、本条は第 3 条から第 2 条に変わった。¹⁾

【参考文献】

1) A-6

（適用除外）

第2条 法第3条第1項第4号の政令で定める設備は、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備とする。

2 法第3条第1項第6号の政令で定める電気工作物は、発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断器であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するものとする。

3 法第3条第1項第8号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。

- 一 圧縮装置（空気分離装置に用いられているものを除く。次号において同じ。）内における圧縮空気であって、温度 35 度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）5 メガパスカル以下のもの
- 二 経済産業大臣が定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（次条の表第1の項上欄に規定する第1種ガス（空気を除く。）を圧縮したものに限る。）であって、温度 35 度において圧力 5 メガパスカル以下のもの
- 三 冷凍能力（法第5条第3項の経済産業省令で定める基準に従って算定した1日の冷凍能力をいう。以下同じ。）が3トン未満の冷凍設備内における高圧ガス
- 四 冷凍能力が3トン以上5トン未満の冷凍設備内における高圧ガスであるフルオロカーボン（不活性のものに限る。）
- 五 液化ブromメチルの製造のための設備外における当該ガス
- 六 オートクレーブ内における高圧ガス（水素、アセチレン及び塩化ビニルを除く。）
- 七 フルオロカーボン回収装置（回収したフルオロカーボンの浄化機能又は充てん機能を有するものを含む。）内におけるフルオロカーボンであって、温度 35 度において圧力 5 メガパスカル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

- 八 内容積 1 リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度 35 度において圧力 0.8 メガパスカル（当該液化ガスがフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）である場合にあっては、2.1 メガパスカル）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの
- 九 第 1 項に規定する設備内における高圧ガスであって、当該設備内のガスの容積（温度 0 度、圧力 0 パスカルの状態に換算した容積をいう。）が 0.15 立方メートル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの（第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号から前号までに掲げるものを除く。）

（解 説）

（1）第 1 項について

法第 3 条第 4 号の「鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス」を受けて、鉱山において鉱業を行うための設備のうち、「ガスを圧縮、液化、その他の方法で処理する設備」内の高圧ガスを適用除外とする旨の規定である。

なお、「鉱山」とは、鉱山保安法第 2 条第 2 項で定義されているように、鉱業を行う事業場をいうが、鉱物の掘採と密接な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設は除かれているので、次のような場合には、高圧ガス保安法が適用される。¹⁾

- ① 鉱山内において、液化石油ガスの販売を行う場合等「鉱業を行うため」でない場合
- ② 鉱山内における液化石油ガスの容器置場等、ガスを圧縮、液化する設備でない場合

（2）第 2 項について

法第 3 条第 6 号の「電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス」を受けて、電気工作物のうち、「発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断器であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するもの」内の高圧ガスは法の適用除外とする旨の規定である。

なお、これらの詳細は、内規政令第 2 条第 2 項関係に定められているが、法第 3 条第 1 項第 6 号の解説に記載しているので参照されたい。

（3）第 3 項について

法第 3 条第 1 項第 8 号により、政令で定めるものは法の適用除外とされているが、本項では低圧又は少量等で危険性が少ないとして適用除外となるものを規定している。¹⁾

（4）第 3 項第 1 号について

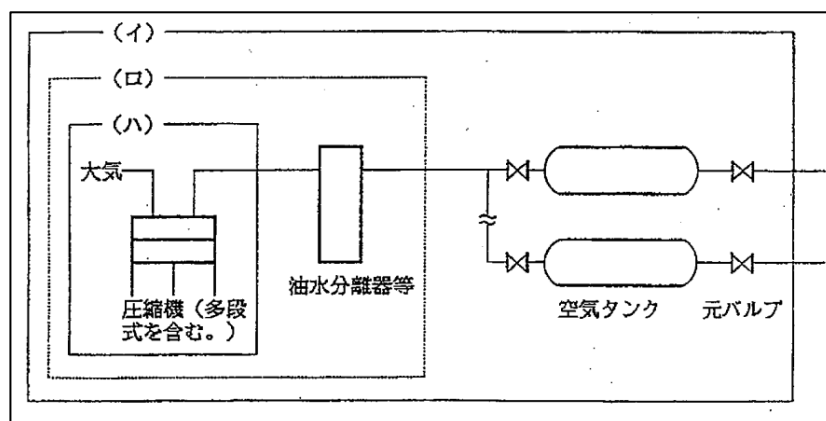
本号は、空気圧縮装置内における圧縮空気であって、温度 35 度に換算した圧力が 5 メガパスカル以下のものは適用除外とする旨の規定であるが、空気分離装置に用いる原料空気の圧縮装置は、空気分離装置と一体的に管理する主要設備であることから適用除外されていない。

なお、圧縮装置の範囲等については、次のとおりである（内規政令第 2 条第 3 項第 1 号関係）。

- ① 「圧縮装置」とは、圧縮機、空気タンク（設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものに限る。）、配管、油分離器等（位置は任意）から構成されるもの又は空気タンク等を有しない圧縮機をいい、図Ⅲ－1 の例に示す（イ）、（ロ）又は（ハ）の

範囲内の装置とする。

また、この圧縮装置には、圧縮機と同様の圧縮機構（往復動や遠心式等）で空気を圧縮すると同時に圧縮装置内で加工・成形する機器類を含むものとする。（2016 年（平成 28 年）11 月 1 日下線部が内規に追加）。



図III-1 圧縮装置の範囲

- ② 「温度 35 度においてゲージ圧力 5 メガパスカル」とは、空気タンクを有する圧縮装置（上図の（イ）のケース）については、空気タンク内の圧力を温度 35 度における圧力に換算した圧力とし、空気タンクを有しない圧縮装置（上図（ロ）又は（ハ）のケース）については、圧縮機の吐出し圧力を温度 35 度における圧力に換算した圧力とする。

なお、上記圧縮装置から排出された圧縮空気については、以下のとおり運用することとする。

(a) 法の適用を受ける場合

容器等への充てん行為等高圧ガスの製造をするとき

- (i) ただし、「タイヤの空気の充てん行為」及び「減圧弁による製造」は製造とはみなさない。
- (ii) 当該圧縮空気を容器等に充てんする場合は、処理設備がないこととなるため処理量は「0m³」として取扱う。

なお、当該圧縮空気を貯槽又は容器により貯蔵する場合には、貯蔵の基準がかかることとなるので、念のため。

(b) 法の適用を受けない場合

気密試験用等消費をするとき

(5) 第 3 項第 2 号について

本号は、空気を除く第一種ガスの圧縮装置内における圧縮ガスであって、温度 35 度に換算した圧力が 5 メガパスカル以下のものは適用除外とする旨の規定であるが、空気を除く第一種ガスは窒息の危険性があるため、次のいずれかの方法で設置されたものでなければならない（政令関係告示第 1 条）。

- ① 屋外に設置する場合は、漏洩したガスが滞留するおそれのあるピットの内部及びそれに

近接する場所に設置しないこと。

- ② 屋内に設置する場合は、圧縮装置周囲の水平方向の2方向以上が開放されており、かつ、障壁等の通気を妨げる物で通気が遮断されないこと。
- ③ ①及び②以外の場合は、設備内のガスが全量漏えいした場合に、ガスが滞留するおそれのある場所の空気中の酸素濃度が18パーセント未満とならないことが確認できること。又は、次の装置が全て設置されていることその他滞留を防止するための適切な措置が講じられていること。
 - (a) ガス漏洩検知警報設備、及び漏洩を検知した場合に圧縮装置の運転を自動的に停止する装置
 - (b) 圧縮機の吐出圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに、自動的に圧縮機を停止し、かつ、圧縮機吸入側のガスの流入を自動的に遮断する装置
 - (c) 滞留したガスを強制的に換気する装置であって、ガスが漏洩するおそれがある場所の構造に応じ十分な換気能力を有するもの

本号の圧縮装置の範囲等は、第1号の空気圧縮装置の解説と同様である。

なお、空気を除く第一種ガスの供給源が高圧ガスである場合には、当該部分は法の適用を受ける。²⁾

また、空気と空気を除く第一種ガスとの混合ガスは、温度35度に換算した圧力が5メガパスカル以下であり、かつ、第2号で定める方法により設置されている場合は適用除外となる。²⁾

(6) 第3項第3号について

冷凍能力が3トン未満の冷凍設備内の高圧ガスは、法の適用除外とする旨の規定である。冷凍能力は、冷凍保安規則第5条で定める冷凍能力の算定基準により算出した1日の冷凍能力である。

なお、高圧ガス（高圧ガス設備以外のガス設備内の低圧のガスを含む。）を冷却する「付属冷凍」についても、圧縮機の仕様等から冷凍能力を算出し、3トン未満であれば法の適用除外となる。第4号においても同様である。²⁾

(7) 第3項第4号について（2016年（平成28年）10月31日までは第3号の2）

冷凍能力が3トン以上5トン未満の冷凍設備であって、不活性のフルオロカーボン冷媒ガスとする冷凍設備内の高圧ガスは、法の適用除外とする旨の規定である。

これは、前号で冷凍能力3トン未満の冷凍設備内の高圧ガスは、ガスの種類に関係なく適用除外としているが、より安全な不活性のフルオロカーボン冷媒ガスとする冷凍設備については、冷凍能力5トン未満までを適用除外とするものである。冷凍設備の法適用区分を示すと図Ⅲ-2のとおりである。

冷凍能力RT	RT<3	3≦RT<5	5≦RT<20	20≦RT<50	50≦RT
冷媒ガス					
不活性のフルオロカーボン	適用除外		その他製造	第二種製造者	第一種製造者
不活性以外のフルオロカーボン	適用除外	その他製造	第二種製造者	第二種製造者	第一種製造者
アンモニア		その他製造	第二種製造者	第二種製造者	第一種製造者
不活性ガス（CO ₂ 、He等）		第二種製造者		第一種製造者	
その他（プロパン等）		第二種製造者		第一種製造者	

図Ⅲ－2 冷凍設備の法適用区分
(注 RT は法令冷凍トンを表す。)

(8) 第3項第5号について（2016年（平成28年）10月31日までは第4号）

液化ブロムメチルは、政令第1条で指定された高圧ガスであるが、爆発範囲が狭く引火爆発の危険性が少ないこと等から、製造設備外ものは、法の適用除外とする旨の規定である。

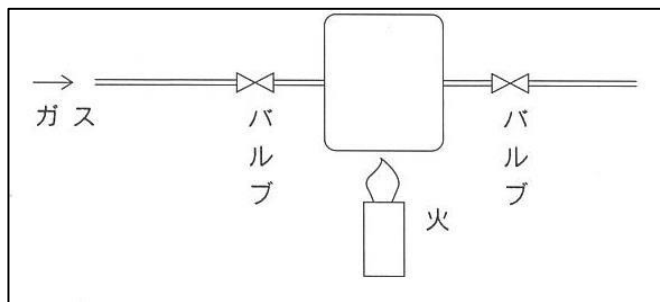
液化ブロムメチルは一般的に容器に充填されて流通しているが、この容器内のものは法の適用除外となる。ただし、液化ブロムメチルを製造する設備内のものは適用除外とはならないので注意する必要がある。

(9) 第3項第6号について（2016年（平成28年）10月31日までは第5号）

オートクレーブ（バッチ式反応釜）は、労働安全衛生法の第一種圧力容器又は小型圧力容器等の規制を受けるため法の適用除外とするものであるが、高圧ガスの種類が水素、アセチレン又は塩化ビニルの場合は、高圧法の適用を受ける。

また、図Ⅲ－3のように常時配管により他の設備と結ばれている釜は、適用除外とはならない（内規政令第3条関係）。

なお、ガスをオートクレーブに充填するときのみフレキシブルホースを接続し、充填後には取り外すもの（脱着式のものは、常時配管で接続されていないものとして運用されている場合が多い。



図Ⅲ－3 オートクレーブ

(10)第3項第7号について（2016年（平成28年）10月31日までは第6号）

フルオロカーボン回収装置内のフルオロカーボンであって、温度35度において圧力が5メガパスカル以下のもののうち、政令関係告示第2条で定める基準に適合するものは法の適用除外とする旨の規定である。

政令関係告示第2条では、回収装置、接合容器、着脱容器等の基準が定められており、これらの詳細は、通達「高圧ガス保安法施行令関係告示第2条の運用及び解釈について」に示されている。

フルオロカーボン回収装置には、圧縮方式、冷却方式又は液回収方式等があり、いずれも「高圧ガスの製造」の規制を受けるが、政令関係告示第2条で定める基準に適合するものは法の適用除外とするものである。

なお、適用除外の回収装置かどうかを判断することが難しいことから、法令上の認証制度ではないが、回収装置メーカー自身が、政令関係告示第2条の基準に適合することを認証する「自己認証」制度があり、自己認証の回収装置には「通産省告示第139号に基づく適合性自己認証製品」の表示がされている。⁴⁾

(11)第3項第8号について

内容積が1リットル以下の小さい容器内の液化ガスのうち、温度35度における圧力が0.8メガパスカル（フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）の場合は2.1メガパスカル）以下のものを適用除外とする旨の規定であり、詳細基準は政令関係告示第4条に定められている。

本号の適用除外となる例としては、エアゾール、ヘアスプレー、ガスライター、簡易ガスコンロ（卓上コンロ）用ガスボンベ、冷媒ガス用サービス缶等に充填されている液化ガスがある。

なお、本号中「温度35度における圧力が0.8メガパスカル（フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）の場合は2.1メガパスカル）以下のもの」とは、液化ガスの温度35度における蒸気圧をいう。また、缶の内容物が混合物であって、蒸気圧の物性が不明の場合には、温度35度における缶の内圧をもって、液化ガスの蒸気圧とみなす（内規政令第2条第3項第8号関係）。

(12)第3項第9号について（2016年（平成28年）11月1日追加）

高圧ガスを利用した新たな製品開発の動向に対応するため、ガスの量、ガスの種類、使用条件、設備の構造等から災害の発生のおそれがない高圧ガスとして、第1項の「ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備内」のガスの容積が標準状態で0.15立方メートル以下のもののうち、政令関係告示第4条の2で定める設備内の高圧ガスを法の適用除外とするものである。

政令関係告示第4条の2で定める設備の概要は次のとおりである。

- ① 分析機器内における高圧ガスであって、附属配管を含めた分析機器の内容積が100ミリリットル以下であり、かつ、使用時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造のもの
- ② エアバッグガス発生器（内容積が100ミリリットルを超えるものに限る。）内における高圧ガスであって、次の(a)から(c)までのいずれにも該当するもの
 - (a) 製造細目告示第12条の16第1号イに適合する高圧ガス^{※1}であって毒性ガス以外のものが封入してあること。

※1 可燃性ガス（アセチレン、エチレン及び水素を除く。）中の酸素の容量が全容量の4パー

セント未満のもの、酸素中の可燃性ガス（アセチレン、エチレン及び水素を除く。）の容量が全容量の4パーセント未満のもの、アセチレン、エチレン及び水素中の酸素の容量が全容量の2パーセント未満のもの、酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の2パーセント未満のもの）

(b) 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

(c) 法第44条第4項の容器検査又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。

なお、「エアバッグ」とは、高圧ガスをバッグ内に放出し、バッグを展開させることにより、衝突、転倒、落下等による衝撃の緩和、浮力の確保等の安全の確保に用いるもので、自動車用エアバッグ、着衣型エアバッグ、雪崩対策用エアバッグ、救命胴衣、衝撃緩和装置（高所作業用等）、電動車いすに装着するもの等をいう。また、これらのエアバッグを膨らませるための高圧ガスが封入されている設備を「エアバッグガス発生器」という。次号において同じ。²⁾

③ エアバッグガス発生器（内容積が100ミリリットル以下のものに限る。）内における高圧ガスであって、製造細目告示第12条の16第1号イに適合する高圧ガス^{※1}であって毒性ガス以外のものが封入してあること。

④ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第1項に規定する

空気銃又は第21条の3第1項に規定する準空気銃内における高圧ガスであって、次の(a)及び(b)のいずれにも該当するもの

(a) 内容積が500ミリリットル以下であること。

(b) 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。

⑤ 消火活動のため使用される放水銃内における高圧ガスであって、次の(a)及び(b)のいずれにも該当するもの

(a) 内容積が500ミリリットル以下であること。

(b) 充填されるガスが不活性ガス又は空気であること。

⑥ ④及び⑤に規定する空気銃、準空気銃又は放水銃へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであって、次の(a)及び(b)のいずれにも該当するもの

(a) 内容積が500ミリリットル以下であること。

(b) 充填するガスが不活性ガス又は空気であること。

なお、「高圧ガスを充填するための設備」とは、空気銃、準空気銃、放水銃へ高圧ガスを充填するための減圧弁、バルブ、ホース等の設備、又は圧縮機をいう。

⑦ 冷凍設備へ高圧ガスを充填するための設備内における高圧ガスであって、充填するガスが二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性ガスに限る。）であること。

なお、「高圧ガスを充填するための設備」とは、冷凍設備に高圧ガスを充填するためのゲージマニホールド、減圧弁、バルブ、ホース等の設備（圧縮機を除く。）をいう。

(13) 高圧法には規定されていないが、ガス事業法第47条の4で次のように規定されており、高圧ガスの製造又は販売に関する規定は、ガス事業及ガス工作物については適用しない。

【ガス事業法】

（高圧ガス保安法の適用除外）

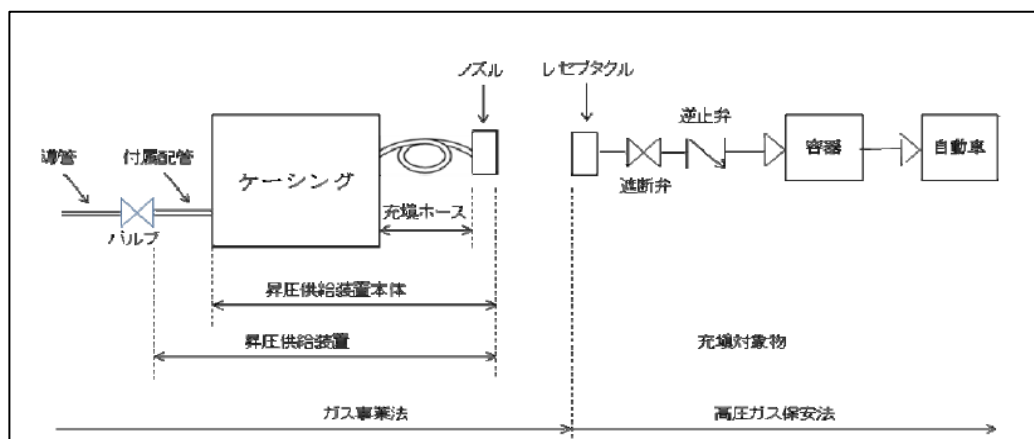
第 47 条の 4 高圧ガス保安法中高圧ガスの製造又は販売の事業及び高圧ガスの製造又は販売のための施設に関する規定は、ガス事業及びガス工作物については、適用しない。

※【昇圧供給装置】について

ガス事業法のガス工作物である昇圧供給装置（ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年省令第 111 号）第 60 条から第 63 条の基準に適合するもの）を使用して天然ガス自動車、カードル等に充填する行為については、ガス事業法上の「導管によるガスの供給」に該当し、当該充填に係る昇圧供給装置の安全確保、充填される天然ガス自動車、カードル等の高圧法への適合確認、その他本方式による充填行為に係る安全確保は、ガス事業法により行われ、同法第 47 条の 4 の規定により、高圧法は適用されない。

なお、本方式により充填を行う場合であっても、充填された天然ガス自動車、カードル等に係る安全規制（当該容器から他の容器への移充填、貯蔵又は移動に係る規制等）については高圧法が適用される。図Ⅲ－4 参照

この昇圧供給装置に関する通知は、2000 年（平成 12 年）10 月 17 日の保安課長通達（事務連絡）でされたが、現在は内規一般則第 2 条第 1 項第 23 号（圧縮天然ガススタンド）関係に示されている。²⁾



図Ⅲ－4 昇圧供給装置の適用範囲

（運用の実態）

- (1) 内規政令第 2 条第 3 項第 1 号関係の「設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたもの」とは、圧縮機や空気タンク等が一つの架台若しくはケーシングに組み込まれたもの、又は圧縮機と空気タンク等は別々に設置されているが一体の圧縮装置として管理されているものが代表例である。
- (2) 政令第 2 条第 3 項第 8 号の「温度 35 度における圧力が 0.8 メガパスカル（フルオロカーボン

（可燃性のものを除く。）の場合は2.1メガパスカル）以下のもの」に該当する液化ガスかどうかは、蒸気圧により判定できる。

液化石油ガスとフルオロカーボンについて例示すれば、次のものが本号の適用除外に該当するが、詳しくは蒸気圧曲線等を確認されたい。

- ① プロパンとブタンの混合物である液化石油ガスでは、プロパン分が約70%以下のもの
- ② フルオロカーボンでは、フルオロカーボン 11、フルオロカーボン 12、フルオロカーボン 22、フルオロカーボン 134a、フルオロカーボン 404A、フルオロカーボン 407C、フルオロカーボン 410A等（例えば、フルオロカーボン 23は蒸気圧が高いので適用除外にならない。）
- (3) 政令第2条第3項第9号の「第1項に規定する設備内」とは、鉱山保安法に係る適用除外の設備ではなく、同項の「ガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備」をいうものである。具体的には、高圧ガスを製造するための「処理設備」が該当し、高圧ガスを充填した容器等は適用除外にはならない。
- (4) 政令関係告示第4条の2第1号の「分析機器」は、二酸化炭素を超臨界状態にして目的物を抽出する装置が代表例であるが、分析機器の内容積が100ミリリットル以下であり、かつ、設計圧力を超えないような安全装置を設けたものであれば適用除外となる。

なお、分析器に二酸化炭素を供給する容器則適用の容器は適用除外にはならない。

- (5) 政令関係告示第4条の2第5号の「消火活動のため使用される放水銃」は、インパルス消火銃とも呼ばれるが、放水銃、水のタンク及び圧縮空気のボンベで構成されており、圧縮空気のボンベ内の圧力を2.5メガパスカル程度に減圧して放水銃の中に溜めた水の塊を一気に発射し、少量の水で効率良く消火活動を行うものである。

なお、1995年（平成7年）5月に適用除外とする旨の見解が示されていたが、本号で改めて適用除外としたものである。

- (6) 政令関係告示第4条の2第6号について

空気銃又は準空気銃のシリンダーや消火用放水銃の容器へ高圧ガスを充填する設備は、減圧弁、バルブ、ホース等の設備又は圧縮機があるが、これらも適用除外とするものである。

なお、消火用の放水銃の圧縮空気は、消火活動中の呼吸用圧縮空気のボンベを使用することが多いが、このような容器則適用の容器及びその容器に充填するための圧縮機は、適用除外にはならない。

- (7) 政令関係告示第4条の2第7号について

冷凍設備に冷媒ガスを充填する方法は、冷凍設備メーカーでは冷媒ガスの容器からポンプで計量シリンダーに送り規定量を冷凍設備に充填する方法が多いが、小型冷凍設備への冷媒ガス補充の場合は差圧を利用したマニホールド方式が多い。

本号の適用除外はマニホールド方式が対象であり、これにより二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性ガスに限る。）を冷凍設備に充填する場合は、充填する冷凍設備の大小にかかわらず、本号により「高圧ガスの製造」には該当しない。²⁾

なお、2016年（平成28年）11月1日の政令及び政令関係告示の改正により、同告示第4条の2第7号に該当する冷媒ガスを冷凍設備に充填する設備内の高圧ガスは適用除外となり、そ

の冷媒ガスの充填は高圧ガスの製造行為には該当しないが、容器に充填されている高圧ガスを販売する場合及び冷媒ガスを冷凍設備に充填して販売する場合は、次の高圧ガスを除き販売事業の届出が必要となる（内規政令関係告示第4条の2関係）。

- ① 政令第2条第3項第8号の内容積1リットル以下の政令関係告示第4条で定める適用除外容器内の高圧ガス
- ② 貯蔵数量が常時容積5立方メートル未満の販売所における政令第6条第4号の内容積1.2リットル以下の容器内の液化フルオロカーボン²⁾

（改正の経緯）³⁾

- (1) 1951年（昭和26年）の高取法施行当時は、鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガス、船舶内における高圧ガス、鉱山における鉱業を行うためガスを圧縮、液化その他の方法で処理する設備内における高圧ガス、ターボ式冷凍設備内における液化フレオン11ガス、製造設備外の液化フレオン11ガス、吸収式冷凍設備内の高圧ガスの適用除外は政令で規定されていたが、1963年（昭和38年）の改正で法律に格上げされた。

一方、航空機内の高圧ガス、電気工作物内における高圧ガス及び原子炉及びその附属施設内における高圧ガスの適用除外は、1963年（昭和38年）の高取法施行令の改正で追加されたが、その後、法律に格上げされた。

- (2) 吸収式冷凍設備内の高圧ガス（臭化リチウム）は、1953年（昭和28年）の高取法施行令の改正で追加されたが、臭化リチウムは通常の使用状態では高圧ガスに該当しないこと、及びアンモニアを冷媒ガスとする吸収式冷凍設備が出現したことから、1976年（昭和51年）の改正で法の適用除外から削除され、アンモニアの吸収式冷凍設備は法の適用対象とされた。
- (3) ターボ式冷凍設備内における液化フレオン11ガスは、高取法施行時には政令で規定されていたが、1956年（昭和31年）の改正で、液化フレオン11ガスが法第2条第4号の政令で定めるガスから削除されたことに加えて、沸点が23.77度、圧力が2キログラム毎平方センチメートルとなる温度が35度を超えるため、通常の使用状態では高圧ガスに該当しないことから適用除外からも削除された。
- (4) 1956年（昭和31年）の高取法施行令の改正で、「液化ガスと液化ガス以外の液体との混合液であって、その質量の100分の15が液化ガスの質量であり、かつ、温度35度において圧力6キログラム毎平方センチメートル以下の清涼飲料水、果実酒、ビール及び発泡酒」が追加されたが、2014年（平成26年）7月18日の内規法第2条関係の改正では「液体に気体が溶け込んでいる状態での当該気体（溶解ガス）は、圧縮ガスとして取扱い、第1号による。」とされ、液化ガスではないとの見解が示されたことにより、2016年（平成28年）11月1日の政令改正で削除された。
- (5) 1987年（昭和62年）7月7日の高取法施行令の改正により、空気駆動設備や気密試験装置等の規制緩和対策として「圧縮装置（空気分離装置に用いられるものを除く。）内における圧縮空気であって、温度35度において圧力50キログラム毎平方センチメートル以下のもの」が追加された。
- (6) 規制緩和推進計画の一つとして第一種ガスの圧縮装置についても適用除外とするため、1997

年（平成9年）の高圧法施行令の施行に合わせて、「経済産業大臣が告示で定める方法により設置されている圧縮装置内における圧縮ガス（空気を除く第一種ガスに限る。）であって、温度35度において圧力5メガパスカル以下のもの」が追加された。

- (7) 冷凍設備の適用除外は、高取法施行時には、「1馬力以下の動力を使用する冷凍設備内における高圧ガス」とされていたが、1963年（昭和38年）には計量法の計量単位の改正に伴い、「1馬力」が「0.75キロワット」とされた。

1976年（昭和51年）の改正では、冷凍能力3トン未満の冷凍設備内における高圧ガスに変更され、1999年（平成11年）の改正では安全な不活性のフルオロカーボン冷媒ガスとする冷凍設備については、冷凍能力5トン未満までを適用除外するものとされ、現在に至っている。

- (8) 液化ブロムメチルガスの製造のための設備外における液化ブロムメチルガスは、1956年（昭和31年）の改正で追加され、現在に至っている。
- (9) フロン回収装置は、1990年（平成2年）の高取法施行令の改正により、適用除外となる回収装置の基準が政令関係告示で制定された。

なお、政令関係告示の基準に適合する製品かどうかを判断することが難しい状況にあったので、法令上の義務ではないが、旧通商産業省検査所の検査制度及び回収装置メーカーの自己認証制度が設けられた。なお、旧通商産業省検査所の検査は1997年（平成9年）に廃止され、現在は回収装置メーカーの自己認証制度のみとなっている。^{4) 5)}

- (10) 1953年（昭和28年）の高取法施行令の改正で、エアゾール製品等の「製造設備外の質量500グラム以下の液化ガスであって通商産業大臣が定めるもの（圧力7キログラム毎平方センチメートル以下のもの）」が適用除外に追加された。1956年（昭和31年）の改正では、「圧力7キログラム毎平方センチメートル以下」が「圧力8キログラム毎平方センチメートル以下」とされ、1987年（昭和62年）の改正で、「製造設備外の質量500グラム以下の液化ガス」が、「内容積1リットル以下の容器内における液化ガス」に改正された。

1997年（平成9年）の高圧法施行令の施行により、圧力8キログラム毎平方センチメートルが圧力0.8メガパスカルに、1998年（平成10年）の改正で、不活性のフルオロカーボンである場合は2.1メガパスカル以下と規定されて、現在に至っている。

- (11) 2016年（平成28年）10月28日の政令第2条第3項の改正（同年11月1日施行）により、高圧ガスを利用した新たな製品開発の動向に対応するため、ガス量、ガス種、使用条件、設備の構造等から災害の発生のおそれがない高圧ガスを適用除外とすることから、同項に第9号が追加され、合わせて政令関係告示に第4条の2が追加された。この適用除外範囲の拡大により、第一種製造者から第二種製造者に変更になる場合、及び第一種貯蔵所から第二種貯蔵所に変更になる場合があるが、附則第2条及び第3条のみなし規定により、改めて手続きをする必要はない。

また、同時に、旧第3号の2の冷凍設備内の不活性のフルオロカーボンのうち冷凍能力5トン未満の適用除外を第4号とし、旧第6号のフルオロカーボン回収装置は第7号となった。

なお、旧第7号の液化ガスと液化ガス以外の混合液の適用除外は2014年（平成26年）7月18日改正の内規法第2条関係では「液体に気体が溶解込んでいる状態での当該気体（溶解ガス）」

は、圧縮ガスとして取扱い、第1号による。」とされたことから、これを2016年（平成28年）11月1日に削除し、政令関係告示第3条（政令第2条第3項第7号の経済産業大臣が定めるものは、清涼飲料水、果実酒、ビール及び発泡酒とする）は、2014年（平成26年）7月18日に削除された。

【参考文献】

- 1) A-2
- 2) C
- 3) A-6
- 4) 一般社団法人日本冷凍空調工業会ホームページ
- 5) 経済産業省フロン回収Q&A（平成23年12月）

（政令で定めるガスの種類等）

第3条 法第5条第1項第1号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	値
一 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「第一種ガス」という。）	300 立方メートル
二 第一種ガス及びそれ以外のガス	100 立方メートルを超え300 立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値

（解 説）

- (1) 法第5条第1項第1号では原則として、処理することができるガスの容積が1日100立方メートルのものは製造の許可が必要であることを規定し、括弧書きで「政令で定めるガスの種類に該当するものは政令で定めるガスの種類ごとに政令で定める値」として例外規定を設けているが、本条ではそのガスの種類と値を規定するものである。

本条表第1号では、比較的安全なガスである第一種ガスの場合は、処理能力が300立方メートル以上であれば許可対象であること規定している。

同表第2号では、第一種ガスと第一種ガス以外の両方の高圧ガスを製造する場合は、処理することができるガスの容積が1日100立方メートルを超え300立方メートル以下のものは、一般則第102条で規定する判定式で「T」を算出し、事業所の処理能力の合計値が「T」以上であれば許可対象であること規定している。

これらの詳細は、法第5条関係の解説に記載している。

- (2) 第一種ガスは、比較的安全なガスをいうが、周期表（周期律表）の18属に規定される「ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン」に加えて、「窒素、二酸化炭素、

フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気」が規定されている。

なお、本条表第1号上欄の括弧書中の「経済産業省令で定める燃焼性の基準」については、一般則第101条及び製造細目告示第15条に次のように定められている。

一般高圧ガス保安規則

（燃焼性の基準）

第101条

令第3条表第1号上欄の経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。
 - イ 爆発限界の下限が10パーセント以下のもの
 - ロ 爆発限界の上限と下限の差が20パーセント以上のもの
- 二 ガスと着火源の接続を維持しない限り火炎が認められないこと。

製造細目告示

（燃焼性の基準を満たすフルオロカーボン）

第15条

一般高圧ガス保安規則第101条第2号に規定する燃焼性の基準を満たすフルオロカーボンは、次のとおりとする。

- 一 フルオロオレフィン 1234yf
- 二 フルオロオレフィン 1234ze

これらの規定は、フルオロカーボンのうち、難燃性を有するものとして一般則第101条の燃焼性の基準に適合するものは「第一種ガス」とするものである。

新冷媒といわれるフルオロカーボン 32、フルオロオレフィン 1234yf 及びフルオロオレフィン 1234ze の爆発限界は次表のとおりであるが、フルオロカーボン 32 は爆発限界の下限が10パーセントを超え、かつ、爆発限界の上限と下限の差が20パーセント未満であるため一般則第101条第1号のイ及びロに該当せず、燃焼性の基準に適合する。

一方、フルオロオレフィン 1234yf 及びフルオロオレフィン 1234ze は、爆発限界の下限がいずれも10パーセント以下であるため、一般則第101条第1号イに該当するが同条第2号の自己燃焼性がないものとして、製造細目告示第15条で燃焼性の基準を満たすフルオロカーボンとされている。

ガス名	爆発範囲	備 考
フルオロカーボン 32	約 13.6～28.4%	一般則第 101 条第 1 号に非該当
フルオロオレフィン 1234yf	約 6.2～12.3%	一般則第 101 条第 1 号イに該当
フルオロオレフィン 1234ze	約 7.0～9.5%	一般則第 101 条第 1 号イに該当

（運用の実態）

- (1) 第一種ガスのみの混合ガスは第一種ガスとして扱い、第一種ガスと第一種ガス以外のガスの混合ガスは、第一種ガス以外のガスとして扱う（内規政令第 3 条関係）。
- (2) 第一種ガスと第一種ガス以外のガスの両方を製造する事業所について、許可が必要かどうかの判定方法については、法第 5 条関係の解説を参照されたい。

（改正の経緯）

- (1) 本条は、1997 年（平成 9 年）の高圧法施行令の制定時に新たに規定された。
- (2) 1999 年（平成 11 年）9 月 29 日の政令改正により、空気が第一種ガスに追加された（同年 10 月 1 日施行）。
- (3) 2016 年（平成 28 年）10 月 28 日の政令第 3 条の改正により、第一種ガスの定義中、「フルオロカーボン（可燃性のものを除く。）」が、第一種ガスに該当するフルオロカーボンを省令で定める必要性から「フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）」とされた。

第 4 条 法第 5 条第 1 項第 2 号 の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号 及び同条第 2 項第 2 号 の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	法第 5 条第 1 項第 2 号の政令で定める値	法第 5 条第 2 項第 2 号の政令で定める値
一 フルオロカーボン（不活性のものに限る。）	50 トン	20 トン
二 フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニア	50 トン	5 トン

（解 説）

- (1) 法第 5 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号では原則として、製造の許可が必要な冷凍能力は 20 トン以上、届出が必要な冷凍能力は 3 トン以上ものとし、括弧書きで「政令で定めるガスの種類に該当するものは政令で定める値以上」として、いわゆる例外規定を設けているが、本条ではそのガスの種類と許可又は届出が必要な冷凍能力を規定している。

表第 1 号では、不活性のフルオロカーボンを冷媒ガスとするものは、冷凍能力 20 トン以上 50 トン未満は届出対象、50 トン以上は許可対象であることを規定している。

表第 2 号では、アンモニア及び不活性ではないフルオロカーボンを冷媒ガスとするものは、

冷凍能力 5 トン以上 50 トン未満は届出対象、50 トン以上は許可対象であることを規定している。

なお、上記内容及び適用除外を考慮すると、①不活性のフルオロカーボン（フロン）は冷凍能力 5 トン以上 20 トン未満のもの、②アンモニア及び不活性ではないフルオロカーボン（ハロゲン化炭素）は冷凍能力 3 トン以上 5 トン未満のものは、法第 13 条の「その他の製造」の対象となる。¹⁾

- (2) 本条で指定された冷媒ガス以外のガス（例えば、二酸化炭素、ヘリウム、プロパン）は、法第 5 条第 1 項第 2 号の「冷凍能力 20 トン以上は許可」及び同条第 2 項第 2 号の「冷凍能力 3 トン以上は届出」の対象となる。

冷凍設備の法適用区分については、法第 5 条の解説及び政令の図Ⅲ-2 を参照されたい。

（運用の実態）

フルオロカーボン 32、フルオロオレフィン 1234yf 及びフルオロオレフィン 1234ze は、冷凍則第 2 条第 1 項第 3 号の「不活性ガス」に含まれていることから本条の「不活性のフルオロカーボン」に該当する。

また、表第 1 号及び第 2 号の「不活性のもの」は、冷凍則第 2 条第 1 項第 3 号の「不活性ガス」中、ヘリウム及び二酸化炭素を除いたものが該当する。

（改正の経緯）²⁾

- (1) 1983 年（昭和 58 年）12 月 10 日付け法律第 83 号により、法第 5 条の条文に「政令で定めるガスについては政令で定める値以上」が追加され、1984 年（昭和 59 年）6 月 5 日の高取法施行令の改正により、第 3 条の 2 に政令で定めるガスは「フロン」、政令で定める許可対象は「50 トン以上」、届出対象は「20 トン以上」とされた。
- (2) 本条は、1997 年（平成 9 年）の高圧法施行令の施行により第 3 条の 2 から第 4 条になったが、この施行に合わせて「フロン」が「フルオロカーボン」に改正された。
- (3) 1999 年（平成 11 年）9 月 29 日付けの政令改正により、フルオロカーボンが不活性のものに限定され、新たに、フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニアも 50 トン以上が許可対象とされた（同年 10 月 1 日施行）。

また、届出対象のものは、フルオロカーボン（不活性のものを除く。）及びアンモニアについては、「3 トン以上」から「5 トン以上」に改正された（同年 10 月 1 日施行）。

【参考文献】

- 1) C
- 2) A-6

第5条 法第16条第1項の政令で定めるガスの種類は、一の貯蔵所において次の表の上欄に掲げるガスを貯蔵しようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同項の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	値
一 第一種ガス	3000 立方メートル
二 第一種ガス以外のガス（経済産業省令で定めるガス（以下この表において「第三種ガス」という。）を除く。以下この表において「第二種ガス」という。）	1000 立方メートル
三 第一種ガス及び第二種ガス	1000 立方メートルを超え 3000 立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値
四 第一種ガス及び第三種ガス	300 立方メートルを超え 3000 立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値
五 第二種ガス及び第三種ガス	300 立方メートルを超え 1000 立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値
六 第一種ガス、第二種ガス及び第三種ガス	300 立方メートルを超え 3000 立方メートル以下の範囲内において経済産業省令で定める値

（解 説）

1997 年（平成 9 年）の高圧法の改正により¹⁾、従来の貯蔵所が、貯蔵数量に応じて第一種貯蔵所（法第 16 条第 1 項の規定により、あらかじめ都道府県知事の許可を受けるもの）及び第二種貯蔵所（法第 17 条の 2 第 1 項の規定により、あらかじめ都道府県知事に届出をするもの）に分けられた。これに伴い、第一種貯蔵所と第二種貯蔵所を区分するために、政令にて本条が制定された。

第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所のいずれも容積 300 立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する場合、前述の手続きを要することが定められているが、第一種貯蔵所と第二種貯蔵所の手続きの違いは、¹⁾ 第一種ガス、第二種ガス及び第三種ガスのガスの種類ごとの貯蔵数量が、本条の値以上の場合は第一種貯蔵所の許可を受けることとされ、それ未満の場合は第二種貯蔵所の届出をすることとされている。例えば、第一種ガスのみの場合は、その数値が容積 3,000 立方メートル以上であり、第二種ガスのみの場合はその数値が容積 1,000 立方メートル以上である。

なお、貯蔵所には複数のガスの種類の高圧ガスも貯蔵される場合もあるため、例えば、第一種ガスと第二種ガスを合わせて貯蔵するような場合については、省令（一般則第 103 条）に裾切り値を決める計算方法を示している。その結果、計算した数値以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、第一種貯蔵所の許可を受けることになる。

（運用の実態）

第三種ガスについては、平成 7 年（1995 年）3 月 20 に発生した地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件（通称「地下鉄サリン事件」）で用いられたサリンのような従来想像もしていないような危険性が非常に高い高圧ガスが現れた場合に指定をすることを想定して規定されたものである

が、平成 29 年 2 月 28 日現在までのところ第三種ガスに指定されたものはない。

【参考文献】

- 1) A－6

（販売事業の届出をすることを要しない高圧ガス）

第6条 法第20条の4第2号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。

- 一 医療用の高圧ガス（経済産業大臣が定める種類の高圧ガスを除く。）
- 二 内容積が300ミリリットル（経済産業大臣が定める種類の高圧ガスにあつては、300ミリリットル以下で経済産業大臣が定める値）以下の容器内における高圧ガス（経済産業大臣が定める種類の高圧ガスを除く。）であつて、温度35度において圧力20メガパスカル以下のもの
- 三 消火器内における高圧ガス
- 四 内容積1.2リットル以下の容器内における液化フルオロカーボン
- 五 自動車又はその部分品内における高圧ガス（経済産業大臣が定めるものを除く。）
- 六 経済産業大臣が定める緩衝装置内における高圧ガス（前号に掲げるものを除く。）

（解 説）

（1）販売事業の届出をすることを要しない高圧ガス

法第20条の4の規定により、高圧ガスの販売の事業を営もうとする者は、販売所ごとに事業開始の日の20日前までに、販売をする高圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとされている。ただし、同条第2号の規定により、医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積5立方メートル未満の販売所において販売するときはこの限りでないとされ、その法の規定を受けた政令の規定がこの第6条である。政令第6条で定める高圧ガスは、消費者の身近なところで使用されるものであつて、その保有する高圧ガスの量が少量であるものが規定されている。これらのガスのうち、次の高圧ガスについてさらに告示による規定がなされている。

① 医療用の高圧ガス

医療用の高圧ガスは医療用酸素、医療用窒素、圧縮用亜酸化窒素、医療用二酸化炭素等があるが、全ての医療用ガスが販売事業の届出を要しない（免除される）のではなく、経済産業大臣が定めるものは医療用の高圧ガスであっても届出を要する（免除されない）とされている。政令関係告示第5条第1項に、医療用の高圧ガスであっても販売事業の届出を要する（免除されない）ガスとして「液化酸素（在宅酸素療法用として販売するときに限る。）」と規定されている。

つまり、昨今は在宅酸素療法用として家庭用に液化酸素の普及が広がっているが、酸素を吸引しながら喫煙する等火気を使用し、着衣に火がついて患者が死亡する等の事故例が見受けられるため、販売業者の消費者への周知（保安指導）が重要であることに鑑みて販売事業の届出を免除しないこととされたものである。

② 自動車又はその部分品内における高圧ガス

この自動車又はその部分品内における高圧ガスについて、経済産業大臣が定めるものを除くとされているが、平成29年1月1日現在このガスに関して経済産業大臣が定めるものがないので、この規定から除かれる高圧ガスはない。

③ 経済産業大臣が定める緩衝装置内における高圧ガス（②に掲げるものを除く。）

この経済産業大臣が定める緩衝装置とは、政令関係告示第5条に次に掲げるもののうち、不活性ガス又は空気を封入したものであって設計圧力を超える圧力にならない構造のものとされている。

- (a) エア・サスペンション
- (b) 外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータその他の圧力、荷重等の変動の吸収若しくは緩和、荷重の支持又は蓄圧の用に供する装置であって、②に掲げるものを除く。）

（運用の実態）

法第20条の4関係の「運用の実態」を参照のこと。

（政令で定める種類の高圧ガス）

第7条 法第24条の2第1項の高圧ガスであって、その消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のものは、次に掲げるガスの圧縮ガス及び液化ガスとする。

- 一 モノシラン
- 二 ホスフィン
- 三 アルシン
- 四 ジボラン
- 五 セレン化水素
- 六 モノゲルマン
- 七 ジシラン

2 法第24条の2第1項の高圧ガスであって、当該ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するために特別の注意を要するものとして政令で定める種類のものは、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数量は、同欄に掲げる高圧ガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

高圧ガスの種類	数量
圧縮水素	容積 300 立方メートル
圧縮天然ガス	容積 300 立方メートル
液化酸素	質量 3000 キログラム
液化アンモニア	質量 3000 キログラム
液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項の1般消費者が消費するものを除く。）	質量 3000 キログラム（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条各号に掲げる者が消費する液化石油ガスの貯蔵設備にあっては、1万キログラム）
液化塩素	質量 1000 キログラム

（解 説）

法第24条の2の規定に、「その消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの」及び「高圧ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するために特別の注意を要するものとして政令で定める種類の高圧ガス（これらを「特定高圧ガス」と総称する。）を消費する者（その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が当該特定高圧ガスの種類ごとに政令で定める数量以上である者又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受ける者に限る。）は、事業所ごとに、消費開始の日の20日前までに、所定の事項を記載した書面を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。」とある。

この規定を受けて、本条第1項においては、その消費に際し災害の発生を防止するための注意を要するものとして圧縮ガス及び液化ガスとなるガスを掲名している。また本条第2項は、高圧ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するために特別の注意を要するものとして、高圧ガスの種類を掲名する他、貯蔵設備の貯蔵能力を規定している。

ここでは掲名されたこれらのガスの種類ごとの危険性等を次に述べることとする。

(1) モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン及びジシラン（特殊高圧ガス）

ここで注意すべきは、第1項に掲げてあるモノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン及びジシランの7種類の高圧ガスはその貯蔵数量が規定されていないことである。つまり、これらの高圧ガスはその貯蔵数量に関わらず、消費する場合には都道府県知事への届出その他所要の規制がかかるということになる。

これは、これらのガスがいずれのガスも極めて毒性が強く、かつ、自然発火する等の強い可燃性を有しているものであることに加え、これまで爆発火災等の事故が頻発していることによる。

これらの高圧ガスは、一般則第2条第1項第3号により、「特殊高圧ガス」と定義づけられている他、一般則第6条の製造設備が定置式製造設備である製造施設における技術上の基準において、特殊高圧ガスに特化された基準が定められている。

(2) 圧縮水素

水素は可燃性であって爆発限界が広く、漏えい等の際爆発を起こす危険性がきわめて大である。圧縮水素は、炭化水素を水蒸気改質等によって得られた水素を、圧縮したものであり、これを減圧弁によって減圧した後、金属の表面処理、燃料電池自動車の燃料その他溶接等に用いる。¹⁾

(3) 圧縮天然ガス

圧縮天然ガスは、天然ガス田から産出される可燃性ガスを圧縮したものである。メタンを主成分とし、水素に準ずる爆発性を有するほか、地中の水分を伴って配管等の腐食を招く危険性を持つ。使用に当たっては減圧した後、天然ガス自動車の燃料、工業用燃料、都市ガスの主たる原料、浸炭等の金属の表面処理に用いられる。¹⁾

(4) 液化酸素

液化酸素は、通常空気を液化分離して得られる。液化酸素を気化した後、アセチレンやプロピレンなどと共に溶断、溶接等に用いられる。酸素は、他のものを燃焼させる性質（支燃性ガス）のほか、液化酸素は極度の低温であるために熱を奪い他の物質を冷凍する性質等のために、普通の高圧ガスを消費するときとは異った危険性を有するものである。¹⁾

(5) 液化アンモニア

液化アンモニアは水素と窒素とを合成、冷却して得られる液化ガスであり、毒性、爆発性に加えて、微量の水分が加わると腐食性をも持つので、漏えいの危険性が大きい。通常気化器で低圧のアンモニアガスとし、化学肥料その他化学製品の原料、金属処理のための雰囲気ガス等として用いる。¹⁾

(6) 液化石油ガス

液化石油ガスは主として石油と共に気体として産出されるものである。またその他に石油精製時に得られるものもある。液化石油ガスは、加圧されて常温で液体となっている可燃性ガスであり、プロパン、ブタン等の炭素数3又は4の炭化水素の混合物又はこれらの単体をいう。空気に対して重いいため容易に拡散せず、低所に滞留して大規模な爆発を招く危険性が大きい。液化石油ガスは、一般的にはこれを気化器で気化し低圧で一般家庭や工場での燃料、自動車の燃料、金属の溶接、溶断、熱処理等に使用する。¹⁾

(7) 液化塩素

液化塩素は、塩水を電気分解して得られる塩素ガスを冷却して得られる液化ガスで、きわめて強い毒性を有し、また、微量の水分の混入によって腐食性を持つので、危険性が高い。使用に当っては、通常気化器によりガス化し、農薬、医薬の原料、漂白用等に用いる。¹⁾

なお、液化ガスの場合はガスの名称は「液化〇〇」となり、圧縮ガスの場合は「〇〇ガス」、「圧縮〇〇ガス」又は「圧縮〇〇」と使われており、両者を総称する場合には「〇〇」と称しており、例えば、本条の液化アンモニアは液状のアンモニアで、圧縮水素は気状の水素ガスである。

また、表のガス名の順序は圧縮ガス、液化ガスの順でそれぞれの中では、単体、化合物、混合物の順とし、液化塩素は量が異なるので最後に置かれている。¹⁾

（運用の実態）

法第24条の2関係の運用の実態を参照のこと。

【参考文献】

1) A-2

（委託の方法）

第8条 法第29条の2第1項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
 - イ 委託に係る免状交付事務の内容に関する事項
 - ロ 委託に係る免状交付事務を処理する場所及び方法に関する事項
 - ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
 - ニ その他経済産業省令で定める事項
- 二 委託をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示すること。

（解 説）

経済産業大臣や都道府県知事が行う製造保安責任者免状等の各種免状の交付に係る事務は、法第29条の2により所定の法人へ委託できるが、その委託の方法（契約書の記載内容、委託したときの公示）を規定している。

（運用の実態）

試験則第3条により、高圧ガス保安協会が委託先として規定されている。

（委託することのできない事務）

第9条 法第29条の2第1項の政令で定める事務は、法第29条第4項の規定による製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付の拒否に係る事務とする。

（解 説）

免状交付事務の委託に関して、委託することのできない事務として法第29条の2第1項に定めるものについて、「交付の拒否に係る事務」を挙げている。

（運用の実態）

委託できない事項に係る事務は、経済産業大臣又は都道府県知事が行うこととなる。

（完成検査等に係る認定の有効期間）

第10条 法第39条の8第1項の政令で定める期間は、5年とする。ただし、法第20条第3項第2号又は第35条第1項第2号の認定を申請した者が、検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める場合は、7年とする。

（解 説）

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとに認定の更新を受けるべきことを法第39条の8第1項に定めており、本条はその期間が5年であることを示している。ただし検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める（スーパー認定）場合については、その期間を7年としている。

5年（スーパー認定の場合は7年）ごとに更新を受けなければ、その認定の効力を失う。

（登録容器等製造業者等に係る登録の有効期間）

第11条 法第49条の9第1項（法第49条の31第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、5年とする。

（解 説）

登録容器等製造業者及び外国登録容器等製造業者の登録の更新期間は法第49条の9第1項において5年以上10年以内で政令で定める期間と規定されており、本条で5年としている。従って5年を超えない範囲で登録の更新を受けなければ、その効力を失う。^{1) 2)}

【参考文献】

- 1) A－2
- 2) A－6

（経済産業大臣が報告を求めることができる事項）

第12条 経済産業大臣が法第49条の32第1項第4号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 法第49条の33第2項において準用する法第49条の25の刻印等をした容器又は附属品の型式及び数
- 二 容器等製造設備及び容器等検査設備の状況
- 三 品質管理の方法及び検査のための組織に関する状況
- 四 法第49条の31第2項において準用する法第49条の7第4号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に関する状況
- 五 容器等検査規程の状況
- 六 法第49条の33第2項において準用する法第49条の24第1項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況並びに同条第2項の規定による検査の実施状況

（解 説）

経済産業大臣の登録を受けた外国登録容器等製造業者について、経済産業大臣がその登録を取り消す必要が生じたときに、外国登録容器等製造業者に対して、その業務又は経理の状況に関し報告を求めることができる規定である。¹⁾

【参考文献】

- 1) A－6

（容器検査所に係る登録の有効期間）

第12条の2 法第50条第1項の政令で定める期間は、5年とする。

（解 説）

容器検査所の登録の更新期間は、法第50条第1項において5年以上10年以内で政令で定める期間と規定されており、本条で5年としている。従って、5年を超えない範囲で登録の更新を受けなければ、その効力を失う。

なお、高取法では容器検査所の登録の有効期間は3年であったが、1997年（平成9年）11月の政令改正で、その期間が5年となった。¹⁾

（運用の実態）

容器検査所の登録の有効期間を誤認識して、有効期間が過ぎていたにもかかわらず、容器再検査を継続して行っていた容器検査所において、自治体の指示により全て回収され、再検査された事例が多々ある。

【参考文献】

- 1) A－6

（登録特定設備製造業者等に係る登録の有効期間）

第13条 法第56条の6の6第1項（法第56条の6の22第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、5年とする。

（解 説）

登録特定設備製造業者の登録の更新期間は法第56条の6第1項において5年以上10年以内で政令で定める期間と規定されており、本条で5年としている。従って、5年を超えない範囲で登録の更新を受けなければ、その効力を失う。¹⁾

【参考文献】

- 1) A－6

（経済産業大臣が報告を求めることができる事項）

第14条 経済産業大臣が法第56条の6の23第4号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 法第56条の6の22第2項において準用する法第56条の6の14第1項の検査の記録を提出した者について準用される法第56条の5第1項の表示をした特定設備の特定設備事業区分及び数
- 二 特定設備製造設備及び特定設備検査設備の状況
- 三 品質管理の方法及び検査のための組織に関する状況
- 四 法第56条の6の22第2項において準用する法第56条の6の4第1項第4号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に関する状況
- 五 特定設備検査規程の状況
- 六 法第56条の6の22第2項において準用する法第56条の6の13第1項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況並びに同条第2項の規定による検査の実施状況

（解 説）

経済産業大臣の登録を受けた外国登録特定設備製造業者について、経済産業大臣がその登録を取り消す必要が生じたときに、外国登録特定設備製造業者に対して、その業務又は経理の状況に関し報告を求めることができる。

（指定設備）

第15条 法第56条の7第1項の政令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 窒素を製造するため空気を液化して高圧ガスの製造をする設備でユニット形のもののうち、経済産業大臣が定

めるもの

二 冷凍のため不活性ガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でユニット形のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

（解 説）

公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして特に定められた設備を指定設備という。指定設備の処理能力からして、法第5条第1項の製造許可を受ける必要がある指定設備であっても、その申請の対象が指定設備のみであれば、製造許可を要せず、単体では法第5条第2項の届出対象となる。

具体的な指定設備の要件は、政令関係告示第6条に規定されている。

（1） 政令第15条第1号関係（窒素製造装置）

- ① 当該設備が定置式製造設備であること。
- ② 当該設備は窒素のみを製造するものであること。
- ③ 一般則第2条第18号及びコンビ則第2条第19号の規定により算出した当該設備の処理能力が100立方メートル以上であること。
- ④ 原料空気圧縮機の吐出圧力が、1メガパスカル未満であること。
- ⑤ 原料空気の不純物を精製除去するための吸着方式の設備を有すること。
- ⑥ 空気液化分離器は二重殻密閉構造のものであること。

（2） 政令第15条第2号関係（ユニット形冷凍機）

- ① 当該設備が定置式製造設備であること。
- ② 当該設備の冷媒ガスがフルオロカーボン（不活性のものに限る。）であること。
- ③ 当該設備の冷媒ガスの充填量が3,000キログラム未満であること。
- ④ 冷凍則第5条の規定により算出した当該設備の1日の冷凍能力が50トン以上であること。 ^{1) 2) 3)}

【参考文献】

- 1) A-4
- 2) A-5
- 3) A-6

（指定完成検査機関等に係る指定の有効期間）

第16条 法第58条の20の2第1項（法第58条の30の2第2項、第58条の30の3第2項、第58条の31第2項、第58条の32第2項、第58条の33第2項及び第59条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、5年とする。

（解 説）

指定完成検査機関の指定の更新期間は法第58条の20の2第1項において5年以上10年以内において政令で定める期間と規定されており、本条で5年としている。従って、5年を超えない範囲で指定の更新を受けなければ、その効力を失う。

なお、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関及び検査組織等調査機関の指定の更新期間については、法第58条の20の2の規

定を準用しているので、同様の期間となる。¹⁾

【参考文献】

- 1) A－6

（都道府県知事と都道府県公安委員会との関係等）

第17条 法第74条第1項の規定により、都道府県知事は、次の表の上欄に掲げる許可をし、届出を受理し、又は許可の取消しをしたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に通報しなければならない。

法第5条第1項若しくは第16条第1項の許可、法第5条第2項、第17条の2第1項、第20条の4、第21条、第24条の2第1項若しくは第24条の4第2項の規定による届出又は法第38条第1項の規定による許可の取消し	当該都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会
液化石油ガス又は液化天然ガス（冷凍に係る製造のための施設その他経済産業省令で定める施設内におけるものを除く。）に係る法第5条第1項若しくは第16条第1項の許可、法第5条第2項、第17条の2第1項、第20条の4、第21条第1項、第2項、第4項若しくは第5項、第24条の2第1項若しくは第24条の4第2項の規定による届出又は法第38条第1項の規定による許可の取消し	当該許可、届出又は許可の取消しに係る者の事業所、貯蔵所又は販売所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）及び当該事業所、貯蔵所又は販売所が海域に係るものである場合には、その所在地を管轄する管区海上保安本部長
第7条第1項各号に規定する高圧ガスに係る法第24条の2第1項又は第24条の4第2項の規定による届出	当該届出に係る者の事業所の所在地を管轄する消防長

（解 説）

本条は、法第74条において都道府県知事が行う許可等の処分について、本法の行政の一部を担当する都道府県公安委員会、消防長及び管区海上保安部長に通報する旨規定されているが、それぞれの通報先の機関又は機関の長へ通報すべき処分について具体的に明示したものである。

公安委員会へは、製造、貯蔵、販売、消費の事業所が許可や届出により新たに設置される場合と廃止した場合がそれに当たる。

消防長へは、可燃性で火災時に配慮を特に必要とし、社会へ多く普及している液化石油ガスと液化天然ガスを特定して公安委員会同様の行政行為がそれに当たる。

管区海上保安部長は、更に、その施設が海域に係る場合に限定されている。

消防長へは、特殊高圧ガスに係る消費施設の設置・廃止に係る届出もその漏えい時等における危険性から通報対象となる。

（運用の実態）

都道府県知事が行う許可等の処分が、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく事務処理の特例条例により市町村長等へ移譲されている場合には、移譲の方法等により都道府県経由又は市町村長等が直接通報先へ通報することとなる。

なお、法第79条の3により、都道府県知事が処理することとされている事務を指定都市の長が処理する場合には、当該指定都市の長が直接通報先へ通報することとなると考えられる。

（都道府県が処理する事務）

第18条 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務であつて、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当

該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 一 指定完成検査機関に関する法第 20 条第 1 項 ただし書、第 58 条の 22、第 58 条の 23 第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 24、第 58 条の 27、第 58 条の 29、第 58 条の 30、第 61 条第 2 項、第 62 条第 2 項並びに第 74 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 5 号の 2 に規定する事務
 - 二 指定輸入検査機関に関する法第 22 条第 1 項第 1 号、法第 58 条の 30 の 2 第 2 項 において準用する法第 58 条の 22、第 58 条の 23 第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 24、第 58 条の 27、第 58 条の 29 並びに第 58 条の 30、法第 61 条第 2 項、第 62 条第 2 項並びに第 74 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 5 号の 2 に規定する事務
 - 三 指定保安検査機関に関する法第 35 条第 1 項第 1 号、法第 58 条の 30 の 3 第 2 項 において準用する法第 58 条の 22、第 58 条の 23 第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 24、第 58 条の 27、第 58 条の 29 並びに第 58 条の 30、法第 61 条第 2 項、第 62 条第 2 項並びに第 74 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 5 号の 2 に規定する事務
- 2 次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。
- 一 乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状の交付並びにこれらの製造保安責任者免状に関する法第 30 条及び第 31 条第 2 項 に規定する事務
 - 二 内容積 500 リットル以下の容器に関する法第 41 条第 2 項 に規定する事務
 - 三 内容積 500 リットル以下の容器に関する法第 44 条第 1 項（同項 の指定に係る部分を除く。）、第 45 条第 1 項 及び第 2 項、第 48 条第 5 項、第 54 条第 1 項及び第 2 項並びに第 56 条第 1 項及び第 2 項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）
 - 四 容器再検査に関する法第 49 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）
 - 五 容器検査所の登録に関する法第 49 条第 1 項 に規定する事務
 - 六 内容積 500 リットル以下の容器に装置されている附属品に関する法第 49 条の 2 第 1 項、第 49 条の 3 第 1 項並びに法第 56 条第 4 項 において準用する同条第 1 項 及び第 2 項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に装置されている附属品に係るものを除く。）
 - 七 附属品再検査に関する法第 49 条の 4 第 1 項及び第 3 項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器の附属品に係るものを除く。）
 - 八 法第 50 条第 3 項 及び第 4 項、第 52 条第 2 項及び第 4 項並びに第 53 条に規定する事務
 - 九 法第 56 条の 2 に規定する事務
- 3 第 1 項の規定により法第 61 条第 2 項 及び第 62 条第 2 項 に規定する事務を行った都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の場合においては、法中当該各項各号に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（解 説）

法第 78 条の 4 で経済産業大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととすることができ旨規定しているが、本条第 1 項は、一の都道府県の区域内のみで業務を行おうとする指定完成検査機関、指定輸入検査機関、又は指定保安検査機関に係る事務を、第 2 項は、高圧ガス製造保安責任者免状の交付に係る事務、内容積 500 リットル以下の容器、容器附属品、容器検査所に係る事務を都道府県知事に行わせる旨の規定である。

第3項では、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関からその業務又は経理の状況に関し報告の徴収を行ったとき、又は立入検査を実施したときには、都道府県知事から経済産業大臣への報告を義務化したものである。

第4項は、第1項及び第2項で行わせることとした事務に係る経済産業大臣に関する規定を都道府県知事に適用がある旨の規定である。

（権限の委任）

第19条 次に掲げる経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長が行う。ただし、法第49条の17、第49条の29、第49条の30、第56条の6の18、法第58条の31第2項及び第58条の32第2項において準用する法第58条の30、法第61条第1項及び第2項、第62条第1項及び第2項並びに第74条の2第1項第2号の3及び第5号の規定による権限にあっては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 内容積が500リットルを超える容器に関する法第41条第2項の規定による権限
- 二 内容積が500リットルを超える容器及び内容積500リットル以下の鉄道車両に固定する容器に関する法第44条第1項（同項の指定に係る部分を除く。）、第45条第1項及び第2項、第48条第5項、第54条第1項及び第2項並びに第56条第1項及び第2項の規定による権限
- 三 その容器検査の業務を当該産業保安監督部の区域内のみに于行う指定容器検査機関に関する法第44条第1項（同項の指定に係る部分に限る。）、法第58条の31第2項において準用する法第58条の22、第58条の23第1項及び第3項、第58条の24、第58条の27、第58条の29並びに第58条の30、法第61条第2項、第62条第2項並びに第74条の2第1項第1号、第3号、第5号及び第5号の2の規定による権限
- 四 内容積が500リットルを超える容器及び内容積500リットル以下の鉄道車両に固定する容器に装置されている附属品に関する法第49条の2第1項、第49条の3第1項並びに法第56条第4項において準用する同条第1項及び第2項の規定による権限
- 五 法第49条の5第1項及び第4項、第49条の10、第49条の11第1項、第49条の12、第49条の14、第49条の15、第49条の17から第49条の20まで、第49条の21第1項、第49条の26、第49条の27、第49条の29、第49条の30、第61条第1項、第62条第1項並びに第74条の2第1項第2号の2及び第2号の3の規定による権限であって、容器又は附属品を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されている容器又は附属品の製造の事業を行う者に関するもの
- 六 その特定設備検査の業務を当該産業保安監督部の区域内のみに于行う指定特定設備検査機関に関する法第56条の3第1項（同項の指定に係る部分に限る。）、法第58条の32第2項において準用する法第58条の22、第58条の23第1項及び第3項、第58条の24、第58条の27、第58条の29並びに第58条の30、法第61条第2項、第62条第2項並びに第74条の2第1項第1号、第3号、第5号及び第5号の2の規定による権限
- 七 法第56条の6の2第1項及び第4項、第56条の6の4第2項、第56条の6の7、第56条の6の8第1項、第56条の6の9、第56条の6の11、第56条の6の12、第56条の6の14第1項、法第56条の6の15第2項において準用する法第56条の6、法第56条の6の16、第56条の6の18から第56条の6の21まで、第61条第1項並びに第62条第1項の規定による権限であって、特定設備を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されている特定設備製造業者に関するもの

八 法第74条第4項及び前条第3項の規定による権限

2 次に掲げる経済産業大臣の権限であつて、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するもの（2以上の都道府県の区域にわたって完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものに限る。）は、当該区域を管轄する産業保安監督部長が行う。ただし、法第61条第2項及び第62条第2項の規定による権限にあつては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 指定完成検査機関に関する法第20条第1項 ただし書、第58条の22、第58条の23第1項及び第3項、第58条の24、第58条の27、第58条の29、第58条の30、第61条第2項、第62条第2項並びに第74条の2第1項第1号、第3号、第5号及び第5号の2の規定による権限

二 指定輸入検査機関に関する法第22条第1項第1号、法第58条の30の2第2項において準用する法第58条の22、第58条の23第1項及び第3項、第58条の24、第58条の27、第58条の29並びに第58条の30、法第61条第2項、第62条第2項並びに第74条の2第1項第1号、第3号、第5号及び第5号の2の規定による権限

三 指定保安検査機関に関する法第35条第1項第1号、法第58条の30の3第2項において準用する法第58条の22、第58条の23第1項及び第3項、第58条の24、第58条の27、第58条の29並びに第58条の30、法第61条第2項、第62条第2項並びに第74条の2第1項第1号、第3号、第5号及び第5号の2の規定による権限

3 鉄道車両に固定する容器の容器再検査に関する法第49条第1項、第3項及び第4項に規定する経済産業大臣の権限並びに当該容器の附属品の附属品再検査に関する法第49条の4第1項及び第3項に規定する経済産業大臣の権限は、国土交通大臣が行う。

（解 説）

法第79条で経済産業大臣の権限を産業保安監督部長又は他の行政機関へ行わせることができる旨規定しているが、本条第1項及び第2項は、一つの産業保安監督部の区域内のみで行う事業に係る事務を産業保安監督部長へ行わせる旨の規定である。

第1項ただし書きにより、産業保安監督部長へ委任した事務であっても、登録容器等製造業者への登録や承認の取消し及び災害防止命令、登録特定設備製造業者への登録の取消し、指定容器検査機関及び指定特定設備検査機関の指定の取消し、法第61条の報告の徴収並びに法第62条の立入検査の実施等については、経済産業大臣が直接執行できるよう規定したものである。

第2項も第1項同様、ただし書きにより、産業保安監督部長へ委任した事務であっても、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に係る法第61条の報告の徴収や法第62条の立入検査の実施については、経済産業大臣が直接執行できるよう規定したものである。

第3項は、鉄道車両に固定する容器や附属品の再検査に係る権限は、軌道上の安全を所掌する国土交通大臣の事務とする旨の規定である。

（協議）

第20条 産業保安監督部長は、容器検査又は附属品検査において、鉄道車両に固定する容器又は当該容器の附属品（以

下「鉄道車両固定用容器等」という。）につき合格の決定をしようとするときは、当該鉄道車両固定用容器等を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する地方運輸局長に協議しなければならない。

（解 説）

鉄道車両に固定する容器や附属品の検査に係る権限は、産業保安監督部長の権限で行うこととしたが、地方における軌道上の安全を所掌する地方運輸局長の事務と密接な関係があるので、鉄道車両固定用容器等を製造する工場等の所在地を管轄する地方運輸局長に協議しなければならない旨規定したものである。

第 21 条 経済産業大臣は、鉄道車両固定用容器等の製造をする登録容器等製造業者に係る法第 49 条の 29 の承認の取消し又は外国登録容器等製造業者に係る法第 49 条の 33 第 1 項 の承認若しくは法第 49 条の 34 の承認の取消しの決定をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

2 産業保安監督部長は、鉄道車両固定用容器等の製造をする登録容器等製造業者に係る法第 49 条の 21 第 1 項 の承認又は法第 49 条の 29 の承認の取消しの決定をしようとするときは、当該鉄道車両固定用容器等を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する地方運輸局長に協議しなければならない。

（解 説）

本条第 1 項は経済産業大臣が承認した鉄道車両固定用容器等の製造をする登録容器等製造業者の承認の取消し、外国人登録容器等製造業者の承認及び承認の取消しを決定しようとするときは、軌道上の安全を所掌する国土交通大臣に協議しなければならない旨の規定である。

第 2 項は、産業保安監督部長が鉄道車両固定用容器等の製造をする登録容器等製造業者に係る承認又は承認の取消しを決定しようとするときは、鉄道車両固定用容器等を製造する工場等の所在地を管轄する地域の軌道上の安全を所掌する地方運輸局長に協議しなければならない旨の規定である。

参考文献一覧

高圧ガス取締法の解説（昭和 27 年 2 月、（有）一橋書房）
高圧ガス取締法逐条解説 ―その解釈と運用―（昭和 42 年 5 月、高圧ガス保安協会）
改正高圧ガス取締法 ―逐条解説―（昭和 51 年 7 月、（株）石油産業新聞社）
改正高圧ガス取締法 逐条解説（平成 4 年 5 月、高圧ガス保安協会）
高圧ガス取締法 政・省令解説（平成 4 年 5 月、高圧ガス保安協会）
行政機関向け 高圧ガス保安法令勉強会テキスト（平成 25 年 7 月、高圧ガス保安協会）
高圧ガス・液化石油ガス法令用語解説 第 3 次改訂版（平成 26 年 1 月、高圧ガス保安協会）
高圧ガス保安法法令解説（第 7 次改訂）（平成 28 年 3 月、セーフティーマネジメントサービス（株））
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）
（平成 26 年 7 月 14 日 20140625 商局第 1 号）
高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について
（平成 28 年 3 月 30 日 20160323 商局第 2 号）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について
（平成 26 年 10 月 22 日 20140901 商局第 3 号）
保安月報第 14 号（昭和 41 年）
保安月報第 21 号（昭和 41 年）
保安月報第 31 号（昭和 42 年）
保安月報第 34 号（昭和 42 年）
保安月報第 47 号（昭和 43 年）
保安月報第 184 号（昭和 55 年）
日本工業規格 医療ガス配管設備（JIS T 7101(2014)、日本規格協会）
一般社団法人日本冷凍空調工業会ホームページ
法令改正 Q&A 集（平成 29 年 2 月）
経済産業省フロン回収 Q&A（平成 23 年 12 月）

